

### 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、計画段階配慮事項を検討するに当たり、必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

#### 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況

###### 1. 気象の状況

事業実施想定区域は福井県北部の沿岸に位置する。

事業実施想定区域の周囲における地域気象観測所として、表 3.1-1 及び図 3.1-1 のとおり三国地域気象観測所が設置されている。

三国地域気象観測所における平年値及び令和 2 年の気象概況は表 3.1-2 のとおりである。令和 2 年の年平均気温は 15.2℃、年降水量は 2,062.0mm、年平均風速は 3.8m/s、年間日照時間は 1,749.6 時間である。

また、令和 2 年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-3、風配図は図 3.1-2 のとおりである。風向出現頻度は春季、秋季及び冬季は南南東、夏季は南が最も高い。年間の風向出現頻度は南南東が最も多く 22.0% である。

表 3.1-1 事業実施想定区域の周囲における地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風速計 の高さ	観測種目				
					気温	風向・ 風速	降水量	日照	積雪
三国	坂井市三国町平山	緯度 36° 14.6' 経度 136° 10.4'	34m	9.9m	○	○	○	○	—

注：「○」は観測が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

〔「地域気象観測所一覧（令和 3 年 1 月 20 日現在）」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕

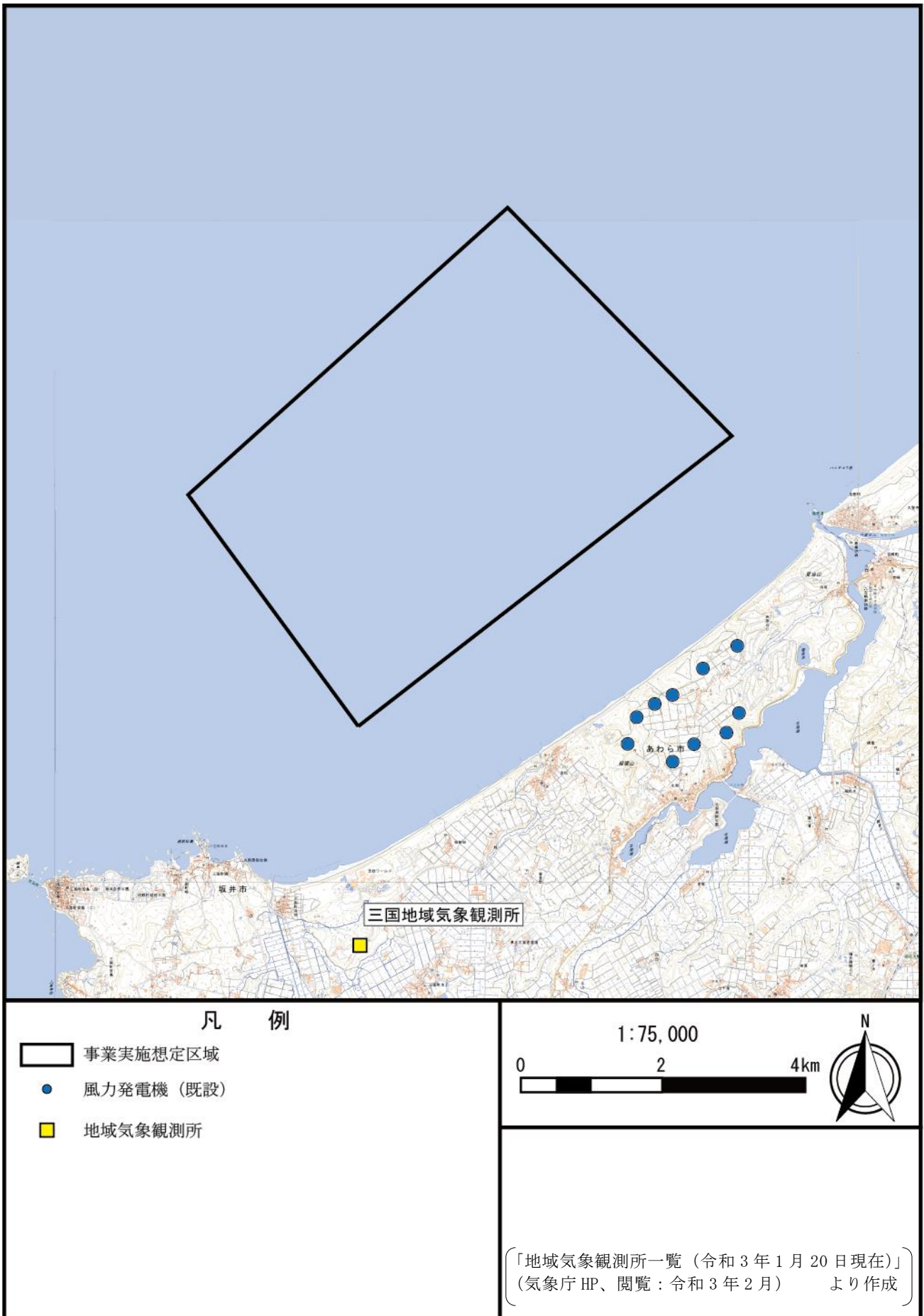


図 3.1-1 地域気象観測所位置

表 3.1-2(1) 三国地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	13.9	3.2	3.4	6.3	11.7	16.3	20.1	24.2	25.9	21.9	16.3	10.9	6.1
日最高気温 (°C)	17.8	6.5	6.9	10.2	16.0	20.5	23.8	27.8	29.8	25.8	20.5	15.0	9.8
日最低気温 (°C)	10.4	0.2	0.1	2.5	7.4	12.5	17.0	21.4	22.8	18.5	12.5	7.0	2.7
平均風速 (m/s)	2.3	2.9	2.7	2.6	2.4	2.1	1.8	1.7	1.8	2.0	2.1	2.6	2.9
最多風向	南南東	南南東	南南東	北東	南南東	南南東	北東	南南東	南南東	北東	北東	南南東	南南東
日照時間 (時間)	1,739.0	57.9	86.3	143.2	188.9	202.6	157.3	175.2	232.6	162.8	156.9	103.7	66.4
降水量 (mm)	2,066.0	210.0	130.4	137.4	120.5	144.4	175.7	227.7	119.1	206.0	152.4	195.8	235.4

注：平年値は1981～2010年の30年間の観測値の平均をもとに算出した。ただし、日照時間は1988～2010年の観測値による。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和3年2月)より作成〕

表 3.1-2(2) 三国地域気象観測所の気象概況（令和2年）

月	降水量 (mm)				気温 (°C)						風向・風速 (m/s)					日照 時間 (時間)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速			
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向		
1	193.0	31.0	7.5	4.0	6.6	10.1	3.5	16.4	-0.7	4.3	15.3	南南東	26.7	西	68.1	
2	110.0	31.0	7.5	3.0	6.0	10.2	2.2	16.2	-3.0	4.6	14.4	南南東	19.0	北西	86.7	
3	130.0	33.5	6.0	2.0	8.5	12.7	4.1	22.2	-1.1	4.3	14.4	北西	22.2	北西	157.3	
4	144.5	30.5	8.5	2.0	10.6	15.3	6.0	21.8	2.7	4.1	12.6	南南東	21.3	北東	198.8	
5	61.5	13.0	5.0	3.0	17.6	22.2	13.6	28.8	6.7	3.8	12.7	南南東	19.0	南	187.7	
6	246.0	108.5	31.0	11.5	22.3	26.5	18.9	33.8	14.9	3.2	13.8	南南東	19.2	南南東	202.3	
7	348.5	47.0	21.5	8.5	23.7	27.0	21.5	32.7	18.7	3.2	9.7	南南東	14.3	南	79.6	
8	59.5	41.0	23.5	9.0	27.9	32.1	24.3	37.4	21.6	2.9	9.6	南南東	14.2	西北西	257.5	
9	227.0	42.0	26.5	19.0	24.2	28.5	20.6	37.6	14.7	3.3	16.0	南南東	23.6	南南東	157.9	
10	125.5	53.5	13.5	8.0	16.7	21.1	12.7	25.6	4.6	3.3	10.4	南南東	15.8	西北西	151.8	
11	118.5	38.5	11.0	6.5	12.6	17.3	8.1	26.3	4.0	3.9	12.9	南	18.4	北西	137.9	
12	298.0	51.5	14.0	5.5	6.2	10.1	3.1	15.3	-0.2	4.8	14.4	北北西	28.4	西北西	64.0	
年	2,062.0	108.5	31.0	19.0	15.2	19.4	11.6	37.6	-3.0	3.8	16.0	南南東	28.4	西北西	1,749.6	

注：1. 「 ) 」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

2. 「 ] 」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和3年2月)より作成〕

表 3.1-3 三国地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和2年）

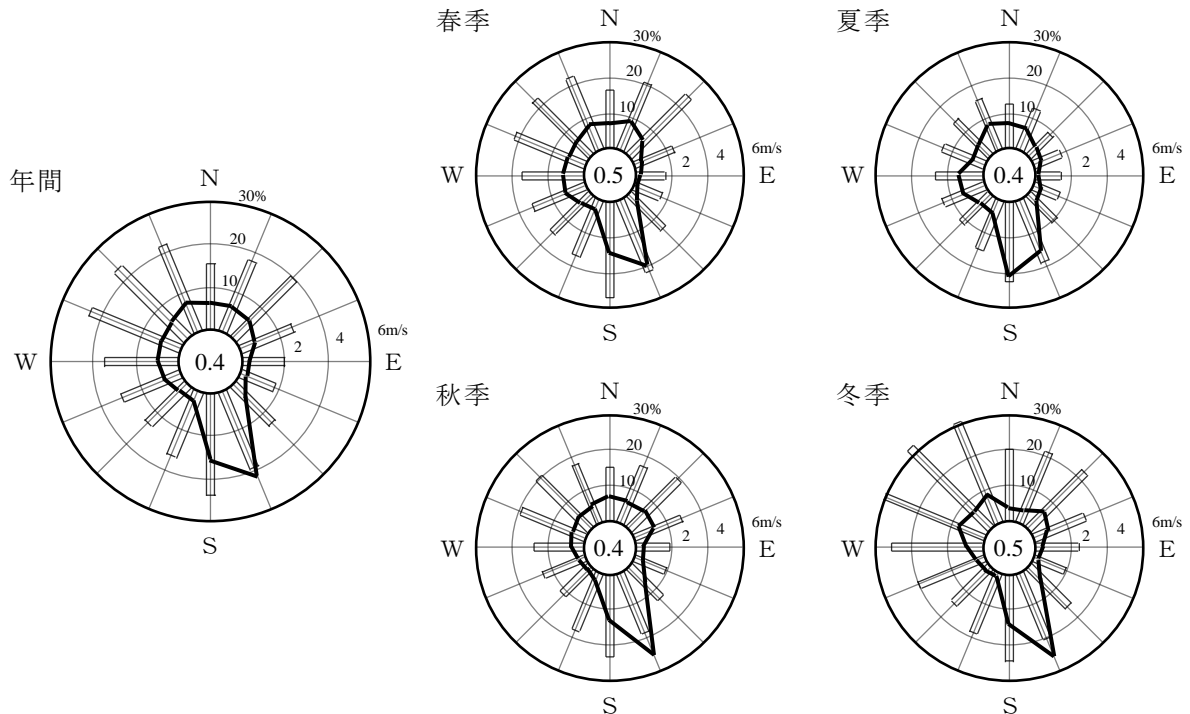
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1,2,12月）		年間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	8.6	4.1	6.2	2.5	6.2	3.5	3.6	4.3	6.1	3.6
北東	6.0	4.7	3.4	1.8	6.8	3.9	6.5	4.5	5.7	4.0
東北東	2.4	2.4	2.4	1.6	6.3	2.9	4.5	3.1	3.9	2.7
東	1.3	1.6	1.0	1.4	2.3	1.9	2.3	2.4	1.7	2.0
東南東	1.0	1.6	2.4	1.5	2.8	1.9	1.6	1.9	1.9	1.7
南東	3.4	2.7	3.4	2.1	6.9	2.5	5.1	3.2	4.7	2.6
南南東	20.3	4.3	16.1	3.8	25.8	3.7	26.0	4.0	22.0	3.9
南	14.5	5.4	21.5	4.5	13.4	4.6	14.3	4.9	15.9	4.8
南南西	2.9	3.4	4.4	3.0	2.9	3.5	1.4	3.7	2.9	3.3
南西	3.6	3.0	3.9	2.2	1.3	2.2	1.8	2.9	2.7	2.6
西南西	5.6	3.2	6.3	2.5	1.7	2.5	2.4	4.0	4.0	3.0
西	5.3	3.5	6.6	2.7	3.0	2.8	4.3	5.1	4.8	3.5
西北西	4.9	4.3	3.3	2.5	3.7	3.9	7.7	6.1	4.9	4.6
北西	5.6	4.5	4.3	2.8	4.8	4.1	6.3	6.4	5.3	4.6
北北西	7.5	4.4	7.6	3.1	5.1	3.6	8.3	6.1	7.1	4.4
北	6.7	3.3	6.7	2.5	6.5	3.0	3.4	4.0	5.9	3.1
静穏	0.5	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.5	0.1	0.4	0.1
合計・平均	100	4.1	100	3.1	100	3.5	100	4.5	100	3.8
（欠測）	0		0.1		0.3		0.3		0.2	

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和3年2月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和3年2月）より作成〕

図 3.1-2 三国地域気象観測所の風配図（令和2年）

## 2. 大気質の状況

事業実施想定区域の周囲の測定局として、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の金津局及び安島保育所局が設置されている。測定局の概要及び測定項目は表 3.1-4、位置は図 3.1-3 のとおりである。

表 3.1-4 測定局の概要及び測定項目（令和元年度）

区分	所在地	測定局	用途地域	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (Ox)	浮遊粒子状物質 (SPM)	炭化水素 (HC)	微小粒子状物質 (PM2.5)
一般局	あわら市	金津	住	—	○	—	○	○	—	—
	坂井市	安島保育所	未	○	○	—	—	○	—	—

注：1. 「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

2. 用途地域については以下のとおりである。

住：「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域のうち、第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域

未：用途地域が定められていない地域

〔令和 2 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、令和 3 年）より作成〕

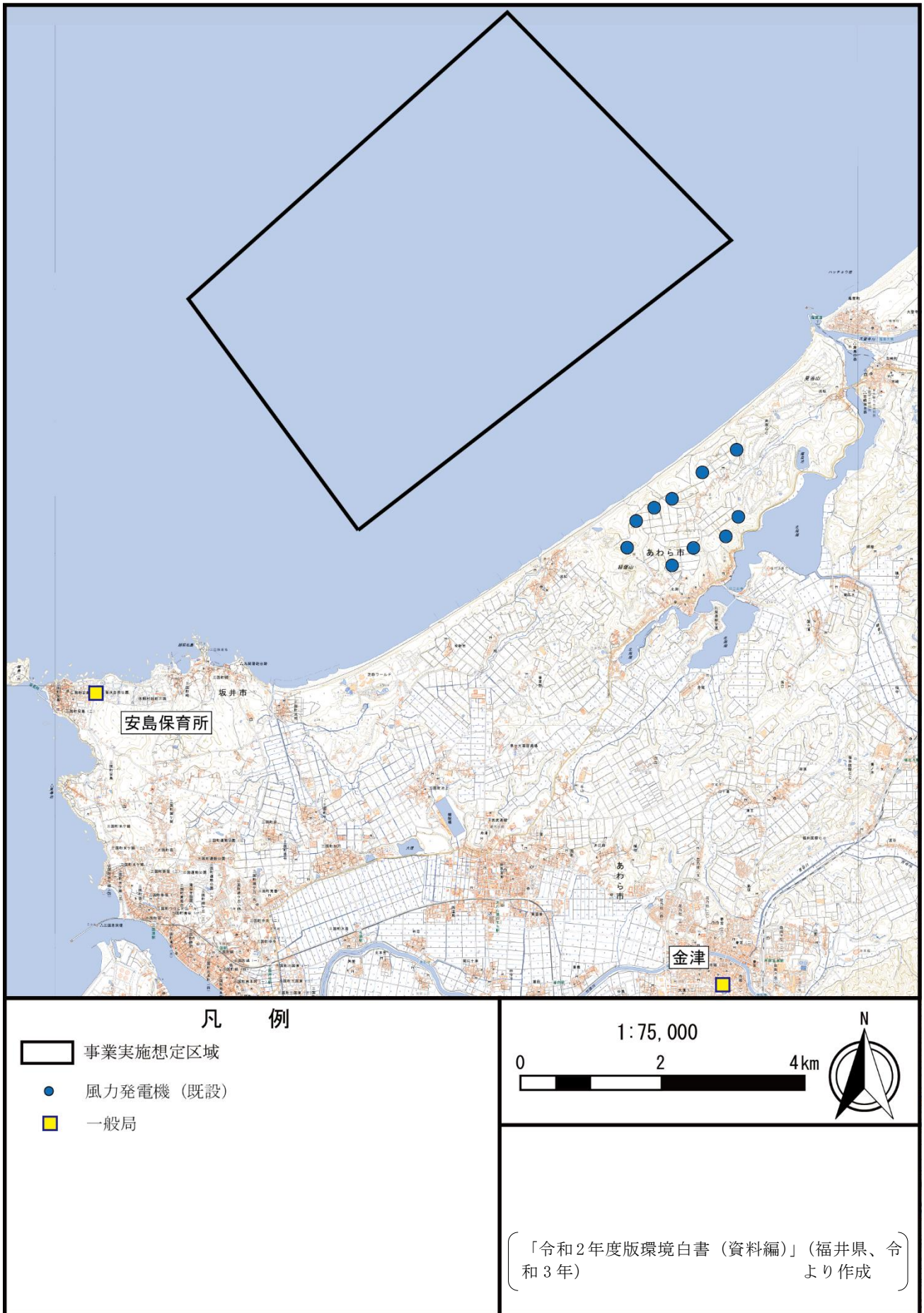


図 3.1-3 大気測定局の位置

(1) 二酸化硫黄

令和元年度における二酸化硫黄の測定結果は表 3.1-5 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間に於ける年平均値の経年変化は、表 3.1-6 及び図 3.1-4 のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2% 除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 3.1-5 二酸化硫黄の測定結果（令和元年度）

区分	所在地	測定局	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
					時間	%	日	%				
一般局	坂井市	安島保育所	364	0.000	0	0	0	0	0.006	0.001	○	0

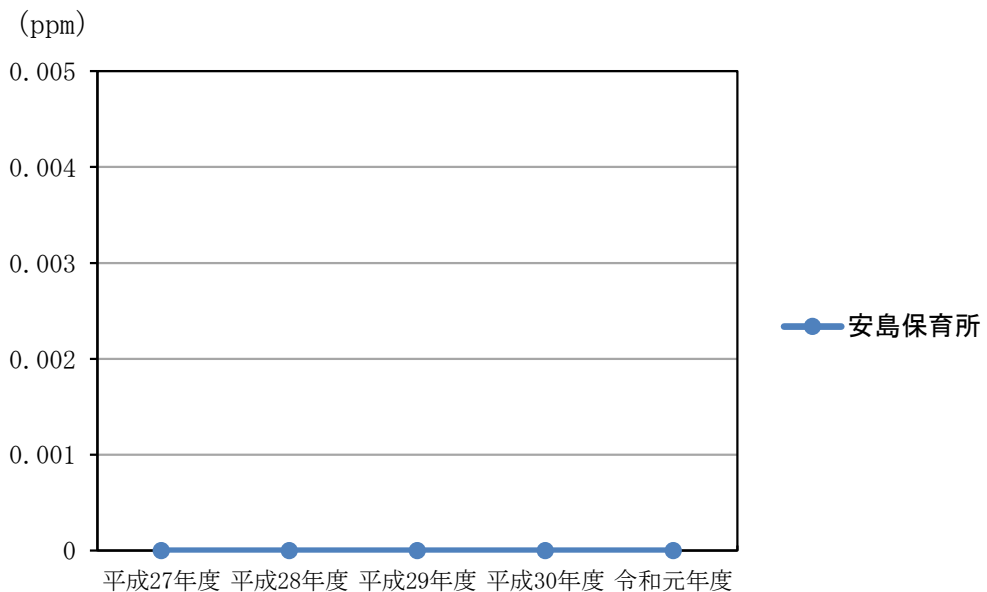
注：「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% の範囲の日平均値を除外した後の日平均値が 0.04ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2% 除外該当日に含まれている日数分については除外しない。

〔令和 2 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、令和 3 年）より作成]

表 3.1-6 二酸化硫黄の経年変化（平成 27～令和元年度）

区分	所在地	測定局	年平均値 (ppm)				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	坂井市	安島保育所	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

〔平成 28～令和 2 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、平成 29～令和 3 年）より作成]



〔平成 28～令和 2 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、平成 29～令和 3 年）より作成]

図 3.1-4 二酸化硫黄の経年変化（平成 27～令和元年度）

## (2) 二酸化窒素

令和元年度における二酸化窒素の測定結果は表 3.1-7 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間ににおける年平均値の経年変化は、表 3.1-8 及び図 3.1-5 のとおりである。

### ※ 環境基準とその評価

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準の評価：日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であること。

表 3.1-7 二酸化窒素の測定結果（令和元年度）

区分	所在地	測定局	有効測定日数 日	年平均値 ppm	1 時間値 の最高値 ppm	日平均値が 0.06ppm を超 えた日数とそ の割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とその 割合		日平均値 の年間 98% 値 ppm	98% 値評価 による日平 均値が 0.06ppm を 超えた日数 日
						日	%	日	%		
一般局	あわら市	金津	365	0.004	0.029	0	0	0	0	0.010	0
	坂井市	安島保育所	364	0.002	0.023	0	0	0	0	0.006	0

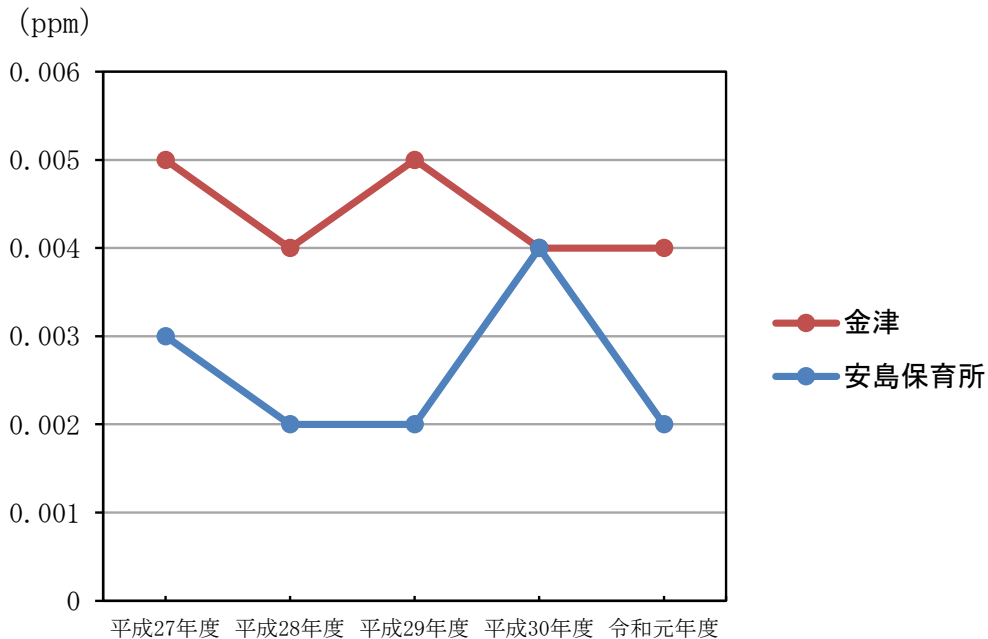
注：「98% 値による年平均値 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98% の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えたものの日数である。

〔「令和 2 年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和 3 年）より作成〕

表 3.1-8 二酸化窒素の経年変化（平成 27～令和元年度）

区分	所在地	測定局	年平均値（ppm）				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	あわら市	金津	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004
	坂井市	安島保育所	0.003	0.002	0.002	0.004	0.002

〔「平成 28～令和 2 年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成 29～令和 3 年）より作成〕



〔「平成 28～令和 2 年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成 29～令和 3 年）より作成〕

図 3.1-5 二酸化窒素の経年変化（平成 27～令和元年度）



### (3)光化学オキシダント

令和元年度における光化学オキシダントの測定結果は表 3.1-9 のとおりである。昼間の 1 時間値が 0.06ppm を年間 278 時間超過しており、環境基準に適合していない。

また、過去 5 年間に於ける昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、表 3.1-10 及び図 3.1-6 のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

環境基準の評価：昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

表 3.1-9 光化学オキシダントの測定結果（令和元年度）

区分	所在地	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	あわら市	金津	366	5,472	0.036	42	278	0	0	0.110	0.047

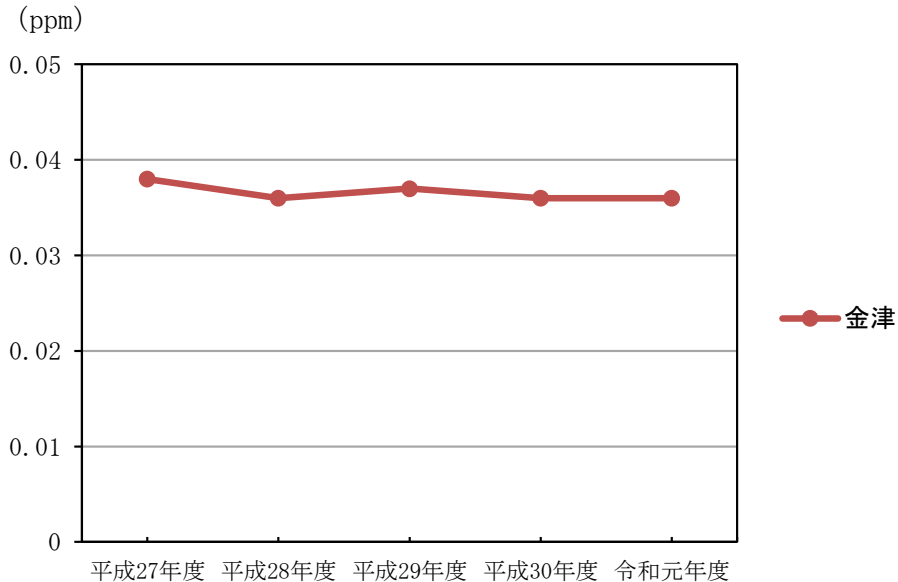
注：昼間とは 5 時から 20 時までの時間をいう。

〔令和 2 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、令和 3 年）より作成

表 3.1-10 光化学オキシダントの経年変化（平成 27～令和元年度）

区分	所在地	測定局	昼間の 1 時間値の年平均値（ppm）				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	あわら市	金津	0.038	0.036	0.037	0.036	0.036

〔平成 28～令和 2 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、平成 29～令和 3 年）より作成



〔平成 28～令和 2 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、平成 29～令和 3 年）より作成

図 3.1-6 光化学オキシダントの経年変化（平成 27～令和元年度）

#### (4)浮遊粒子状物質

令和元年度における浮遊粒子状物質の測定結果は表 3.1-11 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-12 及び図 3.1-7 のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。

表 3.1-11 浮遊粒子状物質の測定結果（令和元年度）

区分	所在地	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
			日	mg/m <sup>3</sup>	時間	日	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有×・無○	日
一般局	あわら市	金津	365	0.013	0	0	0.140	0.033	○	0
	坂井市	安島保育所	363	0.016	0	0	0.143	0.037	○	0

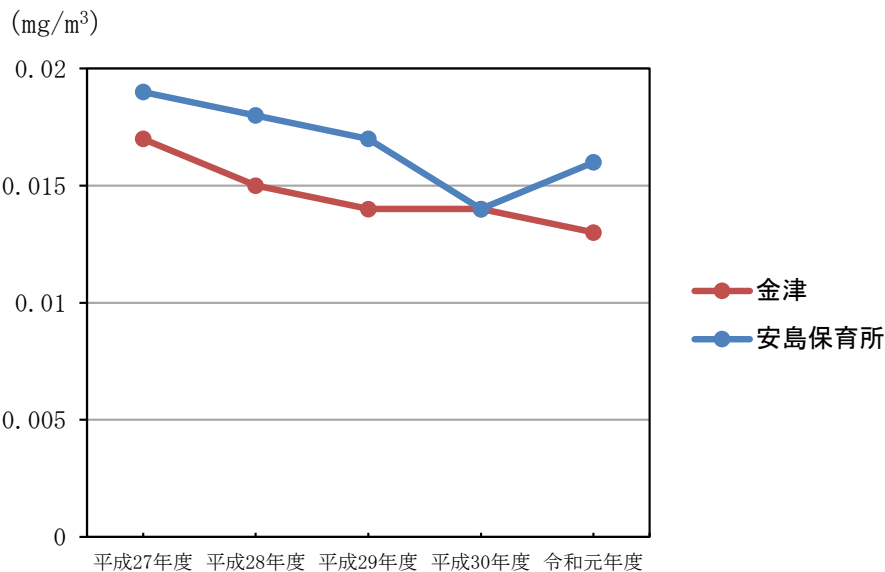
注：「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

〔「令和2年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和3年）より作成〕

表 3.1-12 浮遊粒子状物質の経年変化（平成27～令和元年度）

区分	所在地	測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般局	あわら市	金津	0.017	0.015	0.014	0.014	0.013
	坂井市	安島保育所	0.019	0.018	0.017	0.014	0.016

〔「平成28～令和2年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成29～令和3年）より作成〕



〔「平成28～令和2年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成29～令和3年）より作成〕

図 3.1-7 浮遊粒子状物質の経年変化（平成27～令和元年度）

### (5)大気汚染に係る苦情の発生状況

令和元年度における大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、「令和 2 年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和 3 年）によると、あわら市で 3 件、坂井市で 36 件、福井市で 55 件、「石川県における令和元年度公害苦情の状況について」（石川県、令和 2 年）によると、加賀市で 9 件である。

## 3. 騒音の状況

### (1)環境騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、一般環境騒音について公表された測定結果はない。

### (2)自動車騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、自動車騒音について公表された測定結果はない。

### (3)騒音に係る苦情の発生状況

令和元年度における騒音に係る公害苦情の受理件数は、「令和 2 年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和 3 年）によると、あわら市で 1 件、坂井市で 3 件、福井市で 27 件、「石川県における令和元年度公害苦情の状況について」（石川県、令和 2 年）によると、加賀市で 3 件である。

## 4. 振動の状況

### (1)環境振動の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、環境振動の状況について公表された測定結果はない。

### (2)道路交通振動の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、道路交通振動の状況について公表された測定結果はない。

### (3)振動に係る苦情の発生状況

令和元年度における振動に係る公害苦情の受理件数は、「令和 2 年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和 3 年）によると、あわら市で 0 件、坂井市で 0 件、福井市で 2 件、「石川県における令和元年度公害苦情の状況について」（石川県、令和 2 年）によると、加賀市で 0 件である。

### 3.1.2 水環境の状況

#### 1. 水象の状況

##### (1) 海域

事業実施想定区域及びその周囲の海域の状況は図 3.1-8 のとおりであり、事業実施想定区域は日本海のおわら市沖に位置する。

##### (2) 潮位

事業実施想定区域周囲の潮位観測地点として、三国が設置されており、測定地点の概要は表 3.1-13、位置は図 3.1-9 のとおりである。三国における平成 30 年及び令和元年の月平均潮位は表 3.1-14 のとおりである。

表 3.1-13 事業実施想定区域の周辺海域における潮位観測地点

観測地点名	所在地	緯度経度	観測の方式	観測基準面の標高	所管機関名
三国	福井県坂井市三国町	緯度 36° 15' 経度 136° 9'	フロート式	-180.1cm	国土地理院

〔「潮位観測情報：掲載地点一覧表」(気象庁 HP、令和 3 年 2 月)より作成〕

表 3.1-14 三国における月平均潮位

年	平成 30 年		令和元年	
	平均潮位 (mm)	欠測日数 (日)	平均潮位 (mm)	欠測日数 (日)
1	2,027	—	2,072	—
2	---	28	1,965	—
3	---	31	2,027	—
4	---	18	1,989	—
5	2,085	—	2,063	—
6	2,128	—	2,146	—
7	2,239	—	2,227	—
8	2,301	—	2,275	—
9	2,266	—	2,185	—
10	2,230	—	2,213	3
11	2,121	—	2,159	—
12	2,161	—	2,093	—
年	---	—	2,118	—

注：1. 「—」は出典に記載のないことを示す。

2. 「---」は欠測日が 10 日以上の場合、当月の月平均値は算出していないことを示す。また、月平均値を算出していない月が 3 か月以上ある場合も年平均値を算出していない。

〔「潮位年報」(海岸昇降検知センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕

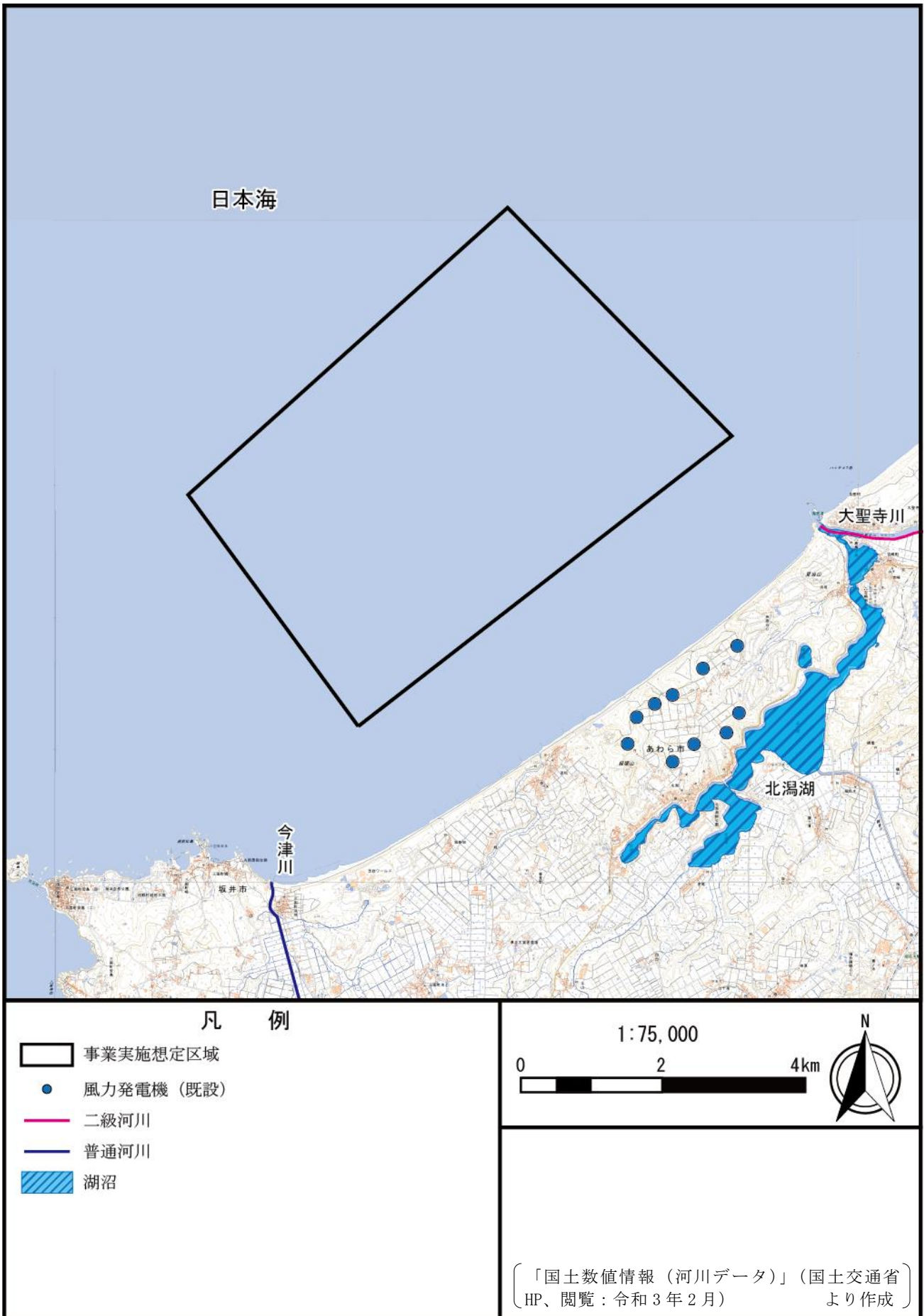


図 3.1-8 海域及び河川の状況

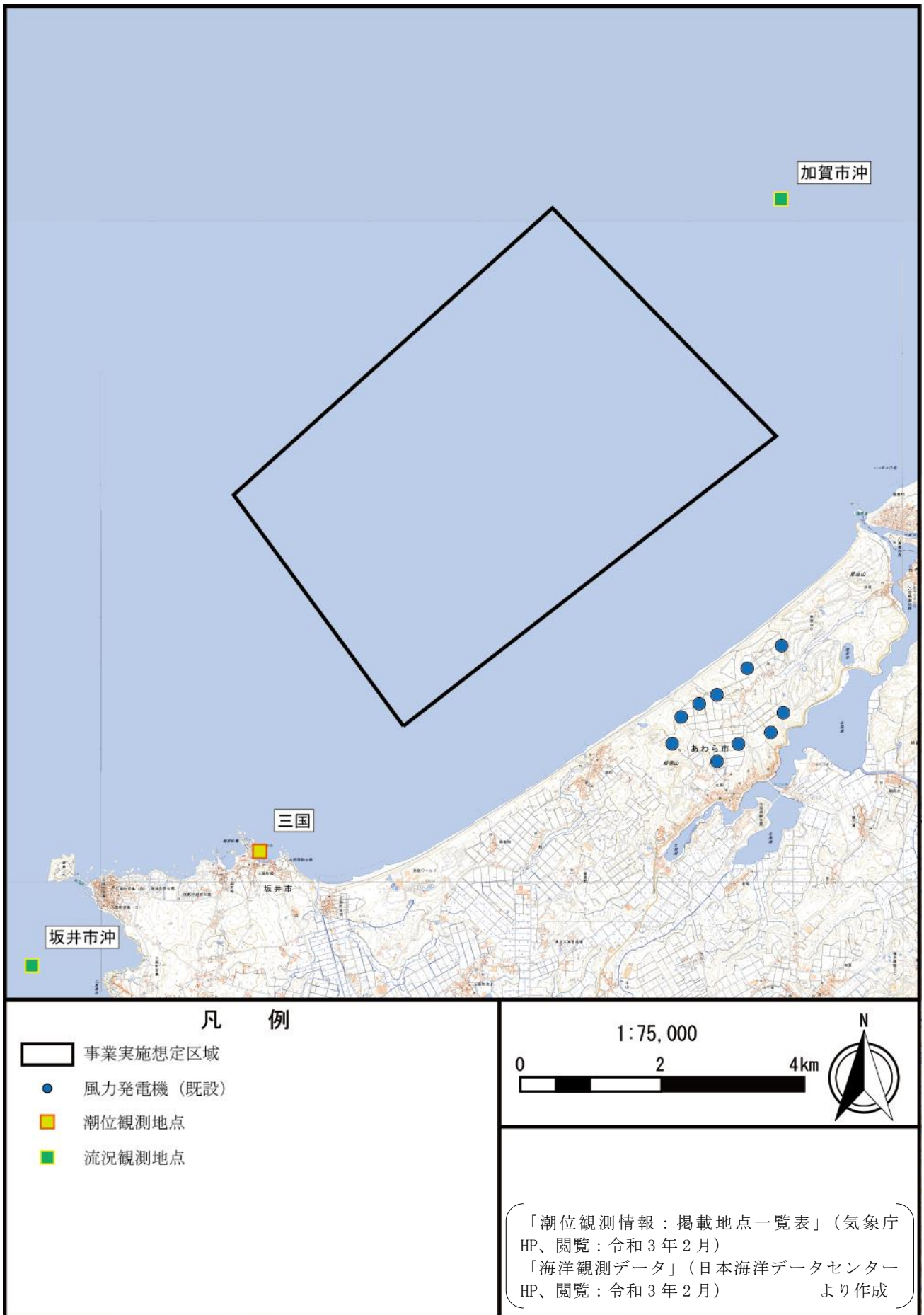


図 3.1-9 潮位観測地点及び流況観測地点の位置

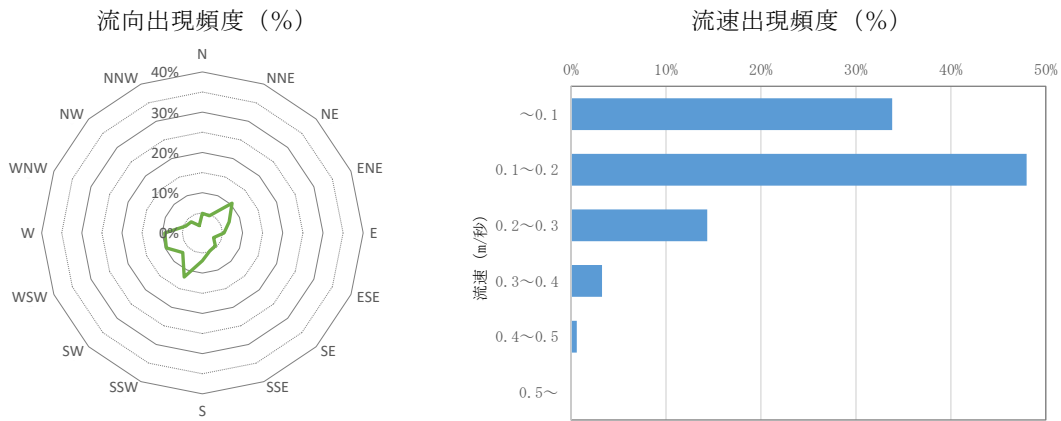
### (3) 流況

事業実施想定区域の周辺海域における流況の状況について、流況観測地点の状況は表 3.1-15、観測地点の位置は図 3.1-9、観測結果は図 3.1-10 のとおりである。1995 年 5～6 月にかけて加賀市沖で実施された流況観測では、北東及び南南西方向の流向出現頻度が最も多く、2010 年 10～11 月にかけて坂井市沖で実施された流況観測では、北方向の流向出現頻度が最も多い。

表 3.1-15 流況観測地点の状況

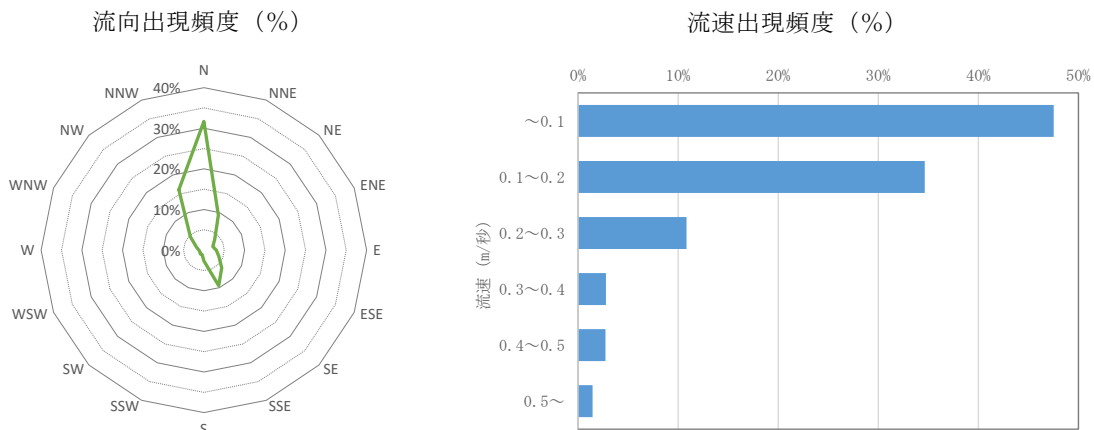
観測地点	緯度経度	計測水深	計測期間
加賀市沖	緯度 36° 20.11' 経度 136° 13.50'	10m	1995/5/23 01:30 - 1995/ 6/ 7 04:00
坂井市沖	緯度 36° 14.22' 経度 136° 6.52'	9m	2010/10/6 00:50 - 2010/11/11 05:40

〔「海洋観測データ」(日本海洋データセンターHP、閲覧：令和3年2月)より作成〕



〔「海洋観測データ」(日本海洋データセンターHP、閲覧：令和3年2月)より作成〕

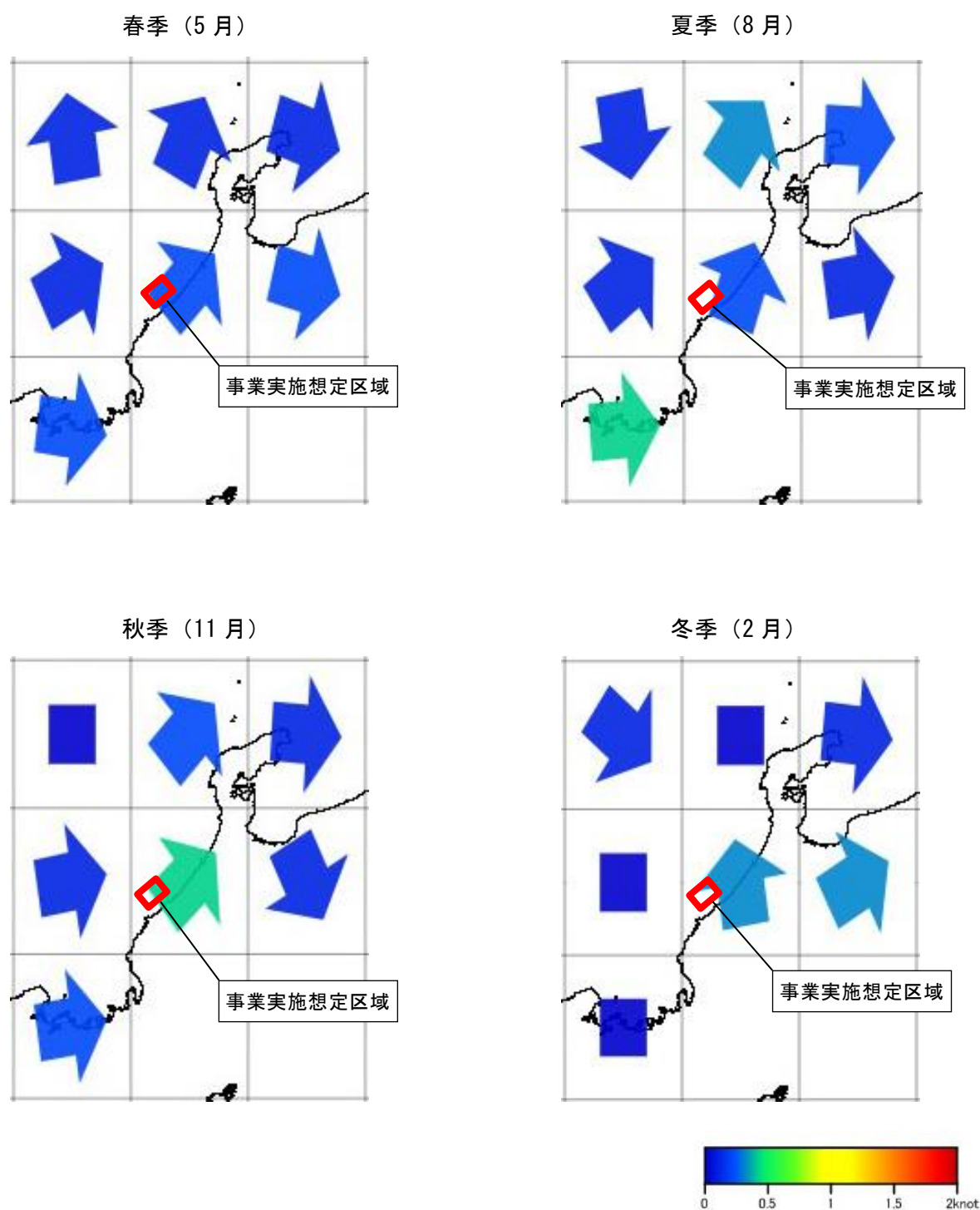
図 3.1-10(1) 流況の観測結果 (加賀市沖)



〔「海洋観測データ」(日本海洋データセンターHP、閲覧：令和3年2月)より作成〕

図 3.1-10(2) 流況の観測結果 (坂井市沖)

また、事業実施想定区域及びその周囲の海域における表面海流は図 3.1-11 のとおりであり、年間を通じて北上流が卓越しており、季節別では秋季の流速が最も大きく約 0.5 ノットとなっている。



注：日本近海の GEK、ADCP 観測データから抽出した表面海流データの統計値(1 か月毎、経緯度 1 度単位)。統計処理には 1953 年から 1994 年の間のデータを使用している。

〔「海流統計」(日本海洋データセンターHP、閲覧：令和 3 年 4 月) より作成〕

図 3.1-11 事業実施想定区域及びその周囲の海域における表面海流



(4) 波浪

事業実施想定区域及びその周囲における波浪の状況は、図 3.1-13 のとおり、福井で波高・波向が観測されている。平成 29 年の最大有義波及び対応最高波は表 3.1-16、平成 29 年の月別平均及び最大有義波は表 3.1-17、平成 29 年の波高・波向別出現頻度は図 3.1-12 のとおりである。

表 3.1-16 最大有義波及び対応最高波

地点名	北緯	東経	水深 (m)	最大有義波		対応最高波		起時	発生要因
				波高 H1/3(m)	周期 T1/3(s)	波高 Hmax(m)	周期 Tmax(s)		
福井	36度 9分50秒	136度 4分30秒	-36.7	6.50	10.0	9.77	10.8	2017年1月21日 1時0分	冬型気圧配置

注：1. 水深は水表面から海底までの距離の平均値より主要4分潮の半振幅の和（いわゆる  $Z_0$ ）を減じた値。  
2. 2時間毎のデータより抽出した値である。

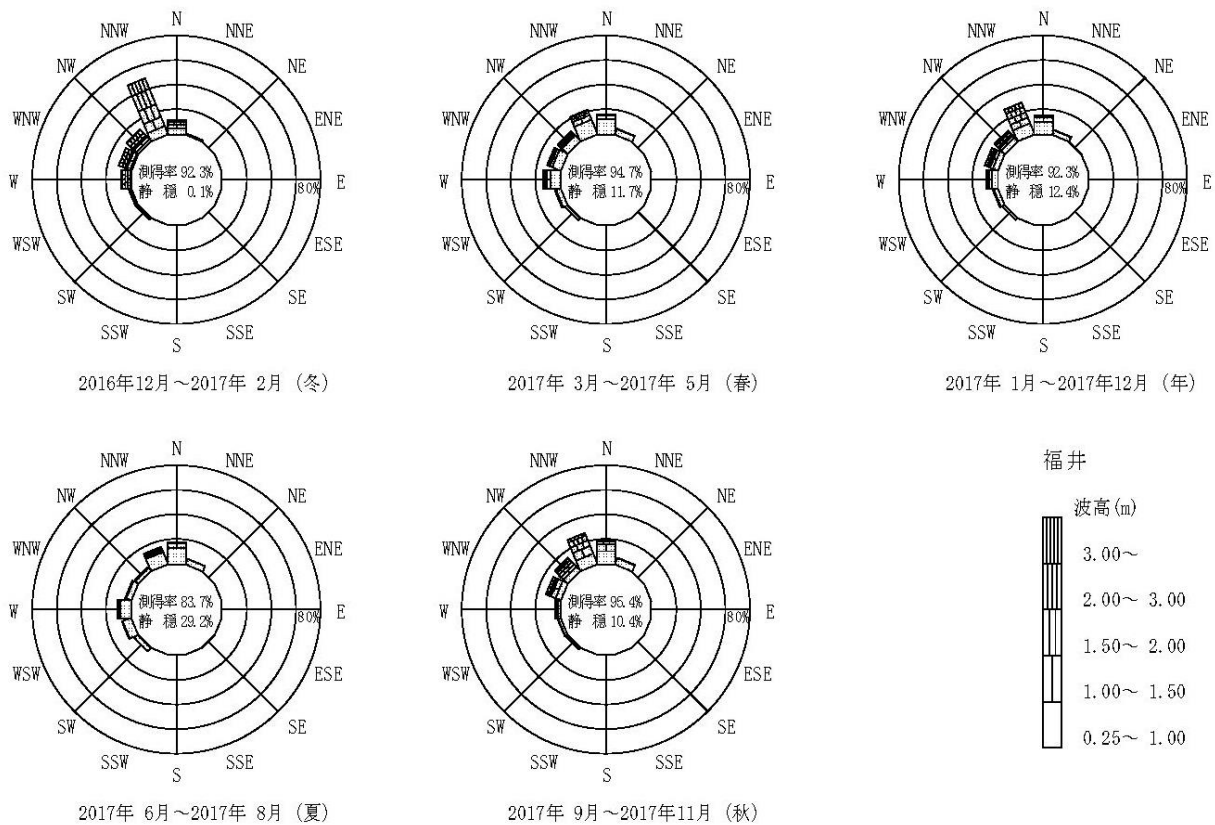
〔「港湾空港技術研究所資料 No. 1357」(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、令和元年)より作成〕

表 3.1-17 月別平均及び最大有義波（平成 29 年）

項目		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
最大有義波	有義波	H1/3 (m)	6.49	5.15	4.69	3.04	2.45	2.84	1.75	3.81	3.70	5.80	4.43	6.08	6.49
		T1/3 (s)	10.5	10.2	10.0	7.6	7.8	9.8	6.7	7.6	8.1	10.6	8.0	10.4	10.5
対応最高波	起時	(日-時)	21-2	21-8	15-12	18-8	27-4	3-6	4-0	8-8	28-12	23-2	20-20	12-8	1-21-2
	最高波	HMAX (m)	10.52	7.88	7.23	5.28	4.67	5.17	2.78	6.68	4.91	—	6.84	9.04	10.52
平均有義波	標準偏差	H1/3 (m)	2.23	1.90	1.12	0.84	0.60	0.65	0.42	0.71	0.79	1.13	1.75	2.47	1.21
		T1/3 (s)	1.29	0.98	0.85	0.57	0.47	0.55	0.27	0.48	0.58	1.01	0.98	1.31	1.08
標準偏差	標準偏差	H1/3 (m)	7.5	7.3	5.9	5.5	5.2	5.3	4.6	5.4	5.4	6.1	7.2	7.7	6.1
		T1/3 (s)	1.41	1.29	1.25	1.41	1.17	1.51	0.71	1.16	1.27	1.70	1.43	1.49	1.67
測得率 (%)			100	100	100	100	99.73	99.44	100	99.19	99.17	100	100	100	99.79

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「港湾空港技術研究所資料 No. 1357」(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、令和元年)より作成〕



〔「港湾空港技術研究所資料 No. 1357」(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、令和元年)より作成〕

図 3.1-12 波高・波向別出現頻度 (平成 29 年)

### (5) 流入河川及び湖沼

事業実施想定区域の周囲の河川の状況は図 3.1-8 のとおりであり、大聖寺川水系の二級河川である大聖寺川等が日本海に流入している。

また、事業実施想定区域の周囲には図 3.1-8 のとおり北潟湖がある。

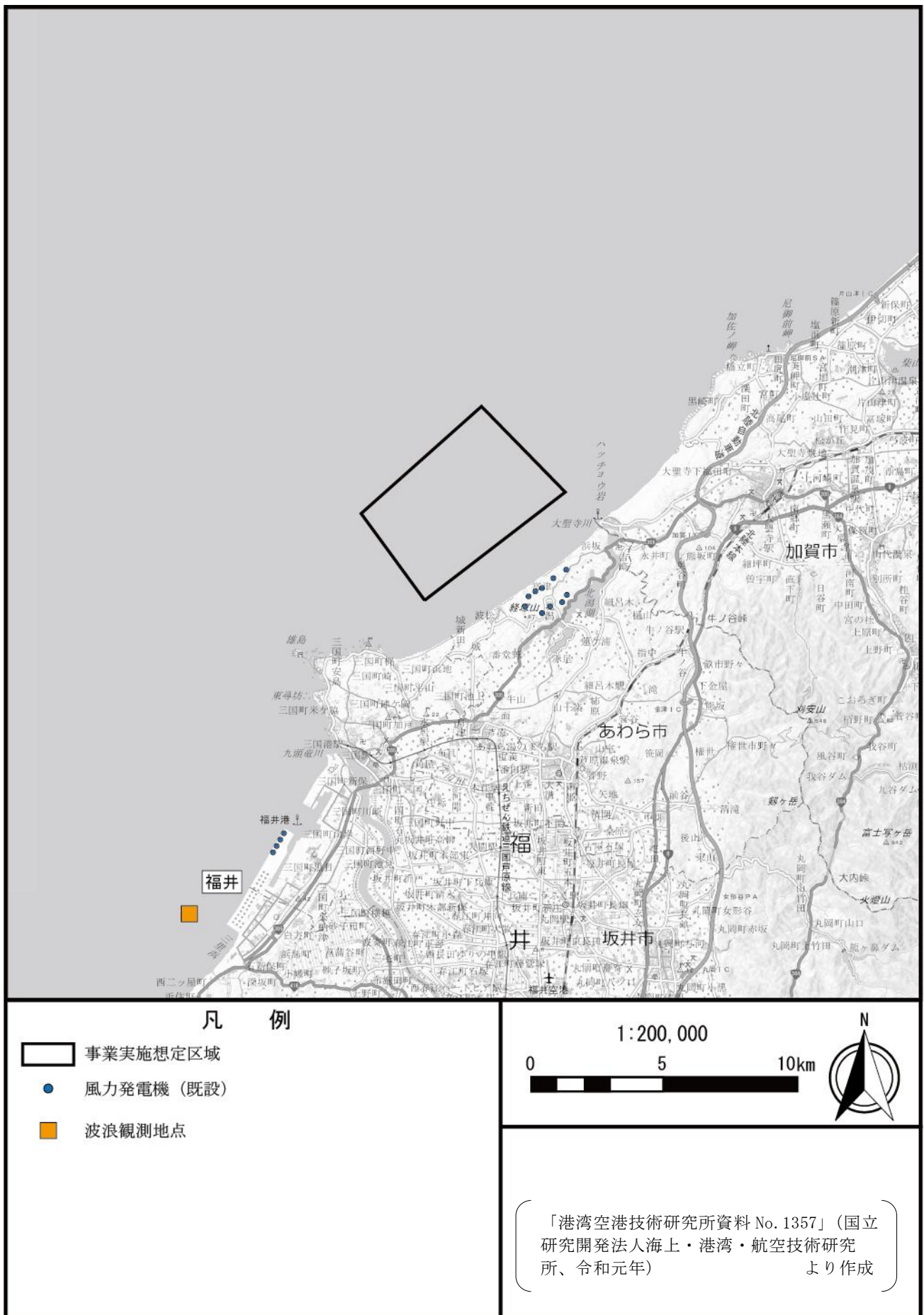


図 3.1-13 波浪観測地点の位置

## 2. 水質の状況

### (1) 海域の水質

事業実施想定区域及びその周囲において、図 3.1-14 のとおり越前加賀海岸地先海域及び加賀沿岸海域において水質測定が実施されている。環境基準点測定結果は表 3.1-18 及び表 3.1-19 のとおりである。

表 3.1-18 海域の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		越前加賀海岸地先海域							
地点名		大聖寺川地先				浜地地先			
類型区分		A				A			
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n
水素イオン濃度 (pH)	—	8.1	8.3	0	4	8.1	8.3	0	4
溶存酸素量 (DO)	mg/L	6.7	9.1	1	4	6.8	9.1	1	4
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.5	1.8	0	4	1.4	1.8	0	4
大腸菌群数	MPN/ 100mL	—	—	—	—	—	—	—	—
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/L	ND	ND	0	4	ND	ND	0	4

水域名		越前加賀海岸地先海域				加賀沿岸海域			
地点名		東尋坊地先				加賀市塩屋沖			
類型区分		A				A			
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n
水素イオン濃度 (pH)	—	8.1	8.3	0	4	7.9	8.3	0	6
溶存酸素量 (DO)	mg/L	6.8	9.4	1	4	8.1	12	0	6
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.4	2.1	1	4	0.7	2.3	1	6
大腸菌群数	MPN/ 100mL	—	—	—	—	110	2,400	1	6
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/L	ND	ND	0	4	<0.5	<0.5	0	6

水域名		環境基準 A 類型 (海域)
地点名		
類型区分		
測定項目	単位	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.8 以上 8.3 以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.5 以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	2 以下
大腸菌群数	MPN/ 100mL	1,000 以下
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/L	検出されないこと

- 注：1. 「—」は測定を行っていないまたは該当がないことを示す。  
 2. 「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。  
 3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。  
 4. 「ND」は検出されないことを示す。

〔「令和元年度公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」(福井県 HP、閲覧：令和3年4月)  
 「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(石川県、令和2年) より作成〕

表 3.1-19 海域の水質測定結果（水生生物保全項目）

水域名		加賀沿岸海域				
地点名		加賀市塩屋沖				
類型区分		—				
測定項目	単位	最小値	最大値	k	n	平均
全亜鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0	4	<0.005
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	0	1	<0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	mg/L	<0.0006	<0.0006	0	1	<0.0006

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「k」は検出された検体数、「n」は総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書〕（石川県、令和2年）より作成

## (2)河川の水質

事業実施想定区域の周囲の流入河川の水質測定地点は図 3.1-14 のとおりであり、測定結果は表 3.1-20～表 3.1-22 のとおりである。

表 3.1-20 河川の水質測定結果（健康項目）

水域名		大聖寺川下流（乙）				環境基準
地点名		塩屋大橋				
測定項目	単位	最大値	平均値	m	n	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0	4	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	0	1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0	4	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	0	1	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0	4	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0	4	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	—	0	1	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0	4	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0	4	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0	4	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0	4	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0	4	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0	4	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0	4	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0	4	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0	4	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0	4	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0	1	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0	1	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0	1	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0	4	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0	1	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.52	0.44	0	4	10 以下
ふっ素	mg/L	0.11	0.09	0	4	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.3	0.2	0	4	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0	4	0.05 以下

注：1. 「—」は測定が行われていないことを示す。

2. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書〕（石川県、令和2年）より作成

表 3.1-21 河川の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		大聖寺川下流（乙）				環境基準 B 類型 （河川）
地点名		塩屋大橋				
類型区分		B				
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	
水素イオン濃度（pH）	—	7.0	7.9	0	24	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量（DO）	mg/L	7.3	11	0	24	5 以上
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0.6	3.5	2	24	3 以下
浮遊物質（SS）	mg/L	2	5	0	24	25 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	220	7,900	2	24	5,000 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。

〔令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書〕（石川県、令和2年）より作成

表 3.1-22 河川の水質測定結果（水生生物保全項目）

水域名		大聖寺川下流（乙）				
地点名		塩屋大橋				
類型区分		—				
測定項目	単位	最小値	最大値	k	n	平均
全亜鉛	mg/L	<0.005	0.006	1	4	0.006
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	0	1	<0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	mg/L	0.0012	0.0012	1	1	0.0012

注：「k」は検出された検体数、「n」は総検体数を示す。

〔令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書〕（石川県、令和2年）より作成

### (3) 湖沼の水質

事業実施想定区域の周囲の湖沼の水質測定地点は図 3.1-14 のとおりであり、測定結果は表 3.1-23～表 3.1-26 のとおりである。

表 3.1-23 湖沼の水質測定結果（健康項目）

水域名		北潟湖（乙）				環境基準
地点名		北潟湖心				
測定項目	単位	最大値	平均値	m	n	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	0	1	0.003 以下
全シアン	mg/L	ND	ND	0	1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.002	<0.002	0	1	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	0	1	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0	1	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0	1	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	ND	ND	0	1	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0	1	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0	1	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0	1	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0	1	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0	1	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0	1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0	1	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0	1	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0	1	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0	1	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0	1	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0	1	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0	1	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0	1	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0	1	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.02	<0.02	0	1	10 以下
ふっ素	mg/L	0.2	0.2	0	1	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.56	0.56	0	1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0	1	0.05 以下

注：1. 「—」は測定が行われていないことを示す。

2. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

4. 「ND」は検出されないことを示す

〔令和元年度公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書〕（福井県 HP、閲覧：令和3年4月）より作成

表 3.1-24 湖沼の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		北潟湖											
地点名		北潟湖北部				北潟湖水路				北潟湖心			
類型区分		B				B				B			
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n
水素イオン濃度 (pH)	—	6.6	8.2	0	12	6.9	8.8	1	6	6.9	8.6	2	12
溶存酸素量 (DO)	mg/L	8.4	12	0	12	8.2	13	0	6	8.7	13	0	12
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	3.4	4.9	0	6	4.7	7.5	4	6	4.8	7.6	5	6
浮遊物質 (SS)	mg/L	4	10	0	12	3	16	1	6	5	34	5	12

水域名		北潟湖								環境基準 B 類型 (湖沼)
地点名		北潟湖南部				塩尻橋				
類型区分		B				B				
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.0	9.0	3	12	7.1	8.7	1	6	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	10	13	0	12	9.9	13	0	6	5 以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5.1	10	6	6	4.2	9.9	5	6	5 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	3	39	7	12	6	38	3	6	15 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。

〔「令和元年度公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」（福井県 HP、閲覧：令和 3 年 4 月）  
 「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（石川県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-25 湖沼の水質測定結果（全窒素・全磷）

水域名		北潟湖														
地点名		北潟湖北部						北潟湖水路						北潟湖心		
類型区分		IV						IV						IV		
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	年平均	最小値	最大値	m	n	年平均	最小値	最大値	m	n	年平均
全窒素	mg/L	0.53	0.86	3	6	0.65	0.58	0.72	4	6	0.64	0.64	0.72	6	6	0.69
全磷	mg/L	0.041	0.074	3	6	0.056	0.046	0.10	4	6	0.068	0.054	0.10	6	6	0.080

水域名		北潟湖								環境基準 (IV 類型) (湖沼)		
地点名		北潟湖南部				塩尻橋						
類型区分		IV				IV						
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	年平均	最小値	最大値	m		n	年平均
全窒素	mg/L	0.89	1.3	6	6	1.0	1.1	2.2	6	6	1.5	0.6 以下
全磷	mg/L	0.065	0.17	6	6	0.11	0.049	0.16	5	6	0.11	0.05 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。

〔「令和元年度公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」（福井県 HP、閲覧：令和 3 年 4 月）  
 「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（石川県、令和 2 年）より作成〕



表 3.1-26 湖沼の水質測定結果（水生生物保全項目）

水域名		北潟湖				
地点名		北潟湖心				
類型区分		—				
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	平均
全亜鉛	mg/L	0.001	0.002	—	2	0.002
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	—	2	<0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	mg/L	<0.0006	<0.0006	—	2	<0.0006

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。

〔「令和元年度公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」（福井県 HP、閲覧：令和3年4月）  
 「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（石川県、令和2年）より作成〕

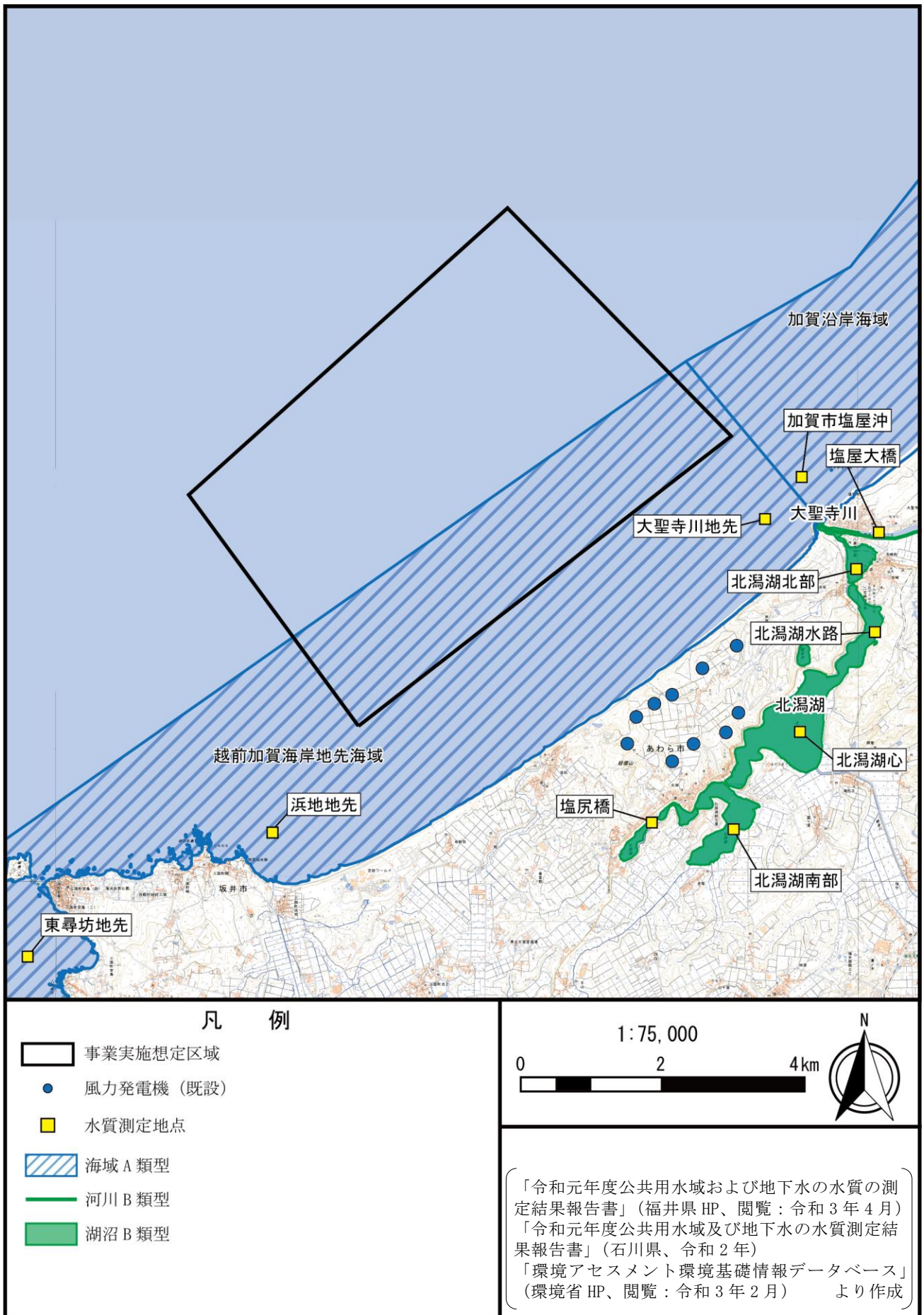


図 3.1-14 水質測定地点

#### (4)水質に係る苦情の発生状況

令和元年度における水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、「令和 2 年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和 3 年）によると、あわら市で 5 件、坂井市で 15 件、福井市で 16 件、「石川県における令和元年度公害苦情の状況について」（石川県、令和 2 年）によると、加賀市で 7 件である。

### 3. 水底の底質の状況

「令和元年度公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」（福井県 HP、閲覧：令和 3 年 4 月）及び「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（石川県、令和 2 年）によると、事業実施想定区域及びその周囲において、公共用水域の水底の底質の測定は行われていない。

#### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

##### 1. 土壌の状況

事業実施想定区域及びその周囲の海域の土壌について、文献その他の資料は確認されなかった。

##### 2. 地盤の状況

事業実施想定区域及びその周囲の海域の地盤について、文献その他の資料は確認されなかった。

#### 3.1.4 地形及び地質の状況

##### 1. 地形の状況

###### (1)海底の地形

事業実施想定区域の周囲における海底地形は図 3.1-15 のとおりであり、事業実施想定区域の水深は約 20～60m となっている。

##### 2. 地質の状況

###### (1)海底の地質

事業実施想定区域の周囲の海域における表層堆積図は図 3.1-16 のとおりであり、事業実施想定区域内の沿岸における海底の地質の状況は不明だが、沖合には中粒砂及び細粒砂が分布している。

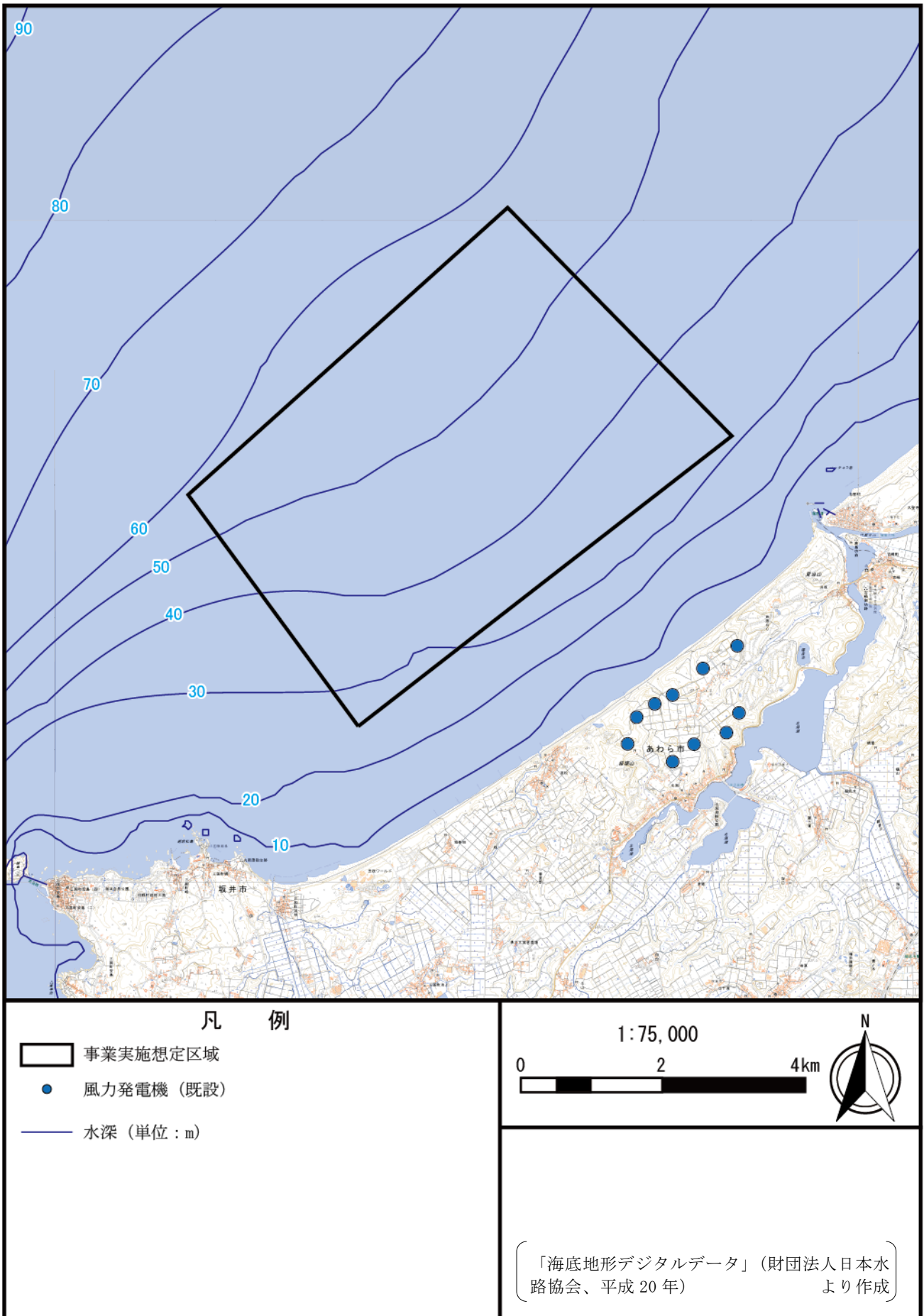


図 3.1-15 地形の状況（海底地形）

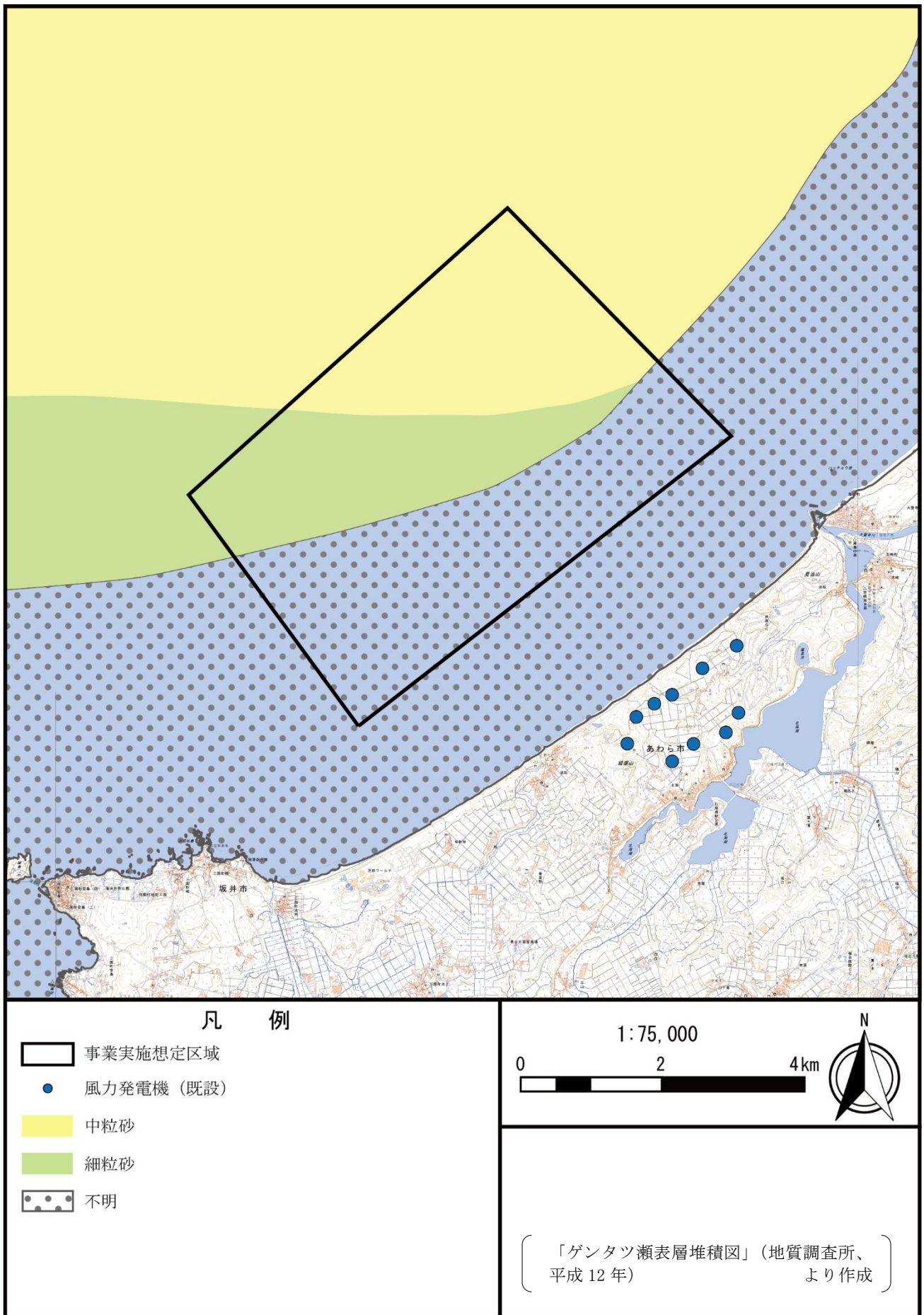


図 3.1-16 表層堆積図

### 3. 重要な地形・地質

事業実施想定区域の周囲における重要な地形・地質として、以下を対象として抽出した。

- ・「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に掲載されている地形。
- ・「日本の典型地形」（財団法人日本地図センター、平成 11 年）に掲載されている地形。
- ・「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に掲載されている地形、地質、自然現象に係る自然景観資源。
- ・「福井県のすぐれた自然（地形地質）」（福井県、平成 11 年）に掲載されている地形及び地質。
- ・「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形及び地質。

事業実施想定区域及びその周囲において「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）により選定された保存すべき地形はない。

事業実施想定区域の周囲における、「日本の典型地形」（財団法人日本地図センター、平成 11 年）による典型地形は、表 3.1-27 及び図 3.1-17 のとおりであり、事業実施想定区域に典型地形はない。

事業実施想定区域の周囲における、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源の分布は、表 3.1-28 及び図 3.1-18 のとおりであり、事業実施想定区域に自然景観資源はない。

事業実施想定区域の周囲における、「福井県のすぐれた自然（地形地質）」（福井県、平成 11 年）による地形及び地質は、表 3.1-29 及び図 3.1-17 のとおりであり、事業実施想定区域に福井のすぐれた自然はない。

事業実施想定区域の周囲において、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）により指定されている重要な地形及び地質はない。

表 3.1-27 地形の状況（典型地形）

地形項目（成因）	地形項目	名称	備考
地質を反映した地形	柱状節理・板状節理	東尋坊	国指定名勝・天然記念物（昭和 10 年 6 月 7 日）。越前加賀海岸国定公園。雄島など東尋坊一帯。
海の作用による地形	岩石海岸	東尋坊	国指定名勝・天然記念物（昭和 10 年 6 月 7 日）。越前加賀海岸国定公園。
	海食崖	東尋坊	国指定名勝・天然記念物（昭和 10 年 6 月 7 日）。越前加賀海岸国定公園。輝石安山岩。
	岩礁	越前松島	越前加賀海岸国定公園。輝石安山岩。
	潟湖（ラグーン）	北潟湖	—
	トンボロ及び陸繋島	鹿島及びトンボロ	越前加賀海岸国定公園
その他の地形	地層等に見える大露頭	苗代田の海食崖	越前加賀海岸国定公園。新第三紀凝灰岩層。

〔「日本の典型地形」（財団法人日本地図センター、平成 11 年）より作成〕

表 3.1-28 地形の状況（自然景観資源）

区 分	名 称
湖沼	北潟湖
砂丘	塩屋・片野の砂丘
節理	雄島

〔第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図〕（環境庁、平成元年）より作成

表 3.1-29 地形地質の状況（福井県のすぐれた自然）

番号	名 称	選定理由	区分
1	芦原町弁天岬の水中火砕岩と貝化石	古生物学的に重要な地点	B
2	北潟湖	地形形成史から見て典型的な地形	B
3	芦原町小牧の小牧火山灰層	その他地質学的に貴重な地点	B
4	吉崎の浸食面と化石	古生物学的に重要な地点	B
5	細呂木駅前の岩相と化石	古生物学的に重要な地点	B
6	細呂木の活褶曲	典型的な構造地形	B
7	三国町浜地の始良火山灰層	その他地質学的に貴重な地点	B
8	安島安山岩の水中火砕流堆積物と安山岩岩脈	希少な鉱物・岩石を産出する地点	B
9	雄島安山岩・安島安山岩と摂理	特異な地質構造が見られる地点、（古生物学的に重要な地点、その他地質学的に貴重な地点）	A
10	松島海岸	その他地質学的に貴重な地点、（特異な地質構造が見られる地点）	B
11	米ヶ脇累層下部層の堆積岩類及び第四紀砂鉄層、三国漂流軽石	特異な地質構造が見られる地点、（その他地質学的に貴重な地点）	B

注：1. 区分については以下のとおりである。

A：全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの。

B：県レベルで重要なもの。

2. 表中の番号は、図 3.1-17 中の番号に対応している。

〔福井県のすぐれた自然（地形地質）〕（福井県、平成 11 年）より作成

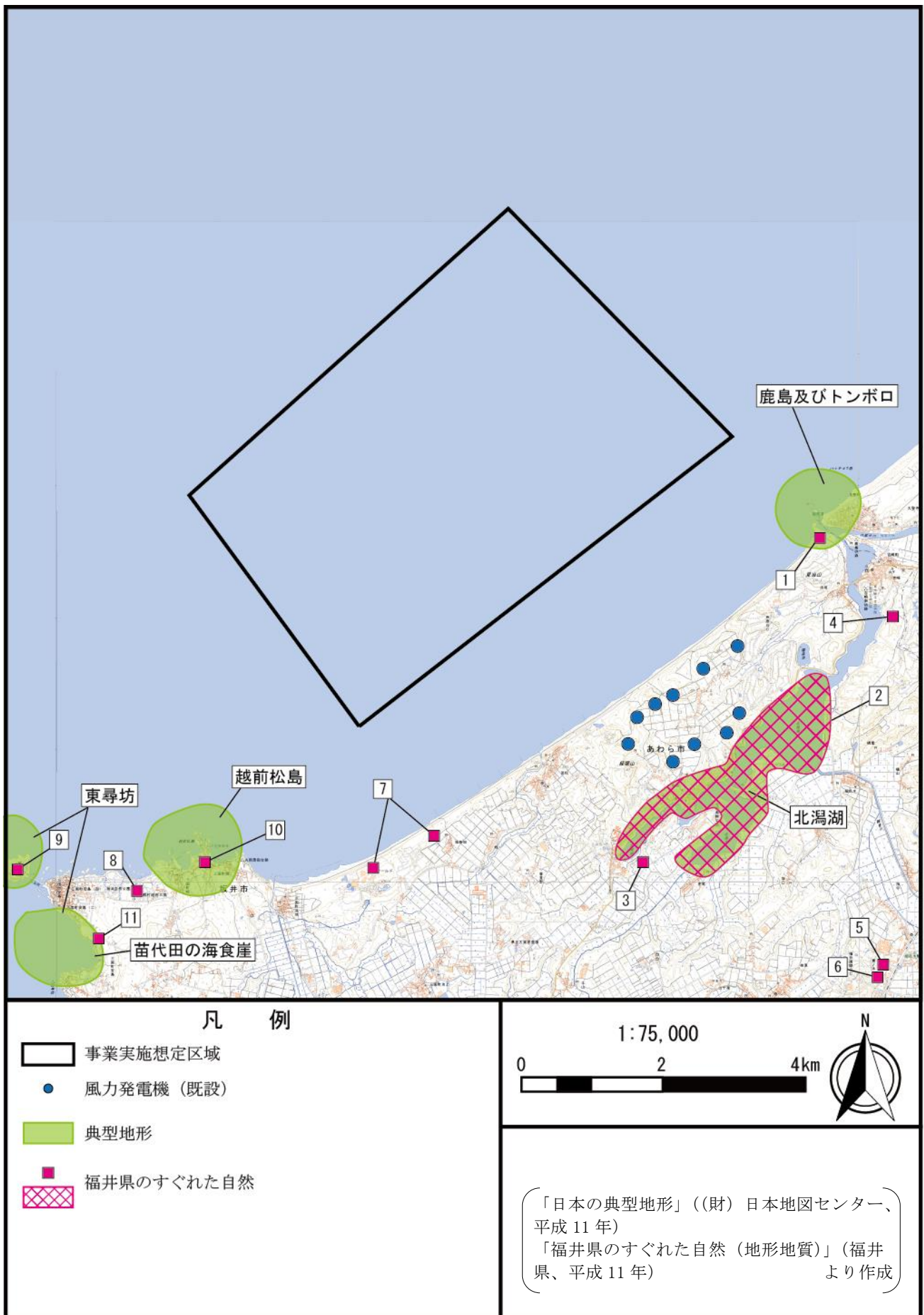


図 3.1-17 地形の状況（典型地形、福井県のすぐれた自然）



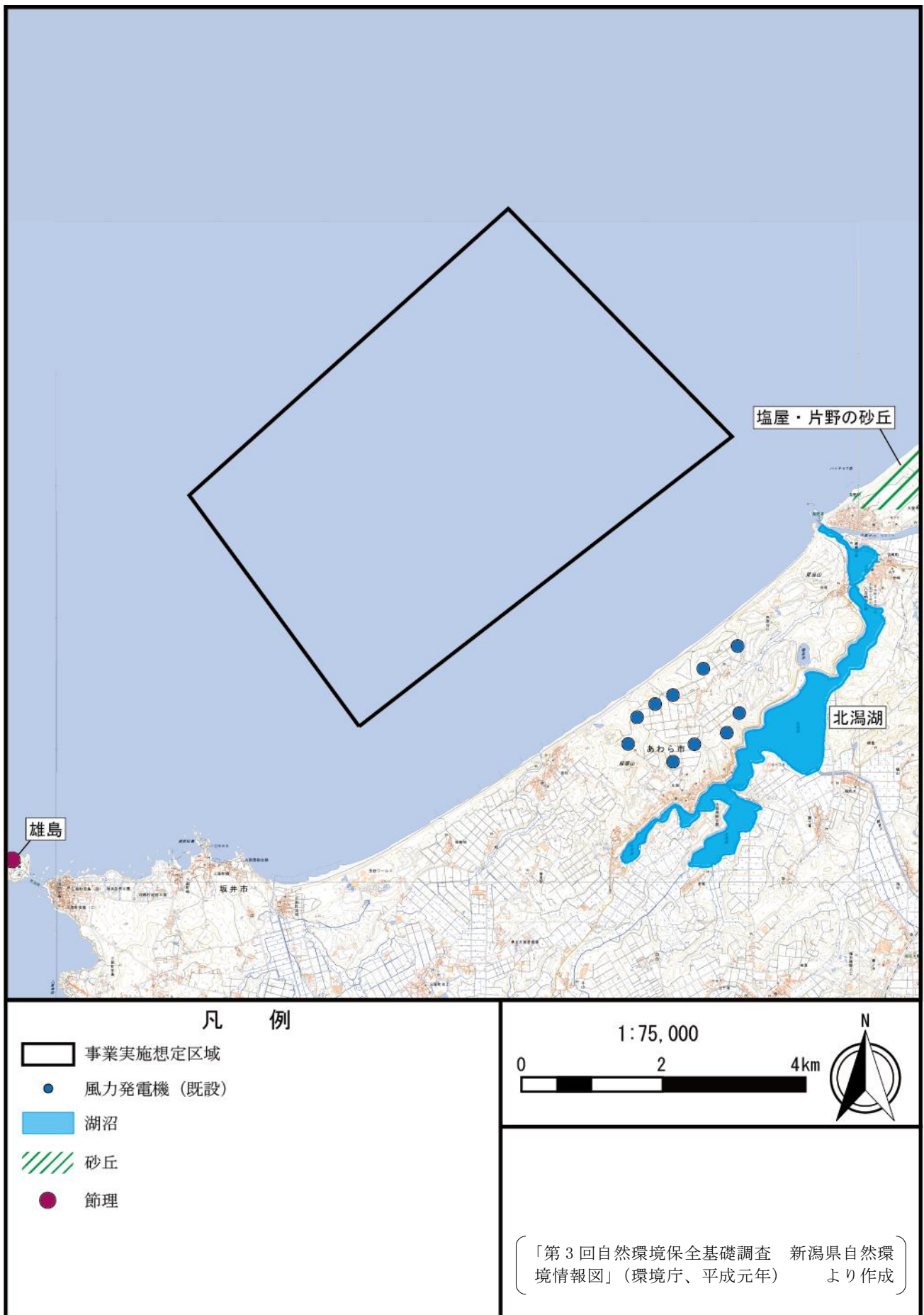


図 3.1-18 地形の状況 (自然景観資源)

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動物の生息の状況（陸域）

動物の生息の状況（陸域）は、表 3.1-30 の文献その他の資料により事業実施想定区域の周囲における動物の生息状況を整理し、事業実施想定区域の周囲における確認種を抽出した。対象地域は福井県あわら市、坂井市及び石川県加賀市とした。

また、「自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）については、図 3.1-19 のとおり上記3市を含む2次メッシュ\*を調査範囲とした。

※：2次メッシュとは日本全国を緯度経度でメッシュ（網目状）に細かく区画した「標準地域メッシュ」のひとつである。2次メッシュの幅は経度（東西）が7分30秒（0.125度）、緯度（南北）が5分（0.083度）であり、距離にするとおよそ10km×10kmになる。2次メッシュは1/2.5万地形図の刊行単位となっている。

表 3.1-30(1) 文献その他の資料による調査範囲

文献その他の資料	調査範囲	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	淡水魚類
「第2回動植物分布調査 - 自然環境調査 Web - GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）	事業実施想定区域周囲（図 3.1-19 に示すメッシュ）	○	○			○	
「第3回動植物分布調査 - 自然環境調査 Web - GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）			○				
「第4回動植物分布調査 - 自然環境調査 Web - GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）		○		○	○	○	○
「第5回動植物分布調査 - 自然環境調査 Web - GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）		○		○	○	○	○
「第6回動植物分布調査 - 自然環境調査 Web - GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）		○					
「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（福井県安全環境部自然環境課、平成28年）	あわら市、坂井市	○	○	○	○	○	○
「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020〈動物編〉」（石川県生活環境部自然環境課、令和2年）	加賀市	○	○	○	○	○	○
「平成28年度河川水辺の国勢調査〔両生類・爬虫類・哺乳類調査〕（近畿・北陸地方の河川及びダム）」（河川環境データベース 国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）	九頭竜川（坂井市）	○		○	○		
「平成28年度河川水辺の国勢調査〔鳥類調査〕（近畿・北陸地方の河川及びダム）」（河川環境データベース 国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）	九頭竜川（坂井市）		○				
「平成28年度河川水辺の国勢調査〔昆虫類調査〕（近畿・北陸地方の河川及びダム）」（河川環境データベース 国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）	九頭竜川（坂井市）					○	
「平成28年度河川水辺の国勢調査〔魚類調査〕（近畿・北陸地方の河川及びダム）」（河川環境データベース 国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）	九頭竜川（坂井市）						○
「平成30年度河川水辺の国勢調査〔両生類・爬虫類・哺乳類調査〕（近畿・北陸地方の河川及びダム）」（河川環境データベース 国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）	九頭竜川（坂井市）	○		○	○		
「平成30年度河川水辺の国勢調査〔鳥類調査〕（近畿・北陸地方の河川及びダム）」（河川環境データベース 国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）	九頭竜川（坂井市）		○				
「平成30年度河川水辺の国勢調査〔昆虫類調査〕（近畿・北陸地方の河川及びダム）」（河川環境データベース 国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）	九頭竜川（坂井市）					○	
「平成30年度河川水辺の国勢調査〔魚類調査〕（近畿・北陸地方の河川及びダム）」（河川環境データベース 国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）	九頭竜川（坂井市）						○
「福井県みどりのデータバンク 福井県産哺乳類リスト」*1（福井県安全環境部自然環境課 HP、閲覧：令和3年2月）	あわら市、坂井市	○					

表 3.1-30(2) 文献その他の資料による調査範囲

文献その他の資料	調査範囲	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	淡水魚類
「福井県みどりのデータバンク 福井県産鳥類リスト」※2 (福井県安全環境部自然環境課 HP 閲覧: 令和3年2月)	あわら市、坂井市		○				
「福井県みどりのデータバンク 生態系区分カルテ検索「越前海岸北部」」(福井県安全環境部自然環境課 HP、閲覧: 令和3年2月)	あわら市、坂井市		○				
「福井県みどりのデータバンク 福井県のすぐれた自然データベース」※3 (福井県安全環境部自然環境課 HP 閲覧: 令和3年2月)	「解説」内にあわら市、坂井市内での確認が記載されている種		○				
「福井県みどりのデータバンク 福井県産爬虫類リスト」※4 (福井県安全環境部自然環境課 HP、閲覧: 令和3年2月)	あわら市、坂井市			○			
「福井県みどりのデータバンク 福井県産両生類リスト」※5 (福井県安全環境部自然環境課 HP、閲覧: 令和3年2月)	あわら市、坂井市				○		
「福井県みどりのデータバンク 福井県産昆虫類リスト」※6 (福井県安全環境部自然環境課 HP、閲覧: 令和3年2月)	福井県					○	
「福井県みどりのデータバンク 福井県のすぐれた自然データベース」※3 (福井県安全環境部自然環境課 HP 閲覧: 令和3年2月)	「市町村別検索」によるあわら市、坂井市の確認種					○	
「福井県みどりのデータバンク 福井県産淡水魚類リスト」※7 (福井県安全環境部自然環境課 HP、閲覧: 令和3年2月)	あわら市、坂井市						○
「新版 石川の動植物」(石川県環境安全部自然保護課、平成11年)	加賀市	○	○	○	○	○	○
「石川の自然環境シリーズ石川県の哺乳類」(石川県、平成11年)	加賀市	○					
「石川の自然環境シリーズ 石川県の鳥類」(石川県、平成10年)	加賀市(繁殖の可能性があると記載された種)		○				
「石川の自然環境シリーズ 石川県の両生・爬虫類」(石川県、平成8年)	加賀市			○	○		
「石川の自然環境シリーズ 石川県の淡水魚類」(石川県、平成8年)	加賀市						○
「福井県における洞穴性コウモリ類の分布に関する知見」(福井市自然史博物館研究報告 第52号: 75-82 (2005))	福井県	○					
「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省生物多様性センターHP、閲覧: 令和3年2月)	事業実施想定区域周囲		○				
「重要野鳥生息地(IBA)」((公財)日本野鳥の会 HP、閲覧: 令和3年2月)	あわら市、坂井市、加賀市		○				
「坂井町誌」(坂井町誌編纂委員会、昭和48年)	旧坂井町内の確認種		○			○	
「春江町史」(春江町、昭和44年)	旧春江町内の確認種		○			○	
「福井の鳥とけものたち」(福井県県民生活部自然保護課、平成10年)	あわら市(旧三国町、旧金津町、旧芦原町)の確認種		○				
「加賀市史 通史 上巻・下巻」(加賀市史編纂委員会、昭和53年)	加賀市		○				
「放鳥個体のGPS情報」(福井県HP、閲覧: 令和3年2月)	図3.1-27の範囲		○				
「鳥類標識調査 - Bird Banding - 平成22年度~31年度報告書「織田山ステーション」」(環境省HP、閲覧: 令和3年2月)	織田山ステーションのデータ		○				
「Ciconia 1: 35 - 37 (1992) 1991年福井県で観察されたアカガシラサギ」(福井県自然保護センター研究報告、平成4年)	三国町大堤の池で確認された種		○				
「Ciconia 4: 45 - 46 (1995) 1994年福井県で観察されたナベヅル」(福井県自然保護センター研究報告、平成7年)	坂井郡坂井町の九頭竜川の河川敷で確認された種		○				
「Ciconia 21: 23 - 24 (2018) シロハラクイナ Amaurornis phoenicurus 2017年福井県内で初記録」(福井県自然保護センター研究報告、平成29年)	三国町川崎で確認された種		○				

表 3.1-30(3) 文献その他の資料による調査範囲

文献その他の資料	調査範囲	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	淡水魚類
「Ciconia 9:25-35 (2001) 福井県三国町大堤の水鳥類」(福井県自然保護センター研究報告、平成12年)	三国町大堤で確認された種		○				
「Ciconia 3:55-59 (1994) 加戸鳥獣保護区における鳥類相と哺乳類相」(福井県自然保護センター研究報告、平成6年)	三国町加戸で確認された種		○				
「日本野鳥の会福井県 支部報つぐみ184号」(日本野鳥の会福井県、平成29年)	文献中の「野鳥情報」に掲載されている種		○				
「福井県の鳥獣」(福井県、昭和57年)	旧三国町、旧金津町、旧芦原町の確認種		○				
「海鳥コロニーデータベース」(環境省 HP、閲覧: 閲覧: 令和3年2月)	福井県、石川県、京都府でコロニーが確認された種		○				
「トキ野生復帰・飼育繁殖合同専門家会合(平成22年6月2日)「資料5-1 放鳥トキの様子」」(環境省 HP、閲覧: 令和3年2月)	あわら市での確認記録		○				
「七尾市少年科学館研究報告・第5号 七尾市少年科学館所蔵標本目録 剥製鳥類標本目録」	福井市、坂井市、あわら市、加賀市、小松市		○				
「七尾市少年科学館研究報告・第13号 七尾市地域の昆虫網標本所蔵目録」	福井市、坂井市、あわら市、加賀市、小松市					○	
「鳥たちの四季」(福井県福祉環境部自然保護課、平成13年5月)	ナホトカ号の重油流出事故によって福井県で保護された生体		○				
「石川野鳥年鑑」(日本野鳥の会石川、令和2年10月)	加賀市		○				
「石川の生物」(石川の生物編集委員会、平成2年)	石川県				○	○	○
「石川の自然環境シリーズ 石川県の昆虫」(石川県、平成10年)	加賀市					○	
鳥類有識者ヒアリングによる確認種	事業実施想定区域周囲		○				

注: 1. 「自然環境調査 Web-GIS」(環境省生物多様性センターHP、閲覧: 令和3年2月)については、以下の2次メッシュ\*を調査範囲とした。  
 鮎川(543610)、越前森田(543611)、丸岡(543612)、龍谷(543613)、北谷(543614)、三国(543620)、三国(543621)、越前中川(543622)、山中(543623)、加賀丸山(543624)、北潟(543631)、大聖寺(543632)、動橋(543633)、片山津温泉(543642)、小松(543643)

2. 表中の※は以下のとおりである。

- ※1: 「参考文献: 「福井の鳥とけものたち」(1998年3月 福井県県民生活部自然保護課発行)、「福井県レッドデータブック(動物編)」(2002年3月 福井県福祉環境部自然保護課発行)」との記載がある。
- ※2: 「参考文献: 「福井の鳥とけものたち」(1998年3月 福井県県民生活部自然保護課発行)、「福井県レッドデータブック(動物編)」(2002年3月 福井県福祉環境部自然保護課発行)」との記載がある。
- ※3: 「本データベースは、福井県が自然環境管理計画策定事業の一環として、福井県自然環境保全調査研究会に委託し取りまとめた、「福井県のすぐれた自然」(地形・地質編、植生編、動物編)をもとに作成したものです。取りまとめに当たっては、「自然環境管理計画策定調査」(1992年~1998年)のほか、「福井県自然環境保全基礎調査」(1973年~1976年)、「みどりのデータバンク事業」(1979年~1985年)などの成果をもとにしています。」との記載がある。
- ※4, ※5: 「出典「福井県の両生・爬虫類・陸産貝類目録」(1998年3月 福井県県民生活部自然保護課)、「福井県レッドデータブック(動物編)」(2002年3月 福井県福祉環境部自然保護課発行)」との記載がある。
- ※6: 「出典「福井県昆虫目録(第2版)」(1998年3月 福井県県民生活部自然保護課)」との記載がある。
- ※7: 「出典「福井県の陸水生物」(1998年3月 福井県県民生活部自然保護課)、「福井県レッドデータブック(動物編)」(2002年3月 福井県福祉環境部自然保護課)」との記載がある。

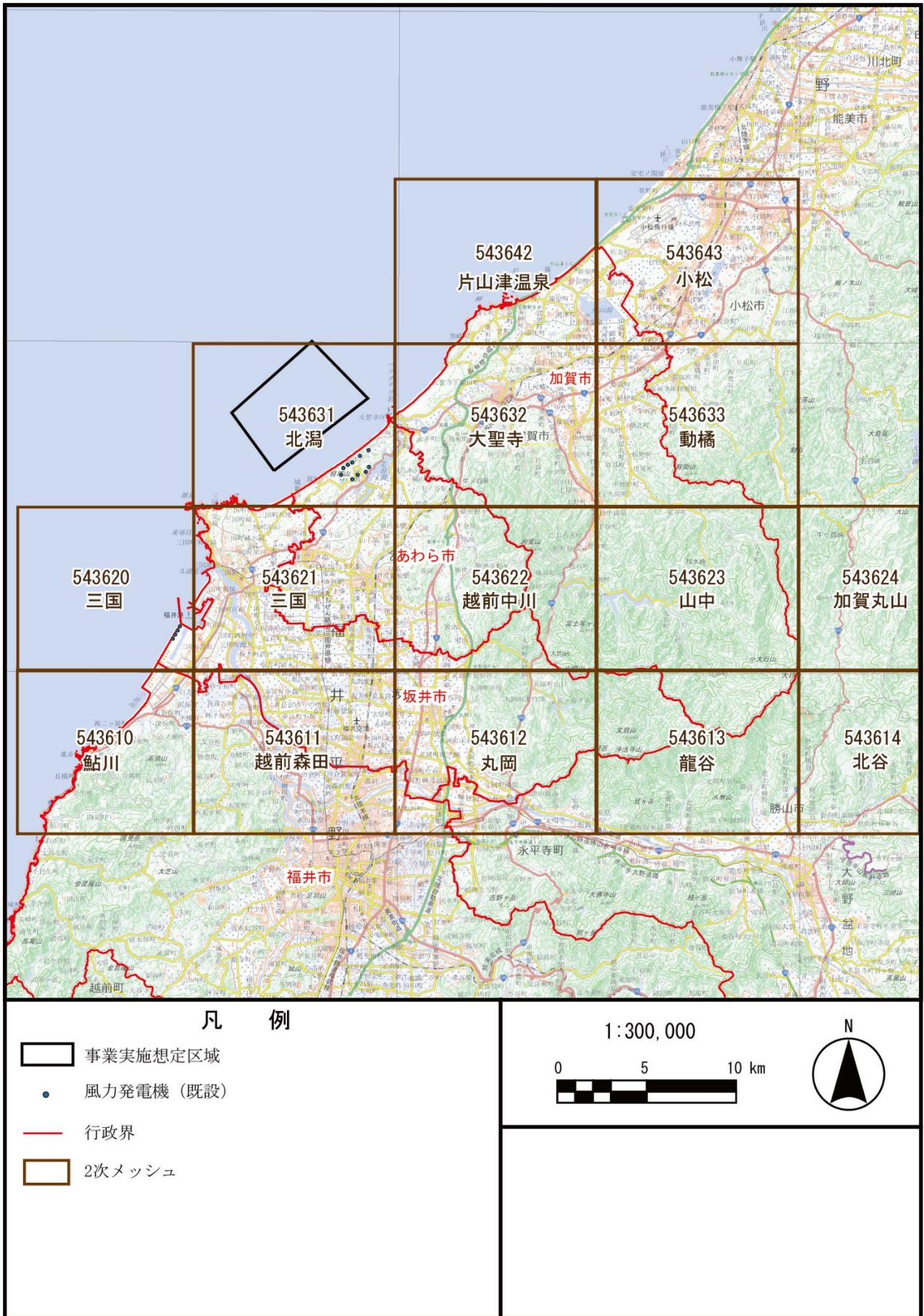


図 3.1-19 文献その他の資料調査範囲

## (1)動物相（陸域）の概要

事業実施想定区域の周囲の動物相の概要は表 3.1-31 のとおりであり、哺乳類 35 種、鳥類 310 種、爬虫類 15 種、両生類 17 種、昆虫類 7,889 種、淡水魚類 125 種の計 8,391 種が確認されている。

哺乳類は、コウモリ目、ネズミ目等の小型哺乳類、その他にサル目、ウシ目等が記録されている。

鳥類は、カモ目、ペリカン目、ツル目等の海域や水辺環境を好む鳥類が多種記録されている。また、タカ目、ハヤブサ目の猛禽類等も多種記録されている。

爬虫類は、ニホンイシガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、アオダイショウ等が確認されている。

両生類は、アベサンショウウオ、アカハライモリ、ナガレヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等が確認されており、水田環境に生息する種のほか、山地性の両生類も記録されている。

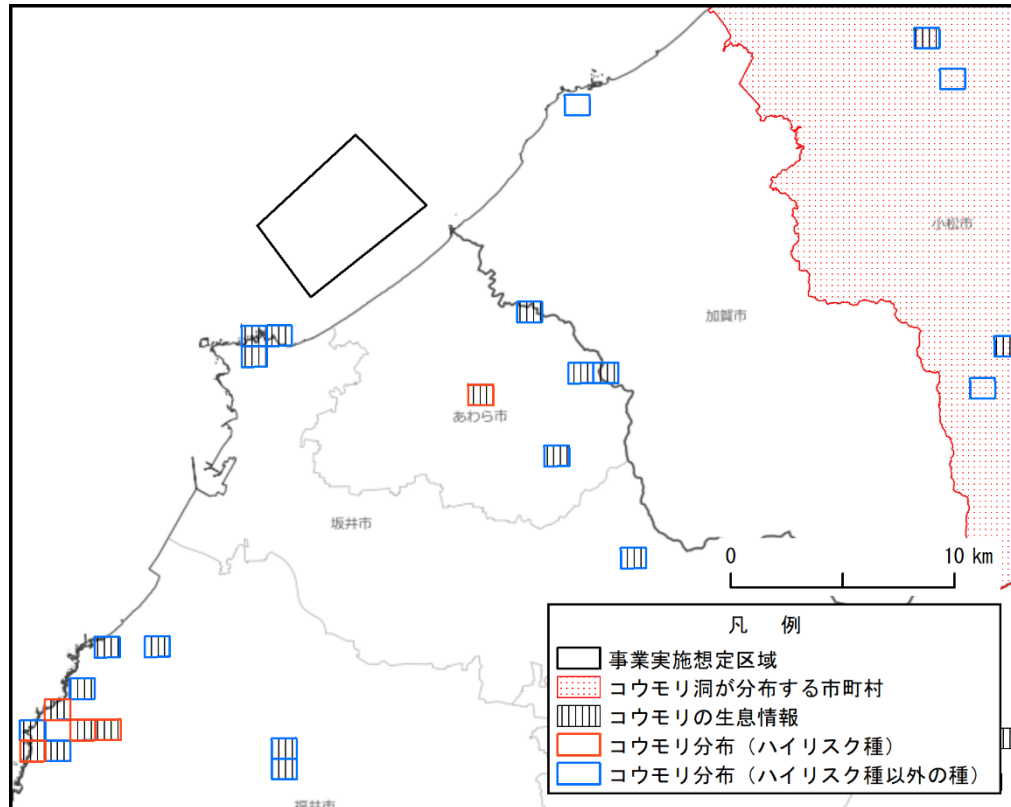
昆虫類は、トビムシ目、カゲロウ目、トンボ目等が記録されている。

淡水魚類は、コイ目のホトケドジョウ、スズキ、ボラ等の汽水域を好む種や、サケ等の回遊性魚類も記録されている。

表 3.1-31 動物相の概要

分類	主な確認種
哺乳類	キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、ヒナコウモリ、モモジロコウモリ、テングコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンザル、ニホンリス、ムササビ、ニホンノウサギ、アカギツネ、タヌキ、ツキノワグマ、ニホンイタチ、ニホンアナグマ、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ等 (35 種)
鳥類	キジ、亜種オオヒシクイ、マガン、カリガネ、コクガン、コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、ヨシガモ、カルガモ、ハシビロガモ、トモエガモ、キンクロハジロ、ミコアイサ、カワアイサ、ウミアイサ、アカエリカイツブリ、カンムリカイツブリ、アビ、オオハム、シロエリオオハム、オオミズナギドリ、コウノトリ、ヨシゴイ、アオサギ、クロサギ、ヒクイナ、ホトトギス、カッコウ、シロチドリ、ウミネコ、ウミスズメ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、アカモズ、オオルリ、イスカ等 (310 種)
爬虫類	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (15 種)
両生類	アベサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ナガレヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル (17 種)
昆虫類	ホソミオツネントンボ、ニホンカワトンボ、ミヤマサナエ、ヒメクロサナエ、アブラゼミ、タガメ、ミヤマセセリ、ミズイロオナガシジミ、コツバメ、コムラサキ、ツマグロヒョウモン、オオミスジ、オオムラサキ、アオスジアゲハ、エゾスジグロシロチョウ、バンタイマイマイ、マルチビゲンゴロウ、オガサワラチャイロカミキリ等 (7,889 種)
淡水魚類	アジメドジョウ、ホトケドジョウ、アカザ、ワカサギ、シラウオ、サケ、サクラマス（ヤマメ）、カマキリ、カジカ、アシシロハゼ、シンジコハゼ等 (125 種)
合計	8,391 種

「環境アセスメントデータベース EADAS 全国環境情報」(環境省 HP、閲覧：令和3年2月)によると、図 3.1-20 のとおり事業実施想定区域の周囲においてコウモリの分布が確認されている。事業実施想定区域の周囲では、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、テングコウモリ、ユビナガコウモリの生息情報があり、事業実施想定区域南西側の3つのメッシュで生息情報のある種はキクガシラコウモリとされている。また、コウモリ洞が分布する市町村として、小松市が該当している。



「地理情報システム (GIS) センシティビティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、閲覧：令和3年2月) より作成

図 3.1-20 コウモリ生息状況

「地理情報システム (GIS) センシティブリティマップ」(環境アセスメントデータベース 環境省 HP、閲覧：令和3年2月)によると、事業実施想定区域及びその周囲の陸域における注意喚起レベルは表 3.1-32 及び図 3.1-21 のとおりであり、事業実施想定区域を含むメッシュ (543631) は、重要種「オジロワシ」及び集団飛来地「ガン類、ヒアリング調査結果」の情報により、「注意喚起レベル A3」に該当している。なお、事業実施想定区域の東側のメッシュ (543632) は、重要種「チュウヒ、オジロワシ、コウノトリ」及び集団飛来地「ガン類、カモ類、ヒアリング調査結果、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区 (国指定)」の情報により「注意喚起レベル A1」とされている。

海域における注意喚起レベルは表 3.1-33 及び図 3.1-22 のとおりであり、事業実施想定区域を含むメッシュは、「注意喚起レベル低」に該当する。

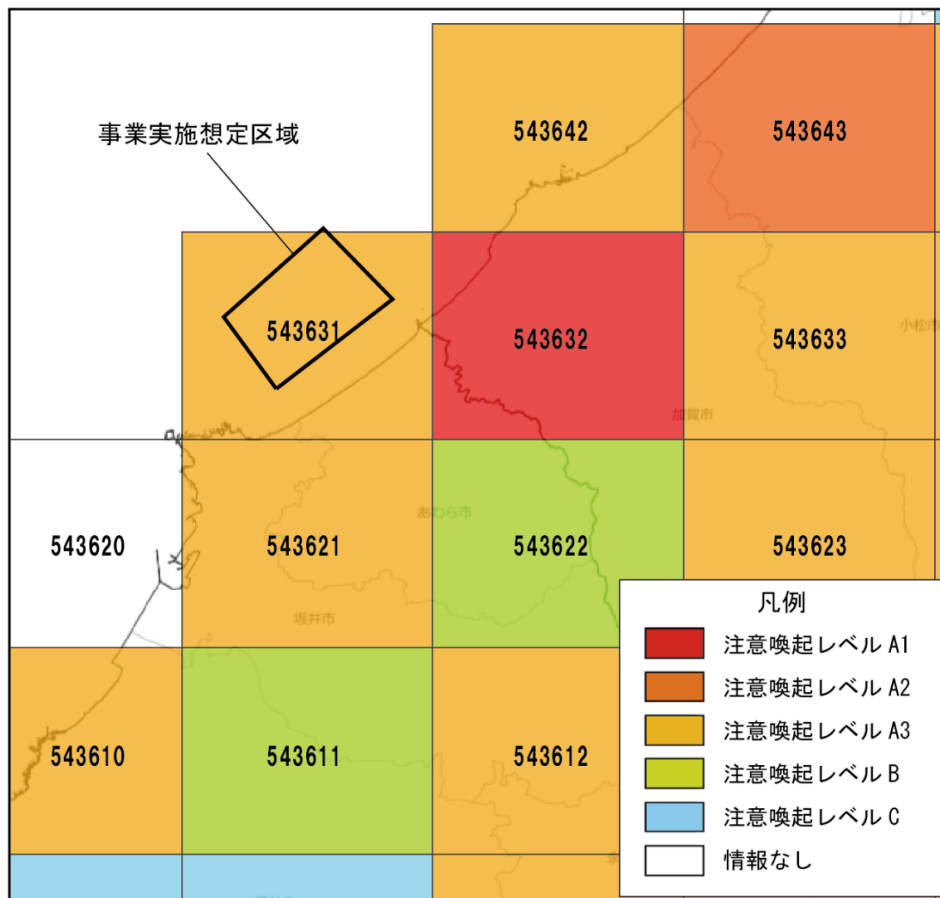
注意喚起メッシュの作成方法は、「参考資料：「地理情報システム (GIS) : センシティブリティマップについて」」のとおりである。

表 3.1-32 EADAS センシティブリティマップ (注意喚起レベル：陸域)

2次メッシュ	ランク	重要種	集団飛来地
543631	A3	オジロワシ	ガン類、ヒアリング調査結果

注：表中の2次メッシュは図 3.1-21 の番号と対応する。

〔「地理情報システム (GIS) センシティブリティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、閲覧：令和3年2月) より作成〕



〔「地理情報システム (GIS) センシティブリティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、閲覧：令和3年2月) より作成〕

図 3.1-21 EADAS センシティブリティマップ (注意喚起メッシュ：陸域)



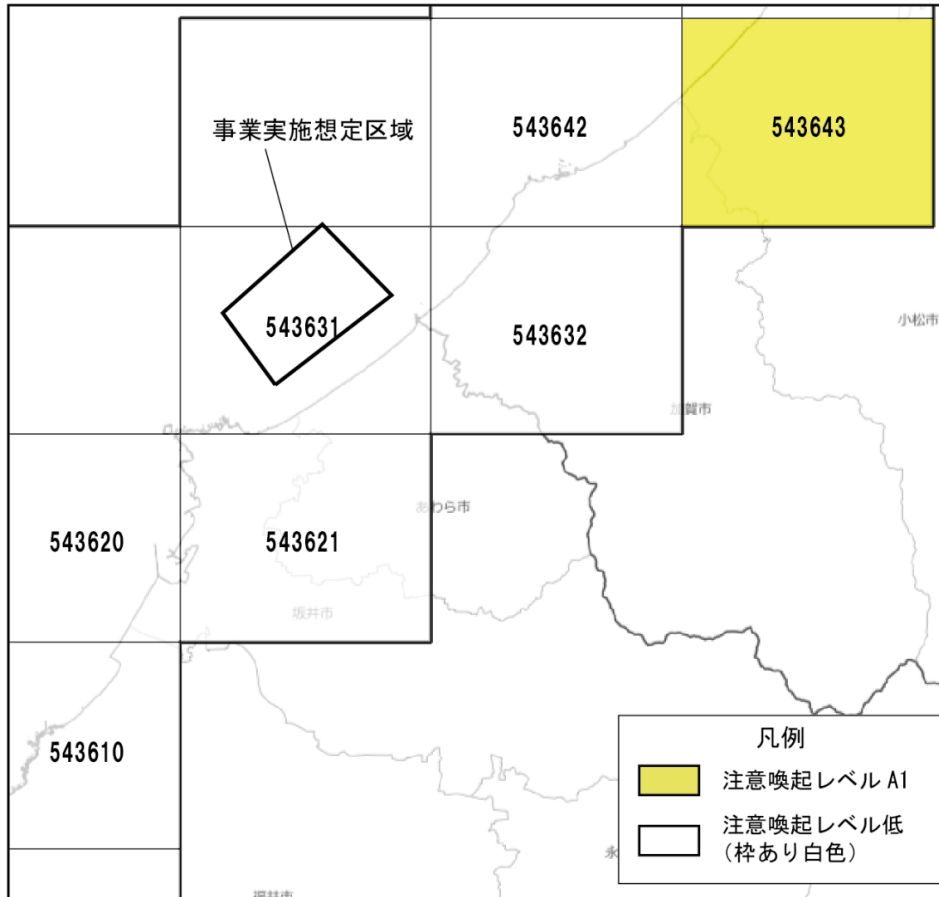
表 3.1-33 EADAS センシティブリティマップ（注意喚起レベル：海域）

2次メッシュ	ランク	保護区等	海鳥の集団繁殖地	海鳥の洋上分布
543631	低	—	—	—

注：1. 表中の2次メッシュは図3.1-22の番号と対応する。

2. 表記した2次メッシュは海域を含む範囲である。

〔「地理情報システム（GIS）センシティブリティマップ」（環境アセスメントデータベース）  
EADAS（イーダス）HP、閲覧：令和3年2月）より作成〕



〔「地理情報システム（GIS）センシティブリティマップ」（環境アセスメントデータベース）  
EADAS（イーダス）HP、閲覧：令和3年2月）より作成〕

図 3.1-22 EADAS センシティブリティマップ（注意喚起メッシュ：海域）

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。  
 重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性 (McGuinness et al. 2015) 等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きいかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。  
 最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類 (ナベヅル・マナヅル)、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ (モニタリングサイト 1000 調査) を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました (個体数の多いものはランクが高くなります)。  
 同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」(オジロワシ・オオワシ合同調査グループ, 2016) の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書、風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」(環境省自然環境局野生生物課, 2016) の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。  
 これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。  
 なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました (図 3.1-23)。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました (表 3.1-34)。

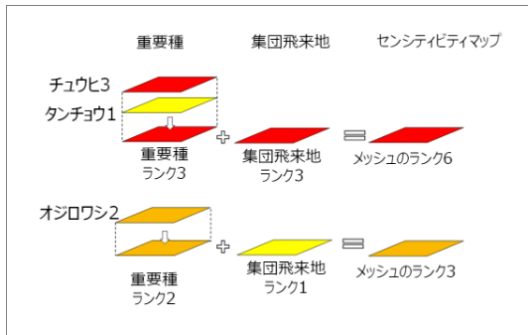


図 3.1-23 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ

表 3.1-34 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

「地理情報システム (GIS) センシティブティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、  
 閲覧: 令和 3 年 2 月) より作成

## 参考資料(2) 「地理情報システム (GIS) : センシティブティマップについて」(海域版)

### ◆注意喚起メッシュの作成方法

#### 【保護区等】

保護区等は、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地及び希少な海鳥の集団繁殖地から作成しています。国指定鳥獣保護区は、集団繁殖地で指定されている全ての箇所、また集団渡来地で指定されている箇所のうち、沿岸部に位置するものを対象としました。また、ラムサール条約湿地も沿岸部に位置するものを対象としました。

国指定鳥獣保護区とラムサール条約湿地については、それらにかかる 10km メッシュは注意喚起レベル 5 としました。また、このメッシュの周辺のメッシュについては、注意喚起レベル 4 としました。

希少な海鳥の集団繁殖地は、主に海鳥の集団繁殖地のデータを用いました。このデータから、環境省レッドリスト 2019 で VU、EN 及び CR と記載されている種の繁殖地を選び出しました。これらの繁殖地にかかるメッシュを注意喚起レベル 4 としました。

#### 【海鳥の集団繁殖地】

海鳥の集団繁殖地では、まず、文献から集団繁殖地の位置、繁殖する海鳥種及びその個体数を収集しました。使用した主な文献は以下の 2 つです。

海鳥コロニーデータベース (環境省自然環境局生物多様性センター、2019 年 2 月 13 日版)

平成 19~30 年度モニタリングサイト 1000 海鳥調査報告書 (環境省自然環境局生物多様性センター、平成 20~31 年)

これらのうち、過去 20 年 (1999 年~2019 年) のデータを対象に、個体数や位置等が明確なものを選びました。また、海鳥種の採餌距離も文献<sup>1</sup>から収集しました。

次に、集団繁殖地を円の中心に採餌距離を半径として、円状の採餌範囲を種ごとに作成しました。繁殖地を利用する海鳥種はこの採餌範囲に様に分布すると仮定し、10km メッシュごとに個体数密度を算出しました。

一方、種類ごとの希少性や飛翔高度などから洋上風力発電との関連性を点数化したもの (種別スコア) を別途整理しました。個体数密度にこの種別スコアを乗じて、メッシュごとに点数を付けました。複数の種が同じメッシュに分布している場合は、種類ごとの点数を足し合わせることで、メッシュを点数化しました。こうして計算したメッシュの点数を 6 分割し、大きいほうから注意喚起レベル 5~1 及び低と評価しました。レベルが高い程、バードストライクや、風力発電が採餌海域に立地することによる鳥類への影響がより懸念されます。

種別スコアは Certain et al. (2015)<sup>2</sup> を参考とし、メッシュの点数化の算出は、Webb et al. (2016)<sup>3</sup> を参考としました。

#### 【海鳥の洋上分布】

海鳥の洋上分布は、飛行機による海鳥の分布調査により情報を収集しました。これは、飛行機からの目視により海鳥の種や個体数を記録するものです。本調査は、北海道、本州、四国及び九州の主要四島の沿岸・沖合で実施しました。

調査結果は、まず種類ごとに 10km メッシュで個体数密度を集計します。そして、海鳥の集団繁殖地と同様に、種ごとの個体数密度に種別スコアを乗じて、メッシュごとに点数を付けました。複数の種が同じメッシュに分布している場合は、種類ごとの点数を足し合わせることで、メッシュを点数化しました。こうして計算したメッシュの点数を 6 分割し、大きい方から注意喚起レベル 5~1 及び低と評価しました。レベルが高い程、バードストライクや、風力発電が採餌海域に立地することによる影響がより懸念されます。

海鳥の洋上分布では、現地調査での確認種から特定の種を選定することはせず、全ての種を評価の対象としています。これは、希少種を含めて海域を利用している鳥類の生息状況や洋上風力発電との関連性の情報が少ないこと、また鳥類が集団で分布している海域はそれらの生息にとって重要と考えられることを理由としています。

#### 【構成要素の重ね合わせ・注意喚起レベル・範囲】

風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (海域版) の注意喚起メッシュは、保護区等、海鳥の集団繁殖地及び海鳥の洋上分布の構成要素のメッシュの 3 つの構成要素を重ね合わせて最大のレベルのメッシュを採用することで作成しました。

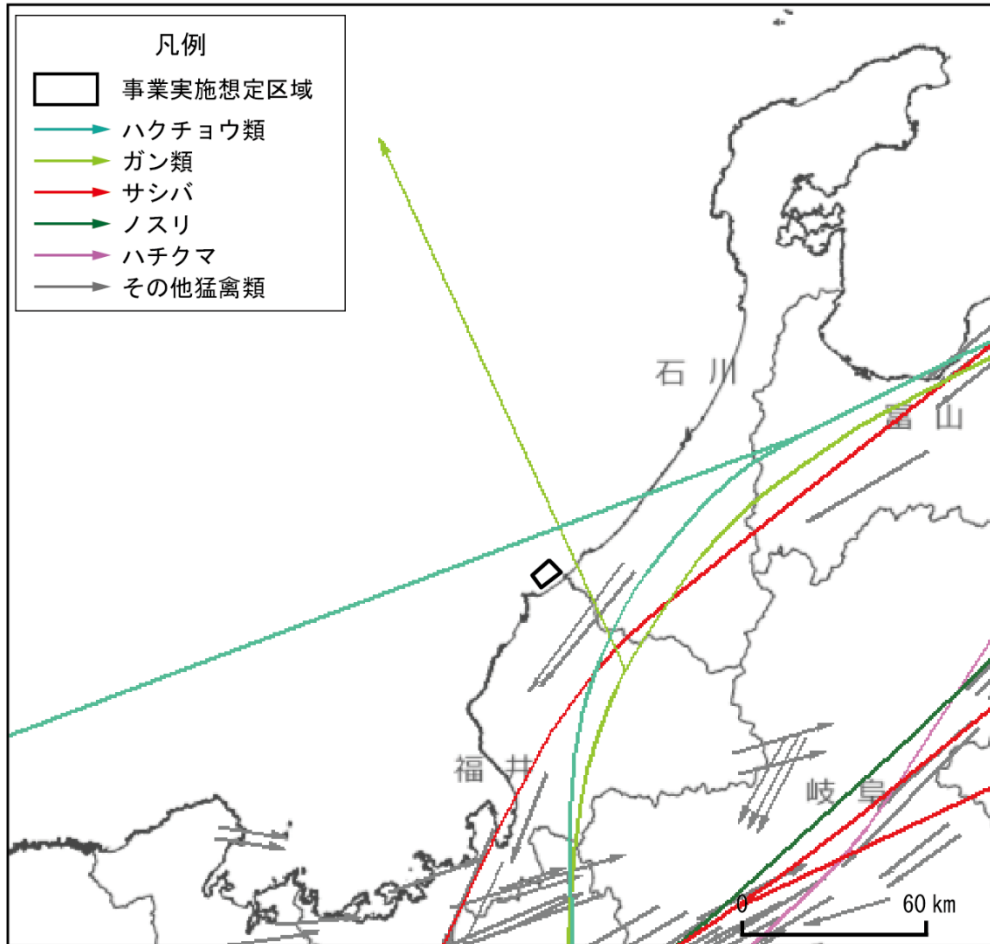
注意喚起メッシュは、注意喚起レベル 5~1、注意喚起レベル低、情報なしの 7 つに分けました。注意喚起レベル 5~1 の海域は、バードストライク等の鳥類への影響が高い海域であり、レベルが高い程、バードストライクや、風力発電が採餌海域に立地することによる鳥類への影響がより懸念されます。

本マップの範囲は、3 つの構成要素すべてが重なり合う範囲のみとしました。3 つの構成要素すべてがそろっていないメッシュは、情報なしとしています。

- 1.主に Furness et al. (2012) Assessing the sensitivity of seabird populations to adverse effects from tidal stream turbines and wave energy devices.
2. Certain et al. (2015) Mapping the vulnerability of animal community to pressure in marine systems: disentangling pressure types and integrating their impact from the individual to the community level.
3. Webb et al. (2016) Sensitivity of offshore seabird concentrations to oil pollution around the United Kingdom: Report to Oil & Gas UK

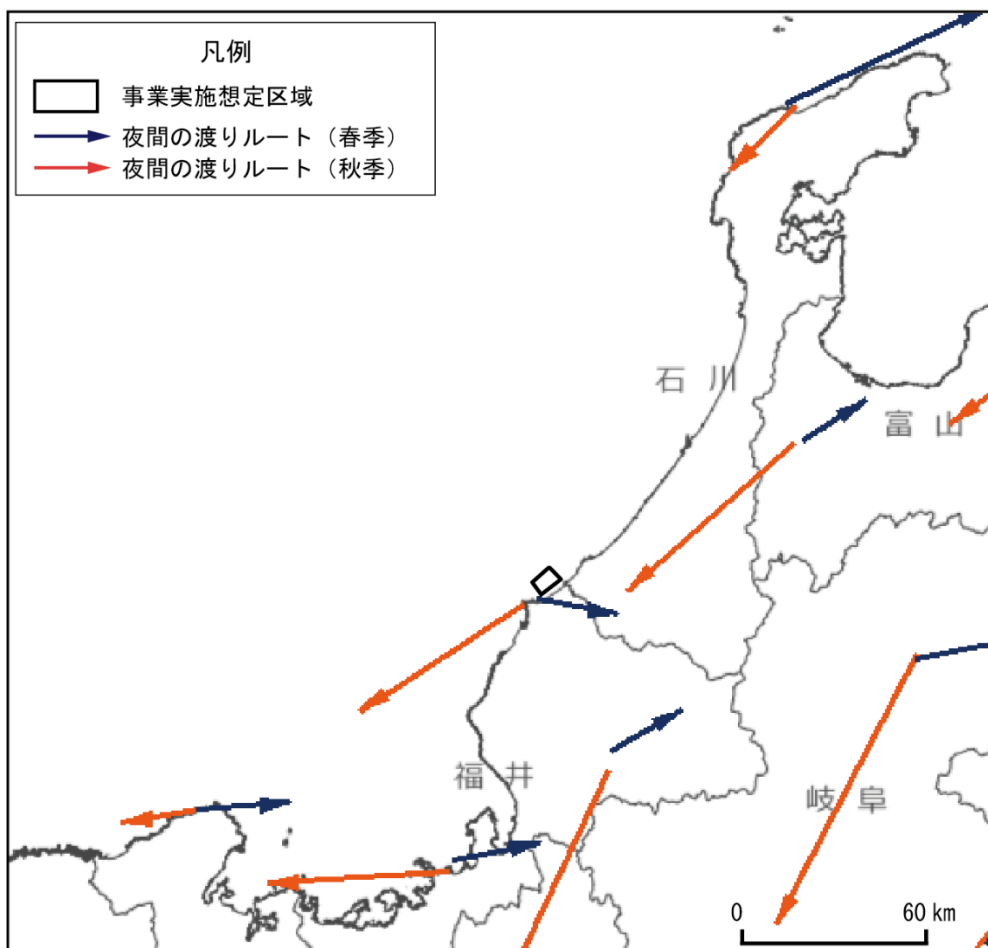
「地理情報システム (GIS) センシティブティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、  
閲覧：令和 3 年 2 月) より作成

「地理情報システム (GIS) センシティブリティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、閲覧：令和 3 年 2 月) による事業実施想定区域の周囲の日中及び夜間の渡りルートは図 3.1-24 のとおりであり、日中はハクチョウ類及びガン類の渡りルートが確認されている。また、夜間は春季及び秋季の渡りルートが確認されている。



〔「地理情報システム (GIS) センシティブリティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、閲覧：令和 3 年 2 月) より作成〕

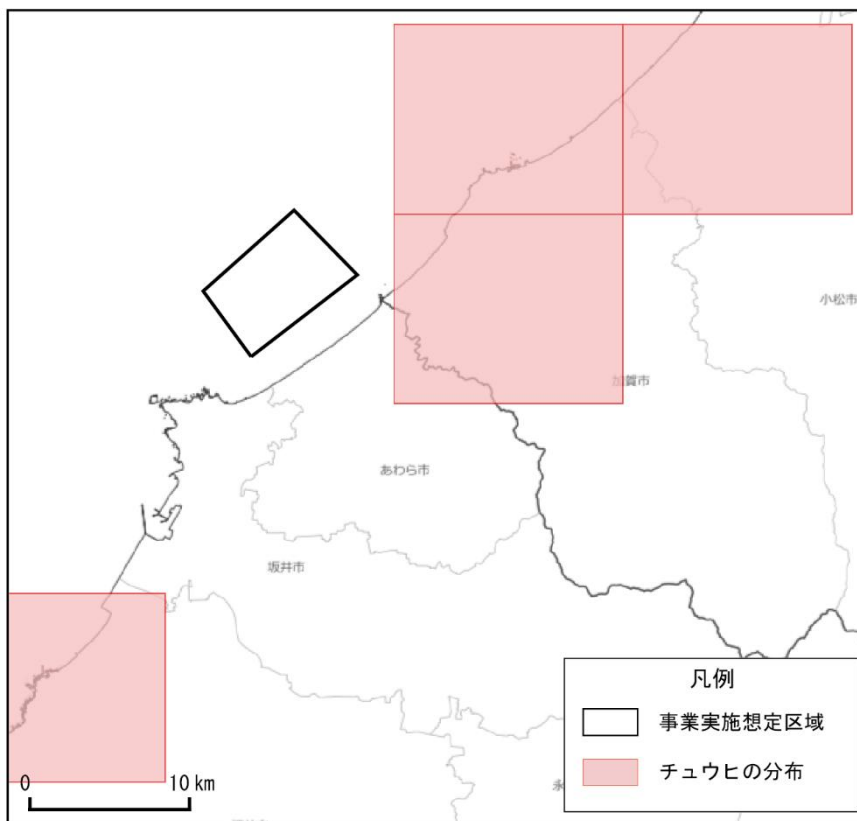
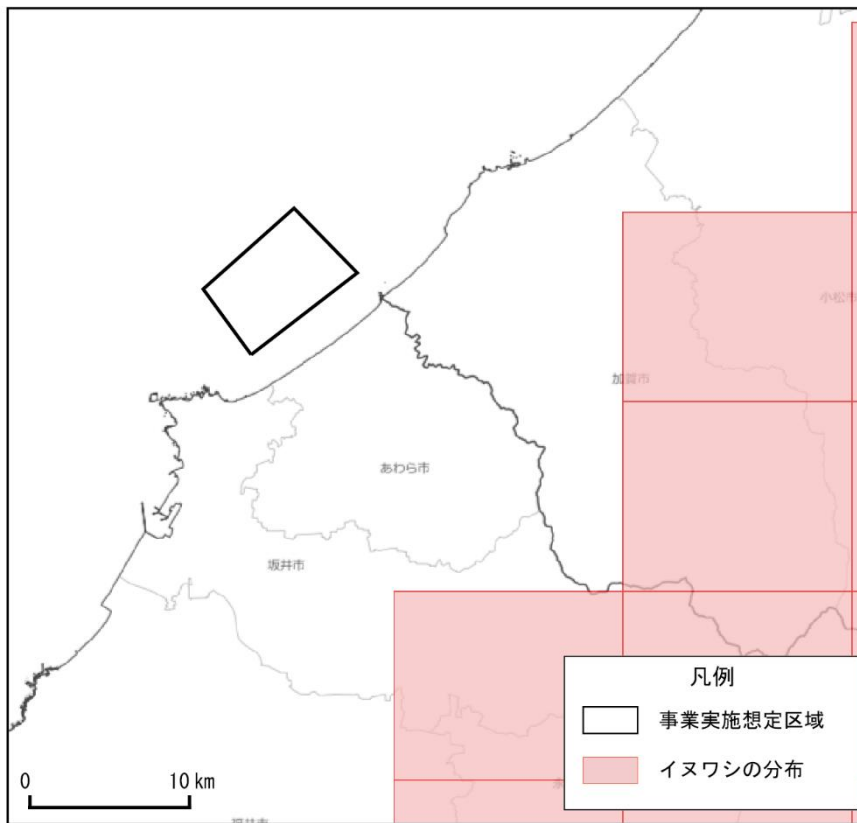
図 3.1-24(1) EADAS センシティブリティマップ (日中の渡りルート)



〔「地理情報システム (GIS) センシティブリティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、閲覧：令和 3 年 2 月) より作成〕

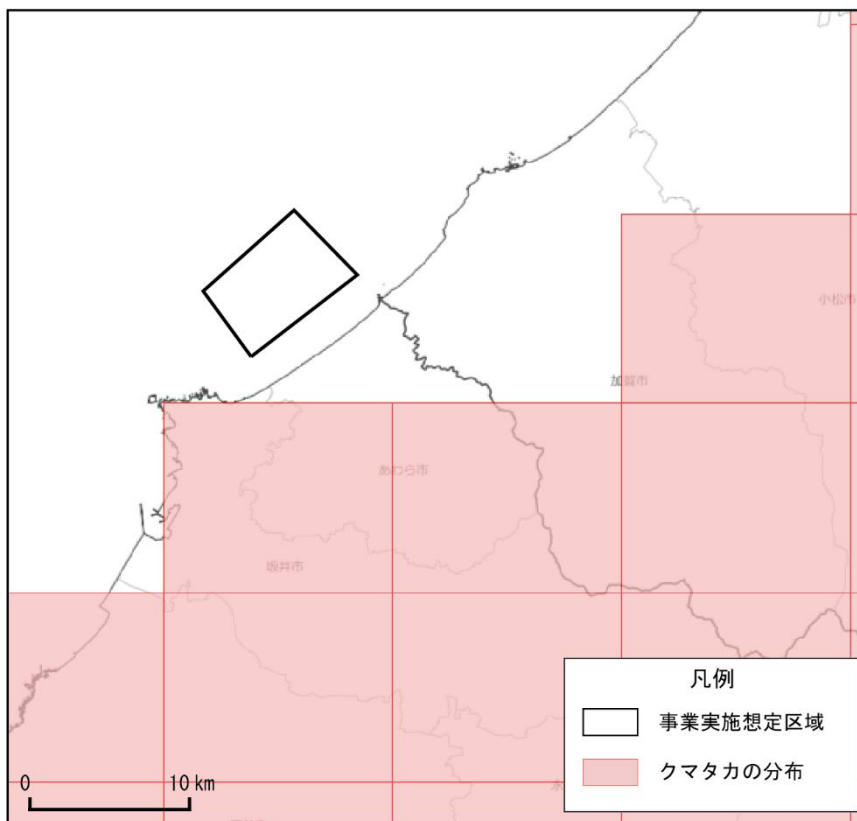
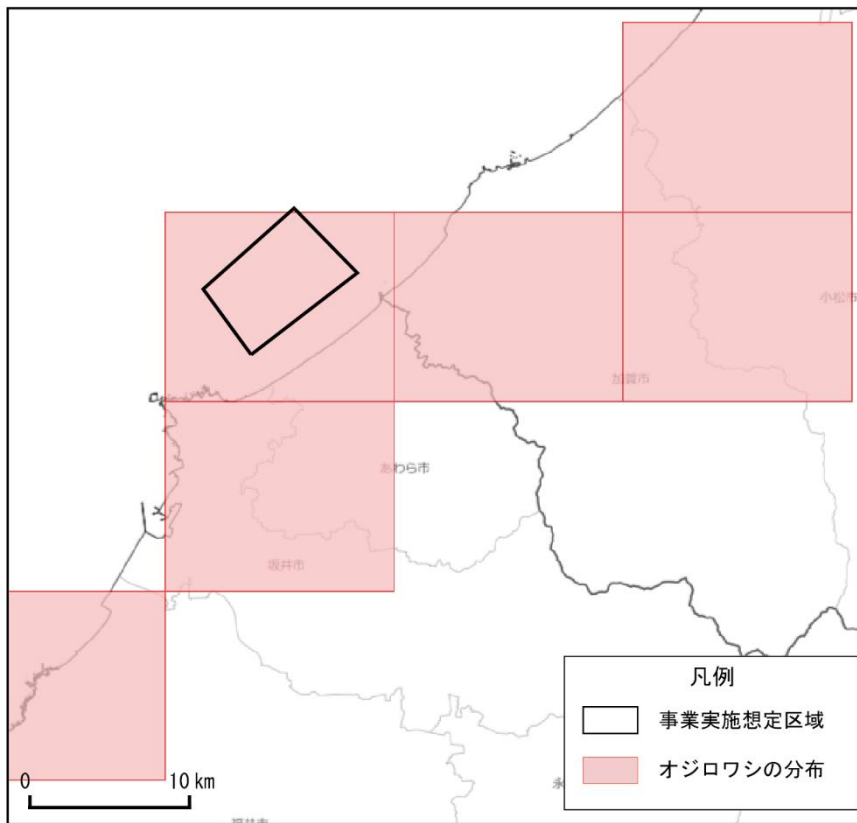
図 3.1-24(2) EADAS センシティブリティマップ (夜間の渡りルート)

また、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版)によると、図 3.1-25 のとおり事業実施想定区域の周囲においてイヌワシ、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ及びコウノトリの分布が確認されている。オジロワシが事業実施想定区域を含むメッシュで確認されているが、その他の種は事業実施想定区域外での確認となっている。



〔「地理情報システム (GIS) センシティブリティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、閲覧：令和3年2月) より作成〕

図 3.1-25(1) 重要種の分布図 (上段：イヌワシ、下段：チュウヒ)



〔「地理情報システム (GIS) センシティビティマップ」(環境アセスメントデータベース EADAS (イーダス) HP、閲覧：令和3年2月) より作成〕

図 3.1-25(2) 重要種の分布図 (上段：オジロワシ、下段：クマタカ)

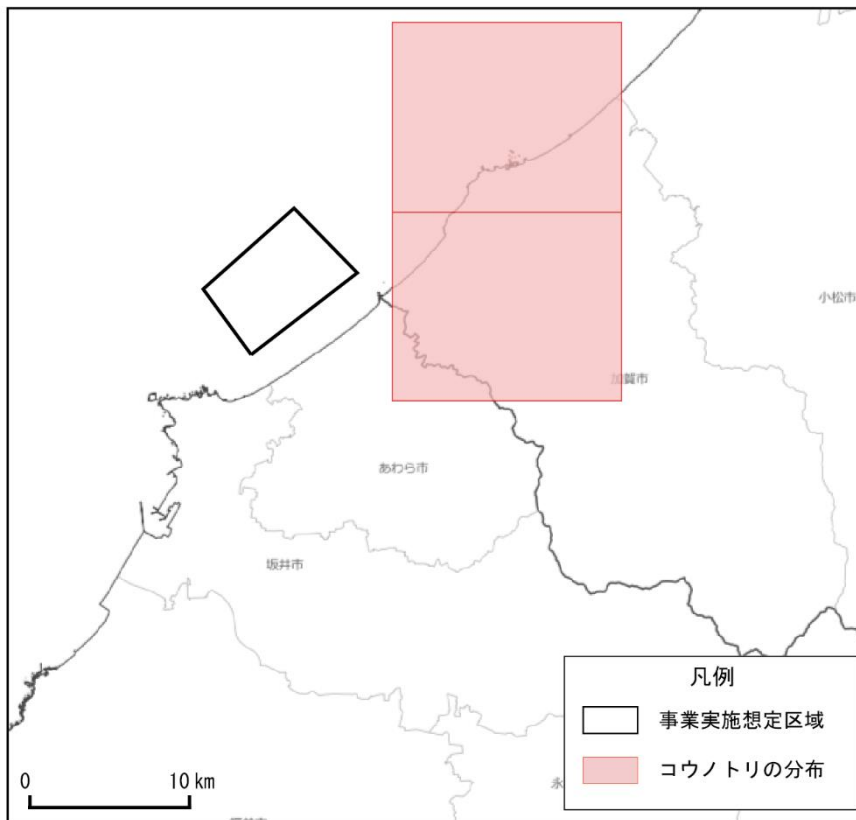


図 3.1-25(3) 重要種の分布図 (コウノトリ)

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月)によると、第30回～第51回(1999～2020年)の22年間の調査結果では、表3.1-35のとおり、事業実施想定区域の周囲の「片野鴨池」、「福良ヶ池」、「北潟湖」、「大堤」、「坂井平野」において、マガモ、コガモ、ヒドリガモ、トモエガモ等35種が確認されている。ガンカモ類の生息調査地点は図3.1-26のとおりである。



表 3.1-35(1) ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況（加賀市：片野鴨池）

(単位：個体)

調査年	オオハクチョウ	コハクチョウ	アメリカコハクチョウ	コブハクチョウ	マガン	カリガネ	ヒシクイ	ハクガン	サカツラガン	ガン類種不明	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	オカヨシガモ
2020		366					235					2,487	1	65		
2019		87			11		262				1	2,567	5	68	6	3
2018	3	92			1		315					1,878	3	224	2	23
2017		163			1		369				16	2,136	5	14	3	6
2016							247					2,149	2	13	8	
2015					21		211					1,476	5	1	2	
2014		38					104					2,288	5	28	3	3
2013		2					124				10	1,910		8	8	
2012		51					88					1,523	6	12	8	2
2011							95				2	1,702		106	5	2
2010					8		157					1,435		168	21	
2009							10					1,235		551	13	
2008							247					981		106	11	
2007							246					1,007	4	158		
2006		395			10		161					2,861	5	351	5	
2005		287					166					2,151	9	331		
2004		35					211				3	922	14	60	1	
2003		27					178					1,325	4	204	1	
2002		146					469					1,930		330		
2001		128			1		32					1,618		98		
2000		61			2		283					3,175		459	1	
1999		160	3		2		55					2,753	6	194	1	
調査年	ヒドリガモ	オナガガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	クロガモ	カモ類種不明	トモエガモ	ビロードキンクロ	シノリガモ	ウミアイサ	カワアイサ	ミコアイサ	ツクシガモ	リュウキュウガモ
2020	2	18	23	8	1				1,354						1	
2019	2	93	3	2	1				1,166						4	
2018	5	104	15	11	1				1,544						7	
2017		102	6	30	11				601						5	
2016		12	8	29	33				334						5	
2015		9		1					985						2	
2014		77	2	9					462						4	
2013		82	1	16	1				2,223						3	
2012		141	16	6					1,664						2	
2011			11	12	1				1,015						2	
2010	3	191	62	51	1			1	289						3	
2009		69	8	14					1,141						4	
2008	1	343	16	27					1,526						5	
2007		14	1	12					25						6	
2006	4	507	6	7					545						2	
2005	1	146		11				1	242						1	
2004		8	13	21	2				75						5	
2003	2	4		8					13						4	
2002	3	3	20	1					2						7	
2001	1		1	2					107						10	
2000	2	43	35	5					631						5	
1999	19	5	17	2					631						7	

表 3.1-35(2) ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況（あわら市：福良ヶ池）

(単位：個体)

調査年	オオハクチョウ	コハクチョウ	マガン	カリガネ	ヒシクイ	ハクガン	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	オカヨシガモ	ヒドリガモ
2020													
2019								7					
2018								13	22				
2017								136	17				
2016							33	171	110				
2015							2	156	42				
2014									2				
2013								2	93	46			
2012													
2011								247	20				
2010								45					
2009			230										
2008													
2007								48	3				
2006								21					
2005								41					
2004									4				
2003		6						17					
2002								13	3	12			
2001								12	4				
2000					16			132		1			
1999								7					
調査年	オナガガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	クロガモ	カモ類種不明	トモエガモ	ホオジロガモ	ウミアイサ	カワアイサ	ミコアイサ	ツクシガモ
2020													
2019				6									2
2018				13									2
2017			3	4									2
2016		2	1,251	136	49			11					2
2015			9	4									6
2014													4
2013													6
2012													1
2011								1					3
2010													
2009													
2008													
2007				1									2
2006													4
2005													3
2004													1
2003													1
2002													4
2001													
2000													
1999													2

表 3.1-35(3) ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況（あわら市：北湯湖）

(単位：個体)

調査年	オオハクチョウ	コハクチョウ	マガン	カリガネ	ヒシクイ	ハクガン	ガン類種不明	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	オカヨシガモ	ヒドリガモ	オナガガモ
2020									1,025	430	73	128	4	1,001	42
2019		18							2,746	473	216	115	15	663	3
2018		13							1,377	513	43	122		782	
2017									1,343	562	98	87		236	1
2016									649	323	191	66	19	205	4
2015									3,232	516	107	180	2	31	
2014									1,497	434	139	72	2	507	4
2013		23						1	1,739	599	88	75		406	5
2012		48							1,202	387	77	13		349	5
2011									2,315	276	98	75		420	9
2010		71	419						716	340	145	36		120	
2009		33	232						677	263	144	38		239	5
2008		27	70						591	277	57	49		557	2
2007							86		1,276	364	149	11		273	
2006		3	440		69				2,213	592	236	3	2	205	
2005			258						2,059	270	24	6		174	
2004									793	378	78	2	6	398	
2003		8	52		32				942	503	15	2		145	6
2002			260		5				937	224	10	6		564	
2001									2,340	368	50			150	
2000			126		16				1,322	331	231	4	2	323	
1999			20						1,816	690	5	18		586	
調査年	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	クロガモ	カモ類種不明	トモエガモ	ビロードキンクロ	ホオジロガモ	ウミアイサ	カワアイサ	ミコアイサ	ツクシガモ	リュウキュウガモ	
2020	25	14	84	7			5		6			4			
2019		18	101				13					6			
2018		292	517	38			1		5			2			
2017		1,486	1,184	30					8			1			
2016		1,182	247	116					5			7			
2015		1,335	210	22					6			2			
2014	5	33	17				3					2			
2013		3	2									10			
2012		4	3									8			
2011	4	3	4									6			
2010	1	19	46				16					20			
2009	2	11	32	2								2			
2008		8	4	2								9			
2007	1	5	6									9			
2006		20	31	1					1		3	10			
2005		3	7				1					10			
2004	1	7	12	4					4			12			
2003		9	21	1					1			5			
2002		9	16						1			17			
2001		14	3									16			
2000		4	1						1			12			
1999			2						8			10			

表 3.1-35(4) ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況（坂井市：大堤）

（単位：個体）

調査年	オオハクチョウ	コハクチョウ	マガン	ヒシクイ	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	オカヨシガモ	ヒドリガモ	オナガガモ	ハシビロガモ
2020						1,233	2	121	81		149	32	72
2019						977	2	112	123		181	22	93
2018						1,411		444	58		152	25	35
2017						745	1	191	173		203	8	101
2016						989		294	136	2	141	1	119
2015						1,339		168	94		112	1	47
2014						1,543		253	112	10	215	2	58
2013						1,121	1	483	92		144	2	7
2012						1,257		601	110		154		7
2011						1,069		418	90		82	14	
2010						287		242	116		139		
2009					1	219		82	60		74		
2008						752		328	76		92	1	
2007						1,227		396	54		182	1	
2006						2,280		298	108		526	66	
2005						1,312		228	72		144	12	
2004						1,092	12	134	94		156		
2003						1,248		258	50		106	6	
2002						1,726	3	242	50		16		
2001						2,792		486	50		16	4	
2000						1,680	10	346	24			14	
1999						2,400		712	4		4	24	
調査年	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	クロガモ	カモ類種不明	トモエガモ	ビロードキンクロ	ウミアイサ	カワアイサ	ホオジロガモ	ミコアイサ	ツクシガモ	リュウキュウガモ
2020	1												
2019											2		
2018	32	2				1							
2017	1										1		
2016	3										7		
2015	2										3		
2014						1					3		
2013	4										3		
2012	2					8					4		
2011	1					16					7		
2010											5		
2009											6		
2008											6		
2007						8					9		
2006						12					18		
2005						16					26		
2004											26		
2003		2			1	54					17		
2002											7		
2001						46					4		
2000						44							
1999						2					8		

表 3.1-35(5) ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況（坂井市：坂井平野）

（単位：個体）

調査年	オオハクチョウ	コハクチョウ	シジュウカラガン	ハイイロガン	マガン	カリガネ	ヒシクイ	ハクガン	サカツラガン	カルガモ	コガモ	ヒドリガモ	オナガガモ	ガン類種不明
2020		10			938		43							
2019					840									
2018		26			930		69							
2017					1,170		17							
2016		6			372									
2015					982		15							
2014					365		32							
2013		17			130		24							
2012		50			1,446		79							
2011					1,674									
2010		4			2,172									
2009			1		2,192									
2008					1,540		5							
2007		9			2,094		19							
2006		66			618		329							
2005					1,800		28							
2004					2,150		42			110		100		
2003					1,848		556							
2002		12			1,140	1	409							
2001		13			2,200		10							
2000					1,458		50							
1999					1,061		250	1						4

注：1. 調査は各年1月に実施されている。

2. 空欄は確認されていないことを示す。確認のない調査地点（岩船港）は割愛した。

〔「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」（環境省生物多様性センターHP、  
 閲覧：令和3年2月）より作成〕

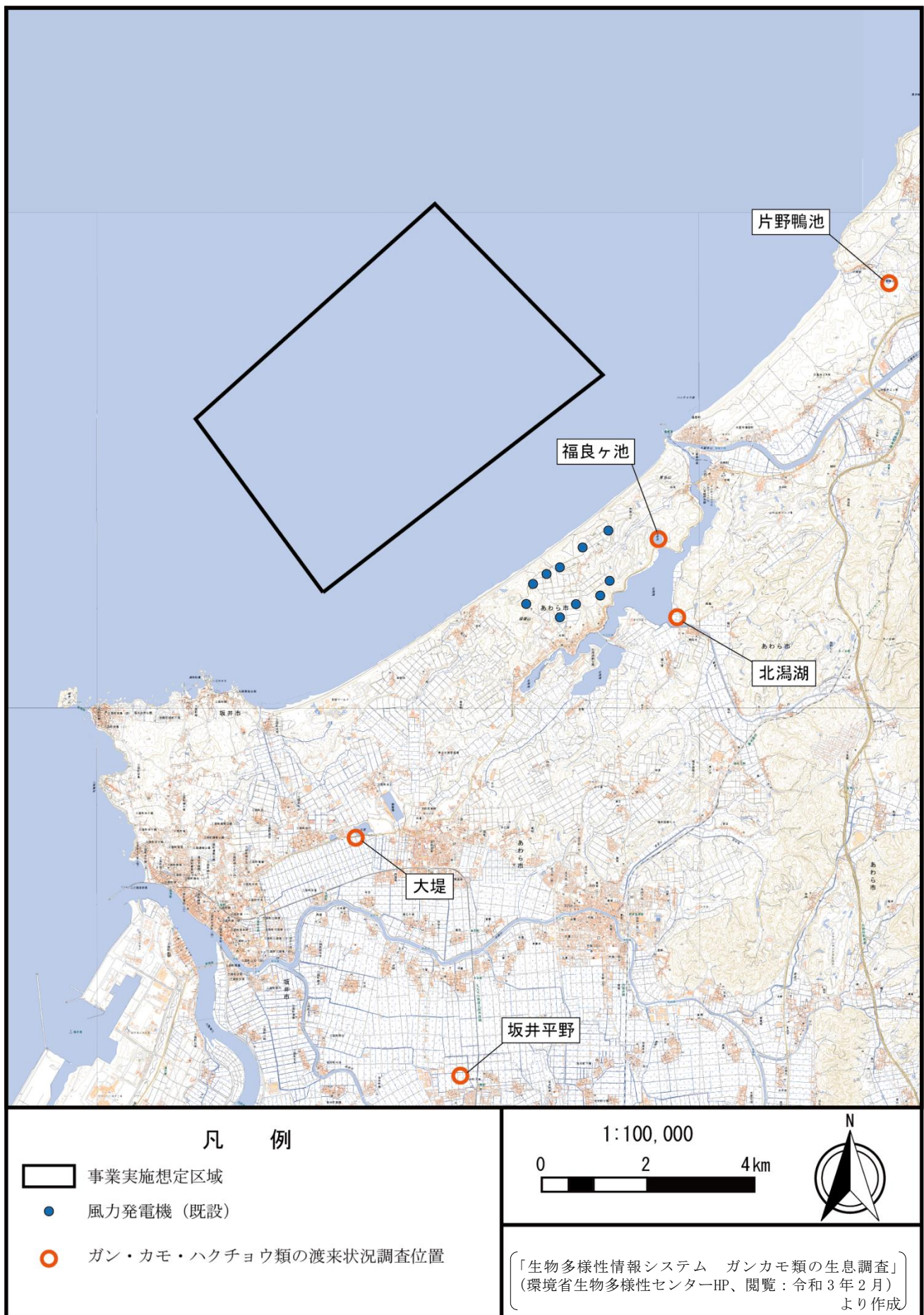


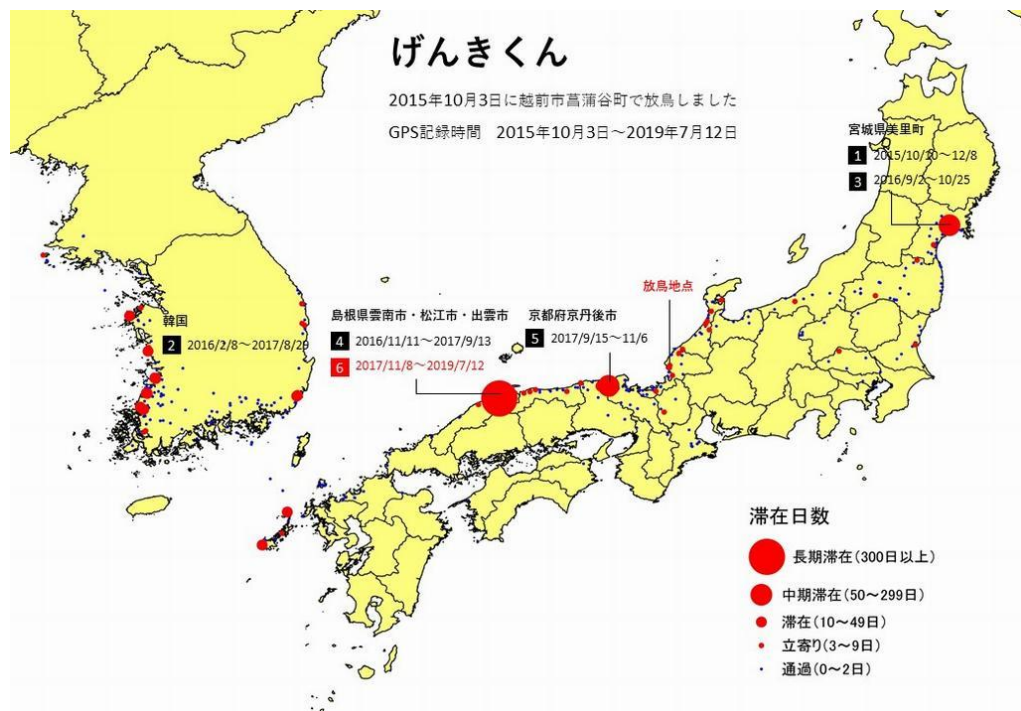
図 3.1-26 ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況調査位置図

「放鳥個体の GPS 情報」(福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)によると、図 3.1-27 のとおり、GPS を付けて放鳥されたコウノトリ 9 羽の位置情報図が掲載されている。

放鳥地点である越前市では「ゆめちゃん」の長期滞在(300 日以上)が確認されているものの、事業実施想定区域の周囲は立寄りや通過のみの確認である。「ゆめちゃん」は 2019 年 4 月 16 日に越前市で目視確認されたのを最後に、現在、GPS は不通となっている。また、「さきちゃん」については、2018 年 6 月 28 日、長野県松本市で死亡が確認されている。それ以外の 7 羽については、現在も GPS 情報により位置の確認が続けられている。

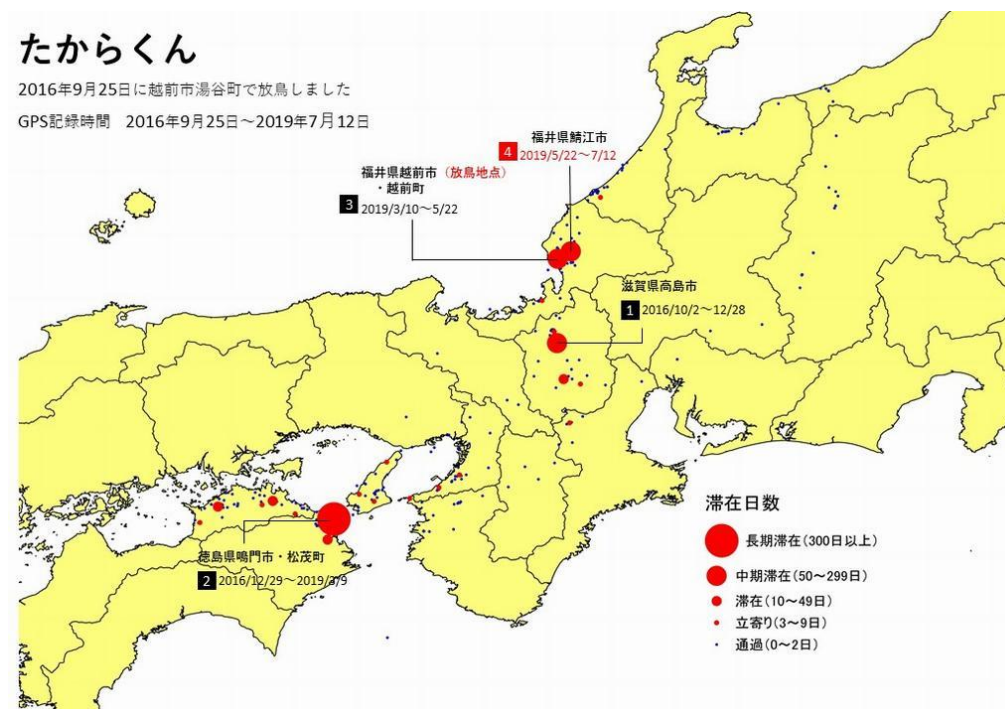
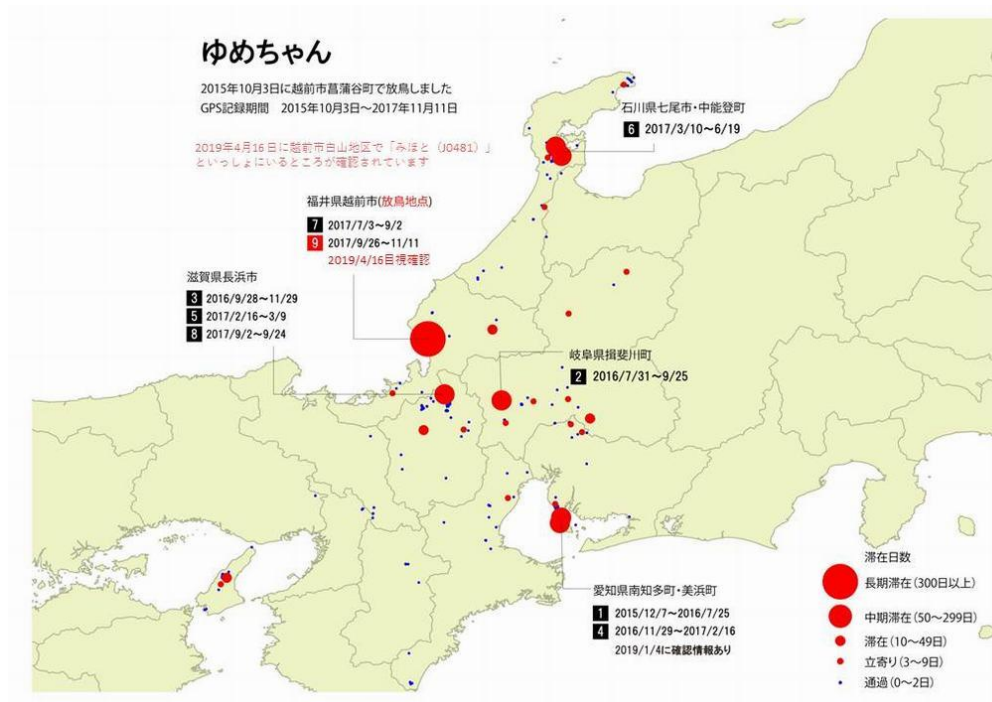
放鳥されたコウノトリ 9 羽の GPS 記録期間は以下のとおりである。

- ・げんきくん : 2015 年(平成 27 年)10 月 3 日～2019 年(令和元年)7 月 12 日
- ・ゆめちゃん : 2015 年(平成 27 年)10 月 3 日～2017 年(平成 29 年)11 月 11 日
- ・たからくん : 2016 年(平成 28 年)9 月 25 日～2019 年(令和元年)7 月 12 日
- ・さきちゃん : 2016 年(平成 28 年)9 月 25 日～2018 年(平成 30 年)6 月 28 日(死亡)
- ・かけるくん : 2017 年(平成 29 年)10 月 8 日～2019 年(令和元年)7 月 12 日
- ・ほまれくん : 2017 年(平成 29 年)10 月 8 日～2019 年(令和元年)7 月 12 日
- ・こころちゃん : 2018 年(平成 30 年)9 月 17 日～2019 年(令和元年)7 月 12 日
- ・ひかりちゃん : 2018 年(平成 30 年)9 月 17 日～2019 年(令和元年)7 月 12 日
- ・りゅうくん : 2018 年(平成 30 年)9 月 17 日～2019 年(令和元年)7 月 12 日



[出典：「放鳥個体の GPS 情報」(福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)]

図 3.1-27(1) コウノトリ放鳥個体の GPS 位置情報図

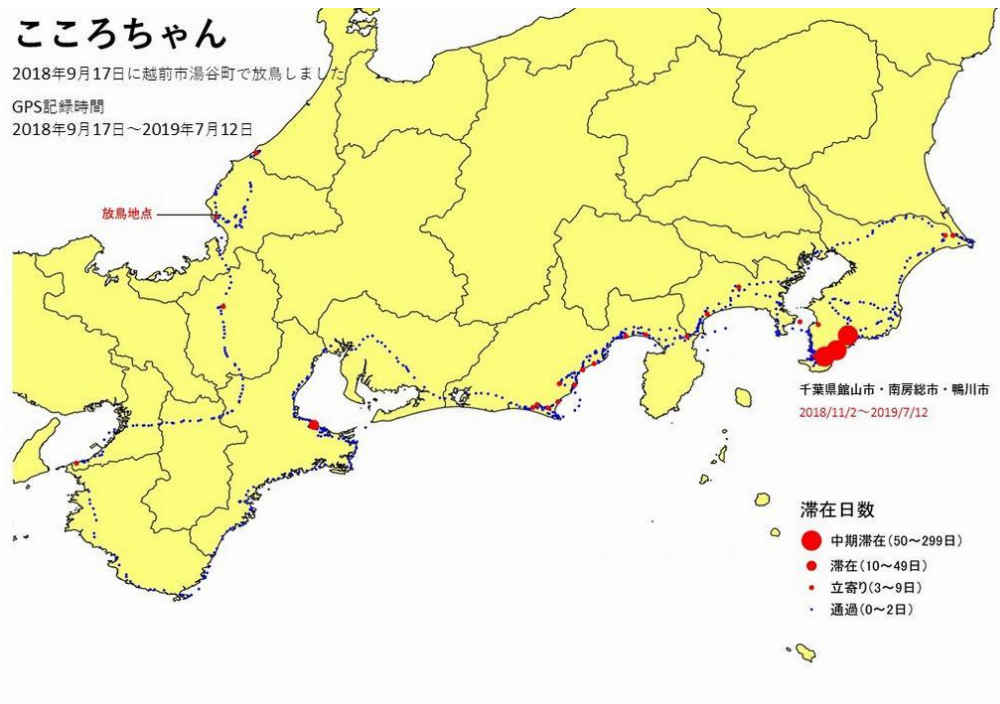
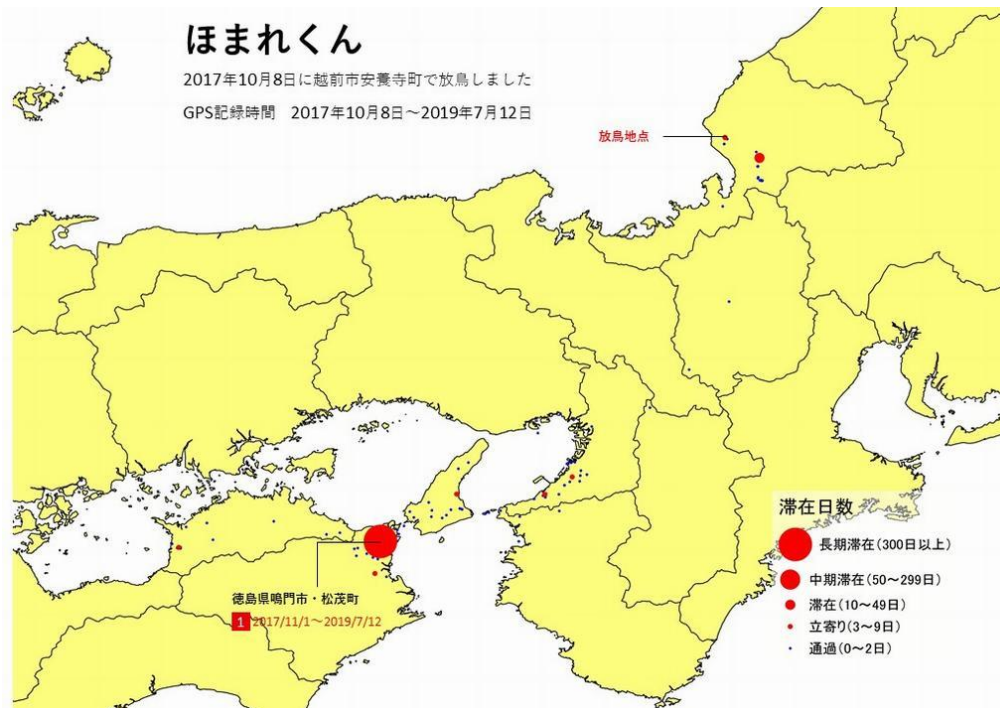


〔出典：「放鳥個体のGPS情報」(福井県HP、閲覧：令和3年2月)〕  
図 3.1-27(2) コウノトリ放鳥個体のGPS位置情報図



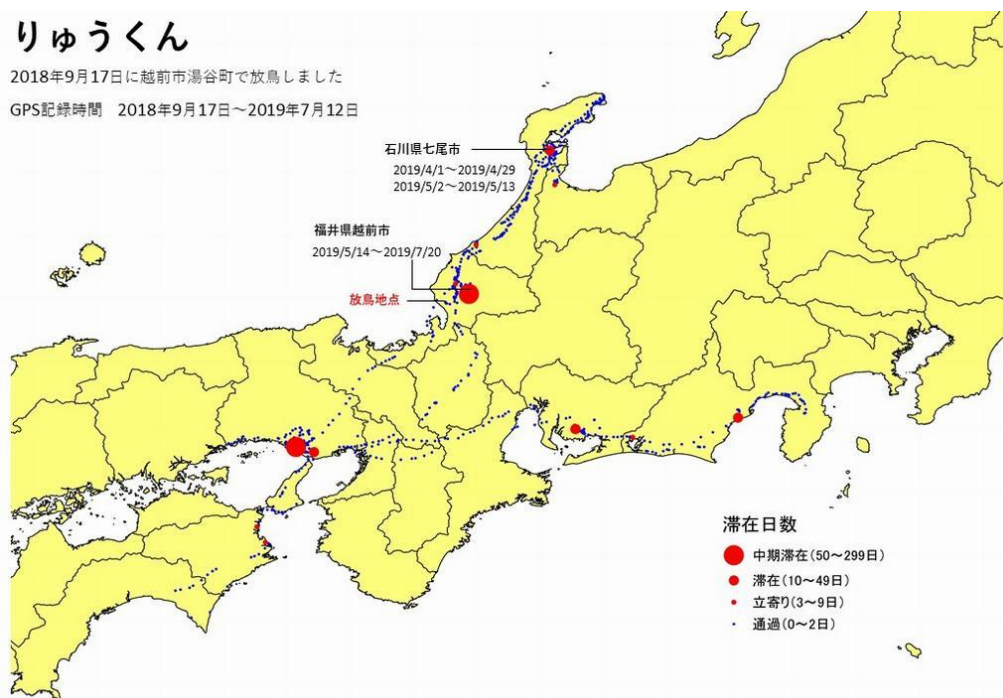
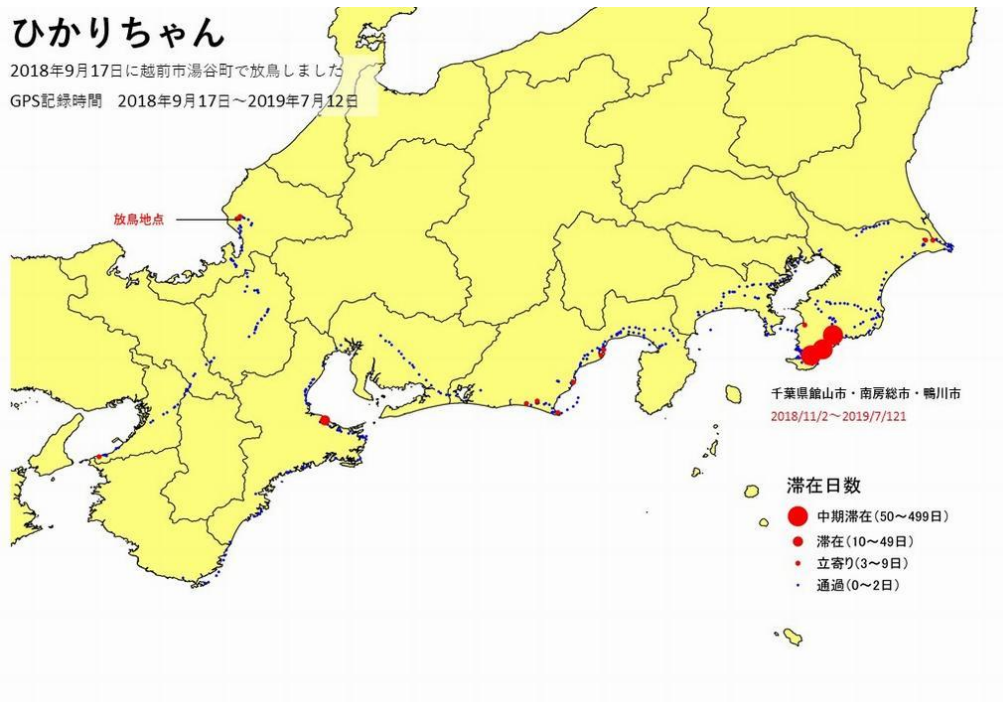


〔出典：「放鳥個体のGPS情報」(福井県HP、閲覧：閲覧：令和3年2月)〕  
図 3.1-27(3) コウノトリ放鳥個体のGPS位置情報図



〔出典：「放鳥個体のGPS情報」(福井県HP、閲覧：令和3年2月)〕

図 3.1-27(4) コウノトリ放鳥個体のGPS位置情報図



〔出典：「放鳥個体のGPS情報」(福井県HP、閲覧：令和3年2月)〕

図 3.1-27(5) コウノトリ放鳥個体のGPS位置情報図

## (2)動物の重要な種（陸域）

動物の重要な種は、「(1) 動物相（陸域）の概要」で確認された種について、表 3.1-36 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した。選定結果は表 3.1-37～表 3.1-42 のとおりである。

哺乳類ではヒナコウモリ、モモジロコウモリ、テングコウモリ、ユビナガコウモリ等の 4 目 5 科 8 種が選定された。

鳥類では亜種オオヒシクイ、マガン、ハクガン、シジュウカラガン、コクガン、ヒメクロウミツバメ、コウノトリ、サンカノゴイ、ヨシゴイ、ヒクイナ、ヘラシギ、コアジサシ、ウミスズメ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、チゴモズ、アカモズ等の 18 目 43 科 141 種が選定された。

爬虫類ではニホンイシガメ、ニホンスッポン、タカチホヘビ、シロマダラ、ヒバカリの 2 目 4 科 5 種が選定された。

両生類ではアベサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ナガレヒキガエル、ナガレタゴガエル、トノサマガエルの 2 目 4 科 7 種が選定された。

昆虫類ではホソミイトトンボ、カトリヤンマ、オナガサナエ、ホンサナエ、オグマサナエ、ハネビロエゾトンボ、アカハネバッタ、エサキアメンボ、カワムラナベブタムシ、オオウラギンヒョウモン、アオモンギンセダカモクメ、ハラビロハンミョウ、カワラハンミョウ、マルケシゲンゴロウ、コガムシ、オオクワガタ、ベーツヒラタカミキリ等の 15 目 116 科 359 種が選定された。

淡水魚類ではニホンウナギ、ミナミアカヒレタビラ、シラウオ、イトヨ降海型、シロウオ等の 8 目 15 科 29 種が選定された。

表 3.1-36 動物の重要な種の選定基準

選定基準		
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)、「福井県文化財保護条例」(昭和 34 年福井県条例第 39 号)、「石川県文化財保護条例」(昭和 32 年条例第 41 号)、「坂井市文化財保護条例」(平成 18 年条例第 169 号)、「あわら市文化財保護条例」(平成 16 年条例第 135 号)、「加賀市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 112 号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物 (特天)</li> <li>・天然記念物 (天)</li> <li>・福井県天然記念物 (福天)</li> <li>・石川県天然記念物 (石天)</li> <li>・坂井市天然記念物 (坂天)</li> <li>・あわら市天然記念物 (あ天)</li> <li>・加賀市天然記念物 (加天)</li> </ul>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年 政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 11 日)に基づく国内希少野生動植物種等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種 (国内)</li> <li>・特定国内希少野生動植物種               <ul style="list-style-type: none"> <li>特定第一種国内希少野生動植物種 (特一)</li> <li>特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)</li> </ul> </li> <li>・緊急指定種 (緊急)</li> </ul>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種</li> <li>・CR+EN：絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの)</li> <li>・CR：絶滅危惧 I A 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</li> <li>・EN：絶滅危惧 I B 類…I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</li> <li>・VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」の категорияに移行することが確実と考えられるもの)</li> <li>・NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種 (現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性のある種)</li> <li>・DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種</li> <li>・LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</li> </ul>
④	<p>「【改訂版】福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県、平成 28 年)の掲載種</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅…県域絶滅種</li> <li>・I 類…県域絶滅危惧 I 類種</li> <li>・II 類…県域絶滅危惧 II 類種</li> <li>・準絶…県域準絶滅危惧種</li> <li>・要注…要注目種</li> <li>・地域…絶滅のおそれのある地域個体群</li> </ul>
⑤	<p>「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020 (動物編)」(石川県生活環境部自然環境課、令和 2 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EX…絶滅。石川県ではすでに絶滅したと考えられる種。</li> <li>・EW…野生絶滅。飼育、栽培家のみ存続している種。</li> <li>・CR+EN…絶滅危惧 I 種。絶滅の危機に瀕している種。</li> <li>・VU…絶滅危惧 II 種。絶滅の危機が増大している種。</li> <li>・NT…準絶滅危惧。現時点では絶滅危険度は低い、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する危険性のある種。</li> <li>・DD…情報不足。評価するだけの情報が不足している種。</li> <li>・LP…付属資料。地域的に独立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群。</li> </ul>
⑥	<p>「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(平成 16 年条例第 16 号)の掲載種</p>	<p>指定：条例に指定されている希少野生動植物種</p>

表 3.1-37 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	コウモリ(翼手)	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ				II類	CR+EN	
2			モモジロコウモリ				準絶		
3			テングコウモリ				II類	VU	
4			ユビナガコウモリ				準絶		
5	ネズミ(齧歯)	ネズミ	カヤネズミ				準絶	NT	
6		リス	ムササビ				要注		
7	ネコ(食肉)	イタチ	シベリアイタチ			EN			
8	ウシ(偶蹄)	ウシ	カモシカ	特天					
合計	4目	5科	8種	1種	0種	1種	6種	3種	0種

注：1. 種名及び配列は原則として、「The Wild Mammals of Japan Second edition」(日本哺乳類学会、平成27年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-36 に対応する。

表 3.1-38(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	II類			
2			ヤマドリ					NT		
3	カモ	カモ	サカツラガン			DD	要注			
4			亜種オオヒシクイ			NT <sup>*1</sup>	I類			
5			亜種ヒシクイ	天 <sup>*2</sup>		VU <sup>*2</sup>	要注	VU <sup>*2</sup>		
6			マガン	天		NT	II類	VU		
7			カリガネ			EN	I類	VU		
8			ハクガン			CR	要注			
9			シジュウカラガン		国内	CR	要注			
10			コクガン	天		VU	II類	CR+EN		
11			コハクチョウ				準絶			
12			オオハクチョウ				準絶			
13			ツクシガモ			VU	要注			
14			アカツクシガモ			DD	要注			
15			オシドリ			DD	II類	NT		
16			ヨシガモ				準絶			
17			シマアジ				準絶			
18			トモエガモ			VU	II類	VU		
19			シノリガモ				準絶	NT		
20			ビロードキンクロ				要注	NT		
21			クロガモ				要注	NT		
22			ホオジロガモ				要注			
23			カワアイサ				要注			
24			ウミアイサ				準絶			
25			カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ				要注	
26			ミズナギドリ	ウミツバメ	ヒメクロウミツバメ			VU	要注	EX
27	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内	CR	I類	CR+EN		
28	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	要注			
29	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	I類	CR+EN		
30			ヨシゴイ			NT	I類	CR+EN		
31			ミゾゴイ			VU	I類	VU		
32			ササゴイ				II類	NT		
33			チュウサギ			NT	準絶			
34			コサギ				II類			
35			クロサギ				準絶	NT		
36			カラシラサギ			NT				
37			トキ	トキ	特天	国内	CR	絶滅	CR+EN	
38				ヘラサギ			DD		NT	

表 3.1-38(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
39	ペリカン	トキ	クロツラヘラサギ		国内	EN	I 類	CR+EN		
40	ツル	ツル	マナヅル			VU		VU		
41			タンチョウ	特天	国内	VU				
42			ナベヅル			VU		VU		
43		クイナ	クイナ					要注		
44			ヒクイナ			NT	I 類	CR+EN		
45	バン						NT			
46	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ					DD		
47			カッコウ					NT		
48	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	II 類	VU		
49	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				要注	DD		
50			アマツバメ						DD	
51	チドリ	チドリ	タゲリ				準絶			
52			ケリ			DD				
53			ダイゼン					要注		
54			イカルチドリ					準絶	VU	
55			コチドリ					要注		
56			シロチドリ			VU	I 類	NT		
57			メダイチドリ					要注		
58			セイタカシギ	セイタカシギ			VU	準絶		
59			シギ	ヤマシギ				準絶	NT	
60				アオシギ				準絶		
61		オオジシギ				NT	II 類	VU		
62		オグロシギ						準絶		
63		オオソリハシシギ				VU	準絶			
64		ダイシャクシギ						要注		
65		ホウロクシギ				VU	II 類	NT		
66		ツルシギ				VU	準絶	NT		
67		アカアシシギ				VU	II 類			
68		コアオアシシギ						準絶		
69		アオアシシギ						要注		
70		カラフトアオアシシギ			国内	CR	I 類			
71		タカブシギ				VU	要注	NT		
72		ソリハシシギ						要注		
73		イソシギ						要注	NT	
74		キョウジョシギ						要注		
75		オバシギ						要注		
76		ミュビシギ						要注	LP**3	
77		オジロトウネン						要注		
78		ウズラシギ						要注		
79		サルハマシギ					要注			
80		ハマシギ			NT	要注				
81		ヘラシギ		国内	CR	I 類	CR+EN			
82		エリマキシギ					要注			
83		タマシギ	タマシギ			VU	I 類	CR+EN		
84	ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	要注				
85	カモメ	ズグロカモメ			VU					
86		ウミネコ				地域				
87		オオセグロカモメ			NT					
88		コアジサシ			VU	I 類	CR+EN	指定		
89	ウミスズメ	マダラウミスズメ			DD	要注	DD			
90		ウミスズメ			CR	要注				
91		カンムリウミスズメ	天		VU		CR+EN			

表 3.1-38(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥		
92	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準絶	NT			
93		タカ		ハチクマ			NT	II類	NT		
94				オジロワシ	天	国内	VU	I類	VU		
95				オオワシ	天	国内	VU	I類			
96				チュウヒ		国内	EN	II類	CR+EN	指定	
97				ツミ					準絶	NT	
98				ハイタカ				NT	地域	NT	
99				オオタカ				NT	I類	NT	
100				サシバ					VU	準絶	NT
101				ノスリ						地域	NT
102				イヌワシ		天	国内	EN	I類	CR+EN	
103				クマタカ			国内	EN	I類	VU	
104				フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				準絶	VU
105	コノハズク							準絶	VU		
106	アオバズク								II類	VU	
107	トラフズク								準絶		
108	コミミズク								準絶		
109	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				準絶	NT			
110			ヤマセミ					I類			
111	ブッポウソウ	ブッポウソウ				EN	I類	VU			
112	キツツキ	キツツキ	アリスイ				準絶				
113			オオアカゲラ					準絶			
114	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				要注				
115			ハヤブサ		国内	VU	II類	NT			
116	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	I類	VU			
117		サンショウクイ	サンショウクイ				VU	要注			
118		カササギヒタキ	サンコウチョウ					要注			
119		モズ	チゴモズ				CR	I類	CR+EN		
120			アカモズ		国内	EN	I類	CR+EN			
121		カラス	オナガ					要注			
122			カササギ					要注			
123			ホシガラス						要注		
124		ツバメ	コシアカツバメ					準絶	VU		
125		ウグイス	ヤブサメ					要注			
126		ムシクイ	オオムシクイ				DD				
127		センニュウ	オオセッカ		国内	EN					
128		ヨシキリ	コヨシキリ						NT		
129		セッカ	セッカ					要注	NT		
130		ムクドリ	コムクドリ					準絶			
131		ヒタキ	マミジロ					要注			
132			クロツグミ							NT	
133			コマドリ						地域		
134			ルリビタキ						地域		
135	コサメビタキ							準絶			
136	イワヒバリ		カヤクグリ					要注			
137	スズメ	ニュウナイスズメ					準絶				
138	ホオジロ	ホオアカ					要注	NT			
139		ノジコ				NT	II類	VU			
140		クロジ						地域			
141		コジュリン					VU	II類	VU		
合計	18 目	43 科	141 種	10 種	16 種	69 種	123 種	70 種	2 種		

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。

2. 選定基準は、表3.1-36に対応する。

3. 表中の※は以下のとおりである。

※1：「オオヒシクイ」で掲載

※2：「ヒシクイ」で掲載

※3：「ミユビシギ加賀海岸の越冬個体群」で掲載



表 3.1-39 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	準絶	NT	
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	準絶		
3	有鱗	タカチホヘビ	タカチホヘビ				要注	NT	
4		ナミヘビ	シロマダラ				要注	NT	
5			ヒバカリ				要注		
合計	2目	4科	5種	0種	0種	2種	5種	3種	0種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。  
 2. 選定基準は、表 3.1-36 に対応する。

表 3.1-40 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	有尾	サンショウウオ	アベサンショウウオ		国内	CR	I類	CR+EN	
2			ヒダサンショウウオ			NT	準絶		
3		イモリ	アカハライモリ			NT	要注		
4	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注		
5			ナガレヒキガエル				準絶		
6		アカガエル	ナガレタゴガエル				準絶	NT	
7			トノサマガエル			NT	要注		
合計	2目	4科	7種	0種	1種	4種	7種	2種	0種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。  
 2. 選定基準は、表 3.1-36 に対応する。

表 3.1-41(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	トンボ（蜻蛉）	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			EN		CR+EN		
2			オツネイトンボ					NT		
3		イトトンボ	ホソミイトトンボ				準絶	CR+EN		
4			ヒヌマイイトトンボ			EN				
5			モートンイトトンボ			NT	準絶	VU		
6			ムスジイトトンボ				要注	VU		
7		モノサシトンボ	グンバイトンボ			NT	準絶			
8		カワトンボ	アオハダトンボ			NT	準絶			
9		ムカシトンボ	ムカシトンボ				要注	NT		
10		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	II類	NT		
11			アオヤンマ			NT	準絶	VU		
12			マダラヤンマ			NT	要注	CR+EN		
13			カトリヤンマ				II類	CR+EN		
14		サナエトンボ	キイロサナエ			NT	準絶	VU		
15			ヒラサナエ				I類	VU		
16			オナガサナエ					CR+EN		
17			アオサナエ					VU		
18			ホンサナエ				準絶	CR+EN		
19			ヒメサナエ					CR+EN		
20			ナゴヤサナエ			VU	要注			
21			メガネサナエ			VU	要注			
22			タベサナエ			NT	準絶			
23			フタスジサナエ			NT	I類			
24			オグマサナエ			NT	I類	CR+EN		
25			エゾトンボ	カラカネトンボ				準絶	NT	
26				トラフトンボ				準絶	NT	
27		キイロヤマトンボ				NT	I類			
28		ハネビロエゾトンボ				VU		CR+EN		
29		エゾトンボ						要注		
30		トンボ	カオジロトンボ				I類	NT		
31			ハッチョウトンボ				要注	VU		
32			キトンボ					VU		
33			ナニワトンボ			VU				
34			マイコアカネ				II類			
35			マダラナニワトンボ			EN		CR+EN		
36			ミヤマアカネ				要注			
37			オオキトンボ			EN				
38	ゴキブリ（網翅）	オオゴキブリ	オオゴキブリ				NT			
39	カマキリ（蟷螂）	カマキリ	ヒナカマキリ				NT			
40			ウスバカマキリ			DD	要注	NT		
41	シロアリ（等翅）	レイビシロアリ	ナカジマシロアリ				要注			
42	カワゲラ（セキ翅）	トワダカワゲラ	ミネトワダカワゲラ				要注	NT		
43	バッタ（直翅）	キリギリス	セスジササキリモドキ					NT		
44			マツムシ	クチキコオロギ				要注		
45		ヒロバネカントアン						NT		
46		コオロギ	クマコオロギ					NT		
47			エゾエンマコオロギ本土亜種				II類*1	VU*1		
48		ヒバリモドキ	ハマスズ					NT		
49			カワラスズ				要注			
50			キンヒバリ					NT		
51		バッタ		アカハネバッタ		国内	CR	絶滅		
52				ヤマトマダラバッタ				準絶	NT	

表 3.1-41(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
53	バッタ（直翅）	バッタ	ショウリョウバッタモドキ					NT	
54		イナゴ	ハネナガイナゴ					NT	
55			セグロイナゴ					VU	
56	カメムシ（半翅）	グンバイウンカ	ハウチワウンカ			VU	要注	NT	
57		セミ	アカエゾゼミ				要注		
58			ヒメハルゼミ				準絶		
59		サシガメ	ハリサシガメ			NT	要注		
60			オオアシナガサシガメ			NT	要注		
61			ゴミアシナガサシガメ			VU	要注		
62		ハナカメムシ	ズイムシハナカメムシ			NT	要注		
63		ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ			NT	準絶	DD	
64		アメンボ	エサキアメンボ			NT	準絶	CR+EN	
65		イトアメンボ	イトアメンボ			VU	II類		
66		ミズギワカメムシ	トゲミズギワカメムシ					DD	
67		ミズムシ	コチビミズムシ					DD	
68			ミヤケミズムシ			NT	I類	VU	
69		コオイムシ	コオイムシ			NT	II類	VU	
70			オオコオイムシ				要注		
71			タガメ		特二	VU	I類	EX	
72		タイコウチ	タイコウチ					NT	
73			ヒメミズカマキリ				I類	NT	
74		ナベブタムシ	カワムラナベブタムシ			CR	I類		
75			ナベブタムシ				要注		
76		マルミズムシ	ヒメマルミズムシ				要注	VU	
77		ヘビトンボ	センブリ	ヤマトセンブリ			DD		
78		アミメカゲロウ （脈翅）	クサカゲロウ	マツムラクサカゲロウ					NT
79	ウスバカゲロウ		コカスリウスバカゲロウ				準絶		
80			オオウスバカゲロウ					NT	
81	シリアゲムシ （長翅）	ガガンボモドキ	ホシガガンボモドキ			DD	要注		
82		シリアゲムシ	ハクサンシリアゲ				準絶		
83	トビケラ（毛翅）	ナガレトビケラ	オオナガレトビケラ			NT	要注		
84		アシエダトビケラ	クロアシエダトビケラ			NT**2			
85	チョウ（鱗翅）	ボクトウガ	ハイイロボクトウ			NT	要注	NT	
86		マダラガ	ヤホシホソマダラ			NT		CR+EN	
87			ルリイロスカシクロバ					DD	
88		セセリチョウ	ホシチャバネセセリ			EN	I類	VU	
89			オオチャバネセセリ					NT	
90			チャマダラセセリ			EN			
91			スジグロチャバネセセリ 北海道・本州・九州亜種			NT**3	準絶**4		
92		シジミチョウ	ヒサマツミドリシジミ				準絶		
93			ヒメシジミ 本州・九州亜種			NT	要注**5	VU	
94			ムモンアカシジミ				要注	DD	
95			ヤマトシジミ					DD	
96		タテハチョウ	コムラサキ					LP**6	
97			ウラギンスジヒョウモン			VU	II類	NT	
98			ヒメヒカゲ					絶滅**7	
99			ベニヒカゲ 本州亜種			NT	準絶**8		
100			オオウラギンヒョウモン			CR			
101	ツマジロウラジャノメ 本州亜種						II類**9		
102	オオミスジ						VU		
103	オオムラサキ				NT	準絶	NT		

表 3.1-41(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
104	チョウ（鱗翅）	タテハチョウ	ウラナミジヤノメ本土亜種			VU <sup>*10</sup>	絶滅 <sup>*11</sup>		
105		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	準絶	NT	
106		シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN	II類		
107		ツトガ	ハマゴウノメイガ				準絶	VU	
108			モリオカツトガ			NT			
109		アゲハモドキガ	フジキオビ						NT
110		シャクガ	ババエダシャク						VU
111		ヤママユガ	オナガミズアオ			NT	要注		NT
112		スズメガ	メンガタスズメ						VU
113			スキバホウジャク				VU	要注	CR+EN
114		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	要注		
115			シロホソバ			NT			NT
116			ヤネホソバ			NT			VU
117		ドクガ	スゲドクガ			NT	準絶		
118		ヤガ	ハマヤガ			NT			CR+EN
119			ガマヨトウ			VU			VU
120			キスジウスキヨトウ			VU	準絶		
121			コシロシタバ			NT	要注		NT
122			ナマリキシタバ						NT
123			ミヤマキシタバ			NT	要注		NT
124			ヒメシロシタバ			NT	要注		VU
125			フシキキシタバ						NT
126			ヌマベウスキヨトウ			VU			VU
127			カギモンハナオイアツバ			NT	要注		NT
128			アオモンギンセダカモクメ			NT	II類		CR+EN
129			シラユキコヤガ			VU	要注		
130			ニセタバコガ						NT
131			キシタアツバ			NT	要注		NT
132			クマソオオヨトウ						DD
133			キュウシュウマエアカシロヨトウ						DD
134			オオチャバネヨトウ			VU			NT
135			カギモンキリガ						VU
136			チャバネキボシアツバ						NT
137			ギンモンアカヨトウ			VU	要注		VU
138		チャマダラキリガ						NT	
139		アルプスヤガ						LP	
140		アヤモクメキリガ						NT	
141		ハネナガモクメキリガ						NT	
142		ヤクシマコブヒゲアツバ						CR+EN	
143		ハエ（双翅）	ツルギアブ	タシマツルギアブ					NT
144			オビヒメガガンボ	ウスキシマヘリガガンボ				要注	
145				ヒメハスオビガガンボ				要注	
146	ヒメガガンボ		キバラガガンボ				要注		
147	ガガンボ		アヤヘリガガンボ				要注		
148	ニセヒメガガンボ		アルプスニセヒメガガンボ			DD	要注		
149	カ		トワダオオカ				要注	NT	
150	ハルカ		ハマダラハルカ			DD	要注		
151	クサアブ		ネグロクサアブ			DD	要注		
152			キンシマクサアブ			DD	要注		
153	クロバエ		カエルキンバエ			DD		CR+EN	

表 3.1-41(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
154	ハエ（双翅）	ニクバエ	ゴヘイニクバエ			VU		VU	
155	コウチュウ（鞘翅）	オサムシ	セアカオサムシ			NT	準絶	NT	
156			ヤマトオサムシ					LP	
157			オオサカアオゴミムシ			DD	要注		
158			スナハラゴミムシ			VU	要注		
159			コハンミョウモドキ			EN	要注		
160			チョウセンゴモクムシ			VU	要注		
161			ハクサンクロナガオサムシ				要注		
162			ハクサンホソヒメクロオサムシ				要注		
163			キベリマルクビゴミムシ			EN	要注		
164			フタモンマルクビゴミムシ			EN	要注		
165			オオトックリゴミムシ			NT	要注		
166			イグチケブカゴミムシ			NT	要注		
167			オオヒョウタンゴミムシ			NT		VU	
168			マスゾウメクラチビゴミムシ			EN	要注		
169	アスワメクラチビゴミムシ				要注				
170	ハンミョウ		ハラビロハンミョウ			VU	I類	CR+EN	
171			カララハンミョウ			EN	I類	CR+EN	
172			アイヌハンミョウ			NT	要注	NT	
173			ホソハンミョウ			VU	準絶	CR+EN	
174			マガタマハンミョウ				要注		
175			ナミハンミョウ					NT	
176	ゲンゴロウ		ヤシヤゲンゴロウ		国内	EN	I類		
177			キボシケシゲンゴロウ			DD	要注	VU	
178			テラニシセスジゲンゴロウ					VU	
179			クロゲンゴロウ			NT	準絶	NT	
180			ゲンゴロウ			VU	I類	CR+EN	
181			コガタノゲンゴロウ			VU	I類	DD	
182			シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	I類	CR+EN	指定
183			マルガタゲンゴロウ			VU	I類	CR+EN	
184			シマゲンゴロウ			NT	I類	CR+EN	
185			オオイチモンジシマゲンゴロウ			EN	I類		
186			サメハダマルケシゲンゴロウ					CR+EN	
187			マルケシゲンゴロウ			NT	I類	CR+EN	
188			ケシゲンゴロウ			NT	要注	VU	
189			ヒメケシゲンゴロウ			VU	II類	VU	
190			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	要注		
191			コウベツブゲンゴロウ			NT	要注	VU	
192			ルイスツブゲンゴロウ			VU	II類	VU	
193			シャープツブゲンゴロウ			NT	要注		
194			マルチビゲンゴロウ			NT	要注	NT	
195	キベリマメゲンゴロウ			NT	要注				
196	ミズスマシ		オオミズスマシ			NT	II類		
197			コミズスマシ			EN	要注		
198			ヒメミズスマシ			EN	要注	VU	
199			ミズスマシ			VU	準絶	VU	
200			コオナガミズスマシ			VU	要注	NT	
201	コガシラミズムシ		クロホシコガシラミズムシ			VU	要注	NT	
202			キイロコガシラミズムシ			VU	II類		
203			クビボソコガシラミズムシ			DD	準絶	NT	

表 3.1-41 (5) 文献その他の資料による動物の重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
204	コウチュウ (鞘翅)	コガシラミズムシ	ヒメコガシラミズムシ					VU	
205			マダラコガシラミズムシ			VU	準絶	CR+EN	
206		カワラゴミムシ	カワラゴミムシ					CR+EN	
207		ホソガムシ	チュウブホソガムシ			VU		CR+EN	
208			ヤマトホソガムシ			NT	要注	CR+EN	
209		ガムシ	スジヒラタガムシ			NT	要注		
210			コガムシ			DD	準絶	VU	
211			ガムシ			NT	準絶	NT	
212			シジミガムシ			EN	要注		
213			ミユキシジミガムシ			NT	要注	NT	
214			マメガムシ					CR+EN	
215			エンマムシ	クロアリヅカエンマムシ					DD
216		ヒメハマベエンマムシ						NT	
217		シデムシ	ヤマトモンシデムシ			NT	要注		
218		センチコガネ	オオセンチコガネ					NT	
219		クワガタムシ	ネプトクワガタ本土亜種					VU <sup>*12</sup>	
220			マダラクワガタ					要注	
221			ミヤマツヤハダクワガタ					II類 <sup>*13</sup>	NT <sup>*14</sup>
222			オオクワガタ			VU	II類	DD	
223			ヒメオオクワガタ					VU	
224			マグソクワガタ					要注	
225			ルリクワガタ					要注	
226		コガネムシ	アカマダラハナムグリ			DD	要注	VU	
227			オオマグソコガネ				II類		
228	ヨツボシマグソコガネ					II類			
229	ツノコガネ					II類			
230	オオチャイロハナムグリ				NT	準絶	NT		
231	トラハナムグリ					NT			
232	コブスジコガネ	コブナシコブスジコガネ					NT		
233	ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ			VU		VU		
234	タマムシ	ツヤナガタマムシ					VU		
235		アオナガタマムシ					要注	VU	
236		オオムツボシタマムシ					要注		
237		ミヤマナカボソタマムシ						NT	
238		サビナカボソタマムシ					要注		
239		アオマダラタマムシ						NT	
240		クロマダラタマムシ						VU	
241		エサキキンヘリタマムシ						NT	
242		シナノキチビタマムシ					要注	NT	
243		サシゲチビタマムシ						NT	
244		コメツキムシ	ムネアカクロコメツキ					VU	
245	ホタル	ヒメボタル					NT		
246	カッコウムシ	ヤマトヒメメダカカッコウムシ					NT		
247	テントウムシ	オシマヒメテントウ					準絶		
248		クロジュウニホシテントウ					要注		
249		ナカイケミヒメテントウ					II類		
250	キスイムシ	ガマキスイ					準絶		
251	コメツキモドキ	サドコメツキモドキ					要注		
252	ムキヒゲホソカタムシ	イノウエホソカタムシ					要注		
253	ゴミムシダマシ	ヤマトオサムシダマシ			NT	要注			

表 3.1-41(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
254	コウチュウ（鞘翅）	カミキリムシ	オガサワラチャイロカミキリ				準絶			
255			ベーツヒラタカミキリ				要注	CR+EN		
256			クモマハナカミキリ					NT		
257			ベーツヤサカミキリ					VU		
258			キイロミヤマカミキリ					CR+EN		
259			ニッポンモモブトコバナカミキリ					要注		
260			スネケブカヒロコバナカミキリ					要注		
261			オニホソコバナカミキリ					要注	CR+EN	
262			ニセリンゴカミキリ						NT	
263			ヤツボシシロカミキリ					要注		
264			カスガキモンカミキリ						VU	
265			キュウシュウチビトラカミキリ					要注		
266			ハクサンシラネヒメハナカミキリ						NT	
267			フイリヒメハナカミキリ						NT	
268			コトラカミキリ				NT	要注	CR+EN	
269			クロオビトゲムネカミキリ					要注		
270			ヨツボシカミキリ				EN	準絶	CR+EN	
271			アサカミキリ				VU	要注		
272			マルクビケマダラカミキリ						NT	
273			ムナコブハナカミキリ					要注		
274			トラフカミキリ					要注		
275			ヤノトラカミキリ					要注		
276			ハムシ		オオルリハムシ			NT		VU
277					キンイロネクイハムシ			NT	II類	
278					ガガブタネクイハムシ					NT
279					ツヤネクイハムシ					VU
280					イネネクイハムシ					NT
281	ミツギリゾウムシ		チャバネホソミツギリゾウムシ			DD	要注			
282			ホソミツギリゾウムシ				要注			
283	ゾウムシ		リュウキュウカギアシゾウムシ				NT			
284			タカハシトゲゾウムシ				要注			
285	ハチ（膜翅）	コンボウハバチ	ホシアシプトハバチ			DD	要注			
286		ハバチ	ハクサンハバチ					DD		
287			ルリコシアカハバチ			DD	要注			
288		ヤドリキバチ	トサヤドリキバチ			DD	要注			
289		カギバラバチ	ザウターカギバラバチ				II類			
290		ケラトリバチ	アカオビケラトリ			NT				
291		シリアゲコバチ	オキナワシリアゲコバチ				準絶			
292		コマユバチ	ウmanoオバチ			NT	要注	NT		
293		セイボウ		ヤマトセイボウモドキ				I類		
294				ミヤマツヤセイボウ			DD	I類		
295				オオセイボウ			DD <sup>*15</sup>		DD	
296		アリ		アメイロオオアリ				準絶		
297				ケブカツヤオオアリ			DD	II類		
298				コツノアリ				I類		
299				ツノアカヤマアリ			DD	I類		
300				アカヤマアリ				II類		
301				エゾアカヤマアリ			VU	II類		
302	トゲアリ					VU	要注			

表 3.1-41(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
303	ハチ（膜翅）	スズメバチ	フカイオオドロバチ本土亜種				準絶 <sup>※16</sup>			
304			アジアキタドロバチ				I 類			
305			ハグロフタオビドロバチ				II 類			
306			ヤドリホオナガズメバチ			DD	II 類	NT		
307			キオビホオナガズメバチ			DD <sup>※17</sup>		NT		
308			ヤマトアシナガバチ			DD				
309			オオハムシドロバチ			DD	要注			
310			モンズメバチ			DD				
311			チャイロスズメバチ				要注			
312			クモバチ	アケボノベッコウ			DD	I 類 <sup>※18</sup>		
313				ムツボシクモバチ			NT <sup>※19</sup>	要注	NT	
314	ムツボシベッコウ				NT					
315	キオビクモバチ					要注				
316	スギハラベッコウ				DD					
317	スギハラクモバチ				DD <sup>※20</sup>	要注				
318	フタモンベッコウ				NT					
319	フタモンクモバチ				NT <sup>※21</sup>	要注				
320	アオスジベッコウ				DD					
321	アオスジクモバチ				DD <sup>※22</sup>	要注	NT			
322	ハイロクモバチ						NT			
323	ツチバチ	ウチダハラナガツチバチ				要注				
324	アリバチ	ツネキアリバチモドキ				準絶				
325	コシブトハナバチ	ルリモンハナバチ			DD	要注 <sup>※23</sup>				
326	ギングチバチ	シモヤマギングチ			NT	I 類				
327		キュビギングチ			DD	II 類				
328		ガロアギングチ			DD	要注				
329		タケウチギングチ				II 類				
330		タイセツギングチ			DD	II 類				
331		ササキリギングチ			NT	要注				
332		アギトギングチ			DD	I 類				
333		アカオビケラトリバチ			NT <sup>※24</sup>	準絶	NT			
334		コウライクモカリバチ			DD <sup>※25</sup>					
335		ニトベギングチ			DD	II 類				
336		フクイジガバチモドキ			DD	II 類				
337	シモヤマジガバチモドキ				II 類					
338	ドロバチモドキ	ニッコウツヤアナバチ本土亜種				II 類 <sup>※26</sup>				
339		ニッポンアワフキバチ			DD	要注				
340		ヤマトスナハキバチ			DD	要注				
341		ニッポンハナダカバチ			VU	準絶	VU			
342		カララアワフキバチ			NT	I 類				
343		キアシハナダカバチモドキ			VU	I 類	VU			
344	アリマキバチ	カラトイスカバチ			DD	II 類				
345	フシダカバチ	マエダテツチスガリ			NT	I 類				
346	アナバチ	フジジガバチ			NT	II 類	NT			
347		フクイアナバチ			NT	準絶	DD			
348	ヒメハナバチ	コガタホオナガヒメハナバチ				II 類				
349		ヤスマツヒメハナバチ			DD	要注				
350	ミツバチ	ナガマルハナバチ			DD	II 類				
351		クロマルハナバチ			NT	要注	DD			
352		エサンキマダラハナバチ				II 類				
353		イカズチキマダラハナバチ				要注				
354	ムカシハナバチ	エサキムカシハナバチ					NT			
355		コムカシハナバチ				I 類				



表 3.1-41(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
356	ハチ（膜翅）	コハナバチ	ミドリコハナバチ				Ⅱ類		
357		ハキリバチ	タイリクハキリバチ				Ⅱ類		
358			クズハキリバチ			DD	要注		
359			マイマイツツハナバチ			DD	Ⅱ類		
合計	15 目	116 科	359 種	0 種	4 種	187 種	246 種	191 種	1 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-36 に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
  - ※1：「エゾエンマコオロギ」で掲載
  - ※2：「クチキトビケラ（クロアシエダトビケラ）」で掲載
  - ※3：「スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種」で掲載
  - ※4：「スジグロチャバネセセリ（北海道・本州・九州亜種）」で掲載
  - ※5：「ヒメシジミ（本州・九州亜種）」で掲載
  - ※6：「コムラサキ（黒色型）」で掲載
  - ※7：「ヒメヒカゲ（本州西部亜種）」で掲載
  - ※8：「ベニヒカゲ（本州亜種）」で掲載
  - ※9：「ツマジロウラジャノメ（本州亜種）」で掲載
  - ※10：「ウラナミジャノメ日本本土亜種」で掲載
  - ※11：「ウラナミジャノメ（本土亜種）」で掲載
  - ※12：「ネプトクワガタ」で掲載
  - ※13：「ツヤハダクワガタ（関東地方～紀伊半島亜種）」で掲載
  - ※14：「ツヤハダクワガタ中部近畿亜種」で掲載
  - ※15：「オオセイボウ本土亜種」で掲載
  - ※16：「フカイオオドロバチ」で掲載
  - ※17：「キオビホオナガスズメバチ本州亜種」で記載
  - ※18：「アケボノクモバチ」で掲載
  - ※19：「ムツボシベッコウ」で掲載
  - ※20：「スギハラベッコウ」で掲載
  - ※21：「フタモンベッコウ」で掲載
  - ※22：「アオスジベッコウ」で掲載
  - ※23：「ナミルリモンハナバチ」で掲載
  - ※24：「アカオビケラトリ」で掲載
  - ※25：「コウライピソン」で掲載
  - ※26：「ニッコウツヤアナバチ」で掲載

表 3.1-42 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU <sup>※1</sup>	II類 <sup>※2</sup>	※3		
2			カワヤツメ			VU	II類	VU		
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I類	DD		
4	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ			EN				
5			ヤリタナゴ			NT	要注			
6			ミナミアカヒレタビラ			CR	I類	NT		
7		ドジョウ	ドジョウ			NT	要注			
8			アジメドジョウ			VU	II類	NT		
9		フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	II類	VU	指定	
10		ナマズ	アカザ	アカザ			VU	II類	VU	
11		サケ	キュウリウオ	ワカサギ				II類		
12			シラウオ	シラウオ				II類	VU	
13	サケ		ニッコウイワナ				DD			
-			イワナ属					II類 <sup>※4</sup>		
14			ニジマス							
15			サケ					準絶	LP <sup>※5</sup>	
16			サクラマス（ヤマメ）				NT	II類 <sup>※6</sup>		
17			サツキマス（アマゴ）				NT			
18	トゲウオ	トゲウオ	イトヨ降海型			LP <sup>※7</sup>	I類 <sup>※8</sup>	CR+EN <sup>※9</sup>		
19	ダツ	メダカ	キタノメダカ			VU	II類 <sup>※10</sup>			
20		サヨリ	クルメサヨリ			NT	II類			
21	スズキ	カジカ	カマキリ			VU <sup>※11</sup>	II類 <sup>※11</sup>			
22			カジカ			NT <sup>※12</sup>	準絶 <sup>※12</sup>			
23			カジカ中卵型			EN	II類	VU		
24		カワアナゴ	カワアナゴ				要注			
25		ハゼ	シロウオ			VU	II類			
26			クロヨシノボリ				II類			
27			シマウキゴリ				要注			
28			シンジコハゼ			VU	II類	NT		
29			ホクリクジュズカケハゼ			CR		NT		
-			ジュズカケハゼ種群			NT <sup>※13</sup>	II類			
合計	8目	15科	29種	0種	0種	23種	26種	13種	1種	

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

- 表中の「-」は、同一の分類群に属する種が確認されたため、種数に計上しないものとする。
- 選定基準は、表 3.1-36 に対応する。
- 表中の※は以下のとおりである。
  - ※1：「スナヤツメ北方種・南方種」で掲載
  - ※2：「スナヤツメ南方種」で掲載
  - ※3：「スナヤツメ北方種」は VU・「スナヤツメ南方種」は NT で選定
  - ※4：「イワナ」で掲載
  - ※5：「サケ（野生繁殖群）」で掲載
  - ※6：「サクラマス」「ヤマメ」で掲載
  - ※7：「本州のニホンイトヨ」で掲載
  - ※8：「イトヨ日本海型（降海型）」で掲載
  - ※9：「ニホンイトヨ」で掲載
  - ※10：「キタノメダカ（メダカ北日本集団）」で掲載
  - ※11：「カマキリ（アユカケ）」で掲載
  - ※12：「カジカ大卵型」で掲載
  - ※13：「ジュズカケハゼ」で掲載

(3)動物の注目すべき生息地（陸域）

動物の注目すべき生息地については、表 3.1-43 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

表 3.1-43(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準	
①	<p>「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）、「福井県文化財保護条例」（昭和 34 年福井県条例第 39 号）、「石川県文化財保護条例」（昭和 32 年条例第 41 号）、「坂井市文化財保護条例」（平成 18 年条例第 169 号）、「あわら市文化財保護条例」（平成 16 年条例第 135 号）、「加賀市文化財保護条例」（平成 17 年条例第 112 号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」（平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 2 年 1 月 22 日）に基づく生息地等保護区等</p>
③	<p>「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）に基づく自然環境保全地域</p>
④	<p>「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成 16 年石川県条例第 16 号）に基づく石川県自然環境保全地域</p>
⑤	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく日本での登録条件を満たしている湿地</p>

表 3.1-43(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		
⑥	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日)に基づく保護区域</p>	<p>都道府県指定鳥獣保護区 特別保護地区 特別保護指定区域 国指定鳥獣保護区 特別保護地区 特別保護指定区域</p>
⑦	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)に基づく重要度の高い湿地</p>	<p>基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3：多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く) 基準4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合</p>
⑧	<p>「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)に基づく重要野鳥生息地</p>	<p>A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地。 A2：生息地域限定種(Restricted-range species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地。 A3：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム<sup>※1</sup>に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地。 A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 A4 iii：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 A4 iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト。</p>
⑨	<p>「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 2 月)に基づく重要な地域</p>	<p>危機性：IUCN<sup>※2</sup>のレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU)に分類された種が生息/生育する 非代替性：a)限られた範囲にのみ分布している種(RR) b)広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c)世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d)世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e)バイオリージョンに限定される種群</p>
⑩	<p>「平成 17 年度 水域生態系保全調査報告書」(財団法人 自然環境研究センター、平成 18 年)に基づく重要な水域生態系地域</p>	<p>・希少種生息地等 ・景観 ・ふれあい資源</p>

注：表中の※については以下のとおりである。

※1：それぞれの環境に生きている生物全体

※2：国際自然保護連合の略称

選定基準①に該当する事業実施想定区域周囲の天然記念物は表 3.1-44 のとおりであり、アラレガコ生息地が福井市、坂井市等で、片野鴨池が石川県加賀市で指定されている。

選定基準⑤に該当するラムサール条約登録湿地は表 3.1-45 のとおりであり、片野鴨池が分布している。

また、事業実施想定区域の周囲には表 3.1-46 のとおり選定基準⑥に該当する鳥獣保護区が合計 3 か所存在しており、最寄りの鳥獣保護区は大聖寺鳥獣保護区となっている。

事業実施想定区域周囲の重要な湿地は表 3.1-47 のとおりであり、選定基準⑦に該当する北潟湖及び陣ヶ岡丘陵地域の 2 か所の湿地が分布している。

選定基準⑧の IBA（重要野鳥生息地）の分布状況は表 3.1-48 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には、九頭竜川下流域及び片野鴨池が分布している。

また、表 3.1-49 のとおり、選定基準⑨KBA（生物多様性保全の鍵になる重要な地域）として、片野鴨池及びあわら市南東部が分布している。

選定基準⑩では、表 3.1-50 のとおり重要な水域生態系地域として加賀海岸が選定されている。

動物の注目すべき生息地（陸域）の分布状況は図 3.1-28 のとおりである。

なお、天然記念物のアラレガコ生息地については、坂井市が含まれるものの、事業実施想定区域の周囲には分布していないため図示は行っていない。また、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）には、「位置図について 各湿地の位置情報（地図上の点）は、絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したものです。」と記載されているため、図 3.1-28 の重要湿地の位置は、代表地点となっている。

表 3.1-44 天然記念物（動物関係）（選定基準①）

指定	名称	指定年月日	所在地	概要
国	アラレガコ生息地	昭和 10 年 6 月 7 日	福井市 大野市 勝山市 坂井市 永平寺町	カジカ科の魚類。日本特有で本州、四国、九州に分布する。福井県では九頭竜川のほか、2、3 の河川にも生息する。 九頭竜川のアラレガコは特に成長がよく大形で、昭和 10 年 6 月 7 日に生息地が国の天然記念物に指定された。指定域（大野～福井）が一部の地域で漁獲が認められている。
石川県	片野鴨池	昭和 44 年 3 月 19 日	加賀市 片野町	片野海岸近くの丘陵に囲まれた片野大池は、全国有数の鴨類飛来地として知られている。通常の池は約 1.5ha であるが、稲刈り後に水門を嵩上げして水田部分にも水張りし、約 5 倍の 8.5ha にも及ぶ鴨池となる。これは同じく県指定民俗文化財となっている坂網猟を行うために、鴨類の飛来しやすい環境とするために行っているものである。こうした人と自然との共生が高く評価され、平成 5 年には世界的にも貴重な湿地として、ラムサール条約登録湿地となっている。

「福井の文化財」（福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）  
「加賀市の指定文化財紹介」（加賀市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成

表 3.1-45 ラムサール条約登録湿地の概要（選定基準⑤）

名称	所在地	登録年月	面積	湿地の特徴	保護の形態	湿地の概要
片野鴨池	石川県加賀市	平成5年6月	10ha	大規模ガンカモ渡来地	国指定片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区 越前加賀海岸国立公園特別地域	石川県の西部に位置する。池及び休耕田からなり、周辺は樹林帯である。マガン、ヒシクイ、マガモ、トモエガモ等のガンカモ類が渡来するほか、オオタカ、オジロワシなどの猛禽類も見られる。

〔ラムサール条約と条約湿地〕（環境省 HP、閲覧：令和3年2月）より作成

表 3.1-46 鳥獣保護区（選定基準⑥）

名称	区分	面積 (ha)	うち特別保護地区面積 (ha)	期限
東尋坊	身近な鳥獣生息地	400	—	令和11年10月31日
北潟	集団渡来地	263	—	令和22年10月31日
大聖寺	集団渡来地	1,439	—	令和5年10月31日

注：「—」は特別保護地区の指定がないことを示す。

〔「令和2年度福井県鳥獣保護区等位置図」（福井県、令和2年）  
福井県安全環境部 自然環境課へのヒアリング（実施：令和3年2月）  
「令和2年度石川県鳥獣保護区等位置図」（石川県、令和2年）  
「鳥獣保護区の存続期間の更新」（平成15年石川県告示第624号）より作成〕

表 3.1-47 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（選定基準⑦）

所在地	名称	選定理由
福井県あわら市	北潟湖	（鳥類）ヒドリガモ、マガモ、ヨシガモ、ホシハジロの渡来地
福井県坂井市	陣ヶ岡丘陵地域	（昆虫類）マルチビゲンゴロウ、コウバツブゲンゴロウ、テラニシセスジゲンゴロウ、ガムシ、カトリヤンマ、ネアカヨシヤンマなど種の多様性が高い

〔「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和3年2月）より作成〕

表 3.1-48 IBA（重要野鳥生息地）（選定基準⑧）

名称	所在地	面積 (ha)	選定基準と対象種
九頭竜川下流域	福井県あわら市、坂井市、福井市	7,500	A4i：マガン
片野鴨池	石川県加賀市	100	A1：トモエガモ A4i：マガン

〔IBA（重要野鳥生息地）選定事業〕（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和3年2月）より作成

表 3.1-49 KBA（生物多様性保全の鍵になる重要な地域）（選定基準⑨）

名称	所在地	面積 (ha)
片野鴨池	石川県加賀市	105
あわら市南東部	石川県加賀市、福井県あわら市、福井県坂井市	2,541

〔「KBA 私たちが残したい未来の自然」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和3年2月）より作成〕

表 3.1-50 重要な水域生態系地域（選定基準⑩）

名称	選定基準	特性と保全方策
加賀海岸	希少種生息地等	県下の海岸の南東部に位置し、比較的粗い砂からなる。植物の希少種が多く分布する地域である。自動車の乗り入れ規制が徹底しており、県下随一の規模の海浜植生やノハナショウブ群落、イソコモリグモ個体群が良好な状態で保たれている。シロチドリが繁殖し、ハヤブサも見られる。現在は比較的良好な環境が維持されているため、環境のモニタリングをしつつ、海浜植生を中心に現在の環境を維持する。

〔「平成 17 年度 水域生態系保全調査報告書」（財団法人 自然環境研究センター、平成 18 年）より作成〕

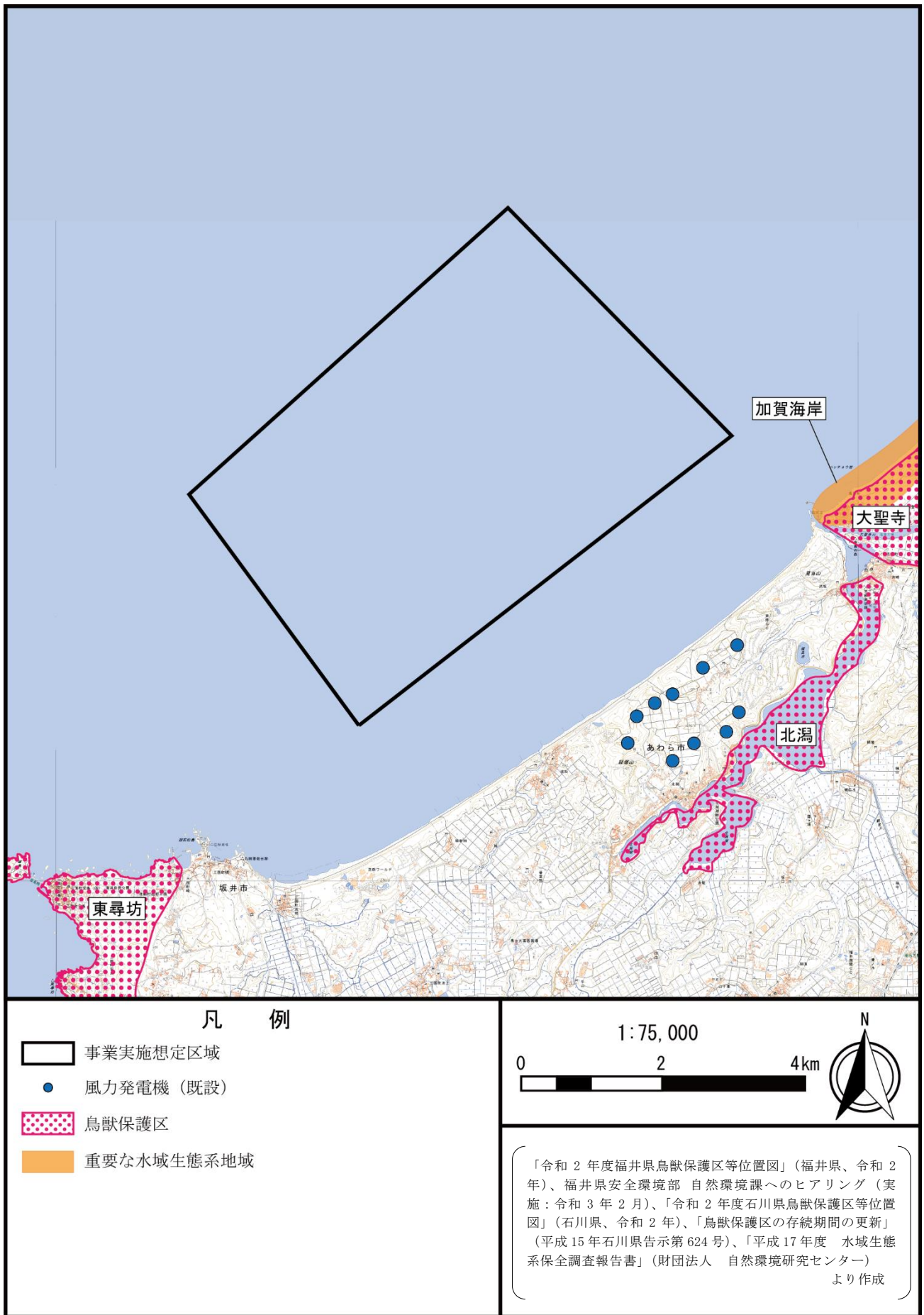


図 3.1-28(1) 動物の注目すべき生息地



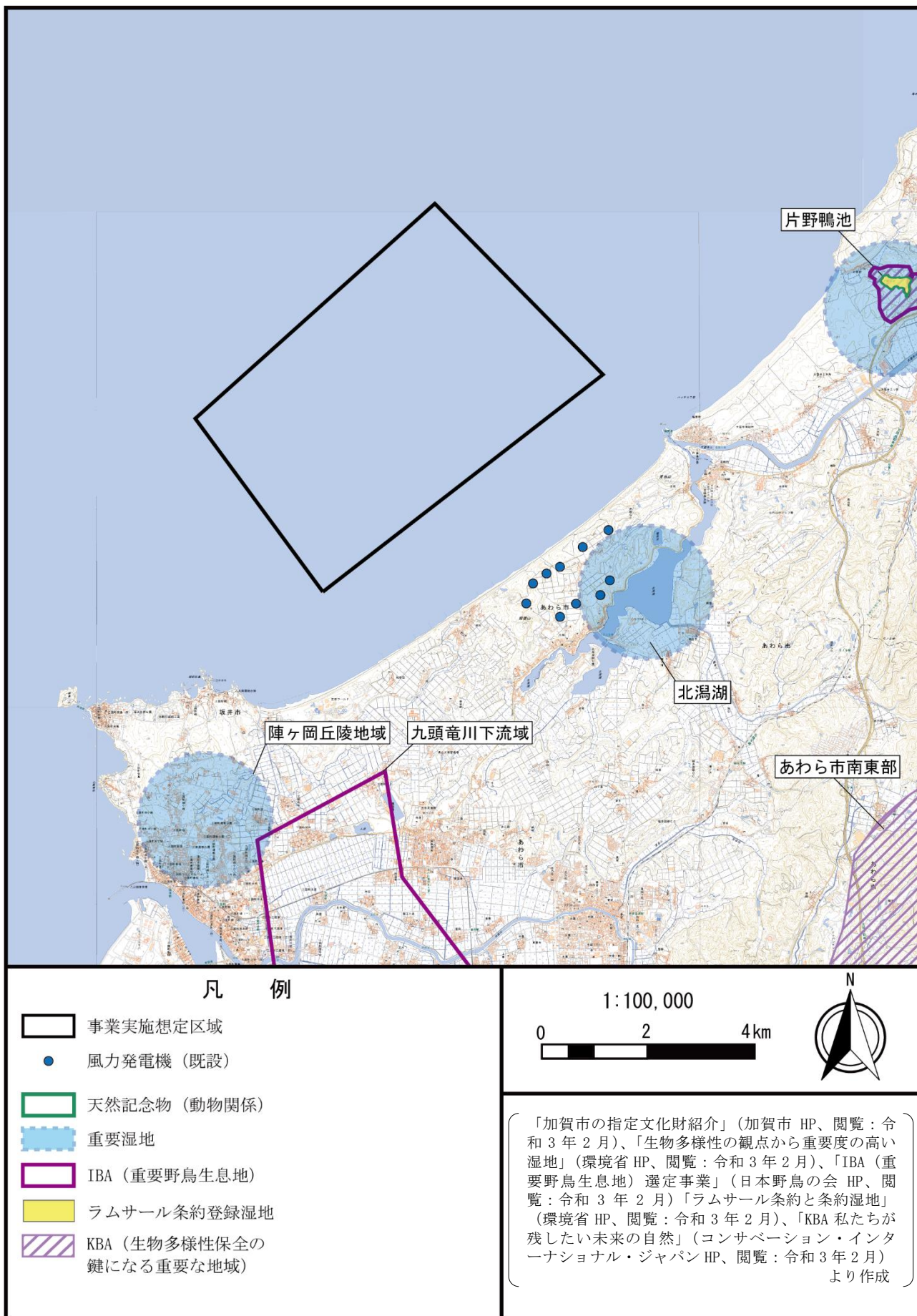


図 3.1-28(2) 動物の注目すべき生息地

## 2. 植物の生育及び植生の状況(陸域)

植物相については表 3.1-51 のとおり、事業実施想定区域の周囲において、各町史、加賀市史、福井県、石川県の各レッドデータブック、「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020〈植物編〉」(石川県生活環境部自然環境課、令和2年)等の文献その他の資料調査の結果により整理した。

表 3.1-51 文献その他の資料による調査範囲(植物相)

文献その他の資料	調査範囲
「坂井町誌」(坂井町誌編纂委員会、昭和48年)	坂井市
「加賀市史 通史 上巻・下巻」(加賀市史編纂委員会、昭和53年)	加賀市
「春江町史」(春江町、昭和44年)	あわら市
「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(福井県、平成28年)	あわら市、坂井市
「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020〈植物編〉」(石川県生活環境部自然環境課、令和2年)	加賀市
「平成28年河川水辺の国勢調査〔植物調査〕(近畿・北陸地方の河川及びダム)」(河川環境データベース 国土交通省HP、閲覧：令和3年2月)	九頭竜川(坂井市)
「改訂増補 福井県植物誌」(福井新聞社、平成15年)	当時の行政区画「坂井郡」の確認種
「石川県植物誌」(石川県、昭和58年)	県南西部地域(小松市、加賀市、山中町)の確認種
「石川県樹木分布図集」(石川県林業試験場、平成6年)	加賀市で昭和20年1月1日以降に標本が採取された種
「福井県の自然環境のあらましー植生ー」(福井県HP、閲覧：令和3年2月)	福井県内の植生の概要の記載
「石川の自然環境シリーズ 石川県植生誌」(石川県、平成9年)	石川県内の植生の概要の記載

(1)植物相（陸域）の概要

事業実施想定区域の周囲の植物相の概要は表 3.1-52 のとおりであり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）2,129 種が確認されている。

表 3.1-52 植物相の概要

分類		主な確認種	
シダ植物		スギラン、トウゲシバ、フユノハナワラビ、ゼンマイ、ヤマソテツ、ワラビ、トキワトラノオ、ヒロハヤブソテツ、ホシダ、ヤマイヌワラビ、シロヤマシダ等 (210 種)	
種子植物	裸子植物	イチョウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、サワラ、ハインズ、ハイイヌガヤ、チャボガヤ等 (26 種)	
	被子植物	基部被子植物	ジュンサイ、コウホネ、ヒツジグサ、シキミ等 (7 種)
		センリョウ目	ヒトリシズカ、フタリシズカ (2 種)
		モクレン類	ドクダミ、ウマノスズクサ、モクレン、アブラチャン、シロダモ等 (26 種)
		単子葉類	コウガイモ、セキショウモ、ショウジョウバカマ、ヤマユリ、カキツバタ、アヤメ、ツユクサ、ハマスゲ、ギョウギシバ、カゼクサ、チガヤ、ケカモノハシ、カモノハシ、オギ、ススキ、アイアシ、ヨシ、ハマヒエガエリ、ハマエノコロ等 (563 種)
		マツモ目	マツモ (1 種)
		真正双子葉類	クサノオウ、アケビ、ミツバアケビ、アオツツラフジ、ナンテン、ボタンヅル、センニンソウ、アワブキ、ハス、ヤマグルマ、ツゲ等 (72 種)
		バラ上群	テリハノイバラ、ハマナス、ケヤキ、スダジイ、クヌギ、アカラシ、ウバメガシ、オニグルミ、ヤマハンノキ、タチヤナギ、エノキ、イロハモミジ等 (512 種)
		キク上群	ハマナデシコ、ハマハコベ、サカキ、ハマボッス、エゴノキ、リョウブ、ヤマツツジ、サツキ、リンドウ、スナビキソウ、ハマヒルガオ、オオバコ、カワヂシャ、シロネ、ハマゴウ、キキョウ、アサザ、カワラハハコ、ヨモギ、オニアザミ、ハマニガナ、アキノノゲシ等 (710 種)
	合計	2,129 種	

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。  
2. 分類は APGIV 分類体系「新維管束植物分類表」（米倉浩司著、北隆館、令和元年）に基づき行った。

## (2) 植生の概要

福井県の植生の概要は、「福井県の自然環境のあらましー植生ー」（福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）によると、「福井県は中部山岳地帯、特に白山山系の西の端にある。対馬海流の北上やリマン海流の南下する日本海に面し、さらに冬には季節風の影響で多量の積雪がある。このためヒメアオキやエゾユズリハなどの、いわゆる日本海地域要素と呼ばれる植物を多く含んでいる。また、植生の面からみると、日本海沿岸の島や社叢ではイノデータブ群集やヤブコウジースダジイ群集を主とする照葉樹林が認められ、低山帯はクロマツ林に続いてアカマツ林やコナラ、クリなどの二次林となっているが、近年は植林が進み、その大部分はスギ林となっている。」と記載されている。

また、石川県の植生の概要は、「石川の自然環境シリーズ 石川県植生誌」（石川県、平成 9 年）によると、「石川県は本州、日本海側のほぼ中央部にあって南北に細長くのびており、その地形的特徴からみて、北・中部区域、南部区域、加賀低地区域の三区域に大別される。植生学的地理区分は、手取川以南の平野・丘陵を占める植生域は「南加賀ヤブツバキクラス域」に区分され、石川県では最も南の要素をヤブツバキクラス域とされている。また、開拓や植林によって変化はしているが、県内のヤブツバキクラス域のなかでもっとも勢力が強いが、平野はすべて開拓されて耕地または市街地となっている」と記載されている。

事業実施想定区域の周囲の現存植生図は図 3.1-29 のとおりである。

事業実施想定区域の周囲は、海岸沿いにハマグルマーハマゴウ群集、クロマツ植林、クロマツ群落等が分布し、海岸から続く北潟湖周辺や内陸部には、水田雑草群落や畑雑草群落等が多く分布している。

各植生の植生自然度は表 3.1-53、植生自然度の分布は図 3.1-30 のとおりであり、海岸沿いに植生自然度 10 の砂丘植生、ハマグルマーハマゴウ群集等が分布しているほか、植生自然度 6 のクロマツ植林が広がっている。また、内陸部は水田雑草群落、畑雑草群落が多いことから、植生自然度 2 が多く分布している。

「1/2.5 万現存植生図（福井県・石川県）の GIS データ」【調査年：平成 16、17 年】（環境省 生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成

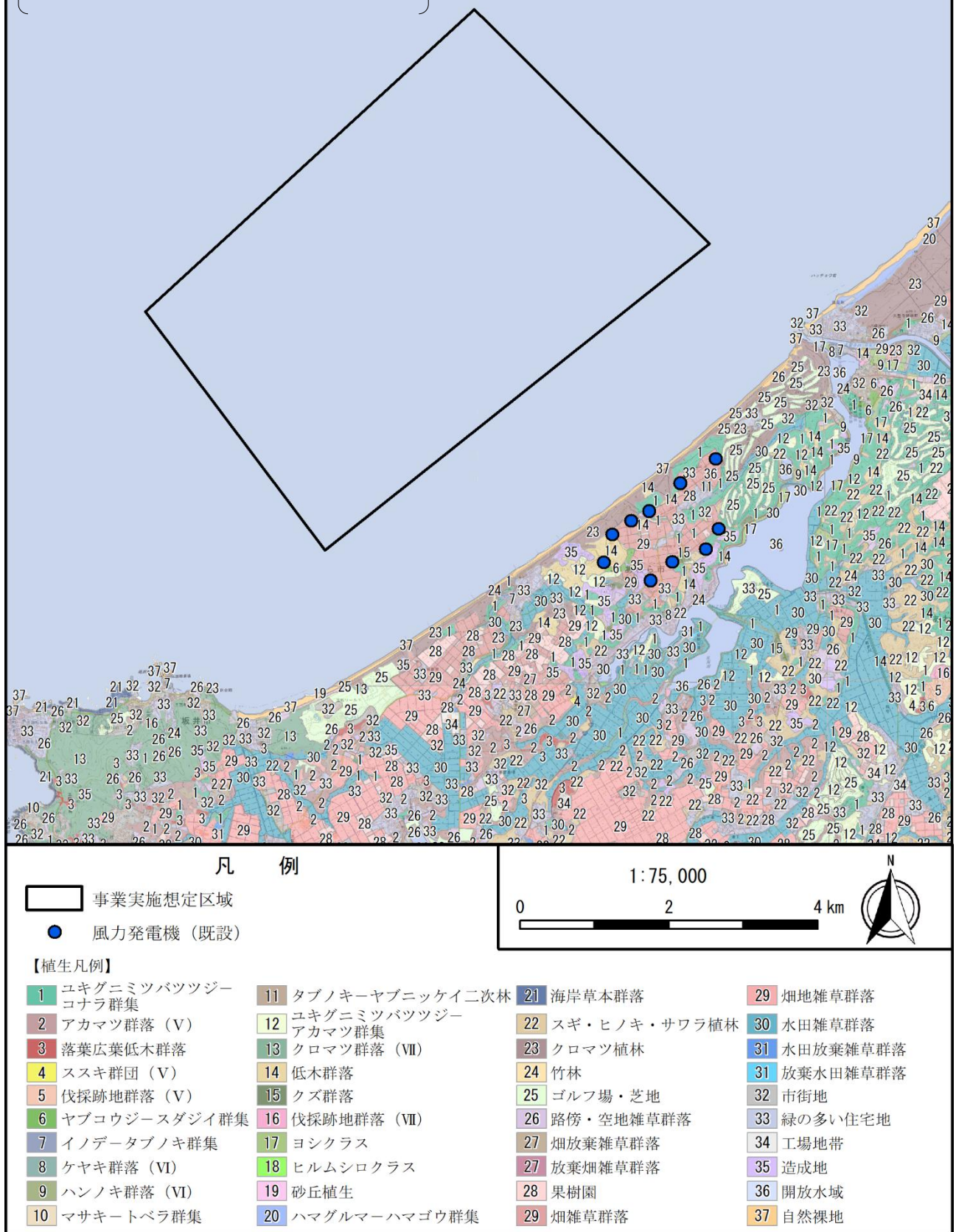
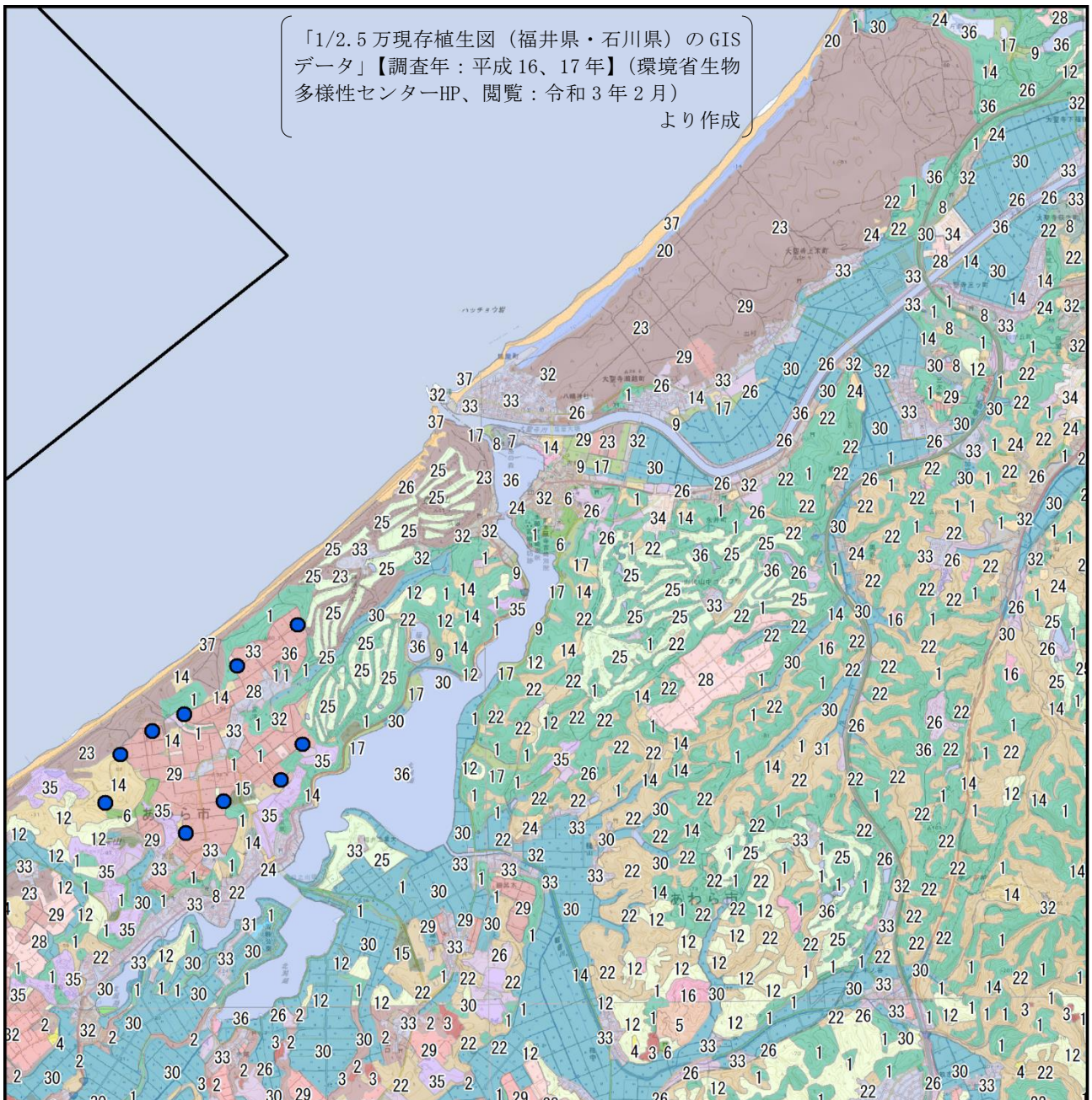


図 3.1-29(1) 現存植生図（第 6・7 回植生調査）

「1/2.5万現存植生図（福井県・石川県）のGISデータ」【調査年：平成16、17年】（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 風力発電機（既設）

【植生凡例】

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #4CAF50; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 1 ユキグニミツバツツジ・コナラ群集</li> <li><span style="background-color: #A52A2A; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 2 アカマツ群落 (V)</li> <li><span style="background-color: #C0392B; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 3 落葉広葉低木群落</li> <li><span style="background-color: #FFD700; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 4 ススキ群団 (V)</li> <li><span style="background-color: #FFC0CB; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 5 伐採跡地群落 (V)</li> <li><span style="background-color: #4CAF50; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 6 ヤブコウジ・スダジイ群集</li> <li><span style="background-color: #4682B4; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 7 イノデータブノキ群集</li> <li><span style="background-color: #808080; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 8 ケヤキ群落 (VI)</li> <li><span style="background-color: #66BB6A; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 9 ハンノキ群落 (VI)</li> <li><span style="background-color: #A9A9A9; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 11 タブノキ・ヤブニッケイ二次林</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #A9A9A9; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 12 ユキグニミツバツツジ・アカマツ群集</li> <li><span style="background-color: #FFD700; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 14 低木群落</li> <li><span style="background-color: #808080; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 15 クズ群落</li> <li><span style="background-color: #FFC0CB; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 16 伐採跡地群落 (VII)</li> <li><span style="background-color: #4CAF50; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 17 ヨシクラス</li> <li><span style="background-color: #4CAF50; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 18 ヒルムシロクラス</li> <li><span style="background-color: #4682B4; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 20 ハマグルマー・ハマゴウ群集</li> <li><span style="background-color: #FFD700; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 22 スギ・ヒノキ・サワラ植林</li> <li><span style="background-color: #808080; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 23 クロマツ植林</li> <li><span style="background-color: #4682B4; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 24 竹林</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #4CAF50; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 25 ゴルフ場・芝地</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 26 路傍・空地雑草群落</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 27 畑放棄雑草群落</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 28 果樹園</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 29 畑雑草群落</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 29 畑地雑草群落</li> <li><span style="background-color: #4682B4; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 30 水田雑草群落</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 31 放棄水田雑草群落</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 32 市街地</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 33 緑の多い住宅地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 34 工場地帯</li> <li><span style="background-color: #9E9E9E; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 35 造成地</li> <li><span style="background-color: #ADD8E6; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 36 開放水域</li> <li><span style="background-color: #FFD700; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 37 自然裸地</li> </ul> |
|---|---|---|---|

1:50,000

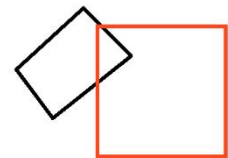
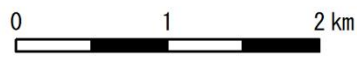


図 3.1-29(2) 現存植生図（第6・7回植生調査）（拡大図1）

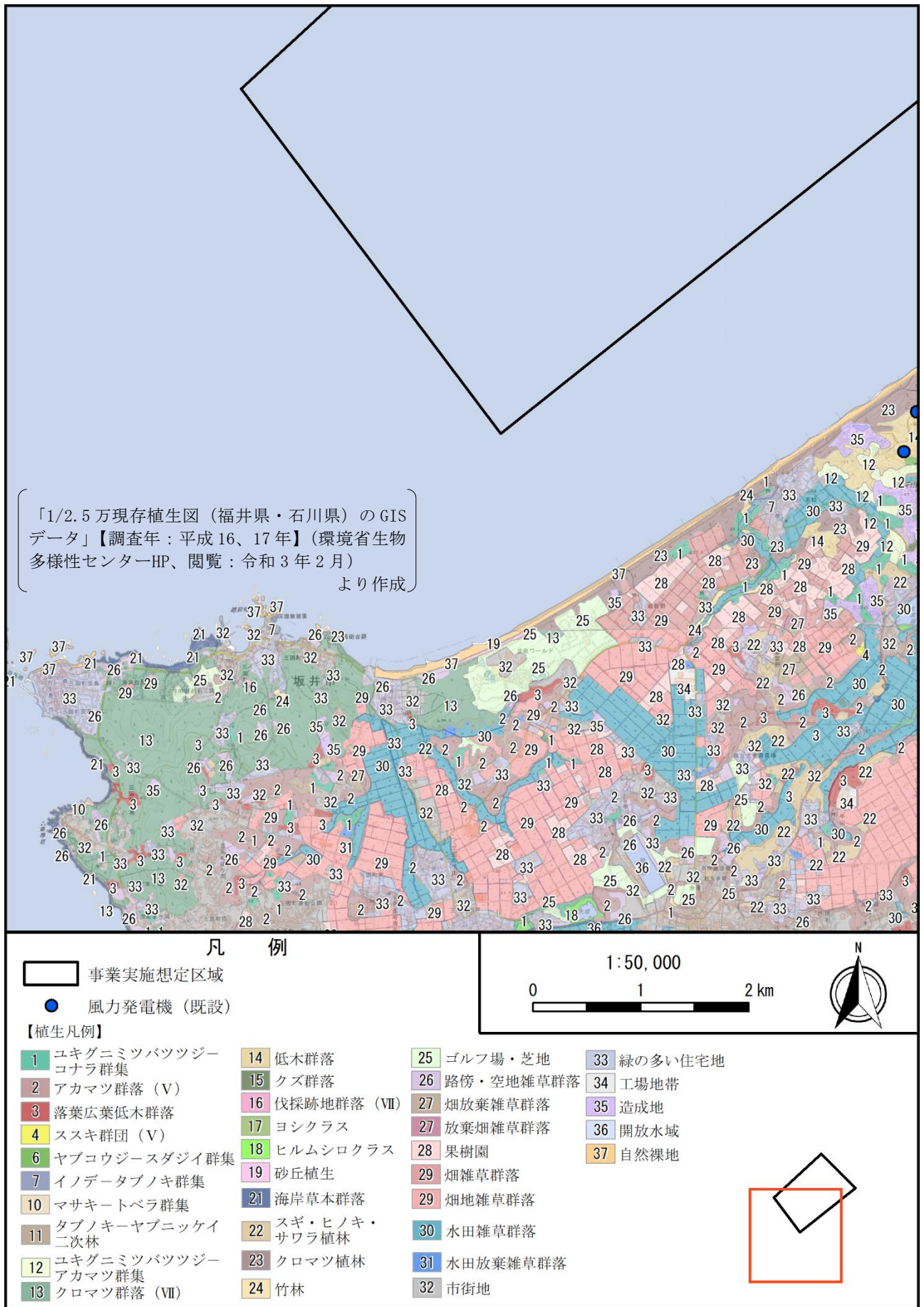


図 3.1-29(3) 現存植生図（第6・7回植生調査）（拡大図2）

表 3.1-53 植生自然度の概要

植生自然度	植生区分
10	ヨシクラス、ヒルムシロクラス、砂丘植生、ハマグルマーハマゴウ群集、海岸草本群落
9	ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブノキ群集、ケヤキ群落 (VI)、ハンノキ群落 (VI)、マサキートベラ群集
8	タブノキヤブニッケイ二次林
7	ユキグニミツバツツジーコナラ群集、アカマツ群落 (V)、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、クロマツ群落 (VII)
6	落葉広葉低木群落、低木群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林
5	ススキ群団 (V)、クズ群落
4	伐採跡地群落 (V)、伐採跡地群落 (VII)、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、畑放棄雑草群落 <sup>※1</sup> 、放棄畑雑草群落 <sup>※2</sup> 、水田放棄雑草群落 <sup>※1</sup> 、放棄水田雑草群落 <sup>※2</sup>
3	竹林、果樹園
2	畑地雑草群落 <sup>※1</sup> 、畑雑草群落 <sup>※2</sup> 、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、工場地帯、造成地

注：表中の※は以下のとおりである。

※1：福井県のデータの表記

※2：石川県のデータの表記

〔 「1/2.5万現存植生図（福井県・石川県）のGISデータ」（環境省生物多様性センターHP、  
 閲覧：令和3年2月）より作成 〕



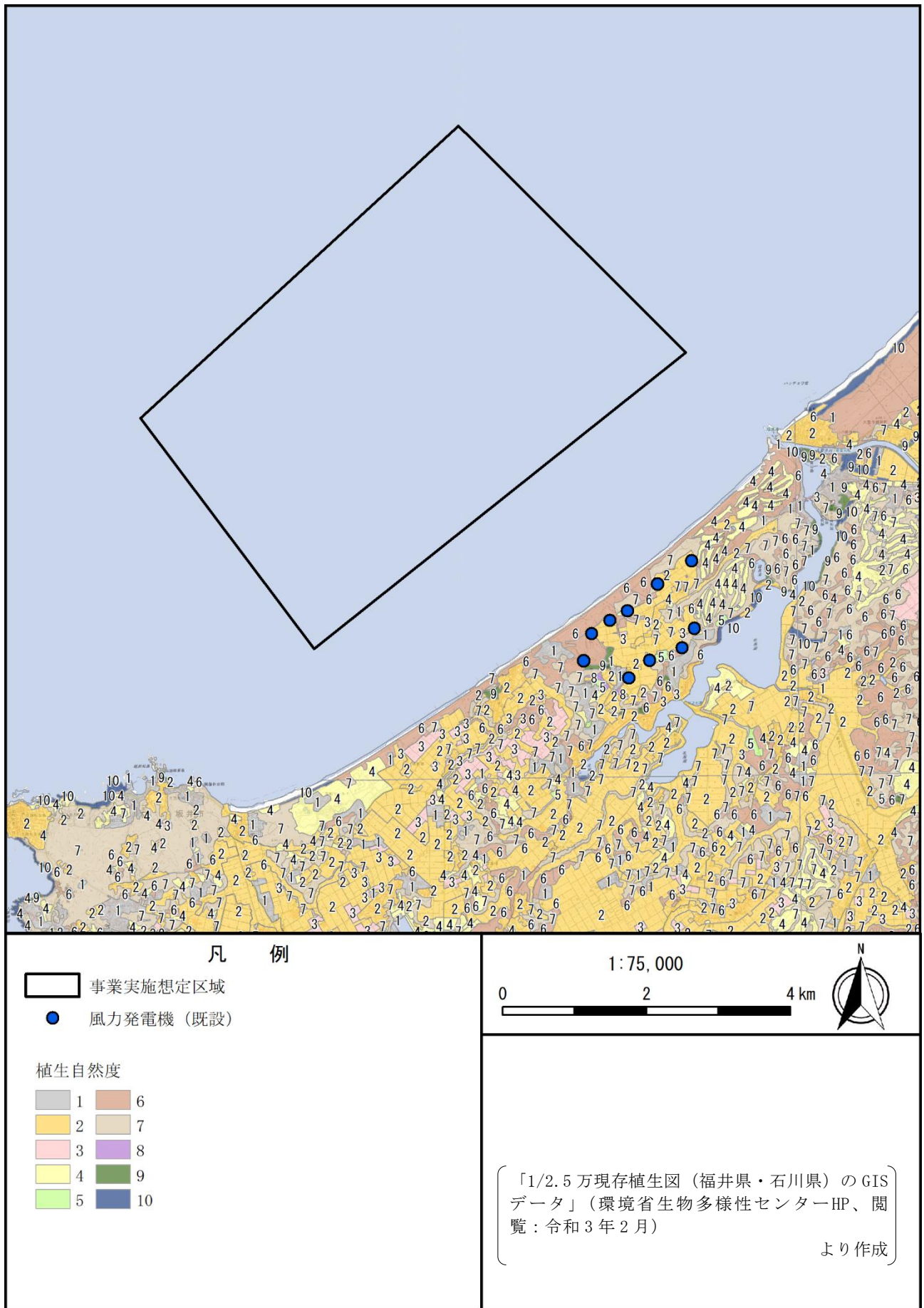


図 3.1-30(1) 文献その他の資料調査による植生自然度

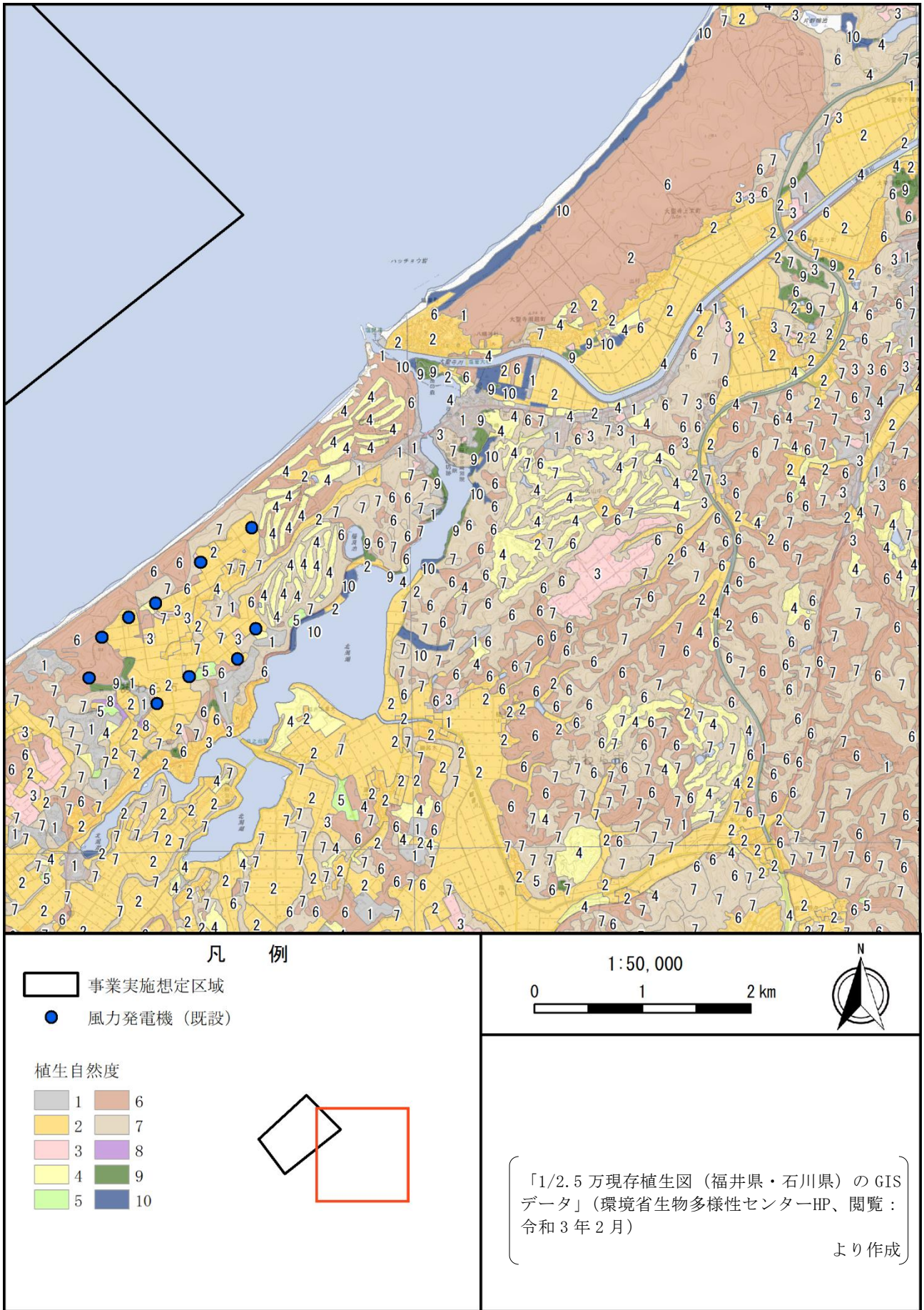


図 3.1-30(2) 文献その他の資料調査による植生自然度(拡大図1)

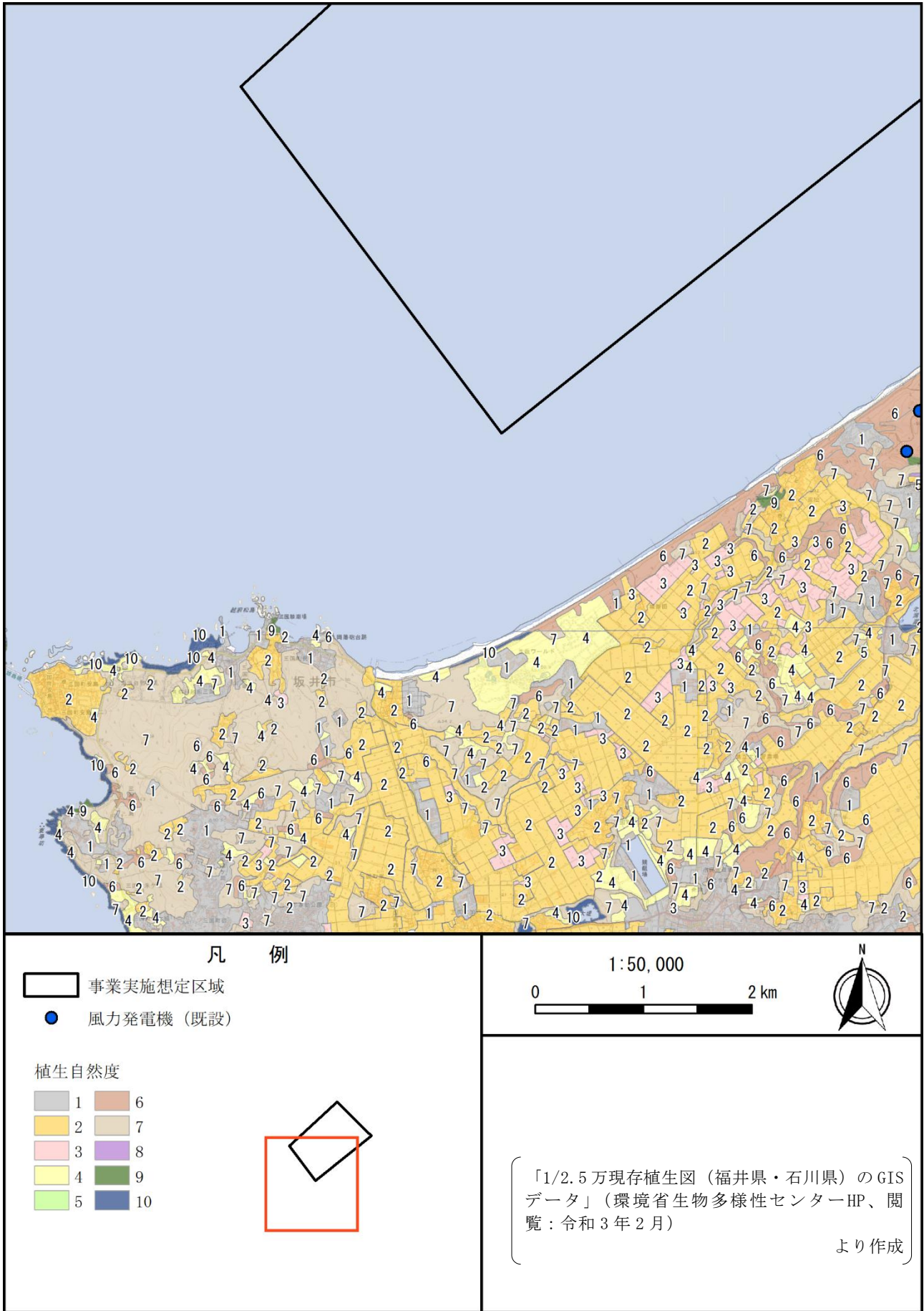


図 3.1-30(3) 文献その他の資料調査による植生自然度 (拡大図2)

(3) 植物の重要な種及び重要な群落（陸域）

植物の重要な種及び重要な群落は、「(1) 植物相（陸域）の概要」で確認された種について、表 3.1-54 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した。

① 重要な種

文献その他の資料により確認された植物の重要な種は表 3.1-55 のとおりである。

事業実施想定区域の周囲では、ハイネズ、ハマナデシコ、ハマハコベ、ハマナス、ハマボウフウ、アイアシ、セイタカヨシ等、135 科 783 種の重要な植物種が選定された。

表 3.1-54(1) 植物の重要な種及び群落の選定基準

選定基準	
①	<p>「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）、「福井県文化財保護条例」（昭和 34 年福井県条例第 39 号）、「石川県文化財保護条例」（昭和 32 年条例第 41 号）、「坂井市文化財保護条例」（平成 18 年条例第 169 号）、「あわら市文化財保護条例」（平成 16 年条例第 135 号）、「加賀市文化財保護条例」（平成 17 年条例第 112 号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物（特天）</li> <li>・天然記念物（天）</li> <li>・福井県天然記念物（福天）</li> <li>・石川県天然記念物（石天）</li> <li>・坂井市天然記念物（坂天）</li> <li>・あわら市天然記念物（あ天）</li> <li>・加賀市天然記念物（加天）</li> </ul>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年 政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 11 日）に基づく国内希少野生動植物種等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種（国内）</li> <li>・特定国内希少野生動植物種 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定第一種国内希少野生動植物種（特一）</li> <li>・特定第二種国内希少野生動植物種（特二）</li> </ul> </li> <li>・緊急指定種（緊急）</li> </ul>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種</li> <li>・CR+EN：絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）</li> <li>・CR：絶滅危惧 I A 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</li> <li>・EN：絶滅危惧 I B 類… I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</li> <li>・VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの）</li> <li>・NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性のある種）</li> <li>・DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種</li> <li>・LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</li> </ul>
④	<p>「【改訂版】福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（福井県、平成 28 年）の掲載種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅…県域絶滅種</li> <li>・I 類…県域絶滅危惧 I 類種</li> <li>・II 類…県域絶滅危惧 II 類種</li> <li>・準絶…県域準絶滅危惧種</li> <li>・要注…要注目種</li> </ul>

表 3.1-54(2) 植物の重要な種及び群落の選定基準

選定基準	
⑤	<p>「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020 (植物編)」(石川県生活環境部自然環境課、令和 2 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EX…絶滅。石川県ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・EW…野生絶滅。飼育、栽培家のみ存続している種</li> <li>・CR…絶滅危惧 I A 種。絶滅の危機に瀕している種。</li> <li>・EN…絶滅危惧 I B 種。絶滅の危機に瀕している種。</li> <li>・VU…絶滅危惧 II 種。絶滅の危機が増大している種。</li> <li>・NT…準絶滅危惧。現時点では絶滅危険度は低い、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する危険性のある種。</li> <li>・DD…情報不足。評価するだけの情報が不足している種。</li> <li>・LP…付属資料。地域的に独立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群。</li> </ul>
⑥	<p>「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(平成 16 年条例第 16 号)の掲載種</p> <p>指定：条例に指定されている希少野生動植物種</p>
⑦	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成 8 年)の掲載群落</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物群落</li> <li>1：要注意</li> <li>2：破壊の危機</li> <li>3：対策必要</li> <li>4：緊急に対策必要</li> </ul>
⑧	<p>「第 2 回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査) 特定植物群落調査報告書 日本の重要な植物群落の分布 全国版」(環境庁、昭和 57 年)、「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 全国版」(環境庁、昭和 63 年)、「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年)の掲載群落</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定植物群落</li> <li>A：原生林もしくはそれに近い自然林</li> <li>B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群</li> <li>C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群</li> <li>D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの</li> <li>E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの</li> <li>F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの</li> <li>G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群</li> <li>H：その他、学術上重要な植物群落</li> </ul>
⑨	<p>「改定・石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2010 (植物編)」(石川県生活環境部自然環境課、平成 22 年)「保護を要する植物群落」の掲載種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護管理状態</li> <li>1：壊滅(群落が壊滅状態にある)</li> <li>2：劣悪(保護状態は悪い)</li> <li>3：不良(保護状態は良くないが、一部良いところもある)</li> <li>4：やや良(良く保護されているが、一部良くないところがある)</li> <li>5：良好(良く保護されている)</li> <li>・保護対策の緊急性</li> <li>4：緊急に対策必要(緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する)</li> <li>3：対策必要(対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する)</li> <li>2：破壊の危機(現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危険が大きい)</li> <li>1：要注意(当面、新たな保護対策は必要ない(監視必要))</li> </ul>
⑩	<p>「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県HP、閲覧：令和 3 年 2 月)の掲載群落</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A (全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの)</li> <li>B (県レベルで重要なもの)</li> </ul>
⑪	<p>「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成 28 年)に掲載の植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生</p> <p>植生自然度 10：自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区)</p> <p>植生自然度 9：自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)</p>
⑫	<p>「重要地 里地里山 30」(福井県自然保護センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月)の掲載里山</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種(県 RDB 種)が多種確認されている</li> <li>・県 RDB 種の県内の代表的な生息地である</li> <li>・県 RDB 種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている</li> <li>・県 RDB 種の県内唯一の生息地である</li> </ul>
⑬	<p>「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省HP、閲覧：令和 3 年 2 月)の掲載の里地里山</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準 1：多様で優れた二次的自然環境を有する</li> <li>基準 2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する</li> <li>基準 3：生態系ネットワークの形成に寄与する</li> </ul>

表 3.1-55(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥		
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	ミズスギ				要注	VU			
2			スギラン			VU	I類	EN			
3			ミズニラ	ミズニラ			NT	I類	CR		
4		エゾヒメクラマゴケ					II類*1	VU*1			
5		イワヒバ	ヒメクラマゴケ				I類	VU			
6			カタヒバ					VU			
7			タチクラマゴケ					要注			
8			ヒモカズラ					準絶	VU		
9			イワヒバ						VU		
10			トクサ	スギナ					LP		
11		トクサ						NT			
12		テドリドクサ							CR		
13		ハナヤスリ	アカハナワラビ					要注	VU		
14			ナガホノナツノハナワラビ					準絶	NT		
15			ナツノハナワラビ						NT		
16			コヒロハハナヤスリ						VU		
17			ハマハナヤスリ					I類	CR		
18			ヒロハハナヤスリ					I類	VU		
19		コケシノブ	アオホラゴケ						VU		
20			ウチワゴケ						VU		
21			ヒメコケシノブ					要注	VU		
22			ホソバコケシノブ						VU		
23		デンジソウ	デンジソウ			VU	I類	CR			
24		サンショウモ	オオアカウキクサ			EN	I類	CR			
25			サンショウモ			VU	I類	EN			
26		コバノイシカグマ	オウレンシダ					要注	VU		
27			オオフジシダ						VU		
28			ワラビ						LP		
29		イノモトソウ	タキミシダ			EN	I類	CR			
30			タチシノブ						NT		
31			イノモトソウ						NT		
32		ナヨシダ	マツザカシダ					要注	CR		
33			ウスヒメワラビ						VU		
34		イワヤシダ	イワヤシダ					I類	CR		
35		チャセンシダ	コバノヒノキシダ						VU		
36			ヒメイトラノオ						VU		
37			トキワトラノオ						CR		
38			クモノスシダ						準絶	VU	
39			イチョウシダ				NT		VU		
40			イワトラノオ						I類	VU	
41			チャセンシダ						NT		
42			ホウビシダ						I類	CR	
43			ヒメシダ	イブキシダ						VU	
44		コハンゴシダ							NT		
45		ハシゴシダ							NT		
46		ツクシヤワラシダ							I類		
47		テツホシダ							絶滅		
48			オオバショリマ						LP		
49		イワデンダ	フクロシダ					I類	EN		
50		ヌリワラビ	ヌリワラビ						NT		
51		メシダ	ウラボシノコギリシダ						NT		
52			タカオシケチシダ						VU		
53			ミヤコイヌワラビ						CR		
54			サキモリイヌワラビ						NT		
55			ムクゲシケシダ						NT		
56			ヘランシダ						要注	NT	
57			オオヒメワラビモドキ						NT		
58			ヒカゲワラビ							VU	
59			シマシロヤマシダ						要注		
60			シロヤマシダ							NT	
61			ミヤマノコギリシダ						要注	VU	
62			ノコギリシダ							NT	
63		シンガシラ	オサンダ						NT		
64			ミヤマシシガシラ						LP		
65			コモチシダ						準絶		
66		オシダ	オオカナワラビ						CR		
67			カナワラビ						I類		
68			ホソバカナワラビ							EN	
69			シノブカグマ							LP	
70			ハカタシダ							NT	
71			オニヤブソテツ							LP	
72			ヒロハヤブソテツ						II類	EN	

表 3.1-55(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準								
				①	②	③	④	⑤	⑥			
73	シダ植物	オシダ	ミヤコヤブソテツ					NT				
74			サイゴクベニシダ						VU			
75			ミサキカグマ					要注	NT			
76			シラネワラビ						LP			
77			マルバベニシダ					要注	NT			
78			ギフベニシダ					I 類				
79			キノクニベニシダ					I 類				
80			ワカナシダ					I 類	EN			
81			キヨズミオオクジャク						VU			
82			ナガバノイタチシダ					I 類	EN			
83			タニヘゴ						VU			
84			ホソイノデ					II 類	NT			
85			アイアスカイノデ						LP			
86			オオキヨズミシダ						VU <sup>※2</sup>			
87			イワシロイノデ						EN			
88			ツヤナシイノデ						EN			
89			サイゴクイノデ						NT			
90			イノデモドキ						NT			
91			ヒメカナワラビ						NT			
92			シノブ	シノブ					要注	NT		
93			ウラボシ	マメツタ						NT		
94				ホテイシダ					要注	NT		
95				ナガオノキシノブ					要注	NT		
96				ミヤマノキシノブ					要注	NT		
97				ヒメサザラン					要注	NT		
98				カラクサシダ						NT		
99				ミツデウラボシ						NT		
100			裸子植物	マツ	カラマツ					DD		
101					ヒメコマツ					準絶		
102	クロマツ								LP			
103	マキ	イヌマキ							DD			
104	コウヤマキ	コウヤマキ						要注				
105	ヒノキ	ミヤマビャクシン						I 類	VU			
106		ハイネズ						II 類	VU			
107		ヒノキアスナロ							VU			
108	イチイ	キヤラボク						準絶	NT			
109	被子植物基部	ジュンサイ	ジュンサイ				準絶	NT				
110	被子植物	スイレン	コウホネ					準絶	NT			
111		ヒツジグサ						準絶	NT			
112	被子植物類 モクレン	ドクダミ	ドクダミ						LP			
113		ウマノスズクサ	ハンゲショウ						準絶	NT		
114			ウマノスズクサ						準絶	VU		
115			フタバアオイ						要注	VU		
116			ウスバサイシン						要注	VU		
117			ゼニバサイシン						要注			
118		モクレン	オオヤマレンゲ					II 類	EN			
119		クスノキ	アブラチャン							NT		
120			カゴノキ						要注	CR		
121			タブノキ							LP		
122			シロダモ							LP		
123	被子植物 単子葉類	ショウブ	ショウブ					要注				
124		サトイモ	ヒロハテンナンショウ						要注 <sup>※3</sup>	LP		
125			ウラシマソウ							LP		
126			アオウキクサ							LP		
127			ホクリクアオウキクサ							DD		
128			ヒンジモ					VU				
129			ミズバショウ						要注	LP		
130			カラスビシャク							LP		
131			ヒメザゼンソウ							準絶	NT	
132			チシマゼキショウ	ハナゼキショウ						要注	DD	
133				イワショウブ							LP	
134		オモダカ		アギナシ			NT		II 類	EN		
135			ウリカワ							VU		
136		トチカガミ	スプタ				VU		I 類	EN		
137			ヤナギスプタ							準絶		
138			クロモ							II 類	VU	
139			トチカガミ				NT		I 類	CR		
140			イトトリゲモ				NT		II 類	VU		
141			ホッスモ							II 類	NT	
142			イバラモ							I 類	EN	
143			トリゲモ					VU		I 類	DD	
144		オオトリゲモ							EN			

表 3.1-55(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
145	被子植物 単子葉類	トチカガミ	ミズオオバコ			VU	II類	VU		
146			コウガイモ					EN		
147	セキショウモ					I類	EN			
148	ヒルムシロ		イトモ			NT		VU		
149			エビモ					NT		
150			コバノヒルムシロ			VU	要注	CR		
151			ヒルムシロ				II類			
152			センニンモ				II類	EN		
153			オヒルムシロ				II類	EN		
154			ホソバミズヒキモ				II類	VU		
155			ヒロハノエビモ				II類	CR		
156			ササバモ				準絶	EN		
157			リュウノヒゲモ			NT	I類	CR		
158			サクライソウ	サクライソウ			EN	I類	CR	
159			キンコウカ	ソクシンラン				準絶		
160				キンコウカ					LP	
161			ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ				I類	EN	
162	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ			VU	I類	CR			
163	サルトリイバラ	マルバサンキライ				I類	EN			
164		サルマメ				準絶	VU			
165	ユリ		ミノコバイモ			VU		EN		
166			コシノコバイモ					NT		
167			ヤマユリ					DD		
168			ササユリ					NT		
169			オニユリ					LP		
170			コオニユリ					NT		
171			ホトトギス					要注	EN	
172			タマガワホトトギス						LP	
173			ヤマホトトギス						DD	
174			アマナ					I類	VU	
175	ラン		ヒナラン			EN		CR		
176			シラン			NT				
177			ムギラン			NT	I類	CR		
178			エビネ			NT	II類	VU		
179			キンセイラン			VU		EN		
180			サルメンエビネ			VU	I類	EN		
181			ナツエビネ			VU	II類	VU		
182			ギンラン				II類	VU		
183			ユウシュラン			VU		VU		
184			キンラン			VU	II類	EN		
185			ササバギンラン				II類	VU		
186			トケンラン			VU	I類	EN		
187			イチヨウラン					CR		
188			セッコク					I類	CR	
189			ツチアケビ					要注	NT	
190			サワラン					I類	EN	
191			コイチヨウラン					準絶	NT	
192			カキラン					要注	NT	
193			オニノヤガラ					要注	NT	
194			クロヤツシロラン					II類	NT	
195			ヒメミヤマウズラ					I類	VU	
196			アケボノシュスラン					要注		
197			ミズトンボ			VU	II類	VU		
198			ハクウンラン				I類	CR		
199			ホクリクムヨウラン				II類	VU		
200			ギボウシラン				EN	CR		
201			セイタカズムシソウ					I類	EN	
202			ジガバチソウ					I類	VU	
203			クモキリソウ					要注	NT	
204			ズムシソウ					I類		
205			コ克蘭					II類	EN	
206			ウチョウラン			VU	I類	EN		
207	ノビネチドリ					準絶	VU			
208	コケイラン					要注				
209	サギソウ			NT	I類	CR	指定			
210	ジンバイソウ					要注				
211	ミズチドリ					I類	CR			
212	イイヌマムカゴ			EN		EN				
213	ツレサギソウ					CR				
214	ヤマサギソウ					EN				
215	オオヤマサギソウ					EN				
216	コバノトンボソウ					VU				



表 3.1-55(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
217	被子植物 単子葉類	ラン	トンボソウ				II類	VU		
218			トキソウ			NT	I類	EN	指定	
219			ヤマトキソウ						VU	
220			カヤラン					I類	CR	
221			ヒトツボクロ					I類	NT	
222			ショウキラン					II類	VU	
223			キンバイザサ	コキンバイザサ					絶滅	
224		アヤメ	ヒオウギ					I類	CR	
225			ノハナショウブ					II類	NT	
226			ヒメシヤガ			NT		II類	NT	
227			カキツバタ			NT		II類		
228			ススキノキ	ゼンテイカ					準絶	
229			ノカンゾウ					II類	EN	
230		ヒガンバナ	ノビル						LP	
231			アサツキ						LP	
232		クサスギカズラ	クサスギカズラ						CR	
233			キジカクシ						LP	
234			イワギボウシ						EN	
235			ヤブラン						LP	
236			アマドコロ						DD	
237			ヤマアマドコロ						LP	
238			キチジョウソウ						準絶	
239			オモト						準絶	
240			ツユクサ	ツユクサ						LP
241		ヤブミョウガ							NT	
242		ミズアオイ	ミズアオイ			NT		I類	EN	
243		ガマ	ミクリ			NT		II類	VU	
244			ヤマトミクリ			NT		II類	NT	
245			タマミクリ			NT			VU	
246	ナガエミクリ				NT			準絶	VU	
247	ヒメミクリ				VU			EN		
248	コガマ							準絶	VU	
249	ホシクサ		ホシクサ					準絶	VU	
250		イトイヌノヒゲ						準絶	VU	
251		イヌノヒゲ						要注		
252		シロイヌノヒゲ							VU	
253	イグサ	ハナビゼキショウ						準絶		
254		イグサ							LP	
255		イヌイ						I類	EN	
256		ドロイ						要注	NT	
257		タチコウガイゼキショウ						準絶		
258		スズメノヤリ							LP	
259		ヤマスズメノヒエ							LP	
260		カヤツリグサ	タテヤマゲ						LP	
261	マツバスゲ							要注		
262	ハリガネゲ							準絶	NT	
263	オニスゲ							II類	EN	
264	アゼナルコ								LP	
265	ミヤマジュズゲ								NT	
266	オオタマツリスゲ							I類		
267	タニガワスゲ							要注	NT	
268	マスクサ								LP	
269	ヤマアゼスゲ								NT	
270	ツクバスゲ							II類	EN	
271	ウマスゲ							I類		
272	オキナワジュズゲ							II類		
273	コウボウムギ								LP	
274	ナキリスゲ								LP	
275	アオスゲ								LP	
276	ヤガミスゲ							II類		
277	タチスゲ							要注	NT	
278	キノクニスゲ					NT		II類		
279	イソアオスゲ								DD	
280	シバスゲ								NT	
281	ヒメモエギスゲ							要注		
282	マメスゲ							I類		
283	コウボウシバ								LP	
284	シラコスゲ							準絶	VU	
285	サドスゲ							I類		
286	センダイスゲ							要注	NT	
287	ヤワラスゲ								LP	
288	ヒトモトススキ							準絶	NT	
289	ヒメクグ								LP	

表 3.1-55(5) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
290	被子植物 単子葉類	カヤツリグサ	ヒメアオガヤツリ				準絶			
291			カヤツリグサ					LP		
292			シロガヤツリ				準絶			
293			ハマスゲ					DD		
294			セイタカハリイ					CR		
295			ヒメハリイ					I 類	EN	
296			ヌマハリイ						EN	
297			ノテンツキ					準絶	VU	
298			アオテンツキ						VU	
299			ナガボテンツキ						CR	
300			ビロードテンツキ					I 類		
301			イソヤマテンツキ					要注	VU	
302			ヤマイ						LP	
303			イトイヌノハナヒゲ					要注	CR	
304			オオイヌノハナヒゲ						NT	
305			コイヌノハナヒゲ					II 類	VU	
306			イヌノハナヒゲ					要注	VU	
307			コホタルイ					I 類		
308			ヒメホタルイ					II 類	EN	
309			ロッカクイ				EN	I 類	EN	
310			シズイ					I 類	VU	
311			フトイ					要注	VU	
312			エゾアブラガヤ						CR	
313			タイワンヤマイ					準絶	CR	
314			コシンジュガヤ					準絶	VU	
315			イネ	ヌカボ						LP
316				エゾヌカボ						DD
317				オオタチカモジ						DD
318				スズメノテッポウ						LP
319				コブナグサ						LP
320				ホガエリガヤ						NT
321				スズメノチャヒキ						LP
322				キツネガヤ						LP
323				ヤマアワ						LP
324	オニノガリヤス							NT		
325	タカネノガリヤス							LP		
326	チョウセンガリヤス							NT		
327	ヒナザサ					NT		VU		
328	オガルカヤ						II 類	VU		
329	ギョウギシバ							LP		
330	メヒシバ							LP		
331	キタメヒシバ							DD		
332	アキメヒシバ							LP		
333	イヌビエ							LP		
334	オヒシバ							LP		
335	ハマニンニク							LP		
336	アオカモジグサ							LP		
337	カモジグサ							LP		
338	カゼクサ							LP		
339	ニワホコリ							LP		
340	トボシガラ							LP		
341	ムツオレグサ							NT		
342	ヒロハノドジョウツナギ						I 類	CR		
343	カラフトドジョウツナギ							DD		
344	アズマガヤ							NT		
345	ケナシチガヤ							LP		
346	カモノハシ							LP		
347	トウササクサ							NT		
348	アシボツ							LP		
349	ハチジョウススキ							LP		
350	トキワススキ						II 類			
351	オギ							LP		
352	ススキ							LP		
353	ヌマガヤ					準絶	NT			
354	タツノヒゲ						VU			
355	スズメノヒエ						LP			
356	アイアシ					II 類	NT			
357	クサヨシ						LP			
358	アワガエリ						DD			
359	ヨシ						LP			
360	セイタカヨシ					要注	VU			
361	メダケ						LP			
362	スズメノカタビラ						LP			

表 3.1-55(6) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥		
363	被子植物 単子葉類	イネ	アイヌソモソモ						NT		
364			ヒエガエリ							LP	
365			ハマヒエガエリ							EN	
366			ヤダケ							LP	
367			チマキザサ							LP	
368			オニウシノケグサ							LP	
369			ウシクサ							VU	
370			アキノエノコログサ							LP	
371			キンエノコロ							LP	
372			ハマエノコロ							LP	
373			メガルカヤ						I 類	NT	
374			カニツリグサ							LP	
375			ナギナタガヤ							LP	
376			シバ							LP	
377			オニシバ							LP	
378	被子植物マツモ目	マツモ	マツモ					II 類	EN		
379	被子植物 真正双子葉類	ケシ	ジロボウエンゴサク						EN		
380			キケマン						準絶		
381			ムラサキケマン							LP	
382			ヤマエンゴサク							VU	
383			ミチノクエンゴサク							NT	
384		ツツラフジ	アオツツラフジ						LP		
385			コウモリカズラ						LP		
386		メギ	ヒロハヘビノボラズ						VU		
387			オオバメギ							EN	
388		キンポウゲ	ルイヨウショウマ						要注		
389			ヒメイチゲ							II 類	LP
390			イチリンソウ								NT
391			アズマイチゲ							要注	NT
392			ヤマオダマキ								VU
393			エンコウソウ							I 類	
394	リュウキンカ								要注	LP	
395	キケンショウマ									NT	
396	ハンショウヅル									NT	
397	カザグルマ						NT			CR	
398	センニンソウ									LP	
399	アズマシロカネソウ								準絶	NT	
400	ミスミソウ						NT		II 類		
401	オオミスミソウ									VU	
402	オキナグサ						VU		絶滅	EN	指定
403	バイカモ							準絶	EN		
404	ヒメウズ								VU		
405	マンセンカラマツ					EN		I 類			
406	アキカラマツ								LP		
407	ミヤマカラマツ								LP		
408	モミジカラマツ								LP		
409	ツゲ	ツゲ							要注	VU	
410		フッキソウ								NT	
411	ポタン	ヤマシャクヤク				NT		II 類	EN		
412	マンサク	ヒュウガミズキ						要注	VU		
413	カツラ	ヒロハカツラ							VU		
414	スグリ	ヤシャビシャク				NT		II 類	NT		
415	ユキノシタ	チダケサシ							DD		
416		ツルネコノメソウ								VU	
417		タチネコノメソウ							準絶	DD	
418		エチゼンダイモンジソウ					VU		I 類	EN	指定
419		シコタンソウ							I 類	VU	
420		ウチワダイモンジソウ							準絶		
421		フキユキノシタ								NT	
422	ベンケイソウ	チチツバベンケイ							要注	DD	
423		ミツバベンケイソウ							準絶		
424		アオベンケイ							I 類	EN	
425		ツメレンゲ					NT		I 類	NT	
426		キリンソウ								LP	
427		メノマンネングサ								LP	
428		マルバマンネングサ								VU	
429		ヒメレンゲ								NT	
430	アリノトウグサ	ホザキノフサモ							要注	VU	
431		タチモ					NT			EN	
432		フサモ							I 類	VU	
433	ブドウ	ノブドウ								LP	
434		ヤブガラシ								LP	
435		ツタ								LP	

表 3.1-55(7) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥				
436	被子植物	ブドウ	エビヅル					LP					
437	真正双子葉類	マメ	サイカチ				I 類	VU					
438			ツルマメ					LP					
439			マルバヌスビトハギ					EN					
440			ニワフジ										
441			ヤハズソウ						LP				
442			ハマエンドウ						LP				
443			エゾノレンリソウ						I 類	VU			
444			ケハギ						II 類				
445			ミヤコグサ							LP			
446			クズ							LP			
447			センダイハギ							EN	指定		
448			ツルフジバカマ						要注	EN			
449			クサフジ							DD			
450			スズメノエンドウ							LP			
451			カスマグサ							LP			
452			フジ							LP			
453			バラ		ミヤマザクラ						EN		
454					オニシモツケ							LP	
455					シモツケソウ							LP	
456					ノウゴウイチゴ							NT	
457	オオウラジロノキ								要注	VU			
458	カワラサイコ								I 類	VU			
459	ミツモトソウ								要注	DD			
460	イワキンバイ								II 類	VU			
461	ミチノクナシ							EN	要注				
462	ノイバラ									LP			
463	ハマナス								II 類	NT			
464	クロイチゴ									VU			
465	ナワシロイチゴ									LP			
466	カジイチゴ									LP			
467	カライトソウ									準絶	LP		
468	ワレモコウ								II 類	EN			
469	シモツケ									LP			
470	イワシモツケ									VU			
471	ユキヤナギ								要注	VU			
472	グミ				アキグミ					LP			
473	クロウメモドキ		ヨコグラノキ				要注	VU					
474			エゾノクロウメモドキ					要注					
475	アサ		エノキ					LP					
476			カラハナソウ					準絶	NT				
477			カナムグラ						LP				
478	クワ		カジノキ					DD					
479			ヤマグワ						LP				
480	イラクサ		カテンソウ					VU					
481			コミヤマミズ						NT				
482			コケミズ						I 類				
483			ホソバイラクサ						I 類				
484	ブナ		ナラガシワ					NT					
485			カシワ						LP				
486			ツクバネガシ						要注	VU			
487	カバノキ		ヤハズハンノキ					LP					
488			サクラバハンノキ			NT		II 類	VU				
489			ダケカンバ						LP				
490			シラカンバ						要注				
491			アサダ						II 類	EN			
492	ウリ		キカラスウリ					LP					
493	ニシキギ		イワウメヅル					II 類	VU				
494			オオツルウメモドキ							EN			
495			ニシキギ						準絶				
496			マサキ							LP			
497			ムラサキマユミ							LP			
498			オオシラヒゲソウ						I 類	EN			
499			ウメバチソウ						II 類	NT			
500	カタバミ		カタバミ					LP					
501	オトギリソウ		トモエソウ					I 類	VU				
502			オトギリソウ							LP			
503			ヒメオトギリ						II 類				
504			アゼオトギリ				EN		I 類	DD			
505			ミゾハコベ		ミゾハコベ					要注			
506	スミレ		ヒゴスミレ					要注	EN				
507			エイザンスミレ						準絶	EN			

表 3.1-55(8) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
508	被子植物 真正双子葉類	スマイレ	ツルタチツボスマイレ					VU	
509			イソスマイレ			VU	II類	VU	指定
510	ケイリュウタチツボスマイレ						VU		
511	スマイレ						LP		
512	アカネスミレ						要注	VU	
513	ヒナスミレ						II類		
514	ヤナギ		オオタチヤナギ					VU	
515			タチヤナギ					LP	
516			オオバヤナギ					VU	
517	トウダイグサ		エノキグサ					LP	
518		ノウルシ			NT	要注	EN		
519		ニシキソウ					準絶	LP	
520		タカトウダイ					NT		
521	フウロソウ	タチフウロ					DD		
522		ゲンノショウコ					LP		
523		ミツバフウロ					NT		
524	ミソハギ	エゾミソハギ					II類		
525		ヒメキカシグサ			CR		DD		
526		ミズマツバ			VU	準絶	NT		
527		ヒメビシ			VU	I類			
528		オニビシ					DD		
529	アカバナ	ウシタキソウ					II類	EN	
530		ウスゲチョウジタデ			NT	II類	NT		
531		ミズユキノシタ					要注		
532	ムクロジ	ミツデカエデ					NT		
533		カジカエデ					VU		
534		メグスリノキ					VU		
535		エゾイタヤ					LP		
536		ヒノウチワカエデ					DD		
537		オガラバナ					準絶	LP	
538		モクゲンジ					II類	VU	
539		ムクロジ					要注		
540		ミカン	マツカゼソウ					VU	
541	フユザンショウ						II類	CR	
542	アオイ	オオバボダイジュ					要注	CR	
543	ジンチョウゲ	カラスシキミ					要注	NT	
544		ナニワズ					準絶	NT	
545		ガンピ						NT	
546	アブラナ	ハクサンハタザオ					LP		
547		ミヤマハタザオ					II類	LP	
548		イワハタザオ					要注	LP	
549		ハマハタザオ					LP		
550		ナズナ					LP		
551		ヒロハコンロンソウ					VU		
552		タネツケバナ					LP		
553		オオユリワサビ					II類		
554		ハタザオ					VU		
555		ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ			VU	要注	CR	
556	オオバヤドリギ	ホザキヤドリギ					I類	CR	
557		マツグミ					II類	EN	
558	タデ	イタドリ					LP		
559		ケイタドリ					LP		
560		ナガバノウナギツカミ			NT		DD		
561		シロバナサクラタデ					LP		
562		サデクサ					I類	CR	
563		オオイヌタデ					LP		
564		サナエタデ					VU		
565		イヌタデ					LP		
566		ミヤマタニソバ					VU		
567		ヤナギヌカボ			VU	I類	CR		
568		ホソバノウナギツカミ					要注		
569		ママコノシリヌグイ					LP		
570		ヌカボタデ			VU		CR		
571		ホソバイヌタデ			NT	II類			
572		ニオイタデ					要注		
573		ミチヤナギ					LP		
574		アキノミチヤナギ					LP		
575		スイバ					LP		
576		ナガバギシギシ					LP		
577		ギシギシ					LP		
578		ノダイオウ			VU	I類	CR		
579		コギシギシ			VU		DD		
580		モウセンゴケ	イシモチソウ			NT		CR	指定

表 3.1-55 (9) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
581	被子植物 真正双子葉類	モウセンゴケ	モウセンゴケ				要注			
582			トウカイコモウセンゴケ					CR	指定	
583		ナデシコ	オオヤマフスマ				II類			
584			ノミノツヅリ					DD		
585			ハマナデシコ				準絶	VU		
586			シナノナデシコ					VU		
587			ハマハコベ				I類	EN		
588			ツメクサ					LP		
589			ハマツメクサ					LP		
590			ナンバンハコベ					NT		
591			フシグロセンノウ				要注	CR		
592			ウシオツメクサ					CR		
593			ウシハコベ					LP		
594			オオヤマハコベ					NT		
595			ミドリハコベ					LP		
596			ヒユ		ホソバナハマアカザ				要注 <sup>**4</sup>	
597					ヤナギイノコズチ				要注 <sup>**5</sup>	VU <sup>**5</sup>
598					ハマアカザ					LP
599					マルバアカザ					LP
600					カワラアカザ				要注	
601		ホソバアカザ							VU	
602		ハマミズナ	ツルナ				LP			
603		ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ				要注			
604		スベリヒユ	スベリヒユ				LP			
605		アジサイ	タマアジサイ				NT			
606		サカキ	ヒサカキ				LP			
607		カキノキ	リュウキュウマメガキ				要注	VU		
608		サクランソウ		カラタチバナ				II類	NT	
609				ヤブコウジ					LP	
610				ナガエコナスビ					LP	
611	ハマボッス							LP		
612	クサレダマ						I類	NT		
613	ツバキ	ヤブツバキ					LP			
614	ツツジ		ウメガサソウ				準絶			
615			ミヤマホツツジ				準絶	LP		
616			シヤクジョウソウ				II類			
617			ウラジロハナヒリノキ					LP		
618			ミネズオウ					VU		
619			アセビ					NT		
620			ハクサンシヤクナゲ				II類	LP		
621			サツキ				準絶	VU		
622			ウラジロヨウラク				II類	LP		
623			オオバツツジ				要注	VU		
624			シヤシャンボ					NT		
625			ヒメウスノキ				II類	NT		
626			アカネ		エゾノヨツバムグラ					LP
627	ヤエムグラ							LP		
628	ヘクソカズラ							LP		
629	オオキヌタソウ						要注	VU		
630	リンドウ		リンドウ				準絶	VU		
631			エゾリンドウ					NT		
632			センブリ					NT		
633			イヌセンブリ			VU	絶滅	CR		
634			ホソバツルリンドウ			VU				
635			アイナエ				II類			
636	キョウチクトウ		チョウジソウ			NT	I類	EN		
637			フナバラソウ			VU	I類	DD		
638			ツルガシワ				I類	EN		
639			イヨカズラ				要注			
640			コバノカモメヅル				準絶			
641			コイケマ				II類	NT		
642			ガガイモ					LP		
643			コカモメヅル				II類	VU		
644			スズサイコ			NT	II類	EN		
645			シロバナカモメヅル				準絶			
646	ムラサキ		ホタルカズラ					VU		
647			オニルリソウ					NT		
648			スナビキソウ					LP		
649	ヒルガオ		ヒルガオ					LP		
650			ハマヒルガオ					LP		
651			マメダオシ			CR	要注	CR		
652			ハマネナシカズラ			VU				

表 3.1-55(10) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
653	被子植物 真正双子葉類	ヒルガオ	ネナシカズラ					LP		
654		ナス	アオホオズキ			VU	I 類	CR		
655			ハシリドコロ					NT		
656			オオマルバノホロシ				準絶	NT		
657		モクセイ	ヤチダモ				I 類	EN		
658		イワタバコ	イワタバコ					VU		
659		オオバコ	アワゴケ				要注	NT		
660			ミズハコベ				II 類	VU		
661			アブノメ				準絶	EN		
662			シソクサ				II 類	VU		
663			キクモ						NT	
664			オオバコ						LP	
665			エゾオオバコ				I 類	LP		
666			トウオオバコ				要注	NT		
667			タチイヌノフグリ						LP	
668			ヒヨクソウ				要注	VU		
669			カワヂシャ			NT	II 類	CR		
670			クガイソウ						LP	
671			ゴマノハグサ	フジウツギ				II 類	CR	
672				ヒナノウスツボ				要注	CR	
673		オオヒナノウスツボ					要注	VU		
674		タヌキモ	ムシトリスミレ				I 類	VU		
675			ノタヌキモ			VU	I 類	CR		
676			イヌタヌキモ			NT	準絶	NT		
677			ホザキノミミカキグサ				I 類	CR		
678			タヌキモ			NT				
679			ヒメタヌキモ			NT		EN		
680			ムラサキミミカキグサ			NT	I 類	CR		
681			シソ	ジュウニヒトエ				I 類	EN	
682		ヤブムラサキ							NT	
683		カキドオシ							LP	
684		オドリコソウ							LP	
685		ホトケノザ							LP	
686		メハジキ					準絶	VU		
687		キセウタ				VU	I 類	EN		
688		マネキグサ				NT		CR		
689		シロネ							LP	
690		ハッカ							LP	
691		ヤマジソ				NT				
692		ミズネコノオ				NT	I 類	DD		
693		ハイタムラソウ					I 類	DD		
694		デワノタツナミソウ					準絶			
695		ヤマタツナミソウ						VU		
696		ナミキソウ						LP		
697		イブキジャコウソウ						VU		
698		ハマゴウ						LP		
699		サギゴケ	トキワハゼ					LP		
700		ハマウツボ	ナンバンギセル				要注	EN		
701			ハマウツボ			VU	I 類	VU		
702			オニシオガマ						NT	
703			シオガマギク				要注			
704			キヨスミウツボ						CR	
705			ゴマクサ			VU				
706		ヒキヨモギ				II 類	VU			
707		モチノキ	オクノフウリンウメモドキ				準絶	NT		
708			モチノキ						LP	
709			ミヤマウメモドキ						NT	
710		キキョウ	ツリガネニンジン					LP		
711			ヤマホタルブクロ						LP	
712			サワギキョウ				II 類	VU		
713			キキョウ			VU	I 類	VU		
714			ヒナギキョウ				要注	VU		
715		ミツガシワ	ガガブタ			NT	絶滅	EN		
716			アサザ			NT	絶滅	VU		
717		キク	チョウジギク					LP		
718			ヨモギ						LP	
719			ヒトツバヨモギ						LP	
720			オオヨモギ						LP	
721			アサギリソウ						VU	
722			センボンギク				II 類	VU		
723			ノコンギク						LP	
724			ヨメナ						LP	
725			オケラ				準絶	EN		

表 3.1-55(11) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
726	被子植物 真正双子葉類	キク	センダングサ					NT	
727			ノッポロガンクビソウ					NT	
728			トキンソウ					LP	
729			オニアザミ					NT	
730			タチアザミ					II類	VU
731			ノアザミ					LP	
732			タカサブロウ					NT	
733			ムカシヨモギ					VU	
734			フジバカマ				NT	I類	CR
735			サケバヒヨドリ					DD	
736			ヒヨドリバナ (広義)					LP**6	
737			ツワブキ					LP	
738			チチヨグサ					LP	
739			オグルマ					EN	
740			カセンソウ					準絶	VU
741			オオヂシバリ					LP	
742			ホソバニガナ				EN		
743			アキノノゲシ					LP	
744			コオニタビラコ					I類	EN
745			マルバダケブキ					LP	
746			オタカラコウ					LP	
747			ネコノシタ					II類	
748			タイミンガサ					NT	
749			コウヤボウキ					CR	
750			フキ					LP	
751			コウゾリナ					LP	
752			ハハコグサ					LP	
753			アキノハハコグサ				EN	I類	DD
754			タムラソウ					NT	
755			アキノキリンソウ					LP	
756			オナモミ				VU		
757			リュウノウギク					NT	
758			イワギク				VU	II類	NT
759			レンブクソウ					準絶	CR
760			ミヤマシグレ					LP	
761			スイカズラ		コツクバネウツギ				NT
762					スイカズラ				LP
763					キンギンボク				絶滅
764					オミナエシ				I類
765			トベラ		トベラ				LP
766			ウコギ		ヤツデ				LP
767					ノチドメ				LP
768					ハリブキ				LP
769			セリ		ミヤマトウキ				LP
770					ハマウド				VU
771					ミヤマシシウド				LP
772					ホタルサイコ				絶滅
773					ハクサンサイコ				II類
774			ツボクサ				LP		
775			ドクゼリ				II類		
776			ハマゼリ				LP		
777			セリモドキ				準絶		
778			ハマボウフウ				準絶		
779			セリ				LP		
780			ヤマゼリ				DD		
781			フキヤミツバ			VU			
782			ムカゴニンジン				I類		
783			オヤブジラミ				LP		
合計	7類	135科	783種	0種	0種	102種	363種	691種	8種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

2. 分類はAPGIV分類体系「新維管束植物分類表」（米倉浩司著、北隆館、令和元年）に基づき行った。

3. 選定基準は、表 3.1-54 に対応する。

4. 表中の※は以下のとおりである。

※1：「エゾノヒメクラマゴケ」で掲載

※2：「オオキヨズミシダ」で掲載

※3：「ヒロハテンナンショウ（アシウテンナンショウ型）」で掲載

※4：「ホソバハマアカザ」で掲載

※5：「ヤナギイノコヅチ」で掲載

※6：「ヒヨドリバナ」で掲載



## ② 重要な群落

重要な植物群落は、選定基準とした表 3.1-54 の文献その他の資料に掲載されているものとした。

事業実施想定区域の周囲に存在している重要な植物群落としては、選定基準⑦の「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS - J, WWF Japan、平成 8 年)により、あわら市、坂井市、加賀市の情報を整理した。その結果、表 3.1-56 のとおり、事業実施想定区域の周囲では 25 件の植物群落を確認された。ただし、詳細な位置情報は公開されていない。

特定植物群落としては、選定基準⑧及び⑨の「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(全国版)」(環境庁、平成 12 年)等によると、表 3.1-57 及び図 3.1-31 のとおり、広野神社社叢のアカマツ林、東尋坊付近の海岸断崖荒原等が分布している。表 3.1-57 の加賀市の植物群落は、「改定・石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2010 〈植物編〉」(石川県生活環境部自然環境課、平成 22 年)にも「保護を要する植物群落」として掲載されている。

また、選定基準⑩の「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成 28 年)による植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植物群落としては、表 3.1-58 のとおり、ヨシクラス、砂丘植生、ハマグルマーハマゴウ群集、ハンノキ群落 (VI) 等が分布している。

なお、事業実施想定区域の周囲に選定基準⑩の「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)に該当する群落は存在していない。

表 3.1-56 重要な植物群落 (植物群落レッドデータブック掲載群落) (選定基準⑦)

市	群落名
あわら市	春日神社のスタジイ林
	広野神社のアカマツ林
	エチゼンダイモンジソウ群落
坂井市	タブノキ・キノクニスゲ群落
	剣ヶ山のブナ林
	ガンガレイ群落
	ガマ群落
	サンカクイ群落
	ハス群落
	ミズガヤツリ群落
	ヨシ群落
	ガガブタ群落
	コウホネ群落
	ジュンサイ群落
	ヒツジグサ群落
	雄島の暖地性常緑広葉樹林
	水生植物群落
	東尋坊付近の海岸断崖荒原
	三里浜の砂丘植物群落
	加賀市
スタジイ群落	
タブノキ群落	
タブノキ群落	
モミ・タブノキ群落	
ハマゴウ群落	

〔「植物群落レッドデータブック」(NACS - J, WWF Japan、平成 8 年)より作成〕

表 3.1-57 重要な植物群落（特定植物群落）（選定基準⑧、⑨）

市	名称	選定基準			
		⑧		⑨	
		ランク	面積 (ha)	保護管理状態	保護対策の 緊急性
坂井市	広野神社社叢のアカマツ林	E	0.5	-	-
	東尋坊付近の海岸断崖荒原	D	1.0	-	-
	雄島の暖地性常緑広葉樹林	A	10.2	-	-
加賀市	塩屋一片野、ハマゴウ群落	D	10.0	4 やや良	3 対策必要
	鹿島明神社々叢（鹿島の森）	A, E	3.0	4 やや良	2 破壊の危惧

注：選定基準は、表 3.1-54 に対応する。

「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）  
 「改定・石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2010（植物編）」（石川県生活環境部自然環境課、平成 22 年）「保護を要する植物群落」の掲載種より作成

表 3.1-58 重要な植物群落（植生自然度）（選定基準⑩）

植生自然度	1/2.5 万植生図	
	植生区分	群落名
植生自然度 10	河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	ヨシクラス、ヒルムシロクラス、砂丘植生、ハマグルマ-ハマゴウ群集、海岸草本群落
植生自然度 9	ヤブツバキクラス域自然植生	ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブノキ群集、ケヤキ群落 (VI)、ハンノキ群落 (VI)、マサキートベラ群集

注：1. 選定基準は、表 3.1-54 に対応する。

2. 1/2.5 万植生図は現存植生図（図 3.1-29）による。

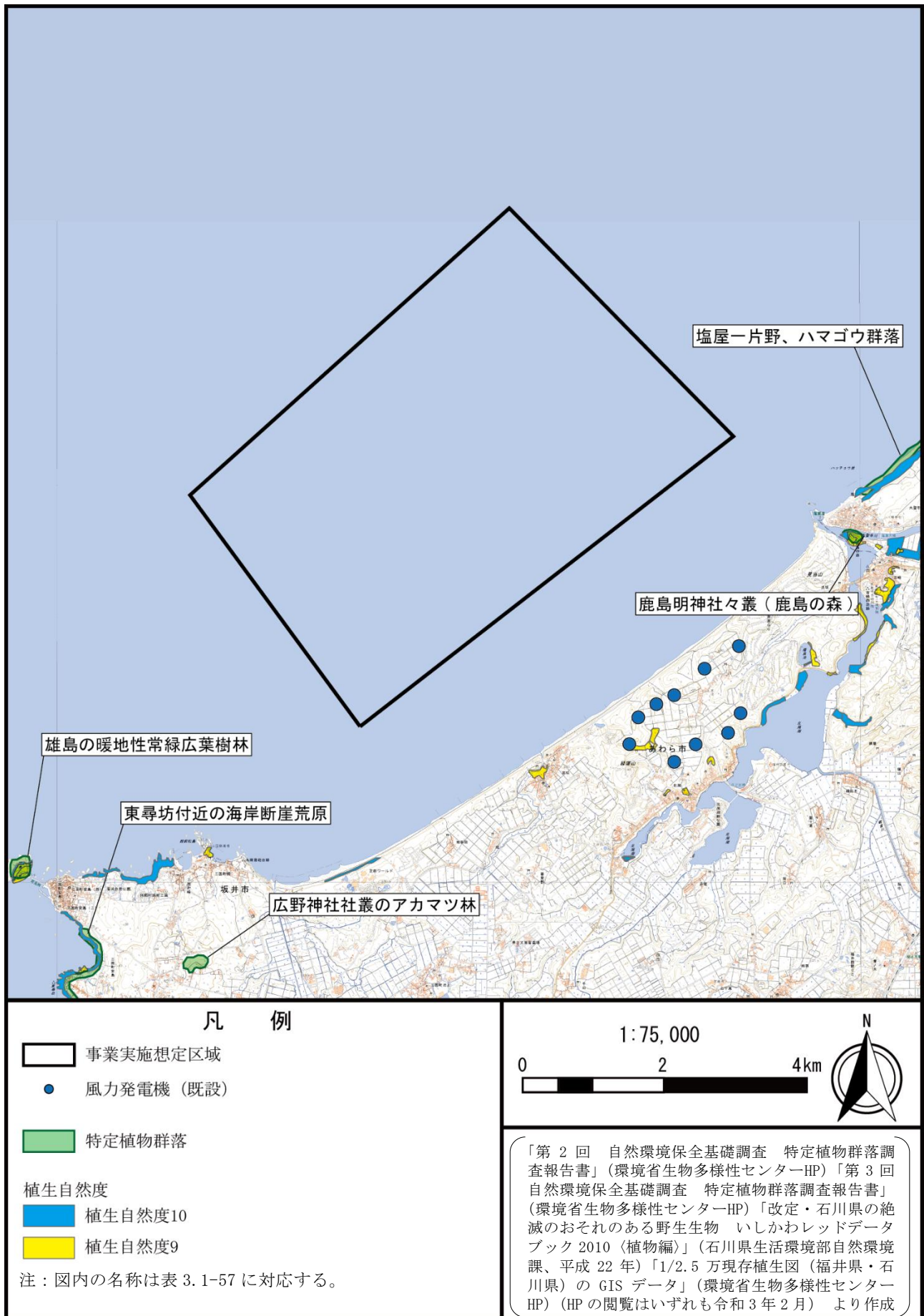


図 3.1-31 重要な植物群落の分布位置

### ③ 重要な里地里山

事業実施想定区域の周囲に存在している重要な里地里山は、表 3.1-59、表 3.1-60 及び図 3.1-32 のとおりであり、北潟湖周辺、金津東部等の 4 か所の里地里山が分布している。

表 3.1-59 福井県の重要地 里地里山（選定基準⑫）

番号	地区名	市町	面積 (ha)
①	北潟湖周辺 - ため池・丘陵辺縁部の水田 -	あわら市	約 1,600
②	金津東部 - ため池群・山ぎわの水田・水路 -	あわら市	約 2,400
③	陣ヶ岡丘陵地周辺 - 池・湿地・水路 -	三国町	約 190

注：1. 市町名は平成 17 年 3 月 1 日現在となっている。

2. 表中の番号は図 3.1-32 の番号に対応する。

〔「重要地 里地里山 30」（福井県自然保護センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕

表 3.1-60 生物多様性保全上重要な里地里山（選定基準⑬）

番号	所在地	名称	選定基準⑬
A	福井県あわら市	北潟湖周辺の里地里山	1、2、3
B	福井県坂井市	雄島・陣ヶ岡地区	1、2

注：表中の番号は図 3.1-32 の番号に対応する。

〔「生物多様性保全上重要な里地度の高い里地里山」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕

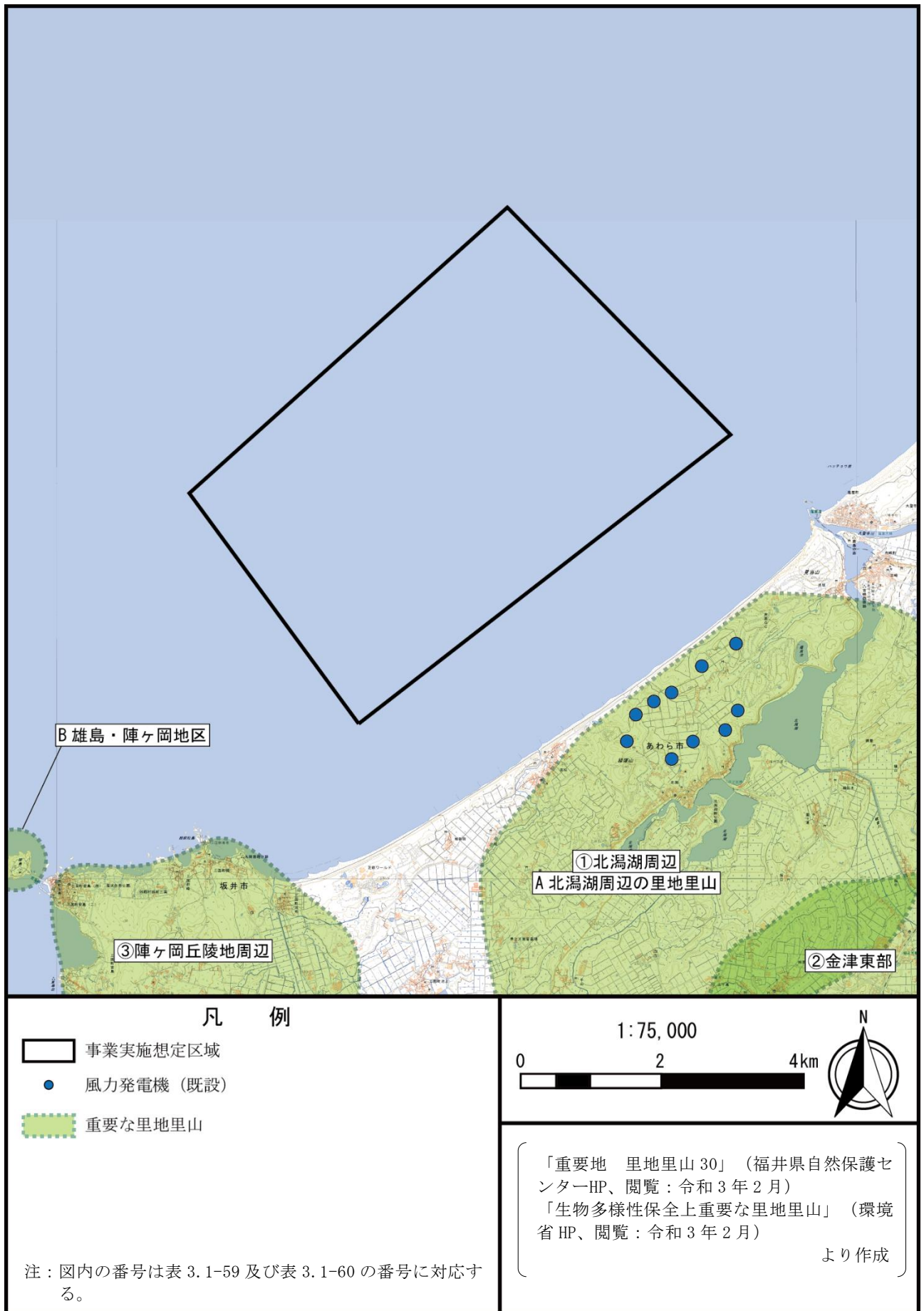


図 3.1-32 重要な里地里山の分布位置

#### (4)巨樹・巨木林・天然記念物

事業実施想定区域の周囲の巨樹・巨木林は表 3.1-61 のとおりであり「巨樹・巨木林データベース」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月）によると、事業実施想定区域の周囲には、8 件の巨樹・巨木林が分布している。

また、植物に係る天然記念物は表 3.1-62 のとおりであり、あわら市に 3 件、加賀市に 1 件、合計 4 件が分布している。

巨樹・巨木林及び天然記念物の位置は図 3.1-33 のとおりである。

表 3.1-61 巨樹・巨木林

No.	市	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
1	あわら市	イチョウ	380	21
2		スダジイ	580	25
3	坂井市	スダジイ	340	15
4		ケヤキ	320	20
5		タブノキ	710	-
6		タブノキ	422	12
7	加賀市	タブノキ	562	20
8		スダジイ	307	14

注：基本的に最新の第 6 回調査のデータを利用したが、調査されていない箇所もあったため、一部補足として第 4 回調査のデータを利用した。

〔「巨樹・巨木林データベース」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕

表 3.1-62 天然記念物（植物関係）

No.	市	指定	名称	所在地
A	あわら市	あわら市指定	吉崎のキンメイチク群	あわら市吉崎
B		あわら市指定	イチョウ	あわら市北潟
C		あわら市指定	社叢林	あわら市赤尾
D	加賀市	国指定	鹿島の森	加賀市塩屋町

〔「あわら市郷土歴史資料館」（あわら市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）、  
「加賀市の指定文化財紹介」（加賀市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕

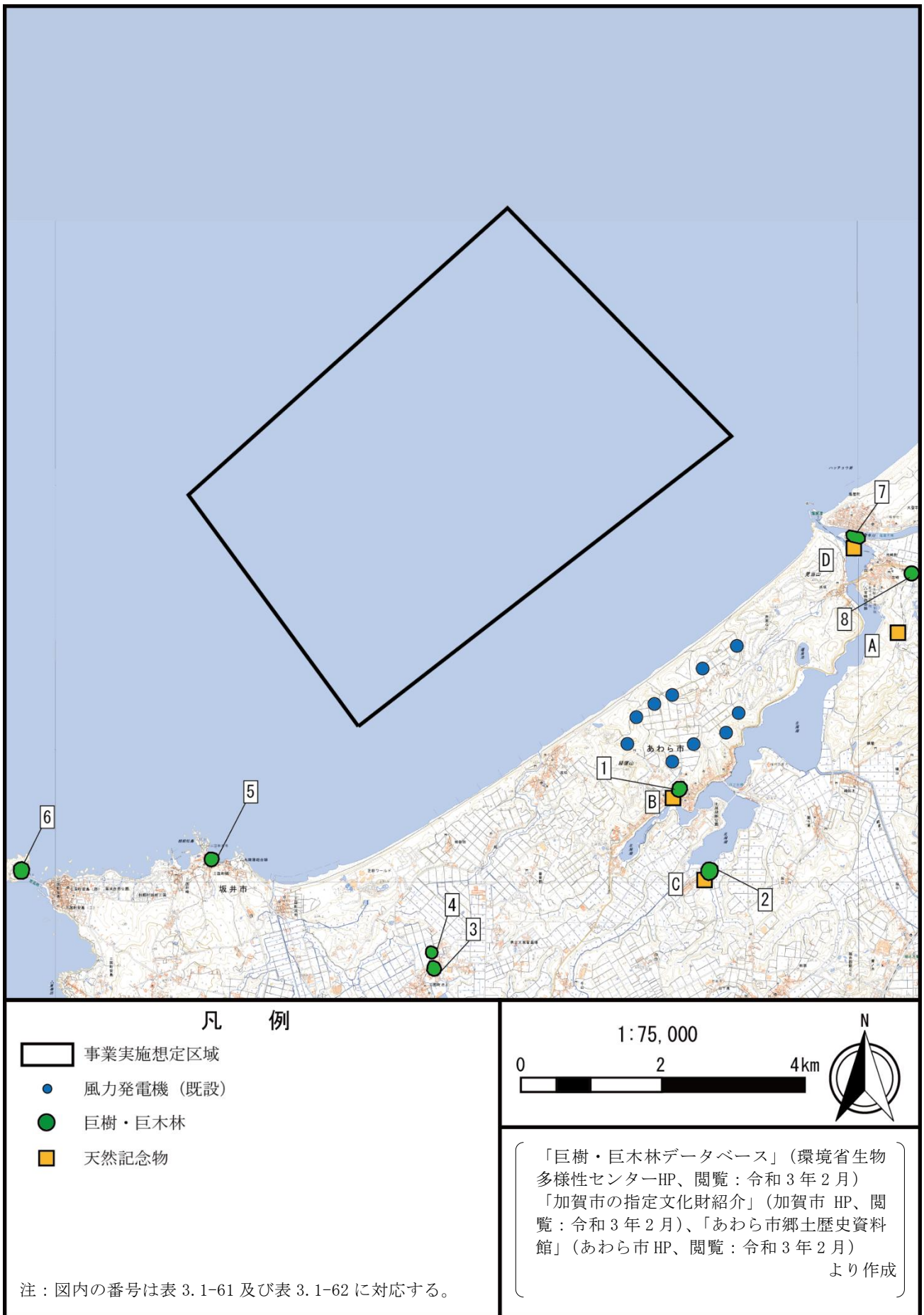


図 3.1-33 巨樹・巨木林、天然記念物の位置

### 3. 動物の生息の状況（海域）

動物の生息の状況（海域）は表 3.1-63 のとおり、事業実施想定区域の周囲の海域における動物の生息状況を整理した。

表 3.1-63 文献その他の資料による調査範囲

No.	文献その他の資料	調査範囲	海棲哺乳類	海棲爬虫類	海産魚類	海産無脊椎動物
①	「海棲哺乳類ストランディングデータベース」（国立科学博物館 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）	福井県、石川県	○			
②	「第 5 回動植物分布調査 - 自然環境調査 Web - GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月）	事業実施想定区域周囲（図 3.1-19 に示すメッシュ）		○		
③	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」（福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年）	あわら市、坂井市		○		
④	「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020（動物編）」（石川県生活環境部自然環境課、令和 2 年）	加賀市		○		○
⑤	「日本海産魚類目録（福井県）」（河野ほか（2014）日本海産魚類目録．山口県水産研究センター研究報告、(11)、1 - 30.)	福井県、石川県			○	
⑥	「日本海産魚類目録（石川県）」（河野ほか（2014）日本海産魚類目録．山口県水産研究センター研究報告、(11)、1 - 30.)	福井県、石川県			○	
⑦	「福井の魚（福井海産魚類図鑑）」（福井県水産試験場 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）	福井県			○	○
⑧	「四季の魚カレンダー」（石川県水産総合センター海洋資源部 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）	石川県			○	○
⑨	「小松市立博物館研究紀要第 35 号」（小松市立博物館、平成 11 年）	小松市			○	
⑩	「福井県産貝類目録」（黒田徳米、昭和 8 年）	あわら市、坂井市				○
⑪	「サイエンスミュージアムネット HP、閲覧：令和 3 年 2 月」	「採取地」が三国地域とされている種				○
⑫	「石川県立自然史資料館研究報告第 1 号 P. 31 - 34」（石川県立自然資料館、平成 23 年）	あわら市、坂井市				○
⑬	「石川県立自然史資料館研究報告第 2 号 P. 1 - 7」（石川県立自然資料館、平成 24 年）	あわら市、坂井市				○
⑭	有識者ヒアリングによる確認種	事業実施想定区域周囲	○			

注：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月）については、以下の 2 次メッシュ\*を調査範囲とした。

鮎川 (543610)、越前森田 (543611)、丸岡 (543612)、龍谷 (543613)、北谷 (543614)、三国 (543620)、三国 (543621)、越前中川 (543622)、山中 (543623)、加賀丸山 (543624)、北潟 (543631)、大聖寺 (543632)、動橋 (543633)、片山津温泉 (543642)、小松 (543643)



### (1)動物相（海域）の概要

事業実施想定区域の周囲の動物相の概要は表 3.1-64 のとおりであり、海棲哺乳類 25 種、海棲爬虫類 1 種、海産魚類 634 種、海産無脊椎動物 163 種が確認されている。

表 3.1-64 動物相（海域）の概要

分類	主な確認種
海棲哺乳類	ミンククジラ、ハナゴンドウ、カマイルカ等 (25 種)
海棲爬虫類	アカウミガメ (1 種)
海産魚類	カワヤツメ、アカエイ、ニホンウナギ、マイワシ、トビハゼ、シロウオ等 (634 種)
海産無脊椎動物	イシマキガイ、カワザンショウガイ、ヤマトシジミ等 (163 種)
合計	823 種

① 海棲哺乳類

事業実施想定区域及びその周囲における海棲哺乳類の出現記録は、表 3.1-65 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲の海域では、ゴマフアザラシ、ミンククジラ、コマッコウ、ハナゴンドウ、カマイルカ等の 3 目 9 科 25 種が確認されている。

表 3.1-65 事業実施想定区域及びその周囲における海棲哺乳類の出現記録

No.	目名	科名	種名
1	ネコ（食肉）	アシカ	トド
2			オットセイ
3		アザラシ	アゴヒゲアザラシ
4			ワモンアザラシ
5			ゴマフアザラシ
-			種不明アザラシ
6	ヒゲクジラ	セミクジラ	セミクジラ
7		ナガスクジラ	シロナガスクジラ
8			ナガスクジラ
9			ミンククジラ
10			ザトウクジラ
11		コククジラ	コククジラ
-		-	種不明ヒゲクジラ
12	ハクジラ	マッコウクジラ	コマッコウ
13			オガワコマッコウ
14		ネズミイルカ	スナメリ
15			ネズミイルカ
16			イシイルカ
17		マイルカ	マイルカ
18			オキゴンドウ
19			ハナゴンドウ
20			カマイルカ
21			ハンドウイルカ
22			ミナミハンドウイルカ
23		アカボウクジラ	ツチクジラ
24			オウギハクジラ
-			種不明オウギハクジラ属
25			アカボウクジラ
-	種不明アカボウクジラ科		
-	-	種不明イルカ	
-	-	種不明ハクジラ	
合計	3 目	9 科	25 種

注：種名及び配列は原則として、「新日本動物図鑑」（北隆館、昭和 40 年）に準拠し、クジラ類は、「鯨類の分類リスト」（東京海洋大学 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）を参考にした。

## ② 海棲爬虫類

事業実施想定区域及びその周囲における海棲爬虫類の出現記録は、表 3.1-66 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲の海域では、アカウミガメの 1 目 1 科 1 種が確認されている。

表 3.1-66 事業実施想定区域及びその周囲における海棲爬虫類の出現記録

No.	目名	科名	種名
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ
合計	1 目	1 科	1 種

注：種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

③ 海産魚類

事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録は、表 3.1-67 のとおりであり、「日本海産魚類目録」（山口県水産研究センター、平成 26 年）等によると、福井県及び石川県周辺海域では、35 目 178 科 634 種が確認されている。

表 3.1-67(1) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名			
1	ヌタウナギ	ヌタウナギ	ヌタウナギ	ヌタウナギ			
2		ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	カワヤツメ			
3	軟骨魚	ギンザメ	ギンザメ	ギンザメ			
4		ネコザメ	ネコザメ	ネコザメ			
5		ネズミザメ	ウバザメ	ウバザメ	ウバザメ		
6				ネズミザメ	ホホジロザメ		
7				ネズミザメ	ネズミザメ		
8				アオザメ	アオザメ		
9				オナガザメ	ニタリ		
10				メジロザメ	トラザメ	トラザメ	トラザメ
11						ナヌカザメ	
12		ドチザメ	ホシザメ		ホシザメ		
13			シロザメ		シロザメ		
14			ドチザメ		ドチザメ		
15		メジロザメ	ヨシキリザメ		ヨシキリザメ	ヨシキリザメ	
16					イタチザメ	イタチザメ	
17					メジロザメ	メジロザメ	
18		シュモクザメ	シュモクザメ		シロシュモクザメ		
19		ツノザメ	ツノザメ		アブラツノザメ	アブラツノザメ	
20				フトツノザメ	フトツノザメ		
21		カスザメ	カスザメ	カスザメ	カスザメ		
22				コロザメ	コロザメ		
23	エイ	サカタザメ	コモンサカタザメ	コモンサカタザメ			
24			サカタザメ	サカタザメ			
25		シビレエイ	シビレエイ	シビレエイ			
26		ガンギエイ	ソコガンギエイ	ソコガンギエイ			
27			ドブカスベ	ドブカスベ			
28			ガンギエイ	ガンギエイ			
29			メガネカスベ	メガネカスベ			
30			テングカスベ	テングカスベ			
31			コモンカスベ	コモンカスベ			
32		ウスエイ	ウスエイ	ウスエイ			
33		ヒラタエイ	ヒラタエイ	ヒラタエイ			
34		アカエイ	アカエイ	アカエイ			
35		ツバクロエイ	ツバクロエイ	ツバクロエイ			
36		トビエイ	トビエイ	トビエイ			
37			ナルトビエイ	ナルトビエイ			
38			イトマキエイ	イトマキエイ			
39			ヒメイトマキエイ	ヒメイトマキエイ			
40		チョウザメ	チョウザメ	ダウリアチョウザメ			

表 3.1-67(2) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名	
41	硬骨魚	カライワシ	カライワシ	カライワシ	
42			イセゴイ	イセゴイ	
43		ソトイワシ	ギス	ギス	
44		ウナギ	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ
45				ウツボ	アミウツボ
46					アミメウツボ
47			ウミヘビ		セレベスヒレアナゴ
48					ダイナンウミヘビ
49					ホウライウミヘビ
50					ミナミホタテウミヘビ
51					ホタテウミヘビ
52			アナゴ		ゴテンアナゴ
53					クロアナゴ
54					マアナゴ
55					ダイナンアナゴ
56					ギンアナゴ
57					キツネアナゴ
58					ツマグロアナゴ
59			ハモ		ハモ
60					スズハモ
61		ニシン	ニシン	ウルメイワシ	
62				キビナゴ	
63				マイワシ	
64				サッパ	
65				ニシン	
66				コノシロ	
67				カタクチイワシ	カタクチイワシ
68		コイ	コイ	コイ	
-				フナ属	
69				マルタ	
70				ウグイ	
71				タモロコ	
72		ナマズ	ハマギギ	オオサカハマギギ	
73			ゴンズイ	ゴンズイ	
74		ニギス	ニギス	ニギス	
75		サケ	キュウリウオ	ワカサギ	
76			アユ	アユ	
77			シラウオ	シラウオ	
78			サケ	サケ	
79	カラフトマス				
80	ギンザケ				
81	マスノスケ				
82			サクラマス		
83	ワニトカゲギス	ムネエソ	キュウリエソ		
84	シャチブリ	シャチブリ	シャチブリ		
85	ヒメ	ヒメ	ヒメ		
86		エソ	トカゲエソ		
87			マエソ		
88			ワニエソ		
89			オキエソ		
90			スナエソ		
91	ハダカエソ	ナメハダカ			

表 3.1-67(3) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名	
92	硬骨魚	アカマンボウ	アカマンボウ	アカマンボウ	
93			アカナマダ	アカナマダ	
94			フリソデウオ		テングノタチ
95					ユキフリソデウオ
96					フリソデウオ
97					サケガシラ
98			リュウグウノツカイ		テングイハタ
99					リュウグウノツカイ
100			タラ	チゴダラ	イソアイナメ
101		エゾイソアイナメ			
102		チゴダラ			
103		タラ			マダラ
104					スケトウダラ
105		サイウオ		トヤマサイウオ	
106		ソコダラ		テナガダラ	
107				ヤリヒゲ	
108		アシロ	アシロ	ヨロイイタチウオ	
109				ウミドジョウ	
110				シオイタチウオ	
111	アンコウ	アンコウ	アンコウ		
112			キアンコウ		
113		カエルアンコウ	ハナオコゼ		
114		アカグツ	アカグツ		
115	キンメダイ	キンメダイ	キンメダイ		
116		イットウダイ	エビスダイ		
117		ヒウチダイ	ハシキンメ		
118		マツカサウオ	マツカサウオ		
119	マトウダイ	マトウダイ	カガミダイ		
120			マトウダイ		
121	トゲウオ	クダヤガラ	クダヤガラ		
122		トゲウオ	イトヨ降海型		
123		ヤガラ	アオヤガラ		
124			アカヤガラ		
125		サギフエ	サギフエ		
126		ヨウジウオ		オクヨウジ	
127				ヨウジウオ	
128				ホソウミヤッコ	
129				トゲヨウジ	
130				サンゴタツ	
131				オオウミウマ	
132				タツノオトシゴ	
133	ハナタツ				
134	ボラ	ボラ	セスジボラ		
135			ボラ		
136			メナダ		
137	トウゴロウイワシ	トウゴロウイワシ	トウゴロウイワシ		
138			ギンイソイワシ		
139		ナミノハナ	ナミノハナ		
140	ダツ	メダカ	キタノメダカ		
141		サヨリ		トウザヨリ	
142				サヨリ	
143				クルメサヨリ	

表 3.1-67(4) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名
144	硬骨魚	ダツ	トビウオ	トビウオ
145				ハマトビウオ
146				ホソトビウオ
147			ツクシトビウオ	
148			ダツ	ダツ
149				ハマダツ
150				オキザヨリ
151			サンマ	サンマ
152			カサゴ	フサカサゴ
153		エボシカサゴ		
154		ミノカサゴ		
155		オニカサゴ		
156		イズカサゴ		
157		フサカサゴ		
158		コクチフサカサゴ		
159		イソカサゴ		
160		ユメカサゴ		
161		カサゴ		
162		ウツカリカサゴ		
163	アヤメカサゴ			
164	アコウダイ			
165	ハツメ			
166	ガヤモドキ			
167	ヤナギメバル			
168	エゾメバル			
169	ヤナギノマイ			
170	ウスメバル			
171	トゴットメバル			
172	アカメバル			
173	クロメバル			
174	シロメバル			
175	クロソイ			
176	タケノコメバル			
177	キツネメバル			
178	タヌキメバル			
179	シマゾイ			
180	ヨロイメバル			
181	ムラソイ			
182	ホシナシムラソイ			
183	オウゴンムラソイ			
184	アカブチムラソイ			
185	オニオコゼ	オニオコゼ		
186		ヒメオコゼ		
187		ダルマオコゼ		
188	ハオコゼ	ハオコゼ		
189	イボオコゼ	アブオコゼ		
190	ホウボウ	ホウボウ		
191		トゲカナガシラ		
192		カナド		
193		オニカナガシラ		
194		カナガシラ		
195		ヒメソコカナガシラ		
196		ソコカナガシラ		
197	キホウボウ	キホウボウ		

表 3.1-67(5) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名
198	硬骨魚	カサゴ	ウバゴチ	ウバゴチ
199			コチ	マゴチ
200				トカゲゴチ
201				ワニゴチ
202				イネゴチ
203				メゴチ
204				アイナメ
205			クジメ	
206			アイナメ	
207			ケムシカジカ	ケムシカジカ
208			カジカ	アイカジカ
209				ツماغロカジカ
210				ハゲカジカ
211				オニカジカ
212				マツカジカ
213				コオリカジカ
214				コブコオリカジカ
215				フタスジカジカ
216				ウツセミカジカ
217				コブオキカジカ
218				ノドグロオキカジカ
219				カマキリ
220				キンカジカ
221				オキヒメカジカ
222				イダテンカジカ
223				スイ
224				ヒメスイ
225				ニジカジカ
226				サラサカジカ
227				キヌカジカ
228				ベロ
229				オビアナハゼ
230	アサヒアナハゼ			
231	アナハゼ			
232	キリンアナハゼ			
233	アヤアナハゼ			
234	ウラナイカジカ	ヤマトコブシカジカ		
235		ガンコ		
236		ウラナイカジカ		
237	トクビレ	トクビレ		
238		ヤセトクビレ		
239		テングトクビレ		
240		ヤギウオ		
241		イヌゴチ		
242		アツモリウオ		
243		クマガイウオ		
244		ツノシャチウオ		
245	ダンゴウオ	ダンゴウオ		
246		コンペイトウ		
247		ホテイウオ		
248	クサウオ	クサウオ		
249		ビクニン		
250		イサゴビクニン		



表 3.1-67(6) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名	
251	硬骨魚	カサゴ	クサウオ	エゾクサウオ	
252				アバチャン	
253				ザラビクニン	
254				アラスカビクニン	
255				ノトサイカイビクニン	
256				セミホウボウ	ホシセミホウボウ
257					セミホウボウ
258		スズキ	スズキ	スズキ	
259				ヒラスズキ	
260			イシナギ	オオクチイシナギ	
261				コクチイシナギ	
262			ホタルジャコ	アカムツ	
263			ハタ	アラ	
264				ヒメコダイ	
265				アズマハナダイ	
266				サクラダイ	
267				マハタ	
268				オオモンハタ	
269				キジハタ	
270				アカハタ	
271				クエ	
272				アオハタ	
273				モヨウハタ	
274				ノミノクチ	
275				キハッソク	
276				シキシマハナダイ	シキシマハナダイ
277			キントキダイ	チカメキントキ	
278				アカネキントキ	
279				キントキダイ	
280				クルマダイ	
281			テンジクダイ	ネンブツダイ	
282				テンジクダイ	
283			アマダイ	アカアマダイ	
284	ムツ		ムツ		
285			クロムツ		
286	コバンザメ		コバンザメ		
287			シロコバン		
288			スジコバン		
289			クロコバン		
290			ナガコバン		
291		ヒシコバン			
292		ヒナコバン			
293	スギ	スギ			
294	シイラ	シイラ			
295		エビスシイラ			
296	ギンカガミ	ギンカガミ			
297	アジ	クロアジモドキ			
298		ツムブリ			
299		ブリモドキ			
300		ブリ			
301		アイブリ			
302		ヒラマサ			
303		カンパチ			

表 3.1-67(7) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名	
304	硬骨魚	スズキ	アジ	ヒレナガカンパチ	
305				マアジ	
306				オニアジ	
307				ミナミイケカツオ	
308				イケカツオ	
309				オオクチイケカツオ	
310				モロ	
311				マルアジ	
312				アカアジ	
313				オアカムロ	
314				ムロアジ	
315				クサヤモロ	
316				メアジ	
317				ホソヒラアジ	
318				ギンガメアジ	
319				ウマヅラアジ	
320				イトヒキアジ	
321				ロウニンアジ	
322				オキアジ	
323				シマアジ	
324				カイワリ	
325				テンジクアジ	
326				ナンヨウカイワリ	
327				クロヒラアジ	
328				ヒイラギ	ヒイラギ
329					ヒメヒイラギ
330					オキヒイラギ
331			シマガツオ	ベンテンウオ	
332				リュウグウノヒメ	
333				シマガツオ	
334				マンザイウオ	
335				ツルギエチオピア	
336			ヤエギス	ヤエギス	
337			ハチビキ	ロウソクチビキ	
338				ハチビキ	
339			フエダイ	クロホシフエダイ	
340		ヨスジフエダイ			
341		ヨコスジフエダイ			
342	タカサゴ	ニセタカサゴ			
343	マツダイ	マツダイ			
344	クロサギ	クロサギ			
345	イサキ	ヒゲダイ			
346		ヒゲソリダイ			
347		セトダイ			
348		イサキ			
349		コショウダイ			
350		コロダイ			
351	イトヨリダイ	イトヨリダイ			
352		ソコイトヨリ			
353	タイ	ヘダイ			
354		クロダイ			
355		キチヌ			
356		チダイ			

表 3.1-67(8) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名
357	硬骨魚	スズキ	タイ	ヒレコダイ
358				マダイ
359				キダイ
360			フェフキダイ	メイチダイ
361				イトフェフキ
362				シモフリフェフキ
363				ハマフェフキ
364				フェフキダイ
365			ニベ	ニベ
366				シログチ
367			キス	シロギス
368			ヒメジ	ヨメヒメジ
369				ヒメジ
370				ホウライヒメジ
371				オキナヒメジ
372			チョウチョウウオ	ハタタテダイ
373				ゲンロクダイ
374				チョウチョウウオ
375			キンチャクダイ	キンチャクダイ
376			カワビシヤ	テングダイ
377				ツボダイ
378			タカノハダイ	タカノハダイ
379				ユウダチタカノハ
380				ミギマキ
381			アカタチ	アカタチ
382				スミツキアカタチ
383				イッテンアカタチ
384			ウミタナゴ	ウミタナゴ
385				アオタナゴ
386				オキタナゴ
387			スズメダイ	スズメダイ
388				オヤビッチャ
389				ソラスズメダイ
390			シマイサキ	ヒメコトヒキ
391				シマイサキ
392			タカベ	タカベ
393			イシダイ	イシダイ
394				イシガキダイ
395			イスズミ	テンジクイサキ
396				イスズミ
397				ノトイスズミ
398			カゴカキダイ	カゴカキダイ
399			メジナ	メジナ
400				クロメジナ
401			イボダイ	メダイ
402				イボダイ
403			マナガツオ	マナガツオ
404			エボシダイ	クラゲウオ
405	ハナビラウオ			
406	スジハナビラウオ			
407	オオメダイ	マルイボダイ		
408	ツバメコノシロ	ツバメコノシロ		

表 3.1-67(9) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名	
409	硬骨魚	スズキ	ベラ	イラ	
410				コブダイ	
411				ホンソメワケベラ	
412				オハグロベラ	
413				ホシササノハベラ	
414				アカササノハベラ	
415				イトベラ	
416				カミナリベラ	
417				ニシキベラ	
418				キュウセン	
419				ホンベラ	
420				ブダイ	アオブダイ
421				ゲンゲ	クロゲンゲ
422					アゴゲンゲ
423					サドヒナゲンゲ
424					ヒナゲンゲ
425					サラサガジ
426					タナカゲンゲ
427					マツバラゲンゲ
428			ノロゲンゲ		
429			シロゲンゲ		
430			ニラミゲンゲ		
431			カズナギ		
432			ノトカズナギ		
433			タウエガジ		ナガツカ
434					タウエガジ
435				ムスジガジ	
436				アメガジ	
437				ダイナンギンボ	
438				ベニツケギンボ	
439				ウナギガジ	
440				メダマギンボ	
441				ハナジロガジ	
442				ニシキギンボ	ハコダテギンボ
443			ギンボ		
444			タケギンボ		
445			オオカミウオ	オオカミウオ	
446			ハタハタ	ハタハタ	
447			トラギス	トラギス	
448				クラカケトラギス	
449				オキトラギス	
450			ワニギス	ワニギス	
451			イカナゴ	イカナゴ	
452			ミシマオコゼ	ミシマオコゼ	
453				キビレミシマ	
454				アオミシマ	
455	サツオミシマ				
456	ヘビギンボ	ヒメギンボ			
457		ヘビギンボ			
458	コケギンボ	コケギンボ			
459		アライソコケギンボ			
460		イワアナコケギンボ			

表 3.1-67(10) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名			
461	硬骨魚	スズキ	イソギンポ	イソギンポ			
462				タテガミギンポ			
463				ホシギンポ			
464				スジギンポ			
465				ナベカ			
466				ニジギンポ			
467			ウバウオ	ツルウバウオ	ウバウオ		
468					ウバウオ		
469			ネズッコ	ヤマドリ	ヨメゴチ		
470					ヤリヌメリ		
471					ネズミゴチ		
472					ヌメリゴチ		
473					ハタタテヌメリ		
474					トビヌメリ		
475					ハゼ	トビハゼ	アカウオ
476							シロウオ
477							ヒゲミミズハゼ
478							コマハゼ
479			ミミズハゼ				
480			ヒモハゼ				
481			セジロハゼ				
482			イチモンジハゼ				
483			イソハゼ				
484			ドロメ				
485			アゴハゼ				
486			ウキゴリ				
487			スミウキゴリ				
488			シマウキゴリ				
489			ニクハゼ				
490			ヘビハゼ				
491			ビリンゴ				
492			ウロハゼ				
493			ヒゲハゼ				
494			コモチジャコ				
495			アカハゼ				
496			サビハゼ				
497			マハゼ				
498			アシシロハゼ				
499			キヌバリ				
500			リュウグウハゼ				
501			ニシキハゼ				
502			チャガラ				
503			ホシノハゼ				
504			クモハゼ				
505			イトヒキハゼ				
506			ヒメハゼ				
507			アベハゼ				
508			スジハゼ				
509			ゴクラクハゼ				
510			トウヨシノボリ				
511			カワヨシノボリ				
512							
513							

表 3.1-67(11) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名	
514	硬骨魚	スズキ	ハゼ	アカオビシマハゼ	
515				シモフリシマハゼ	
516				ヌマチチブ	
517				チチブ	
518			オオメワラスボ	サツキハゼ	
519			マンジュウダイ	ツバメウオ	
520			クロホシマンジュウダイ	クロホシマンジュウダイ	
521			アイゴ	アイゴ	
522			ニザダイ	ニザダイ	
523				テングハギ	
524				ツマリテングハギ	
525				ニセカンランハギ	
526			マカジキ	バショウカジキ	
527				クロカジキ	
528				シロカジキ	
529				マカジキ	
530			カマス	アカカマス	
531				ヤマトカマス	
532			クロタチカマス	カゴカマス	
533			タチウオ	タチウオ	
534			サバ	マサバ	
535				ゴマサバ	
536				ヒラソウダ	
537				マルソウダ	
538				ハガツオ	
539				スマ	
540				カツオ	
541				ビンナガ	
542				クロマグロ	
543				コシナガ	
544				キハダ	
545				メバチ	
546				カマスサワラ	
547				サワラ	
548				ヒラサワラ	
549				ヨコシマサワラ	
550				ウシサワラ	
551			カレイ	コケビラメ	ウロコガレイ
552				ヒラメ	ヒラメ
553					アラメガレイ
554					ヘラガンゾウビラメ
555					タマガンゾウビラメ
556					ガンゾウビラメ
557					ナンヨウガレイ
558					ダルマガレイ
559				ナガダルマガレイ	
560				ヤリガレイ	
561				カレイ	サメガレイ
562					ヌマガレイ
563					メイタガレイ
564	ナガレメイタガレイ				
565	ババガレイ				
566	ホシガレイ				

表 3.1-67(12) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名				
567	硬骨魚	カレイ	カレイ	オヒョウ				
568				マツカワ				
569				ムシガレイ				
570				ウロコメガレイ				
571				カラスガレイ				
572				ソウハチ				
573				アカガレイ				
574				ヤナギムシガレイ				
575				ミギガレイ				
576				ヒレグロ				
577				イシガレイ				
578				スナガレイ				
579				アサバガレイ				
580				マガレイ				
581				マコガレイ				
582				ササウシノシタ	ササウシノシタ	ササウシノシタ		
583						トビササウシノシタ		
584						セトウシノシタ		
585						ツノウシノシタ		
586						シマウシノシタ		
587				ウシノシタ	ウシノシタ	クロウシノシタ		
588						イヌノシタ		
589						アカシタビラメ		
590				フグ	フグ	ギマ		
591						モンガラカワハギ	モンガラカワハギ	
592							キヘリモンガラ	
593							アミモンガラ	
594						カワハギ	カワハギ	ウスバハギ
595								ソウシハギ
596								ハクセイハギ
597								キビレカワハギ
598								アミメハギ
599	ウマヅラハギ							
600	サラサハギ							
601	ゴイシウマヅラハギ							
602	カワハギ							
603	ヨソギ							
604	ハコフグ	ハコフグ	ウミスズメ					
605			ハコフグ					
606	フグ	フグ	キタマクラ					
607			ヨリトフグ					
608			ショウサイフグ					
609			ヒガンフグ					
610			アカメフグ					
611			ナシフグ					
612			マフグ					
613			コモンフグ					
614			シマフグ					
615			ゴマフグ					
616			クサフグ					
617			アミメフグ					
618			ナメラダマシ					
619	トラフグ							

表 3.1-67(13) 事業実施想定区域及びその周囲における海産魚類の出現記録

No.	網名	目名	科名	種名
620	硬骨魚	フグ	フグ	カラス
621				モヨウフグ
622				ホシフグ
623				クマサカフグ
624				センニンフグ
625				シロサバフグ
626				クロサバフグ
627				ハリセンボン
628			ヒトヅラハリセンボン	
629			イシガキフグ	
630			イガグリフグ	
631			マンボウ	メイタイシガキフグ
632				マンボウ
633				ヤリマンボウ
634				クサビフグ
合計	3 網	35 目	178 科	634 種

注：種名及び配列は原則として、「日本海産魚類目録 山口県水産研究センター研究報告」（河野光久他、平成 26 年）に準拠した。

また、事業実施想定区域及びその周囲における平成 30 年度の漁業種類別漁獲量は表 3.1-68 のとおりであり、漁業では、底びき網、刺し網、定置網、はえ縄等が行われている。

表 3.1-68 事業実施想定区域及びその周囲における漁業種類別漁獲量（平成 30 年度）

（単位：100t）

市	沖合底曳網漁	小型底曳網漁	船曳漁	巻き網漁	その他の刺網漁	敷網漁	大型定置網漁	小型定置網漁	その他網漁法	まぐろはえ縄漁	その他のはえ縄	かつお一本釣り	いか釣り	ひき縄釣り	その他の釣り	採貝・採藻	その他漁業	漁獲量合計
あわら市	-	-	x	-	0	-	-	-	x	-	-	-	x	x	x	1	0	3
坂井市	406	x	-	-	5	-	-	-	x	-	0	-	1	x	22	17	3	507
加賀市	x	226	-	-	47	-	x	83	-	-	-	-	2	-	7	15	1	1,100

注：「0」 単位に満たないもの（0.4t → 0t）

「-」 事実のないもの

「x」 個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

〔「漁業種類別漁獲量」（北陸農政局 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕



④ 海産無脊椎動物

事業実施想定区域及びその周囲における海産無脊椎動物は、表 3.1-69 のとおりであり、腹足綱のイシマキガイ、二枚貝のタマキガイ等 22 目 76 科 163 種が記録されている。

表 3.1-69(1) 事業実施想定区域及びその周囲における海産無脊椎動物の出現記録

No.	綱名	目名	科名	種名		
1	花虫	イシサンゴ	キサンゴ	ムツサンゴ		
2	腹足	カサガイ	ヨメガカサガイ	ヨメガカサ		
3				ベッコウガサ		
4			ウノアシ	ウノアシ		
5				コウダカアオガイ		
6				アオガイ		
7				カモガイ		
8			古腹足	ミミガイ		クロアワビ
9					トコブシ	
10					アワビ	
11				スカシガイ	オトメガサ	
12				ニシキウズ	エビスガイ	
13					コシタカエビス	
14					ハナチグサ	
15					キバベニバイ	
16					イシダタミ	
17					クロヅケガイ	
18					リュウテン	クボガイ
19					ヘソアキクボガイ	
20					コシダカガンガラ	
21					オオコシダカガンガラ	
22					ヒメクボガイ	
23					キサゴ	
24					サザエ	
25					スガイ	
26					ベニバイ	
27				アマオブネ	イシマキガイ	
28		新生腹足		タマキビ		タマキビガイ
29						アラレタマキビガイ
30						コビトウラウスガイ
31					リソツボ	チャツボ
32					カワザンショウガイ	カワザンショウガイ
33						オオウスイロヘソカドガイ
34					ムカデガイ	オオヘビガイ
35				ウミニナ	ウミニナ	
36				チグサカニモリ	イトカケチグサカニモリ	
37				オニツノガイ	ノミカニモリ	
38					カニモリガイ	
39					コオロギガイ	
40				イトカケガイ	ヒメネジガイ	
41					ネジガイ	
42				スズメガイ	キクスズメ	
43				クマサカガイ	キヌガサガイ	
44				スイショウガイ	シドロガイ	
45				タマガイ	ウチヤマタマツバキ	
46					ツメタガイ	
47					エゾタマガイ	
48			タカラガイ	シボリダカラ		

表 3.1-69(2) 事業実施想定区域及びその周囲における海産無脊椎動物の出現記録

No.	綱名	目名	科名	種名	
49	腹足	新生腹足	タカラガイ	メダカラ	
50				チャイロキヌタ	
51			トウカムリ	カズラガイ	
52				タマウラシマ	
53			ヤツシロガイ	ヤツシロガイ	
54				ウズラミヤシロ	
55			アッキガイ	ヒメホネガイ	
56				クリフレイシ	
57				レイシガイ	
58				イボニシ	
59				イセヨウラク	
60			タモトガイ	ムギガイ	
61				ボサツガイ	
62			エゾバイ	エッチュウバイ	
63				ミガキボラ	
64				エゾボラモドキ	
65				マユツクリガイ	
66				モスソガイ	
67			バイ	バイ	
68			テングニシ	テングニシ	
69			ムシロガイ	アワムシロ	
70				クロスジムシロガイ	
71				ヨフバイ	
72				アラレガイ	
73				ムシロガイ	
74				ヒメムシロ	
75				イトマキボラ	コナガニシ
76					ナガニシ
77			マクラガイ	マクラガイ	
78			ツクシガイ	ヒゼンツクシ	
79	ヒタチオビガイ	イトマキヒタチオビ			
80	コロモガイ	トカシオリイレ			
81	クダマキガイ	ヒメシャジク			
82		モミジボラ			
83	タケノコガイ	シチクガイ			
84		イワカワトクサ			
85		トクサガイ			
86	後鰓	アメフラシ	アメフラシ		
87	裸鰓	ドーリス	コモンウミウシ		
88	汎有肺	カラマツガイ	シロカラマツガイ		
89			カラマツガイ		
90			キクノハナガイ		
91	二枚貝	フネガイ	タマキガイ	タマキガイ	
92			フネガイ	ハゴロモガイ	
93		イガイ	イガイ	ムラサキインコ	
94				イガイ	
95				ヒバリガイ	
96				ホトトギスガイ	
97				チビタマエガイ	
98				ケガイ	
99				イシマテガイ	
100				ウグイスガイ	イタボガキ

表 3.1-69(3) 事業実施想定区域及びその周囲における海産無脊椎動物の出現記録

No.	綱名	目名	科名	種名
101	二枚貝	ウグイスガイ	イタボガキ	イワガキ
102				マガキ
103				ケガキ
104		イタヤガイ	イタヤガイ	ナデシコガイ
105				イタヤガイ
106				ウミギクガイ
107		ミノガイ	ミノガイ	オオハネガイ
108		マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ
109				トマヤガイ
110				ソメワケガシラ
111				サルノカシラ
112				トリガイ
113				カガミガイ
114				マツヤマワスレ
115				ハマグリ
116				チョウセンハマグリ
117				ハナガイ
118				オキアサリ
119				コタマガイ
120				ヒメアサリ
121				ニッコウガイ
122			カバザクラガイ	
123			サラガイ	
124			バカガイ	
125		オオノガイ	キヌマトイガイ	キヌマトイガイ
126				モモガイ
127				オビクイ
128	頭足	コウイカ	コウイカ	
129		ダンゴイカ	ダンゴイカ	ミミイカ
130				ボウズイカ
131		ツツイカ	ヤリイカ	ヤリイカ
132				アオリイカ
133				ケンサキイカ
134				ホタルイカモドキ
135				アカイカ
136				ソデイカ
137		八腕	マダコ	イイダコ
138	マダコ			
139	ミズダコ			
140	軟甲	十脚	クルマエビ	クルマエビ
141				ヨシエビ
142				サルエビ
143				トラエビ
144		タラバエビ	タラバエビ	トヤマエビ
145				ホッコクアカエビ
146				モロトゲアカエビ
147		エビジャコ	エビジャコ	イバラモエビ
148				クロザコエビ
149				トゲクロザコエビ
150		セミエビ	ウチワエビ	
151		コブシガニ	ヨツメコブシ	
152		クモガニ	ベニズワイガニ	

表 3.1-69(4) 事業実施想定区域及びその周囲における海産無脊椎動物の出現記録

No.	綱名	目名	科名	種名		
153	軟甲	十脚	クモガニ	ズワイガニ		
154			クリガニ	ケガニ		
155			ワタリガニ		ヒラツメガニ	
156					ガザミ	
157					イシガニ	
158			イワガニ		アカテガニ	
159					クロベンケイガニ	
160					スナガニ	
161				口脚	シャコ	シャコ
162			ナマコ	楯手	マナマコ	マナマコ
163	ウニ	ホンウニ	オオバフンウニ	バフンウニ		
合計	7 綱	22 目	76 科	163 種		

注：種名及び配列は原則として、「新日本動物図鑑」（北隆館、昭和 40 年）に準拠し、以下の資料も参考にした。

「新編世界イカ類図鑑 Web 版」（全国いか加工協同組合 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）

「日本海岸動物図鑑 I、II」（保育社、平成 4 年）

「市場魚貝類図鑑」（市場魚貝図鑑 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）

「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）図鑑」（市場魚貝図鑑 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）

(2)動物の重要な種（海域）

動物の重要な種は、表 3.1-70 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した。その結果は表 3.1-71～表 3.1-74 のとおりである。

海棲哺乳類の重要な種は、トドの 1 目 1 科 1 種が、海棲爬虫類は、アカウミガメの 1 目 1 科 1 種が選定された。海産魚類は、ニホンウナギ、シラウオ、イトヨ降海型、シマウキゴリ等 16 目 32 科 53 種、海産無脊椎動物は、イシマキガイ、カワザンショウガイ、オオウスイロヘソカドガイ、ウミナナ、チャイロキヌタ、バイ、テングニシ、ムシロガイ、マクラガイ、シチクガイ、イワカワトクサ、ヤマトシジミ、ハマグリ、オビクイ等の 6 目 16 科 19 種が選定された。

表 3.1-70(1) 動物の重要な種の選定基準

選定基準	
①	<p>「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）、 「福井県文化財保護条例」（昭和 34 年福井県条例第 39 号）、「石川県文化財保護条例」（昭和 32 年条例第 41 号）、「坂井市文化財保護条例」（平成 18 年条例第 169 号）、「あわら市文化財保護条例」（平成 16 年条例第 135 号）、「加賀市文化財保護条例」（平成 17 年条例第 112 号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年 政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 11 日）に基づく国内希少野生動植物種等</p>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種</p>
④	<p>「【改訂版】福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（福井県、平成 28 年）の掲載種</p>

表 3.1-70(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		
⑤	<p>「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020（動物編）」（石川県生活環境部自然環境課、令和2年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EX…絶滅。石川県ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・ EW…野生絶滅。飼育、栽培家のみ存続している種</li> <li>・ CR+EN…絶滅危惧 I 種。絶滅の危機に瀕している種。</li> <li>・ VU…絶滅危惧 II 種。絶滅の危機が増大している種。</li> <li>・ NT…準絶滅危惧。現時点では絶滅危険度は低いが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する危険性のある種。</li> <li>・ DD…情報不足。評価するだけの情報が不足している種。</li> <li>・ LP…付属資料。地域的に独立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群。</li> </ul>
⑥	<p>「海洋生物レッドリスト」（水産庁、平成 29 年）の掲載種</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・ EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種</li> <li>・ CR：絶滅危惧 I A 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</li> <li>・ EN：絶滅危惧 I B 類… I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</li> <li>・ VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種</li> <li>・ NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種</li> <li>・ DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種</li> <li>・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</li> </ul>
⑦	<p>「環境省版海洋生物レッドリスト」（環境省、平成 29 年）の掲載種</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・ EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種</li> <li>・ CR+EN：絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）</li> <li>・ CR：絶滅危惧 I A 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</li> <li>・ EN：絶滅危惧 I B 類… I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</li> <li>・ VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの）</li> <li>・ NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性のある種）</li> <li>・ DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種</li> <li>・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</li> </ul>

表 3.1-71 文献その他の資料による動物の重要な種（海棲哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ネコ（食肉）	アシカ	トド			NT				
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「新日本動物図鑑」（北隆館、昭和40年）に準拠し、クジラ類は、「鯨類の分類リスト」（東京海洋大学HP、閲覧：令和3年2月）を参考にした。

2. 選定基準は、表 3.1-70 に対応する。

表 3.1-72 文献その他の資料による動物の重要な種（海棲爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ			EN	II類	VU		
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	1 種	1 種	1 種	0 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-70 に対応する。

表 3.1-73(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（海産魚類）

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準							
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	ヌタウナギ	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	カワヤツメ			VU	II類	VU			
2	軟骨魚	ギンザメ	ギンザメ	ギンザメ							DD	
3		ネコザメ	ネコザメ	ネコザメ							DD	
4		メジロザメ	トラザメ	ナヌカザメ							DD	
5			ドチザメ	ホシザメ							NT	
6				シロザメ							NT	
7			メジロザメ	イタチザメ							DD	
8			メジロザメ								DD**1	
9		ツノザメ	ツノザメ	フトツノザメ							NT	
10		カスザメ	カスザメ	カスザメ							NT	
11				コロザメ							DD	
12		エイ	サカタザメ	コモンサカタザメ							NT	
13			ガンギエイ	ドブカスベ							NT	
14				ガンギエイ							NT	
15				メガネカスベ							NT	
16				コモンカスベ							DD	
17			ツバクロエイ	ツバクロエイ							DD	
18			トビエイ	トビエイ							DD	
19				ナルトビエイ							NT	
20				イトマキエイ							DD	
21				ヒメイトマキエイ							DD	
22		硬骨魚	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I類	DD		
23	コイ		コイ	マルタ			LP**2					
24	サケ		キュウリウオ	ワカサギ				II類				
25			シラウオ	シラウオ				II類	VU			
26			サケ	サケ					準絶	LP**3		
27				サクラマス				NT**4	II類			
28	トゲウオ		クダヤガラ	クダヤガラ							NT	
29			トゲウオ	イトヨ降海型				LP**5	I類**6	CR+EN**7		
30	ダツ		メダカ	キタノメダカ			VU	II類**8				
31			サヨリ	クルメサヨリ			NT	II類				
32	カサゴ		フサカサゴ	アコウダイ							DD	
33				タケノコメバル							NT	
34			ウバゴチ	ウバゴチ							NT	
35			カジカ	カマキリ				VU**9	II類**9			
36			トクビレ	トクビレ							DD	
37			ダンゴウオ	ホテイウオ							DD	
38			スズキ	クロサギ	クロサギ						NT	
39	ゲンゲ			ノトカズナギ							DD	
40	ネズッポ			ヤマドリ						NT		
41	ハゼ			トビハゼ				NT				
42				アカウオ								NT**10
43				シロウオ					VU	II類		
44				ヒモハゼ					NT			
45			シマウキゴリ					要注				



表 3.1-73(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（海産魚類）

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
46	硬骨魚	スズキ	ハゼ	ヘビハゼ			DD				
47				コモチジャコ						NT	
48				アカハゼ						NT	
49		カレイ	カレイ	ナガレメイタガレイ						DD	
50				ホシガレイ						NT	
51				マツカワ						DD	
52		フグ	フグ	マフグ							NT
53				カラス							EN
合計		3綱	16目	32科	53種	0種	0種	12種	12種	7種	1種

- 注：1. 種名及び配列は原則として、「日本海産魚類目録 山口県水産研究センター研究報告」（河野光久他、平成26年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-70 に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
- ※1：「メジロザメ（ヤジブカ）」で掲載
  - ※2：「本州のジュウサンウグイ」で掲載
  - ※3：「サケ（野生繁殖群）」で掲載
  - ※4：「サクラマス（ヤマメ）」で掲載
  - ※5：「本州のニホンイトヨ」で掲載
  - ※6：「イトヨ日本海型（降海型）」で掲載
  - ※7：「ニホンイトヨ」で掲載
  - ※8：「キタノメダカ（メダカ北日本集団）」で掲載
  - ※9：「カマキリ（アユカケ）」で掲載
  - ※10：「アカウオ（wakae 型）1、アカウオ（microcephalus 型）1」で掲載

表 3.1-74 文献その他の資料による動物の重要な種（海産無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	イシサンゴ	キサソゴ	ムツサンゴ					NT			
2	古腹足	アマオブネ	イシマキガイ				準絶	NT			
3	新生腹足	カワザンショウガイ	カワザンショウガイ					NT			
4			オオウスイロヘソカドガイ				I類	VU			
5		ウミニナ	ウミニナ			NT		NT			
6		タカラガイ	チャイロキヌタガイ					DD			
7		バイ	バイ			NT					
8		テングニシ	テングニシ			NT					
9		ムシロガイ	ムシロガイ			NT					
10		マクラガイ	マクラガイ			NT					
11		タケノコガイ		シチクガイ			NT				
12				イワカワトクサ			VU				
13		マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT	準絶	DD		
14			マルスダレガイ	ハマグリ			VU				
15	ニッコウガイ		モモノハナガイ			NT <sup>*1</sup>					
16	オオノガイ	サザナミガイ	オビクイ			VU					
17	十脚	イワガニ	アカテガニ					LP			
18			クロベンケイガニ					LP			
19			スナガニ	スナガニ					LP		
合計	6目	16科	19種	0種	0種	11種	3種	10種	0種	0種	

注：1. 種名及び配列は原則として、「新日本動物図鑑（北隆館）」に準拠し、以下の資料も参考にした。

「新編世界イカ類図鑑 Web 版」（全国いか加工協同組合 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）

「日本海岸動物図鑑 I、II」（保育社、平成 4 年）

「市場魚貝類図鑑」（市場魚貝図鑑 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）

「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）

2. 選定基準は、表 3.1-70 に対応する。

3. 表中の※は以下のとおりである。

※1：「モモノハナ（エドザクラ）」で掲載

### (3)動物の注目すべき生息地（海域）

注目すべき生息地は、表 3.1-75 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から抽出した。

表 3.1-75 注目すべき生息地（海域）の選定基準

選定基準	
①	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）に基づく海域</p> <p>1：唯一性、又は希少性・・・(i)唯一性（ある種の唯一の分布域）、希少性（特定の地域にのみ分布）又は固有性を持つ種、個体群、又は生物群集 (ii)唯一性、希少性を持つ、又は特異な生息地・生態系 (iii)唯一又は独特な地形学的又は海洋学的特徴を持つ場所</p> <p>2：種の生活史における重要性・・・個体群の存続・生息/生育のために必要な場所</p> <p>3：絶滅危惧種又は減少しつつある種の生育・生息地・・・絶滅危惧種及び減少しつつある種の生育・生息地やそれらの種が回復するのに必要な生息地。又は、それらの種が集中する場所</p> <p>4：脆弱性、感受性又は低回復性・・・（人間活動又は自然事象による劣化・消失に非常に影響を受けやすいなどの）機能的脆弱性をもつセンシティブな生育・生息地や種が、高い割合で見られる場所。また回復に時間がかかる場所</p> <p>5：生物学的生産性・・・高い生物学的生産性を持つ種、個体群、又は生物群集を含む場所</p> <p>6：生物学的多様性・・・高い生態系の多様性（生息・生息地、生物群集、個体群）、又は高い種の多様性、又は高い遺伝的多様性を含む場所</p> <p>7：自然性・・・人間活動による攪乱又は劣化がない、又は低レベルである結果として、高い自然性が保たれている場所</p> <p>8：典型性・代表性・・・我が国の代表的な生態系や生物群集などの特徴を典型的に示している場所</p>

事業実施想定区域及びその周囲の海域には、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）による注目すべき生息地として、図 3.1-34 のとおり「越前海岸・加賀海岸」が存在する。

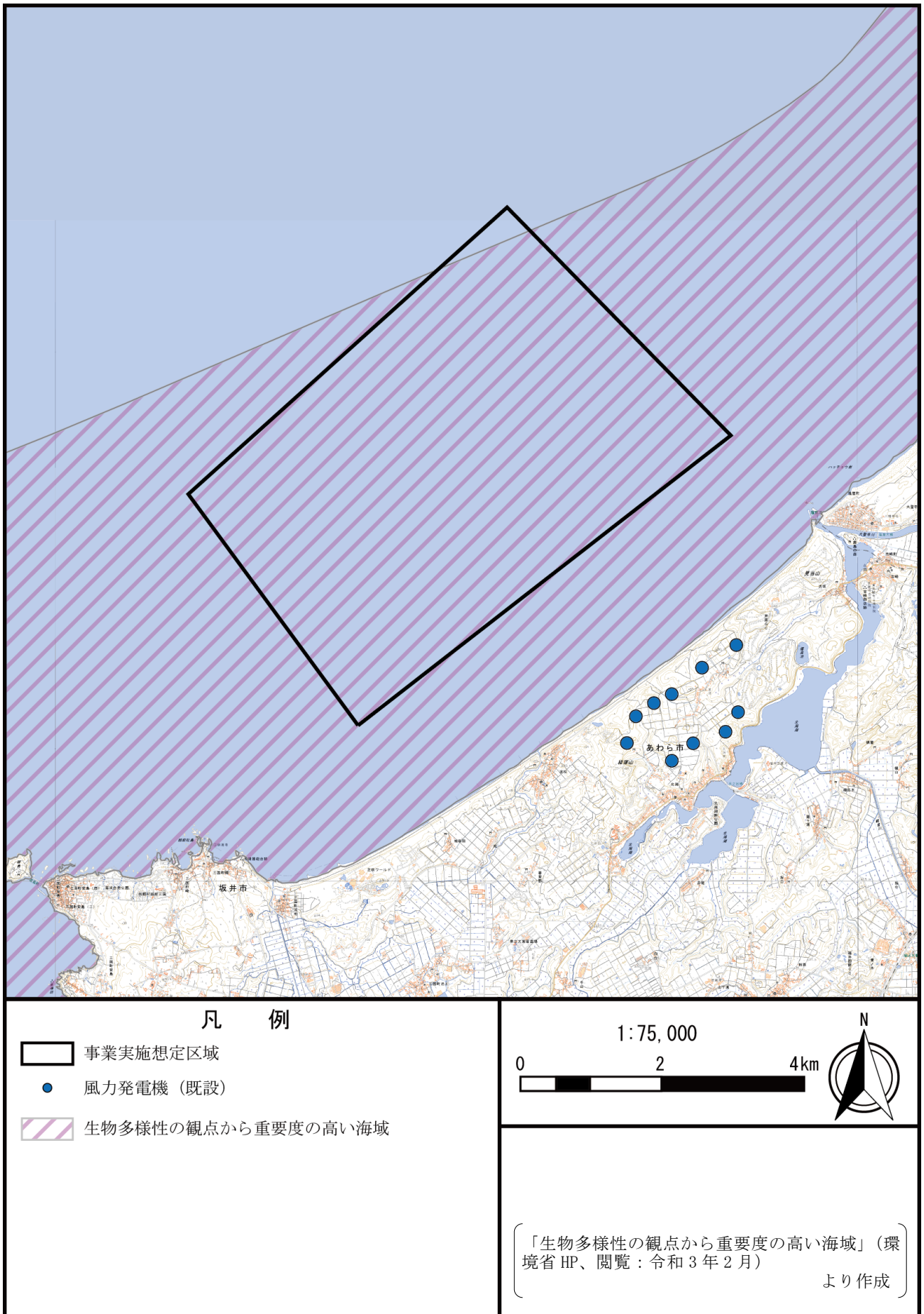


図 3.1-34 生物多様性の観点から重要度の高い海域

#### 4. 植物の生育及び植生の状況（海域）

植物の生育の状況（海域）は表 3.1-76 のとおり、事業実施想定区域の周囲の海域における植物の生育状況を整理した。

表 3.1-76 文献その他の資料による調査範囲

No.	文献その他の資料	調査範囲
①	「第 4 回自然環境保全基礎調査 干潟・藻場・サンゴ礁調査」(環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月) 「第 5 回自然環境保全基礎調査 干潟・藻場・サンゴ礁調査」(環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月)	事業実施想定区域周囲 (図 3.1-19 に示すメッシュ)
②	「福井総合植物園紀要」(福井植物園要覧、平成 30 年)	あわら市、坂井市
③	「福井の海藻」(福井県水産試験場 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)	福井県
④	「四季の魚カレンダー」(石川県水産総合センター海洋資源部 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)	石川県
⑤	「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020 (動物編)」(石川県生活環境部自然環境課、令和 2 年)	加賀市

注：「自然環境調査 Web - GIS」(環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 2 月)は、以下の 2 次メッシュを対象に抽出した。

鮎川 (543610)、越前森田 (543611)、丸岡 (543612)、龍谷 (543613)、北谷 (543614)、三国 (543620)、三国 (543621)、越前中川 (543622)、山中 (543623)、加賀丸山 (543624)、北潟 (543631)、大聖寺 (543632)、動橋 (543633)、片山津温泉 (543642)、小松 (543643)

(1)植物（海域）の概要

事業実施想定区域及びその周囲における海藻草類は表 3. 1-77 のとおりであり 40 科 123 種が確認されている。確認種は、ガラモ場を構成する褐藻類のホンダワラ科の種などが確認されているが、スガモといった単子葉植物の生育も確認されている。

表 3. 1-77(1) 事業実施想定区域及びその周囲における海藻草類の出現記録

No.	綱名	目名	科名	種名		
1	緑藻綱	アオサ	アオサ	ヒラアオノリ		
2				ボウアオノリ		
3				ウスバアオノリ		
4				アナアオサ		
5		シオグサ	シオグサ	ホソジュズモ		
6				ツヤナシシオグサ		
7				アサミドリシオグサ		
8		イワズタ	イワズタ	フサイワズタ		
9		ハネモ	ハネモ	アワミドリ		
10				ハネモ		
11		ミル	ミル	ミル		
12	褐藻綱	アミジグサ	アミジグサ	サナダグサ		
13				アミジグサ		
14				フクリンアミジ		
15				ヘラヤハズ		
16				シワヤハズ		
17				ウミウチワ		
18				コナウミウチワ		
19				ウスユキウチワ		
20				ナガマツモ	ナガマツモ	クロモ
21						イシモズク
22		モズク				
23		ウイキョウモ	カヤモノリ	フクロノリ		
24				カゴメノリ		
25				セイヨウハバノリ		
26				カヤモノリ		
27				ヒラカヤモ		
28		ケヤリモ	ケヤリモ	ケヤリ		
29		コンブ	チガイソ	ワカメ		
30			カジメ	クロメ		
31				ツルアラメ		
32		イシゲ	イシゲ	イシゲ		
33		ヒバマタ	ホンダワラ	ジョロモク		
34				フシスジモク		
35				イソモク		
36				アカモク		
37				ノコギリモク		
38				トゲモク		
39				ミヤベモク		
40				タマハハキモク		
41				ナラサモ		
42				ヤツマタモク		
43			マメタワラ			

表 3.1-77(2) 事業実施想定区域及びその周囲における海藻草類の出現記録

No.	綱名	目名	科名	種名
44	褐藻綱	ヒバマタ	ホンダワラ	オオバモク
45				ヤナギモク
46				ヨレモク
47				ウミトラノオ
48	紅藻綱	ウシケノリ	ウシケノリ	ウシケノリ
49				フノリノウシゲ
50				ウップルイノリ
51				アサクサノリ
52		ダルス	ダルス	ダルス
53		ウミゾウメン	ガラガラ	ソデガラミ
54				ヒラガラガラ
55			ウミゾウメン	ウミゾウメン
56		サンゴモ	サンゴモ	ウスカワカニノテ
57				マオウカニノテ
58				ヒメカニノテ
59				フサカニノテ
60				ビリヒバ
61				キブリモサズキ
62				ヒメモサズキ
63				ヒオウギ
64				ヒライボ
65		テングサ	テングサ	ヒメテングサ
66				マクサ
67				カタオバクサ
68				オバクサ
69		スギノリ	フノリ	フクロフノリ
70			スギノリ	カイノリ
71				スギノリ
72				オオバツノマタ
73				マルバツノマタ
74				ツノマタ
75			ムカデノリ	ムカデノリ
76				ヒトツマツ
77				カタノリ
78				タンバノリ
79				サクラノリ
80				フダラク
81				ヒラキントキ
82				ツルツル
83				マツノリ
84				キョウノヒモ
85			トサカマツ	
86			イバラノリ	イバラノリ
87				カギイバラノリ
88			ツカサノリ	ヤツデガタトサカモドキ
89			イワノカワ	エツキイワノカワ
90			オキツノリ	オキツノリ
91				ハリガネ
92			ユカリ	ホソユカリ
93				ユカリ
94	ナミノハナ		ホソバナミノハナ	
95	ベニスナゴ		ベニスナゴ	
96	カレキグサ		カレキグサ	

表 3.1-77(3) 事業実施想定区域及びその周囲における海藻草類の出現記録

No.	綱名	目名	科名	種名
97	紅藻綱	オゴノリ	オゴノリ	カバノリ
98			ワツナギソウ	ヘラワツナギソウ
99				ワツナギソウ
100			フシツナギ	コスジフシツナギ
101			マサゴシバリ	タオヤギソウ
102		イギス	イギス	エゴノリ
103				アミクサ
104				イギス
105				ケイギス
106				モサダジア
107				ランゲリア
108			コノハノリ	ヤレウスバノリ
109				スジウスバノリ
110				カギウスバノリ
111				ハイウスバノリ
112			フジマツモ	トゲノリ
113				ユナ
114				ヤナギノリ
115				ササバヤナギノリ
116				カタソゾ
117				アカソゾ
118				ミツデソゾ
119	ジャバラノリ			
120	フジマツモ			
121	クロソゾ			
122	イソムラサキ			
123	単子葉植物	イバラモ	アマモ	スガモ
合計	4 綱	21 目	40 科	123 種

注：種名及び配列は原則として、「日本産海藻目録」（2015 改訂版）に準拠した。



(2)海生植物の重要な種

海生植物の重要な種は、表 3.1-78 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した結果、表 3.1-79 のとおりクロモ、イシゲ、タマハハキモク、アサクサノリ、ヒオウギの5科5種が選定された。

表 3.1-78(1) 海生植物の重要な種の選定基準

選定基準	
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)、「福井県文化財保護条例」(昭和 34 年福井県条例第 39 号)、「石川県文化財保護条例」(昭和 32 年条例第 41 号)、「坂井市文化財保護条例」(平成 18 年条例第 169 号)、「あわら市文化財保護条例」(平成 16 年条例第 135 号)、「加賀市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 112 号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 11 日)に基づく国内希少野生動植物種等</p>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種</p>
④	<p>「【改訂版】福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県、平成 28 年)の掲載種</p>
⑤	<p>「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020〈植物編〉」(石川県生活環境部自然環境課、令和 2 年)</p>

表 3.1-78(2) 海生植物の重要な種の選定基準

選定基準	
⑥ 「海洋生物レッドリスト」(水産庁、平成 29 年)の掲載種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EX: 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・ EW: 野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種</li> <li>・ CR: 絶滅危惧 I A 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</li> <li>・ EN: 絶滅危惧 I B 類… I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</li> <li>・ VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種</li> <li>・ NT: 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種</li> <li>・ DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種</li> <li>・ LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</li> </ul>
⑦ 「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成 29 年)の掲載種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EX: 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・ EW: 野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種</li> <li>・ CR+EN: 絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの)</li> <li>・ CR: 絶滅危惧 I A 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</li> <li>・ EN: 絶滅危惧 I B 類… I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</li> <li>・ VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの)</li> <li>・ NT: 準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性のある種)</li> <li>・ DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種</li> <li>・ LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</li> </ul>

表 3.1-79 文献その他の資料による植物の重要な種(海藻草類)

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	褐藻綱	ナガマツモ	ナガマツモ	クロモ				II 類			
2		イシゲ	イシゲ	イシゲ					NT		
3		ヒバマタ	ホンダワラ	タマハハキモク					DD		
4	紅藻綱	ウシケノリ	ウシケノリ	アサクサノリ			CR+EN				
5		サンゴモ	サンゴモ	ヒオウギ				I 類			
合計	2 綱	5 目	5 科	5 種	0 種	0 種	1 種	2 種	2 種	0 種	0 種

注: 選定基準は、表 3.1-78 に対応する。

### (3)藻場

#### ① 藻場の分布状況

事業実施想定区域の周囲において、「第4回自然環境保全基礎調査 干潟・藻場・サンゴ礁調査」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）及び「第5回自然環境保全基礎調査 干潟・藻場・サンゴ礁調査」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年2月）により藻場（ガラモ場）の分布が確認されている。藻場の分布状況は、表3.1-80及び図3.1-35のとおりであり、塩屋沖及び梶～米ヶ脇の藻場が分布している。

表3.1-80 事業実施想定区域及びその周囲における藻場

市	地区名	面積 (ha)	浅海域 のみの面積 (ha)	優占種	粗密度	タイプ
加賀市	塩屋沖	55	1.6	—	—	ガラモ場
坂井市	梶～米ヶ脇	149	—	マメタワラ、ヤツマタモク、 ヨレモク、イソモク、クロメ	密生	—

注：1. 「—」は記載がないことを示す。

2. 藻場の疎密度については以下のとおりである。

「密生」：海底面より植生のほうが多い

3. 面積は第4回自然環境保全基礎調査、浅海域のみの面積は第5回自然環境保全基礎調査による。

〔「第4回自然環境保全基礎調査 干潟・藻場・サンゴ礁調査」（環境省生物多様性センターHP、  
閲覧：令和3年2月）  
「第5回自然環境保全基礎調査 干潟・藻場・サンゴ礁調査」（環境省生物多様性センターHP、  
閲覧：令和3年2月）  
より作成〕

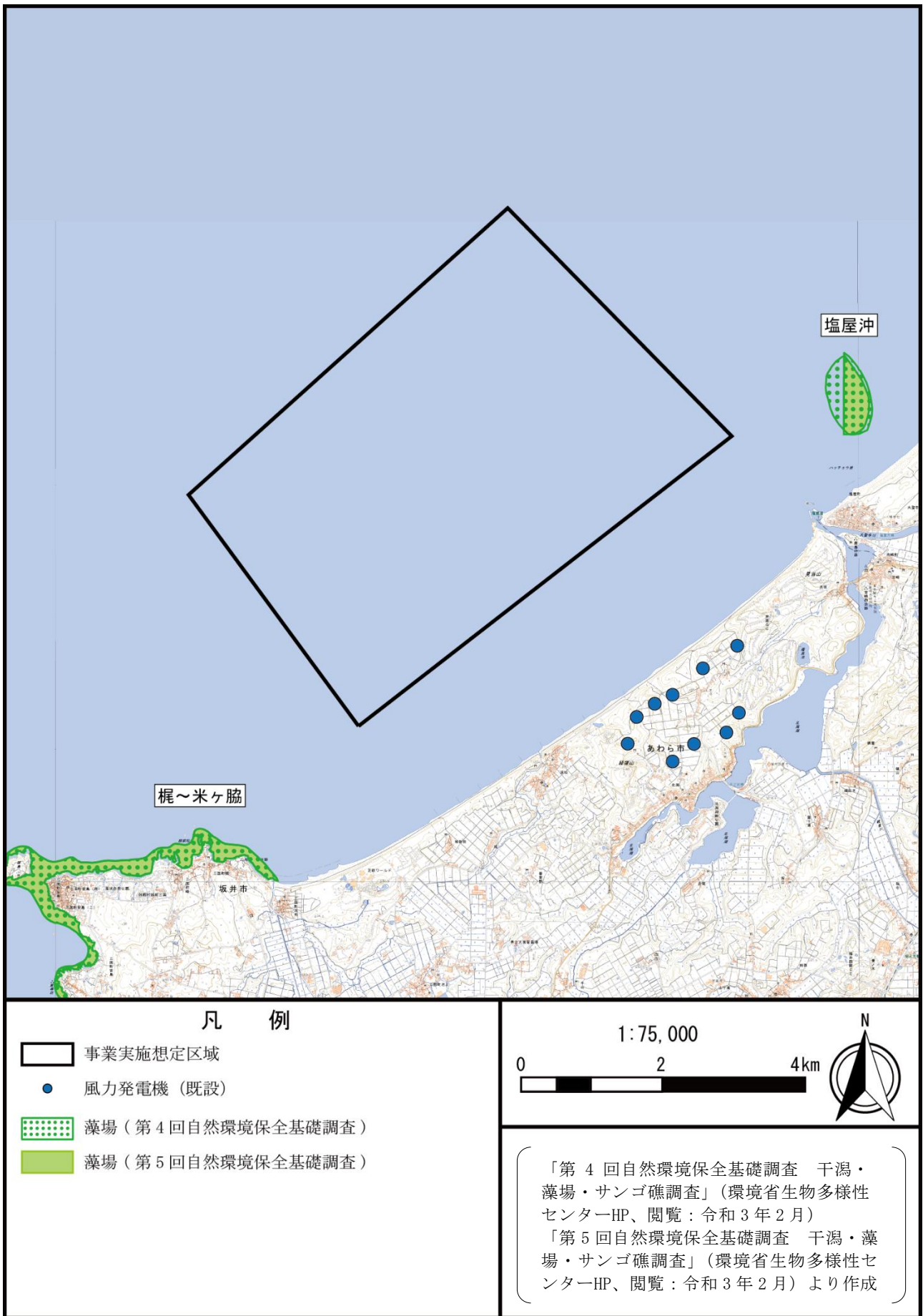


図 3.1-35 文献その他の資料による藻場の分布状況

## 5. 生態系の状況（海域の生態系は除く。）

### (1) 環境類型区分

事業実施想定区域の周囲の環境類型区分の概要は表 3.1-81、分布状況は図 3.1-36 のとおりである。

事業実施想定区域の周囲の地形は主に山地、丘陵地及び低地からなり、植生区分との対応関係により、山地自然林、山地二次林、植林地、草原・低木林、耕作地等、河辺・砂丘、市街地等及び河川・池沼の 8 つの環境類型区分に分類される。

表 3.1-81 環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	主な地形	植生区分
1	山地自然林	山地 丘陵地 台地	ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブノキ群集、ケヤキ群落 (VI)、ハンノキ群落 (VI)
2	山地二次林		ユキグニミツバツツジ-コナラ群集、アカマツ群落 (V)、タブノキ-ヤブニッケイ二次林、ユキグニミツバツツジ-アカマツ群集、クロマツ群落 (VII)
3	植林地	低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、竹林
4	草原・低木林		落葉広葉低木群落、ススキ群団 (V)、伐採跡地群落 (V)、マサキートベラ群集、低木群落、クズ群落、伐採跡地群落 (VII)
5	耕作地等		ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、畑放棄雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、畑地雑草群落、畑雑草群落、水田雑草群落、水田放棄雑草群落、放棄水田雑草群落
6	河辺・砂丘		ヨシクラス、ヒルムシロクラス、砂丘植生、ハマグルマ-ハマゴウ群集、海岸草本群落、自然裸地 (河辺・砂丘)
7	市街地等		市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地、自然裸地 (市街地等)
8	河川・池沼	-	開放水域

注：植生区分は現存植生図（図 3.1-29 参照）による。

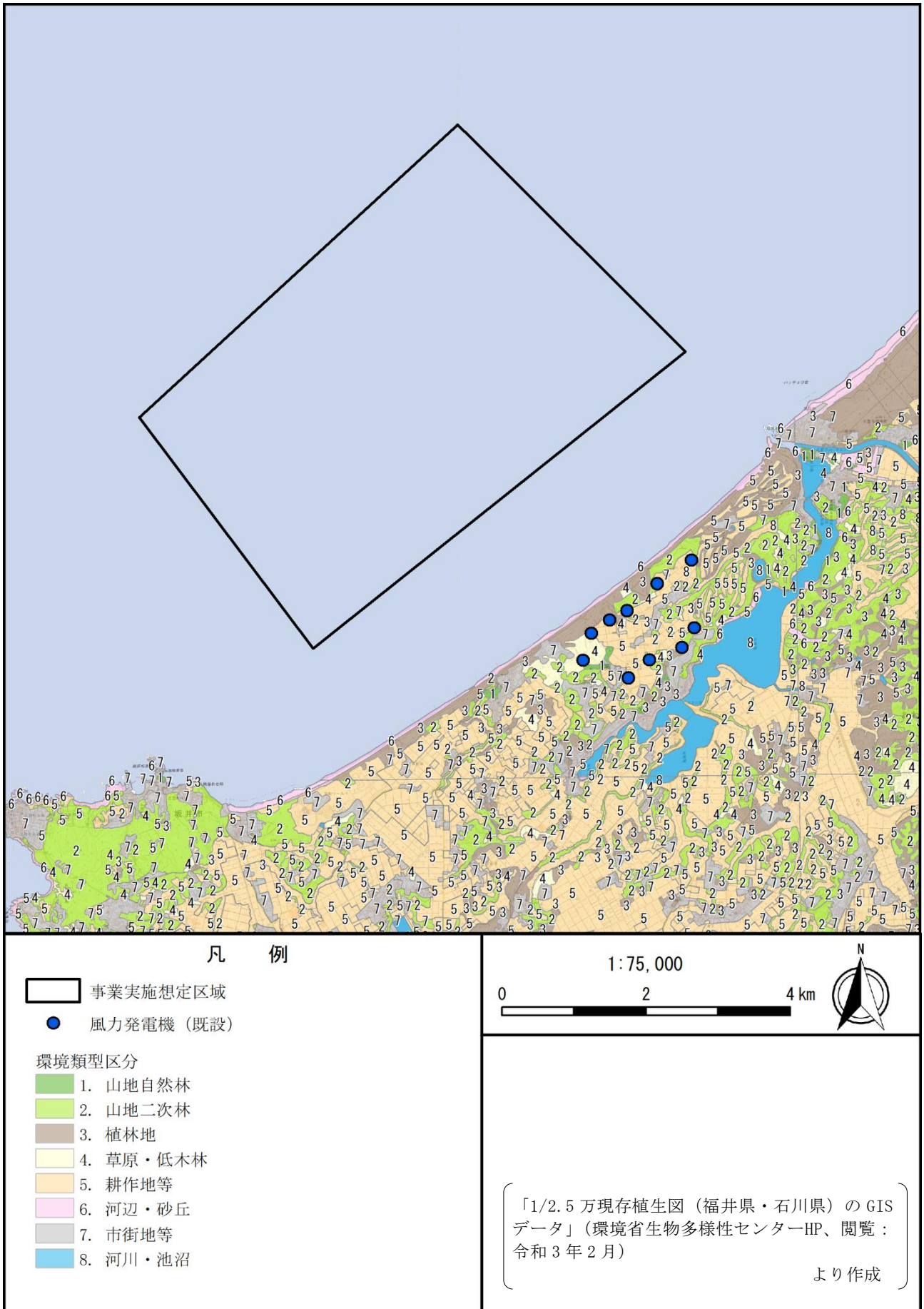


図 3.1-36(1) 環境類型区分

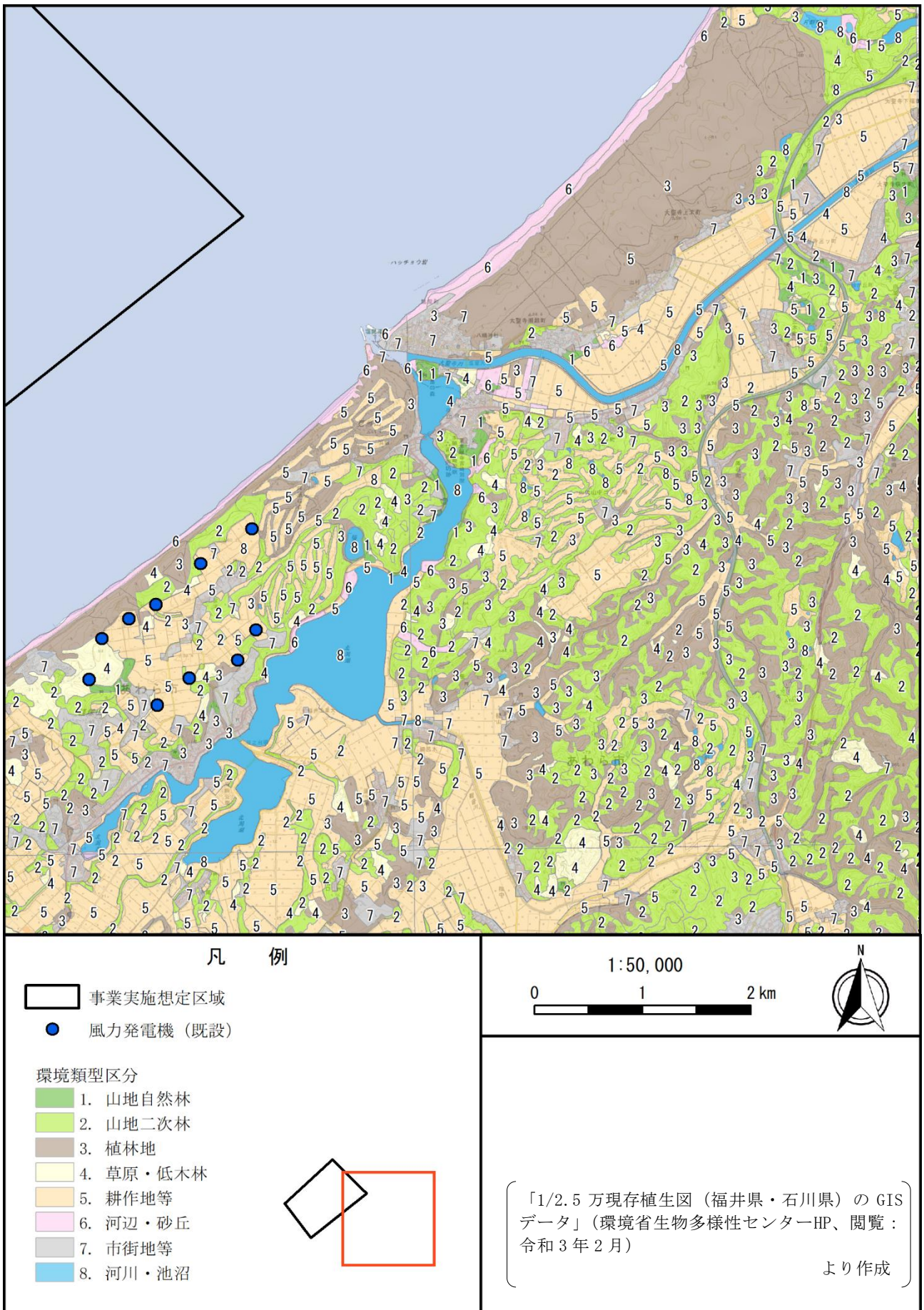


図 3.1-36(2) 環境類型区分（拡大図1）

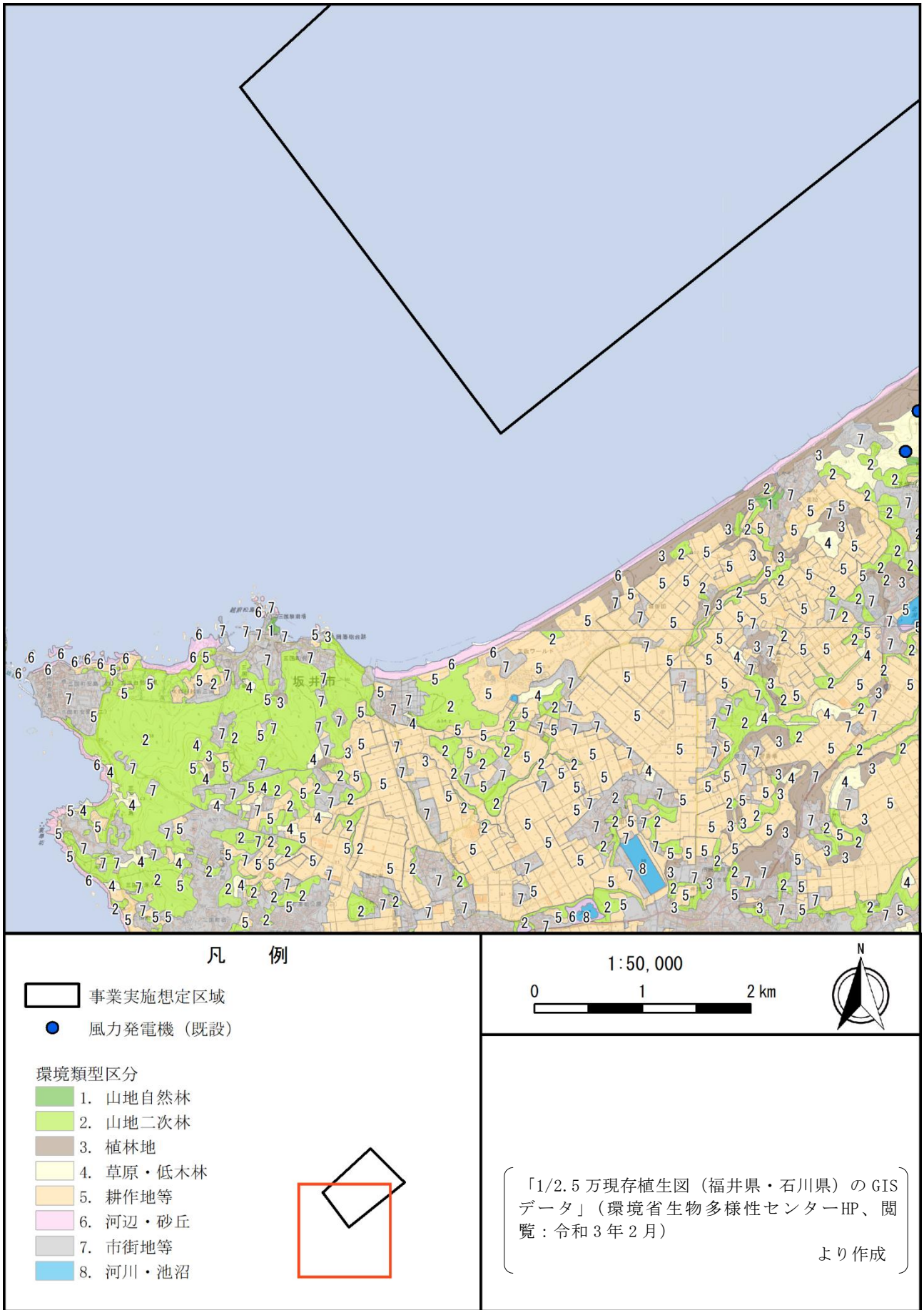


図 3.1-36(3) 環境類型区分（拡大図2）



## (2) 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域の周囲について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3.1-82、その分布状況は図 3.1-37 のとおりである。

表 3.1-82 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然公園	越前加賀海岸国定公園	石川県加賀市から福井県敦賀市赤崎までの海岸線と北潟湖や背後の越知山、六所山、城山などの丹生山地の一部、中池見湿地を含む海岸性公園である。日本海の波浪を受けて、海食崖や奇岩となっており、中でも東尋坊の柱状節理と越前岬周辺の海岸段丘や呼鳥門などの奇岩が有名である。
保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
天然記念物	動物関係：アラレガコ生息地 片野鴨池 植物関係：吉崎のキンメイチク群、イチョウ、社叢林、鹿島の森	学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（生息地を含む。）が指定されている。
鳥獣保護区	北潟、東尋坊、大聖寺	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められる区域である。
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	北潟湖 陣ヶ岡丘陵地域 片野鴨池	ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として選定された区域。
IBA（重要野鳥生息地）	九頭竜川下流域 片野鴨池	鳥類を指標とした重要な自然環境において、世界共通の基準によって選定された、保全が必要な生息地等である。
KBA（生物多様性保全の鍵になる重要な地域）	片野鴨池 あわら市南東部	IBA を基礎に、鳥以外の分類群も含めた重要地域である。なお、図面の範囲外であることから図示は行っていない。
特定植物群落及び「改定・石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2010〈植物編〉」の掲載群落	表 3.1-57 のとおり	自然環境保全基礎調査において定められた「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落及び「改定・石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2010〈植物編〉」に掲載された群落である。
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図による自然度の高い植生。ヨシクラス、ヒルムシロクラス、砂丘植生、ハマグルマ・ハマゴウ群集、海岸草本群落の植生自然度 10 に該当する植生とした。
	植生自然度 9	環境省植生図による自然度の高い植生。ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブノキ群集、ケヤキ群落（VI）、ハンノキ群落（VI）、マサキートベラ群集の植生自然度 9 に該当する植生とした。
生物多様性の観点から重要度の高い海域	越前海岸・加賀海岸	海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に抽出された「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に該当する海域である。
福井県重要地里山里山 30	北潟湖周辺 金津東部 陣ヶ岡丘陵地周辺	生物調査の結果を基に、山里山に依存して生きる絶滅危惧生物が多いなどの基準によって選定された区域。
生物多様性保全上重要な里地里山	北潟湖周辺の里地里山 雄島・陣ヶ岡地区	多様で優れた二次的自然環境を有すること、山里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育すること、生態系ネットワークの形成に寄与することの基準として選定された区域。
重要な水域生態系地域	加賀海岸	石川県内の水域生態系の中から特に重要な地点として抽出された区域。

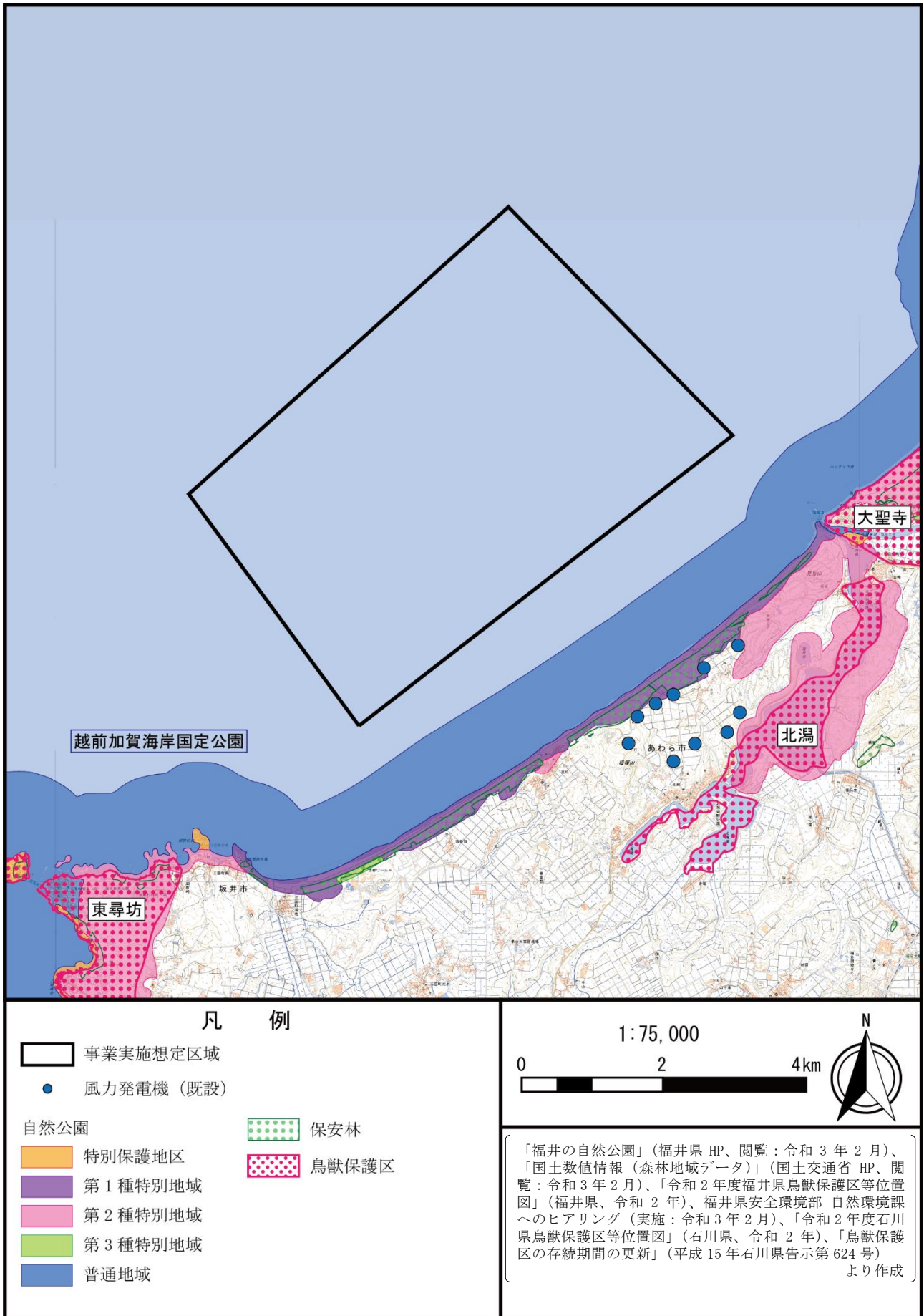


図 3.1-37(1) 重要な自然環境のまとまりの場

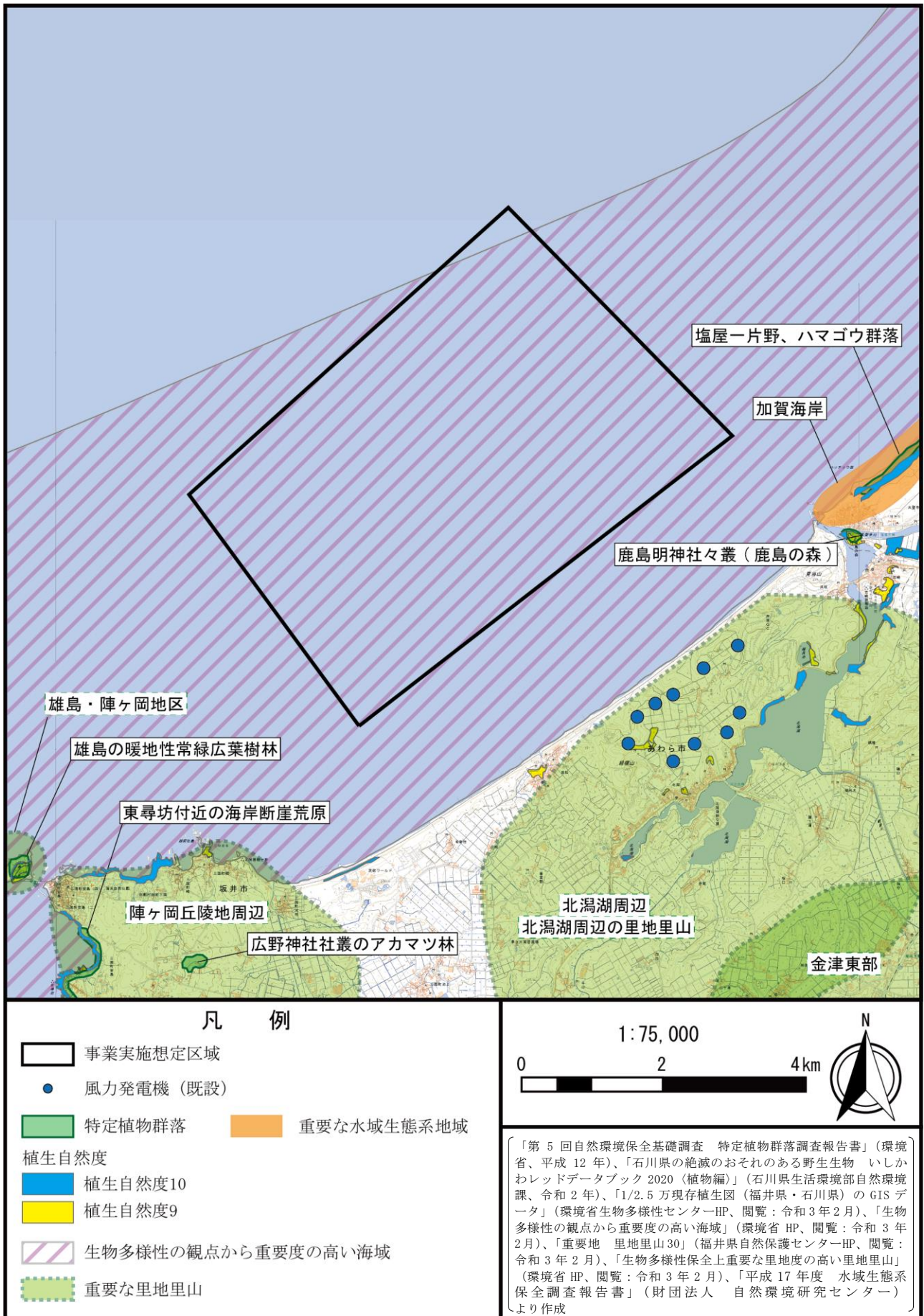


図 3.1-37(2) 重要な自然環境のまとまりの場

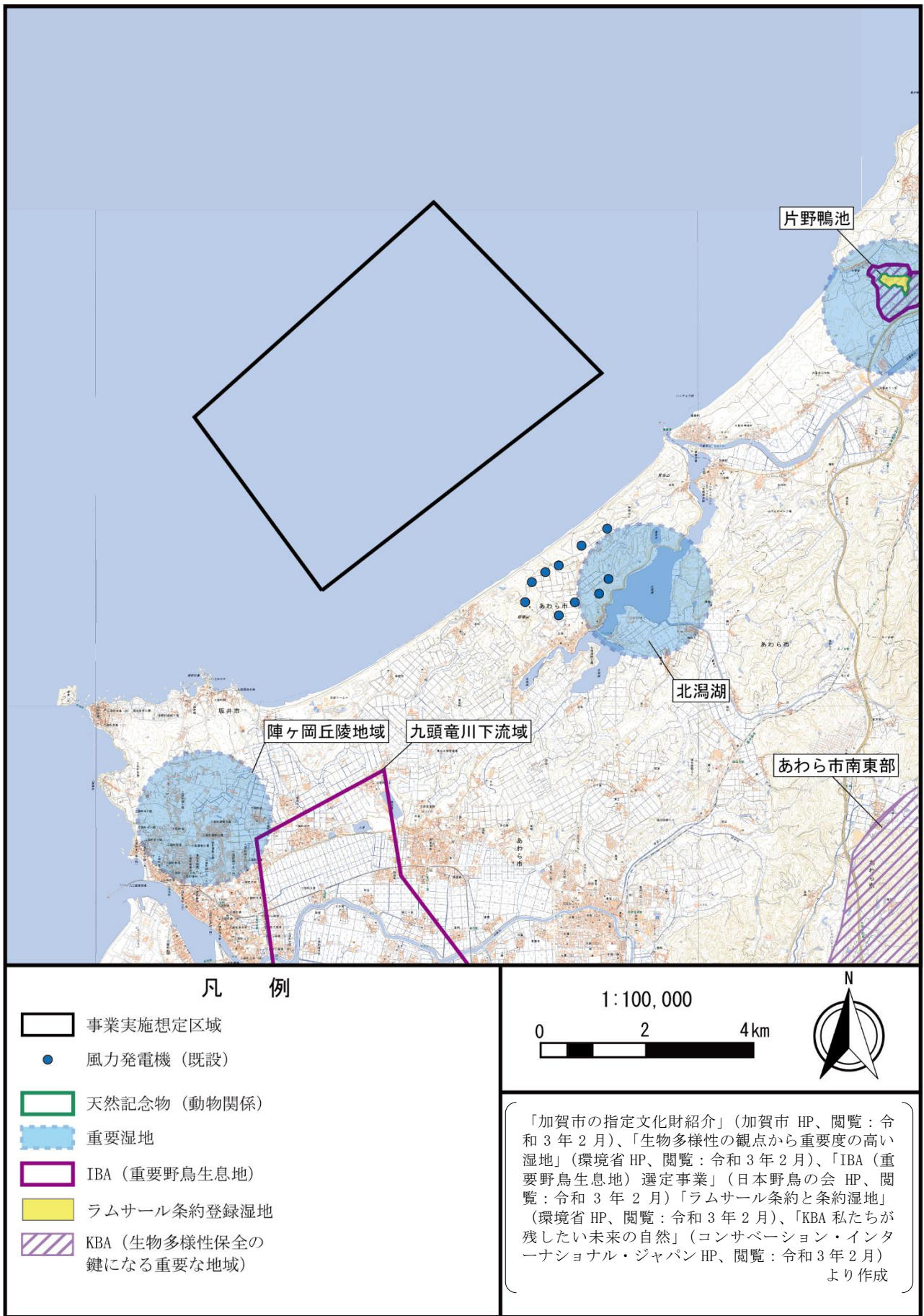


図 3.1-37(3) 重要な自然環境のまとまりの場

### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

#### 1. 景観の状況

事業実施想定区域は福井県北部の日本海沿岸に位置している。事業実施想定区域の周囲には越前加賀海岸国定公園がある。

#### (1) 主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・ 公的な HP や観光パンフレット等に眺望に関する情報が掲載されていること。
- ・ 不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。

事業実施想定区域の周囲の主要な眺望点は、表 3.1-83 及び図 3.1-38 のとおりである。

表 3.1-83(1) 主要な眺望点

眺望点	眺望状況等
源平橋	石川県眺望計画に白山を眺望する視点場として挙げられている。
加佐の岬	加賀海岸で最も日本海に突き出した岬。先端からは左右に日本海のパノラマが広がり、岬から片野海岸まで自然歩道が続き散策ができる。越前加賀海岸国定公園の園地に指定されている。
片野海水浴場	松林をバックに砂浜と透きとおった海が望める海水浴場。天気の良い日には、海岸線の向こうに「東尋坊」を眺めることができる。
塩屋海岸	自然休養林と呼ばれる松林と、浜辺には海浜植物群落が広がる。対岸には弁天島があり、間をはさんで流れる大聖寺川が県境になっている。
刈安山森林自然公園 (展望台)	石川県境に近い刈安山を中心にした自然公園。キャンプ場、ハイキングコースなどが整備されており、山頂まで約 7km のドライブコースを上がると、展望台から日本海を一望できる。
芦原海岸	海は透明度が高く、松の緑と白い砂浜が続く海岸が望める。
あわら夢ぐるま公園 (展望台)	2014 年に完成した風力発電所を近くで見ることができる公園。交流広場や芝生広場、トイレなどが設置されており、展望デッキからは北潟湖や白山が一望できる。
波松海岸	越前加賀海岸国定公園に指定されている、白砂青松の海岸。
浜地海水浴場	福井県の波松海岸南西から続く海岸。細かい砂利状の砂浜と、砂浜を囲む緑が望める。
越前松島	小島が点在する風景が、陸前(宮城)の松島に似ていることから「越前松島」と名づけられた景勝地。越前加賀海岸国定公園のビューポイントとなっている。
雄島	越前海岸で最も大きな島で、大湊神社の本殿及び拝殿は、ともに福井県指定の文化財に指定されている。約 1km ある遊歩道からは、樹齢 100 年を超える大木や海食による崖などを望むことができ、越前加賀海岸国定公園のビューポイントとなっている。
東尋坊	荒々しい岩肌の柱状節理が 1km にわたって続き、断崖に日本海の荒波が打ち寄せる景色で知られる国指定名勝。越前加賀海岸国定公園のビューポイントとなっている。
東尋坊タワー	日本海唯一の大展望台と親しまれ、海拔 100m、地上 55m の展望台。2 階からは白山連峰をはじめ眼下には東尋坊・雄島・越前海岸などが一望できる。

表 3.1-83(2) 主要な眺望点

眺望点	眺望状況等
みくに龍翔館	三国町を見下ろす高台に立つ白亜の洋館。360度パノラマの展望台からは三国沖の美しい日本海や、古い街並みを見下ろすことができる。
三里浜緩衝緑地 (展望所)	福井市白方町から坂井市三国町新保地係に至る延長約9km、幅180m、面積約134.4haの都市公園。約70種類66万本の樹木の中に、芝生広場、休憩所、水飲み場、駐車場、トイレなどの施設があり、展望所からは日本海を望むことができる。
九頭竜川堤防	九頭竜川と河川敷の緑地を望む九頭竜川堤防からの眺望は、坂井市百景に選ばれている。
朝倉山	標高173mで山頂は広く開けており、地元の住民が作った手作りの展望台からは日本海を一望できる。福井市北西部の一般国道416号沿いに登山口があり、登山道が整備されているが、車で登ることはできない。

注：名称については文献その他の資料のとおりとした。

- 「加賀市景観計画」(加賀市 HP)
  - 「福井ふるさと百景」(福井県 HP)
  - 「越前加賀海岸国定公園」(福井県 HP)
  - 「坂井市百景」について」(坂井市 HP)
  - 「ほっと石川旅ネット」(石川県観光連盟 HP)
  - 「みくに観光まるごとナビ」(坂井市三国観光協会 HP)
  - 「ふくいドットコム」(公益社団法人福井県観光連盟 HP)
  - 「まなびいネットふくい」(福井県生涯学習センターHP)
  - 「越前加賀海岸国定公園指定書及び計画書」(環境省 HP)
  - 「KAGA 旅まちネット」(一般社団法人加賀市観光交流機構 HP)
  - 「Fukui Film Commission」(福井市おもてなし観光推進室 HP)
  - 「福井県坂井市観光ガイド Web 旅ナビ坂井」(坂井市観光連盟 HP)
  - 「いしかわ景観総合計画」、「石川県眺望計画」、「石川県景観計画」(石川県 HP)
  - 「あわら市景観計画」、「くらし・環境」、「教育・文化・スポーツ」、「あわら市観光協会」(あわら市 HP)
- (各 HP 閲覧：令和3年2月) 作り作成

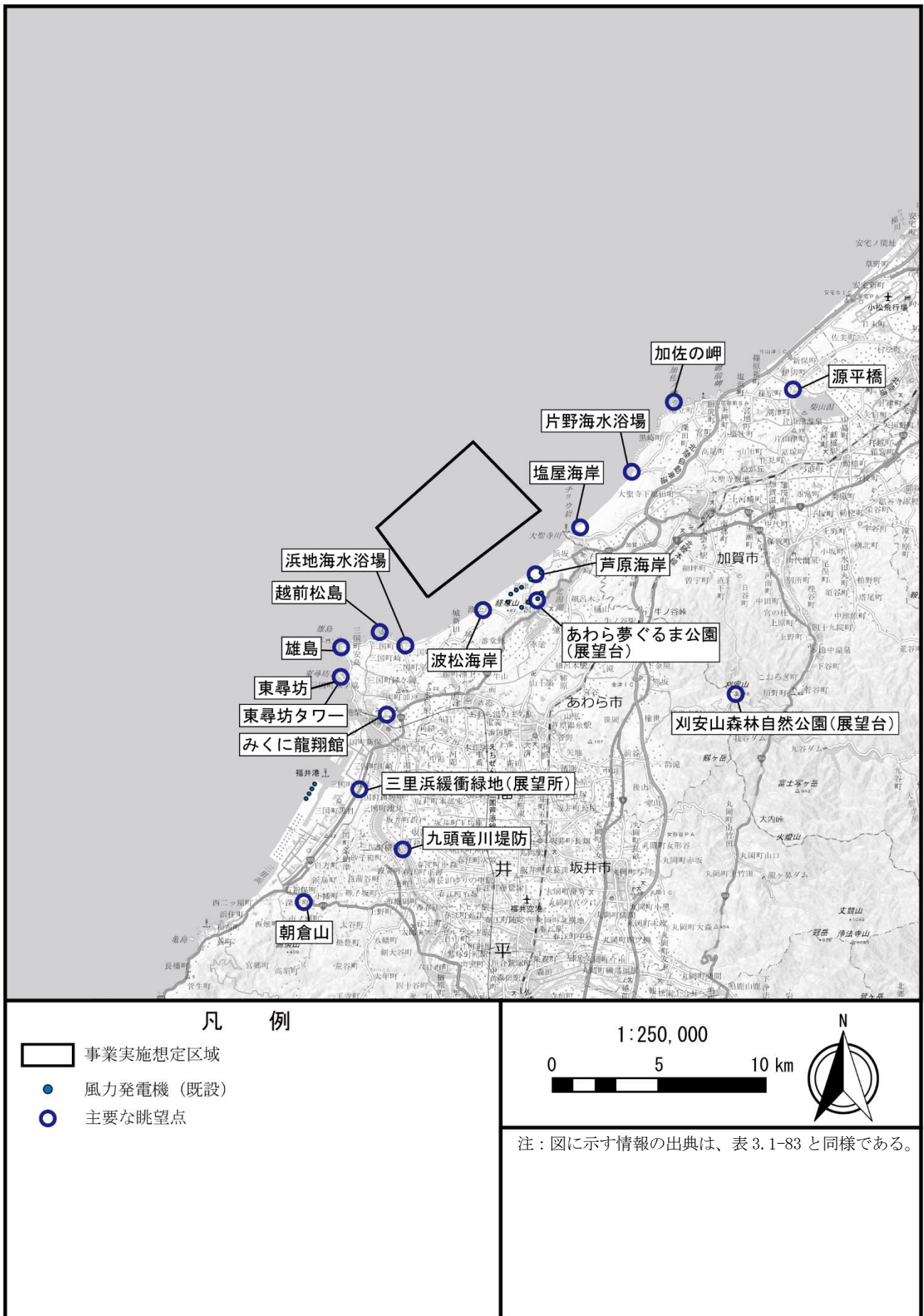


図 3.1-38 主要な眺望点の状況

(2) 景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による景観資源は、表 3.1-84 及び図 3.1-39 のとおりである。

表 3.1-84 景観資源

景観資源名	名 称	
自然景観資源	非火山性孤峰	富士写ヶ岳
	峡谷・溪谷	鶴仙溪
		竹田川溪谷
	滝	蛇谷滝
	湖沼	柴山潟
		片野の鴨池
		北瀉湖
		大堤
	海成段丘	加賀市の海成段丘
	砂丘	小松・加賀の砂丘
		塩屋・片野の砂丘
		三里浜砂丘
	海食崖	尼御前岬
		加佐ノ岬
海食洞	お夏の岩洞	
節理	雄島	
重要文化的景観	加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観	

「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)  
石川県へのヒアリング(実施:令和 3 年 2 月)より作成



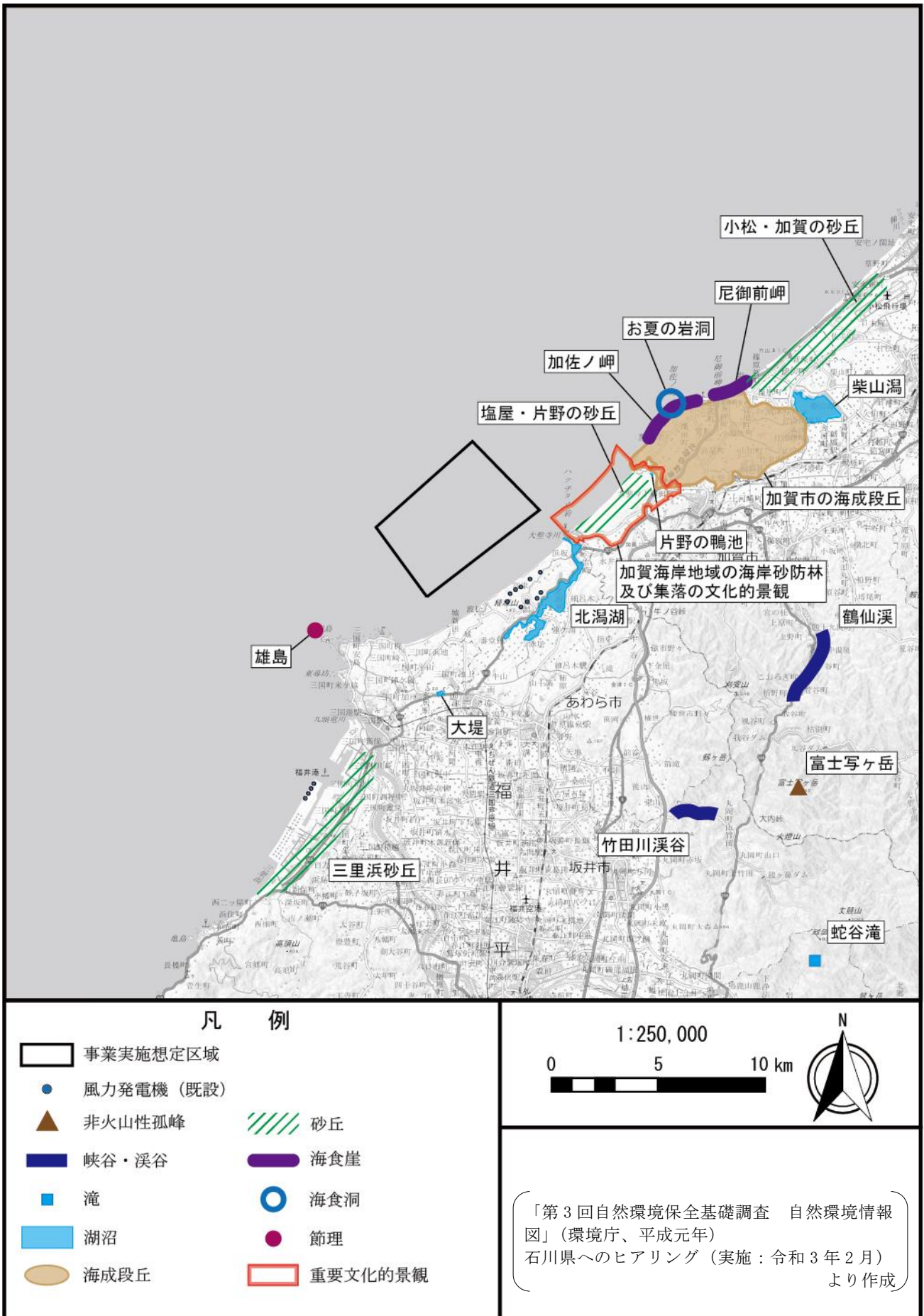


図 3.1-39 景観資源の状況

## 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-85 及び図 3.1-40 のとおりである。

表 3.1-85 人と自然との触れ合いの活動の場

名称	想定する主な活動	概要
芦原海岸	釣り 自然観賞	松の緑と白い砂浜が続く海岸で、キスやアジ釣りに利用されている。越前加賀海岸国定公園内に位置している。
波松海岸	海水浴 自然観賞	芦原海岸に隣接し、釣りやバーベキューのイベント等にも利用されている海岸。越前加賀海岸国定公園内に位置している。
北潟湖	自然観賞 釣り サイクリング 散策	国道 305 号沿いに位置する汽水湖。湖畔には「北潟湖畔公園」、「あわら北潟湖畔花菖蒲園」、「福井県立芦原青年の家」等が整備され、釣りやカヌー、サイクリング、散策等を楽しむことができる。越前加賀海岸国定公園内に位置し、環境省の重要湿地 500 にも選定されている。
芝政オートキャンプ場	自然観賞 キャンプ	自然とアミューズメント施設が一体化した複合型キャンプ場。オートキャンプの他、隣接するアトラクションや国内最大級のプールを楽しむことができる。
浜地海水浴場	海水浴 自然観賞	波松海岸南西からつづく海岸沿いの海水浴場で、「越前松島水族館」や「芝政ワールド」等のレジャー施設が近接している。越前加賀海岸国定公園内に位置している。
越前松島	自然観賞 散策	小島が織り成す美しい風景が、陸前の松島に似ていることから「越前松島」と名づけられた。さまざまな奇岩・洞窟等の海岸美を楽しむことができる。越前加賀海岸国定公園の園地である。
坂井市海浜自然公園	自然観賞 散策 磯あそび	総面積 23 万 m <sup>2</sup> の自然公園。日本海に面し、レクリエーション、バーベキュー、磯遊び、キャンプ等を楽しむことができる。隣接地には「休暇村越前三国」があり、オートキャンプ場も整備されている。越前加賀海岸国定公園内に位置している。
雄島	自然観賞 散策	東尋坊の沖合いに浮かぶ周囲 2km・標高 27m の島。島を 1 周する散策路がある。越前加賀海岸国定公園の園地で、中部北陸自然歩道の見所の一つでもある。
東尋坊	自然観賞 散策	絶壁に日本海の荒波が打ち寄せる景色で知られる国指定名勝。約 1km にわたって断崖が広がり、地質学的にも貴重な場所である。越前加賀海岸国定公園の園地で、中部北陸自然歩道の見所の一つでもある。
塩屋海岸	自然観賞 海水浴	松林と海浜植物群落が見られる海岸。以前は海水浴場となっており、今でも夏には海水浴に利用されている。越前加賀海岸国定公園内に位置している。
中部北陸自然歩道	自然観賞 散策	中部北陸 8 県にまたがる総延長 4,091km の道。本事業地周辺には、そのうちの「鹿島の森と北前船ロマンのみち」、「蓮如と北潟湖をめぐる道」、「荒磯と文学の道」の 3 コースがある。

「あわら市」(あわら市役所 HP)  
「北陸あわら」(一般社団法人あわら市観光協会 HP)  
「坂井市」(坂井市役所 HP)  
「Web 旅ナビ」(一般社団法人 DMO さかい観光局 HP)  
「加賀市」(加賀市役所 HP)  
「KAGA 旅まちネット」(一般社団法人加賀市観光交流機構 HP)  
「福井県」(福井県庁 HP)  
「ふくいドットコム」(公益社団法人福井県観光連盟 HP)  
「石川県」(石川県庁 HP)  
「ほっと石川旅ねっと」(公益社団法人石川県観光連盟 HP)  
(各 HP 閲覧: 令和 3 年 2 月) より作成

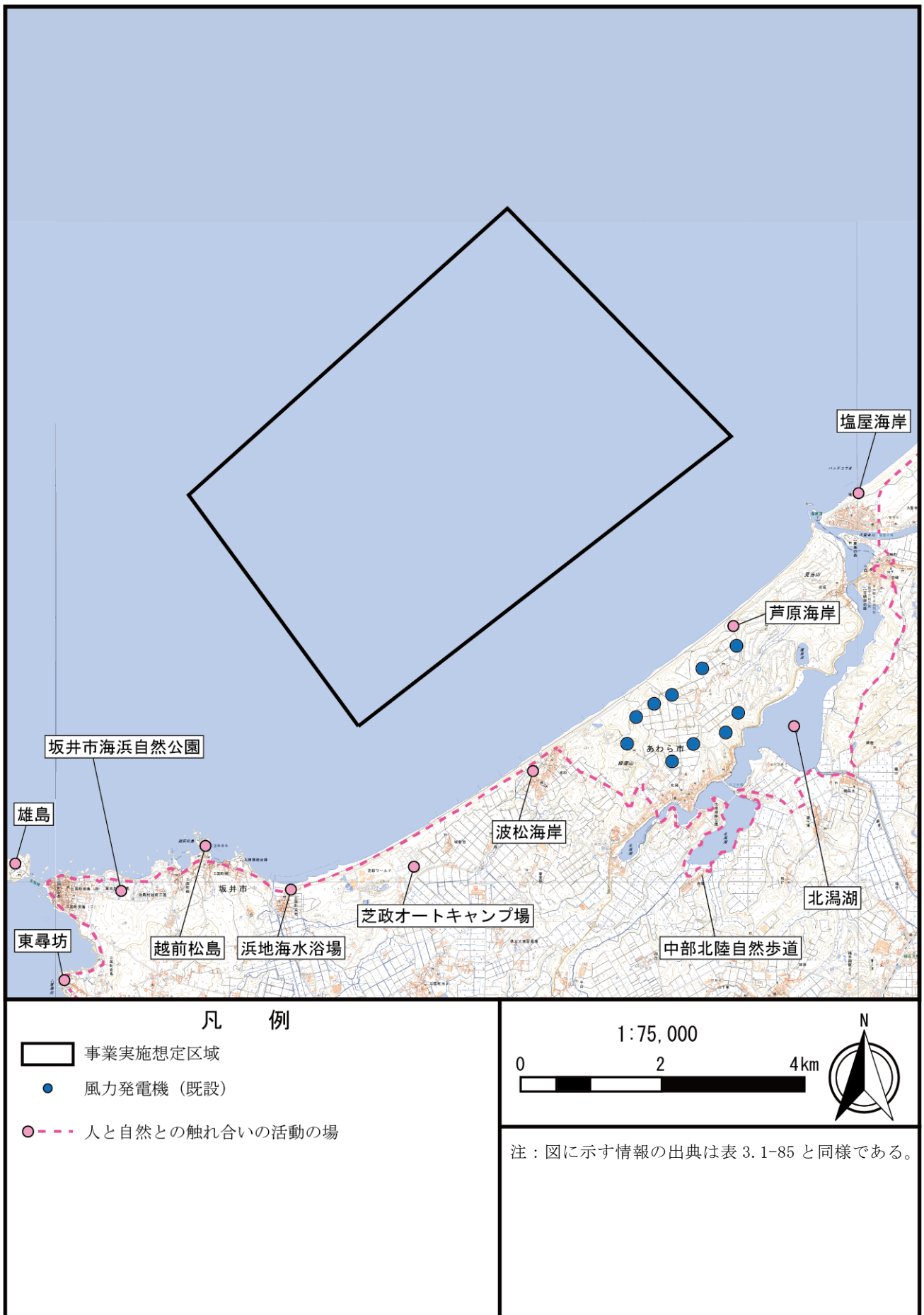


図 3.1-40 人と自然との触れ合いの活動の場

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

事業実施想定区域の周囲における、空間放射線量率の測定地点は図 3.1-41 のとおりであり、南に約 6km 離れた位置に「坂井市役所三国支所」、南に約 8km 離れた位置に「あわら市役所」がある。令和 2 年の年平均値は「坂井市役所三国支所」が  $0.043\mu\text{Sv/h}$ 、「あわら市役所」が  $0.064\mu\text{Sv/h}$  である。

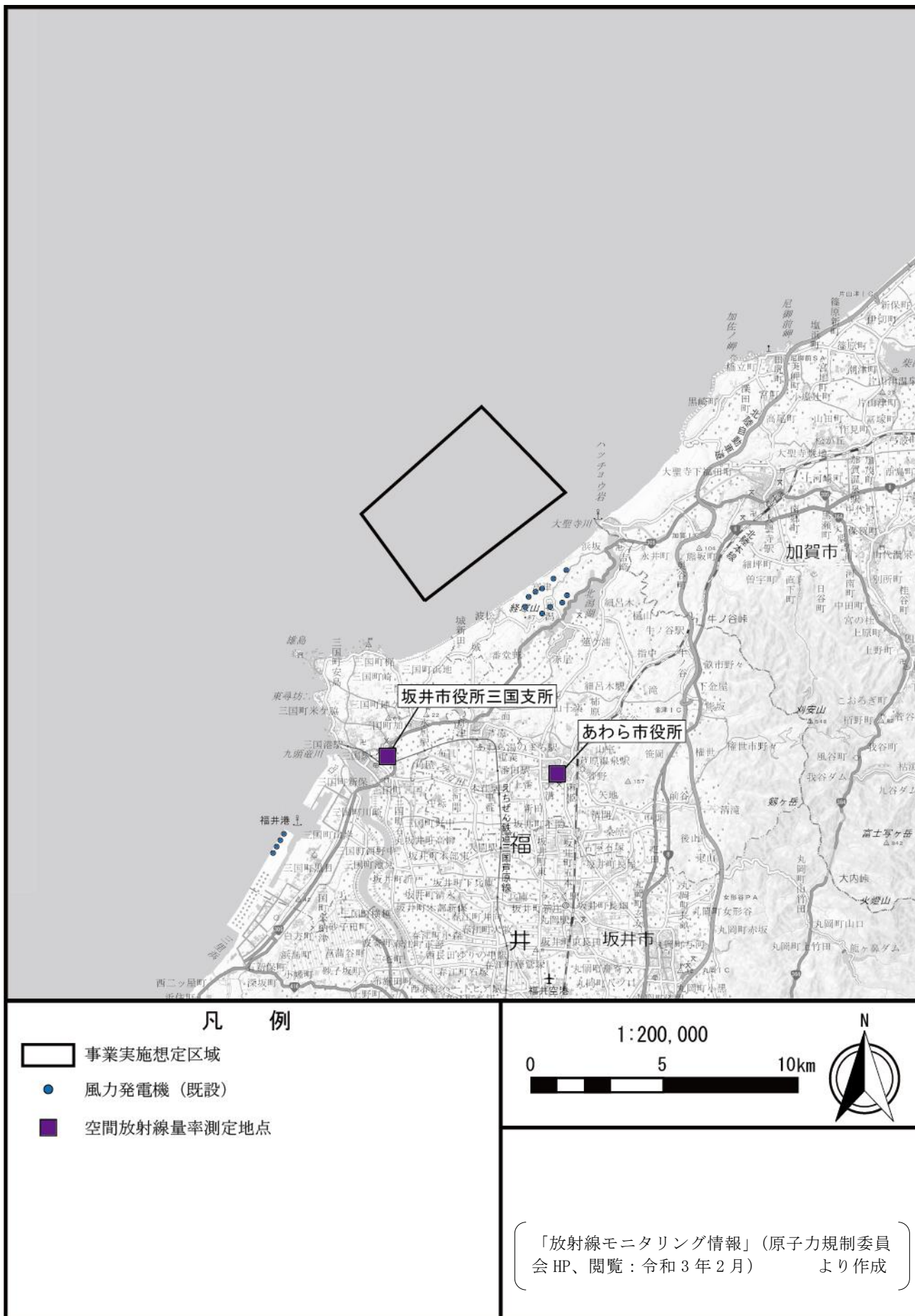


図 3.1-41 空間放射線量率測定地点

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口の状況

あわら市、坂井市、福井市、福井県、加賀市及び石川県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 のとおりである。

人口はあわら市、坂井市、福井市及び加賀市ともに減少傾向であるが、坂井市及び福井市では、世帯数が増加傾向である。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区 分	年	人口（人）			総世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
あわら市	平成 17 年	31,081	14,498	16,583	9,658
	平成 22 年	29,989	14,081	15,908	9,735
	平成 27 年	28,729	13,555	15,174	9,697
坂井市	平成 17 年	92,318	44,349	47,969	28,035
	平成 22 年	91,900	44,235	47,665	28,744
	平成 27 年	90,280	43,526	46,754	29,454
福井市	平成 17 年	269,144	130,834	138,310	93,694
	平成 22 年	266,796	128,692	138,104	97,446
	平成 27 年	265,904	128,892	137,012	99,872
福井県	平成 17 年	821,592	397,271	424,321	269,577
	平成 22 年	806,314	389,712	416,602	275,599
	平成 27 年	786,740	381,474	405,266	279,687
加賀市	平成 17 年	74,982	34,759	40,223	25,999
	平成 22 年	71,887	33,498	38,389	25,966
	平成 27 年	67,186	31,420	35,766	24,841
石川県	平成 17 年	1,174,026	567,060	606,966	424,585
	平成 22 年	1,169,788	564,972	604,816	441,170
	平成 27 年	1,154,008	558,589	595,419	453,368

注：平成 17 年の坂井市の値は、三国町、丸岡町、春江町村及び坂井町の値を合計した値である。平成 17 年の福井市の値は、福井市、美山町、越廼村、清水町の値を合計した値である。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

## 2. 産業の状況

あわら市、坂井市、福井市、福井県、加賀市及び石川県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、あわら市、坂井市、福井市及び加賀市ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、(斜字)は%）

産 業	あわら市	坂井市	福井市	福井県	加賀市	石川県
第一次産業	923 (6.2)	2,050 (4.3)	2,824 (2.2)	14,826 (3.8)	1,206 (3.6)	17,289 (3.1)
農 業	893	1,920	2,614	13,154	1,065	14,243
林 業	24	34	150	636	55	752
漁 業	6	96	60	1,036	86	2,294
第二次産業	4,711 (31.5)	16,003 (33.7)	32,932 (26.1)	122,602 (31.3)	12,101 (36.1)	156,786 (28.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	4	22	100	5	168
建 設 業	1,032	3,967	10,657	35,912	2,048	45,485
製 造 業	3,678	12,032	22,253	86,590	10,048	111,133
第三次産業	9,345 (62.4)	29,388 (61.9)	9,0375 (71.7)	254,676 (65.0)	20,223 (60.3)	375,106 (68.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	50	211	627	4,788	63	2,817
情報通信業	208	724	2,639	5,611	279	11,927
運輸業、郵便業	654	2,345	65	15,749	1,205	25,847
卸売業、小売業	2,070	7,285	22,922	60,800	4,733	90,719
金融業、保険業	314	1,016	4,136	9,254	435	12,044
不動産業、物品賃貸業	90	413	1,949	4,009	273	7,679
学術研究、専門・技術サービス業	322	1,102	3,993	11,187	496	15,003
宿泊業、飲食サービス業	1,238	2,295	7,060	21,067	3,353	33,926
生活関連サービス業、娯楽業	593	1,693	4,719	13,244	1,478	20,086
教育、学習支援業	685	2,006	6,918	18,458	972	26,395
医療、福祉	1,697	5,978	17,236	50,759	4,214	71,651
複合サービス事業	232	595	1,258	4,818	400	5,812
サービス業（他に分類されないもの）	699	2,278	6,945	21,414	1,511	32,023
公務（他に分類されるものを除く）	493	1,447	4,708	13,518	811	19,177
分類不能の産業	153 (1.0)	285 (0.6)	3757 (2.9)	7,065 (1.8)	527 (1.5)	23,480 (4.1)
総 数	15,132	47,726	129,888	399,169	34,057	572,661

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 第一次～第三次産業の比率（%）は、総数から分類不能の産業を除いた就業者数に対する比率であり、分類不能の産業の比率（%）は、総数に対する比率（%）である。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

### (1) 農業

あわら市、坂井市、福井市、福井県、加賀市及び石川県の販売目的の農作物作付（栽培）経営体数及び家畜等を飼養している経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在、農作物作付（栽培）経営体数は、あわら市、坂井市、福井市及び加賀市ともに稲が最も多い。家畜等を飼養している経営体数は、あわら市は乳用牛及び肉用牛が、坂井市では肉用牛が、福井市及び加賀市では栽培きのこが最も多い。

表 3.2-3(1) 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年 2 月 1 日現在）

(単位：経営体)

種 類	あわら市	坂井市	福井市	福井県	加賀市	石川県
稲	609	1,948	3,372	14,411	887	12,226
麦類	150	597	250	1,738	9	347
雑穀	75	267	189	1,360	89	301
いも類	70	47	115	666	29	631
豆類	53	135	122	741	108	795
工芸農作物	3	1	7	38	9	49
野菜類	181	424	594	3,249	169	2,385
花き類・花木	13	33	80	347	18	273
その他の作物	11	26	44	222	10	242

〔「2015 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕

表 3.2-3(2) 家畜等を飼養している経営体数（平成 27 年 2 月 1 日現在）

(単位：経営体)

種 類	あわら市	坂井市	福井市	福井県	加賀市	石川県
乳用牛	3	6	3	31	1	63
肉用牛	3	18	8	56	1	82
豚	—	—	—	4	1	15
採卵鶏	—	6	5	29	1	18
ブロイラー	—	1	1	2	—	1
栽培きのこ	2	3	18	82	5	149

注：「—」は、調査を行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕



## (2) 林業

あわら市、坂井市、福井市、福井県、加賀市及び石川県の所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在、林野面積は、あわら市では 4,442ha、坂井市では 7,365ha、福井市では 31,909ha、加賀市では 21,210ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公 有	私 有
あわら市	4,442	42	32	10	4,400	2	577	3,821
坂井市	7,365	40	—	40	7,325	1,197	1,460	4,668
福井市	31,909	76	55	21	31,833	1,095	1,514	29,224
福井県	310,193	36,894	36,419	475	273,299	15,483	38,783	219,033
加賀市	21,210	1,378	1,312	66	19,832	2,153	1,717	15,962
石川県	278,695	26,057	25,373	684	252,638	8,245	33,841	210,552

注：「—」は調査を行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月) より作成〕

(3) 水産業

福井市、あわら市、坂井市、福井県、加賀市及び石川県の漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。

平成 30 年における漁獲量の総量は、あわら市は 3t、坂井市は 507t、福井市は 1,038t、加賀市は 1,100t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

区 分			あわら市	坂井市	福井市	福井県	加賀市	石川県
底 び き 網	遠洋底びき網		—	—	—	—	—	—
	以西底びき網		—	—	—	—	—	—
	沖合底びき網	1 そうびき	—	406	—	1,441	x	1,602
		2 そうびき	—	—	—	—	—	—
小型底びき網		—	x	x	1,804	226	4,002	
船びき網			x	—	—	x	—	189
ま き 網	大 中 型 ま き 網	1 そう ま ぎ	遠洋かつお・まぐろ	—	—	—	—	—
			近海かつお・まぐろ	—	—	—	—	x
		その他	—	—	—	—	—	x
	2 そうまき網		—	—	—	—	—	—
中・小型まき網		—	—	—	—	—	14,965	
刺 網	さけ・ます流し網		—	—	—	—	—	—
	かじき等流し網		—	—	—	—	—	—
	その他の刺網		0	5	26	202	47	1,259
敷 網	さんま棒受網		—	—	—	—	—	—
定 置 網	大型定置網		—	—	x	5,868	x	26,919
	さけ定置網		—	—	—	—	—	—
	小型定置網		—	—	—	727	83	1,485
その他の網漁業			x	x	—	x	—	36
は え 縄	ま ぐ ろ は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	—	—	—	—	—	—
		近海まぐろはえ縄	—	—	—	—	—	—
		沿岸まぐろはえ縄	—	—	—	—	—	—
	その他のはえ縄		—	0	—	116	—	403
は え 縄 以 外 の 釣	か っ お 一 本 釣	遠洋かつお一本釣	—	—	—	—	—	—
		近海かつお一本釣	—	—	—	—	—	—
		沿岸かつお一本釣	—	—	—	—	—	—
	い か 釣	遠洋いか釣	—	—	—	—	—	—
		近海いか釣	—	—	—	—	—	3,817
		沿岸いか釣	x	1	410	560	2	479
	ひき縄釣		x	x	—	1	—	—
その他の釣		x	22	34	111	7	312	
採貝・採藻			1	17	8	273	15	775
その他の漁業			0	3	5	205	1	1,293
漁獲量計			3	507	1,038	11,317	1,100	62,071

注：1. 「0」は単位に満たないもの（例：漁獲量0.4トン→0トンなど）。

2. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

3. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕

表 3.2-6 主要な魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

区分	あわら市	坂井市	福井市	福井県	加賀市	石川県	
魚類	まぐろ類	—	0	1	18	x	251
	かじき類	—	—	2	21	0	x
	かつお類	—	—	1	127	0	245
	さめ類	—	—	—	x	0	x
	さけ・ます類	—	0	0	5	0	10
	このしろ	—	—	0	x	0	20
	にしん	—	—	—	—	x	x
	いわし類	—	—	4	360	x	25,890
	あじ類	0	1	40	439	60	1,934
	さば類	—	0	11	204	5	7,162
	さんま	—	—	—	0	—	6
	ぶり類	0	4	185	1,523	56	8,440
	ひらめ・かれい類	0	38	49	1,071	348	1,301
	たら類	0	1	13	47	25	712
	ほっけ	—	—	1	1	2	74
	きちじ	—	—	—	—	—	—
	はたはた	—	6	2	85	25	520
	にぎす類	—	3	11	62	31	888
	あなご類	—	0	0	46	1	15
	たちうお	—	—	0	4	0	5
	たい類	0	7	31	282	42	663
	いさき	—	0	0	4	—	3
	さわら類	0	1	70	2,491	96	1,817
	すずき類	0	0	6	100	12	171
	いかなご	0	—	—	0	—	—
	あまだい類	—	0	2	69	9	75
	ふぐ類	—	4	58	128	15	839
	その他の魚類	0	29	94	1,414	158	4,277
	えび類	—	324	9	486	108	1,002
かに類	—	58	x	558	45	1,370	
おきあみ類	—	—	—	—	—	—	
貝類	1	20	6	261	18	553	
いか類	0	2	423	1,214	18	5,002	
たこ類	0	3	x	151	13	259	
うに類	—	2	0	3	—	0	
海産ほ乳類	—	—	—	—	—	17	
その他の水産動物類	—	—	—	90	0	234	
海藻類	1	4	4	50	7	308	
漁獲量計	3	507	1,038	11,317	1,100	62,071	

注：1. 「0」単位に満たないもの（例：漁獲量 0.4 トン→0 トンなど）。

2. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

3. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕

#### (4) 商業

福井市、あわら市、坂井市、福井県、加賀市及び石川県の商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、あわら市では 24,938 百万円、坂井市では 133,270 百万円、福井市では 1,186,220 百万円、加賀市では 91,504 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業種	区分	あわら市	坂井市	福井市	福井県	加賀市	石川県
卸売業	事業所数(事業所)	32	142	1,051	2,072	138	3,288
	従業者数(人)	232	1,203	10,424	17,447	711	29,710
	年間商品販売額(百万円)	8,458	56,203	814,926	1,124,125	23,947	2,716,985
小売業	事業所数(事業所)	221	655	2,488	6,833	572	9,259
	従業者数(人)	1,158	4,307	17,400	42,859	3,521	62,394
	年間商品販売額(百万円)	16,481	77,067	371,293	821,047	67,558	1,291,472
合計	事業所数(事業所)	253	797	3,539	8,905	710	12,547
	従業者数(人)	1,390	5,510	27,824	60,306	4,232	92,104
	年間商品販売額(百万円)	24,938	133,270	1,186,220	1,945,172	91,504	4,008,457

注：事業者数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の値である。

〔「平成 28 年経済センサスー活動調査」(総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕

#### (5) 工業

あわら市、坂井市、福井市、福井県、加賀市及び石川県の工業の状況は、表 3.2-8 のとおりである。

平成 30 年の製造品出荷額等は、あわら市では 19,569,663 万円、坂井市では 30,894,754 万円、福井市では 47,031,742 万円、加賀市では 26,933,383 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況(従業員 4 人以上)

区分	あわら市	坂井市	福井市	福井県	加賀市	石川県
事業所数(事業所)	79	321	561	2,091	266	2,799
従業者数(人)	4,441	9,814	17,791	74,437	9,480	105,039
製造品出荷額等(万円)	19,569,663	30,894,754	47,031,742	224,944,302	26,933,383	314,091,497

注：事業所数及び従業者数は令和元年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 30 年 1 年間の値である。

〔「2019 年工業統計調査」(経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

あわら市、坂井市、福井市及び加賀市の土地利用の状況は、表 3.2-9 のとおりである。あわら市及び坂井市では「田」が 29.9%、29.9%、福井市及び加賀市では「山林」が 49.6%、43.2% と最も多くを占めている。

表 3.2-9(1) 土地利用の状況（福井県、平成 31 年 1 月 1 日現在）

区 分	単 位	総 数	田	畑	宅 地	山 林	原 野	雑種地 その他
あわら市	ha	8,972.1	2,681.8	895.4	868.7	2,172.8	97.6	2,255.8
	%	(100.0)	(29.9)	(10.0)	(9.7)	(24.2)	(1.1)	(25.1)
坂井市	ha	20,308.4	6,071.8	903.5	2,367.2	5,990.4	97.4	4,878.1
	%	(100.0)	(29.9)	(4.4)	(11.7)	(29.5)	(0.5)	(24.0)
福井市	ha	34,845.7	7,955.6	913.8	4,854.1	17,300.7	101.0	3,720.5
	%	(100.0)	(22.8)	(2.6)	(13.9)	(49.6)	(0.3)	(10.7)

注：道路河川を除く非課税地を含めた面積の値である。

〔平成 30 年（第 66 回）福井県統計年鑑〕（福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成

表 3.2-9(2) 土地利用の状況（石川県、平成 30 年 10 月 1 日現在）

区 分	単 位	総 数	田	畑	宅 地	鉱泉地	池・沼	山 林	牧 場	原 野	雑種地 その他
加賀市	ha	113.21	32.81	5.81	15.34	0	0.16	48.96	0.02	2.79	7.32
	%	(100)	(29.0)	(5.1)	(13.6)	(0.0)	(0.1)	(43.2)	(0.0)	(2.5)	(6.5)

注：民有地の地目別土地利用の値である。

〔2018 年〔平成 30 年〕石川県統計書〕（いしかわ統計指標ランド HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

#### ① 都市地域

事業実施想定区域の周囲における都市地域は図 3.2-1 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には都市地域が分布している。

#### ② 農業地域

事業実施想定区域の周囲における農業地域は図 3.2-2 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

事業実施想定区域の周囲における森林地域は図 3.2-3 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には森林地域が分布している。

#### ④ 自然公園地域

事業実施想定区域の周囲における自然公園地域は図 3.2-14 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく自然公園指定区域の指定がある。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-2 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に農用地区域が分布している。

### (3) 都市計画に基づく用途地域

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく用途地域の指定はない。

### (4) 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）、「福井県自然環境保全条例」（昭和 48 年福井県条例第 1 号）及び「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成 16 年石川県条例第 16 号）に基づく自然環境保全地域はない。

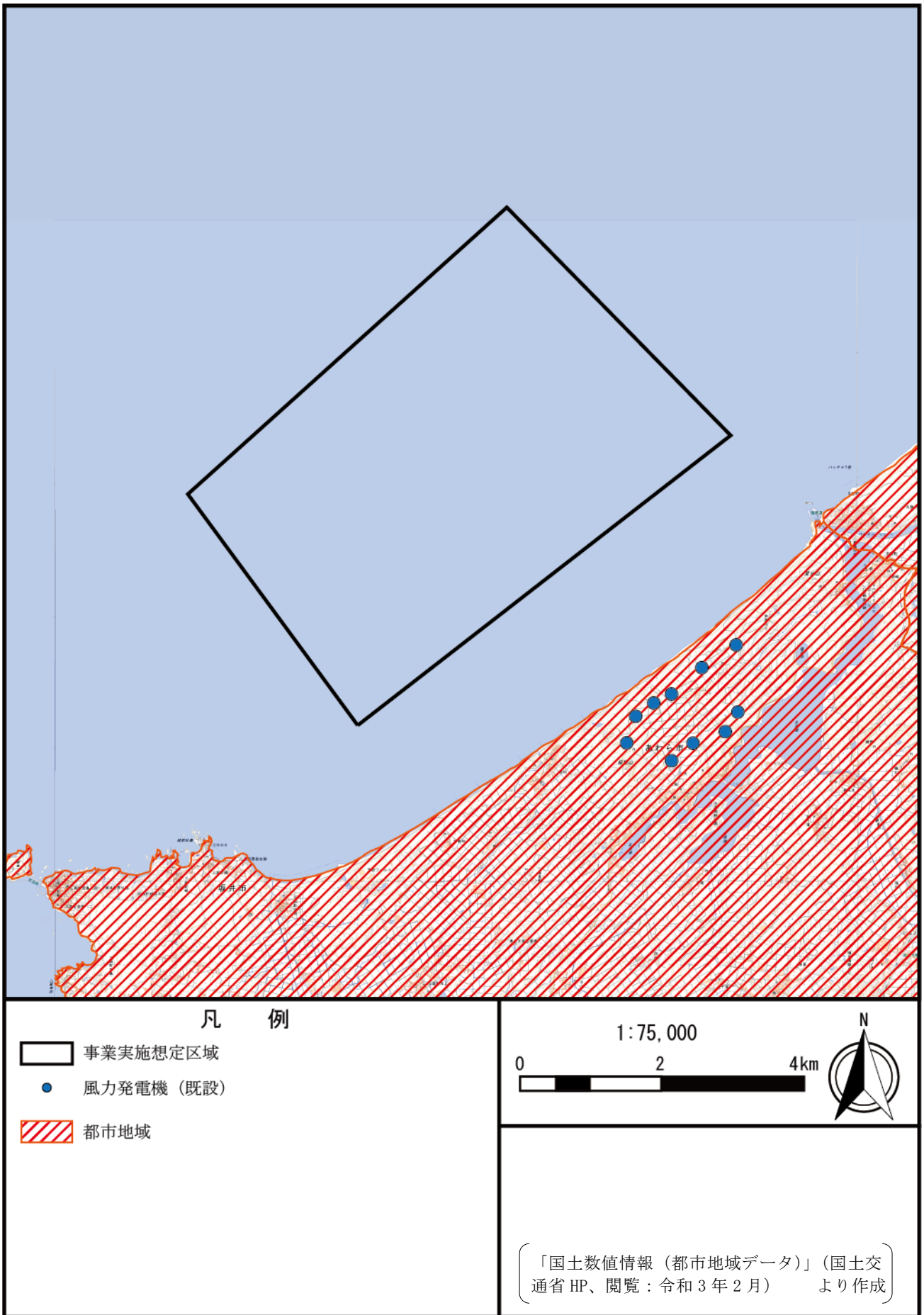


図 3.2-1 土地利用基本計画図 (都市地域)

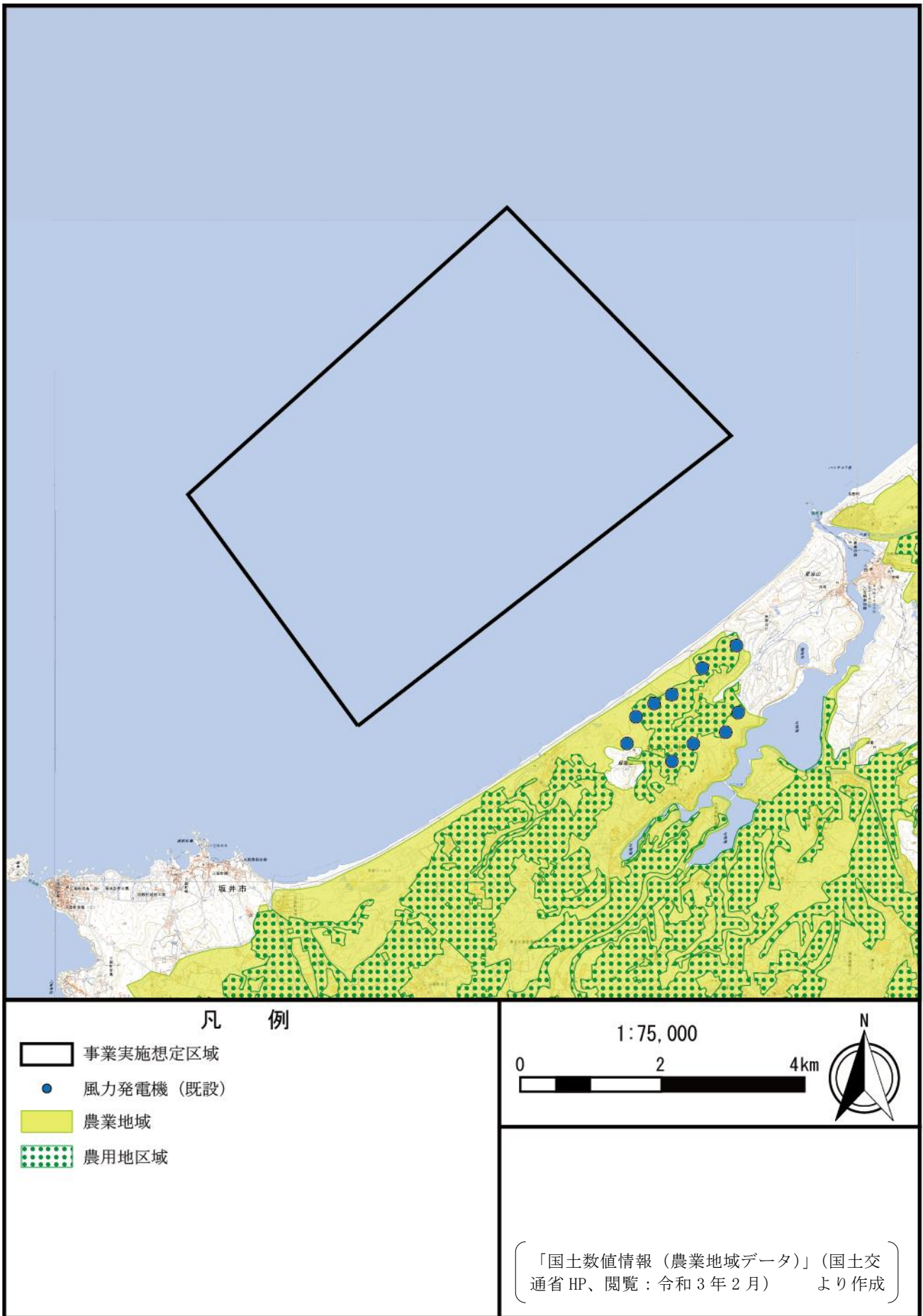


図 3.2-2 土地利用基本計画図 (農業地域)



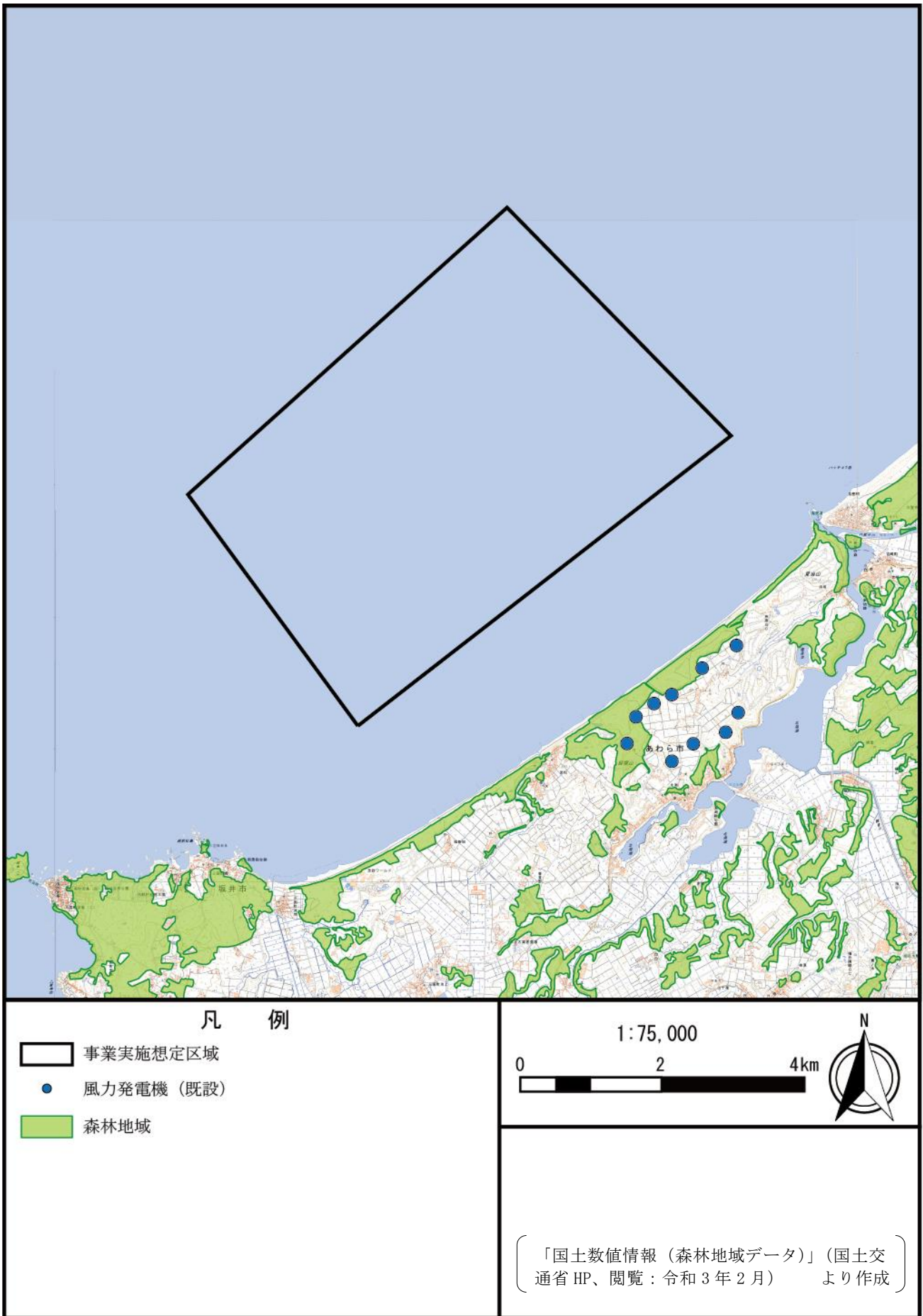


図 3.2-3 土地利用基本計画図（森林地域）

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域の周囲の河川における「漁業法」(昭和24年法律第267号、最終改正：令和元年5月15日)に基づく内水面漁業権の設定状況は、表3.2-10及び図3.2-4のとおりである。

表 3.2-10 内水面漁業権の設定状況

県	免許番号	漁業権者	河川	漁業種類	魚種
福井県	内共第16号	北潟漁業協同組合	観音川及び北潟湖南部	第1種	しじみ、えむし
				第5種	こい、ふな、わかさぎ、うなぎ、えび
	内共第17号	北潟漁業協同組合 及び 石川県漁業協同組合	北潟湖北部及び大聖寺川	第1種	しじみ
				第5種	こい、ふな、うなぎ、えび
石川県	内共第1号	大聖寺川漁業協同組合	大聖寺川及び支流	第5種	あゆ、いわな、やまめ、さくらます、うなぎ

「川と湖のルール&マナー」(福井県HP、閲覧：令和3年2月)  
 「石川県公報 第12560号」(石川県HP、閲覧：令和3年2月)  
 「南加賀の清流 大聖寺川ごあんない」(大聖寺川漁業協働組合HP、閲覧：令和3年2月)  
 より作成

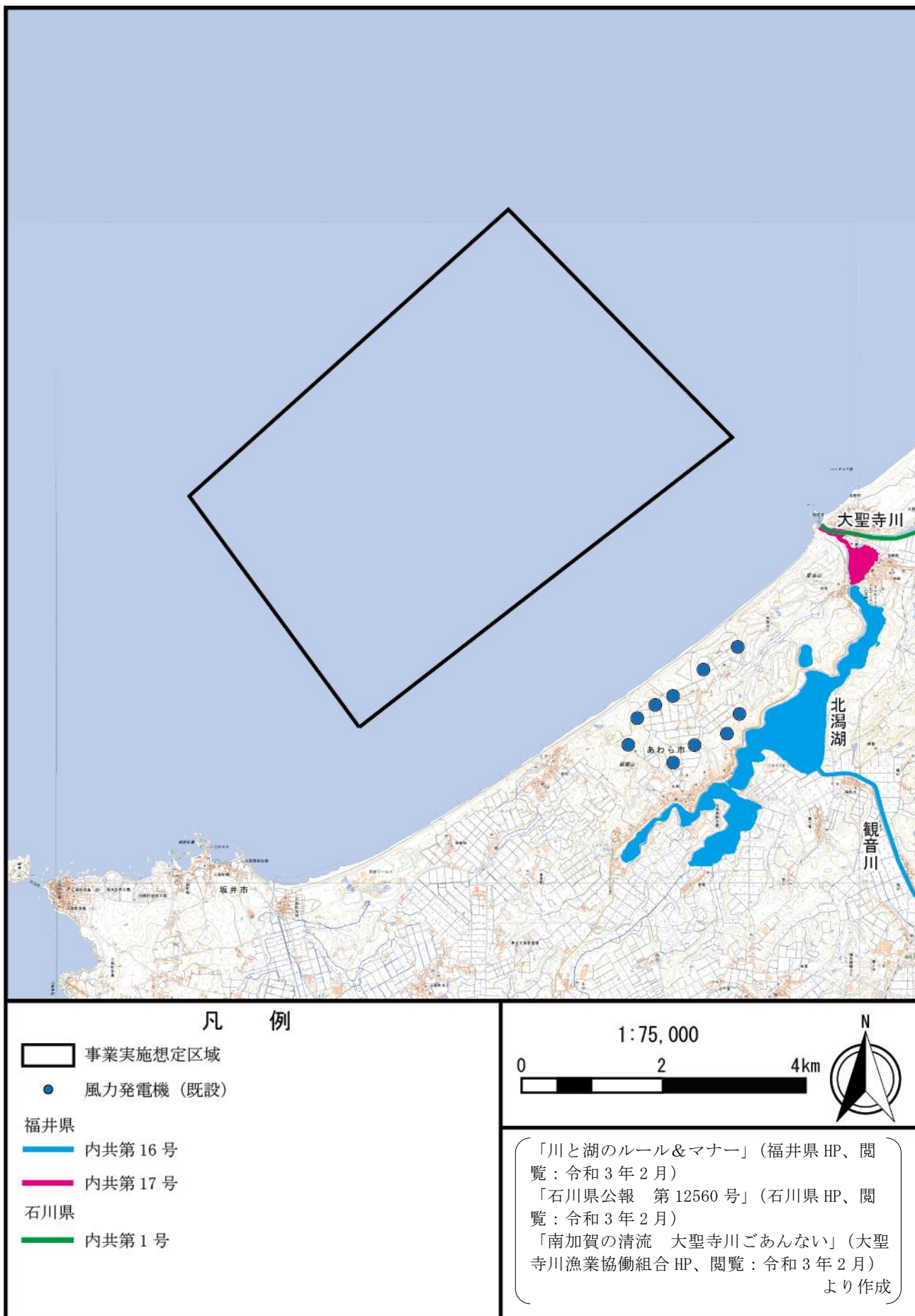


図 3.2-4 内水面漁業権の設定状況

## 2. 海域の利用状況

### (1) 港湾の利用

事業実施想定区域及びその周囲における港湾の状況は図 3.2-5 のとおりであり、地方港湾である福井港及び塩屋港が指定されている。

### (2) 漁港の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における漁港の状況は図 3.2-5 のとおりであり、第1種漁港の浜坂漁港、梶漁港、崎漁港及び安島漁港がある。

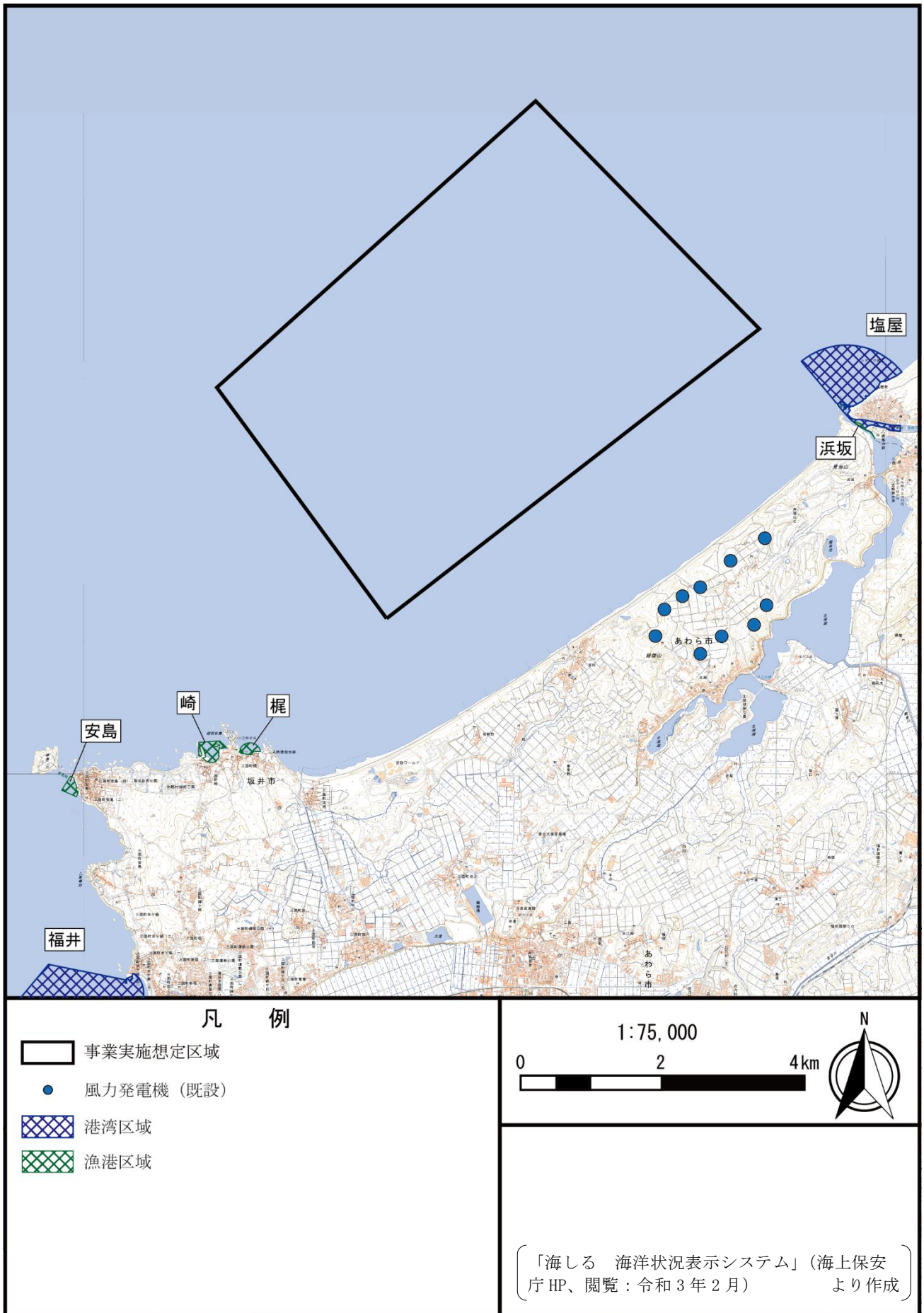


図 3.2-5 港湾・漁港の状況

### (3) 漁業区域の状況

事業実施想定区域及びその周囲の海域における「漁業法」(昭和24年法律267号、最終改正：令和元年5月15日)に基づく海面漁業権の設定状況は、表3.2-11及び図3.2-6のとおりである。

表 3.2-11 海面漁業権の内容

種別	県	免許番号	漁業権者	漁業種類	
共同漁業権	石川県	共第01号	大聖寺川漁業協同組合	第1種	貝類漁業7件(あわび、さざえ等)、藻類漁業7件(わかめ、いわのり等)、その他漁業3件(うに、なまこ、たこ)
				第2種	雑魚刺網漁業、雑魚小型定置漁業、いか・かにかご漁業
				第3種	雑魚地びき網漁業
	福井県	共第1号	北潟漁業協同組合	第1種	貝類漁業7件(あわび、さざえ等)、藻類漁業3件(わかめ、はばのり、いわのり)
				第2種	磯さし網漁業、雑魚小型定置漁業
		共第2号	雄島漁業協同組合	第1種	貝類漁業7件(あさり、はまぐり等)、藻類漁業7件(わかめ、もずく等)、その他漁業4件(うに、なまこ、たこ、えむし)
				第2種	磯さし網漁業、雑魚小型定置漁業
		共第3号	雄島漁業協同組合 三国港漁業協同組合	第1種	貝類漁業4件(あわび、さざえ等)、藻類漁業3件(わかめ、いわのり、てんぐさ)、その他漁業1件(たこ)
		共第51号	北潟漁業協同組合	第3種	地びき網漁業4件(たい、あじ、ぶり、いかなご)
		区画漁業権	区第1号	雄島漁業協同組合	第1種

「ふくい海のルール&マナー」(福井県HP、閲覧：令和3年2月)  
「福井県報 号外第74号」(福井県HP、閲覧：令和3年2年)  
「石川県公報 第12558号」(石川県HP、閲覧：令和3年2月)  
「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁HP、閲覧：令和3年2月)より作成

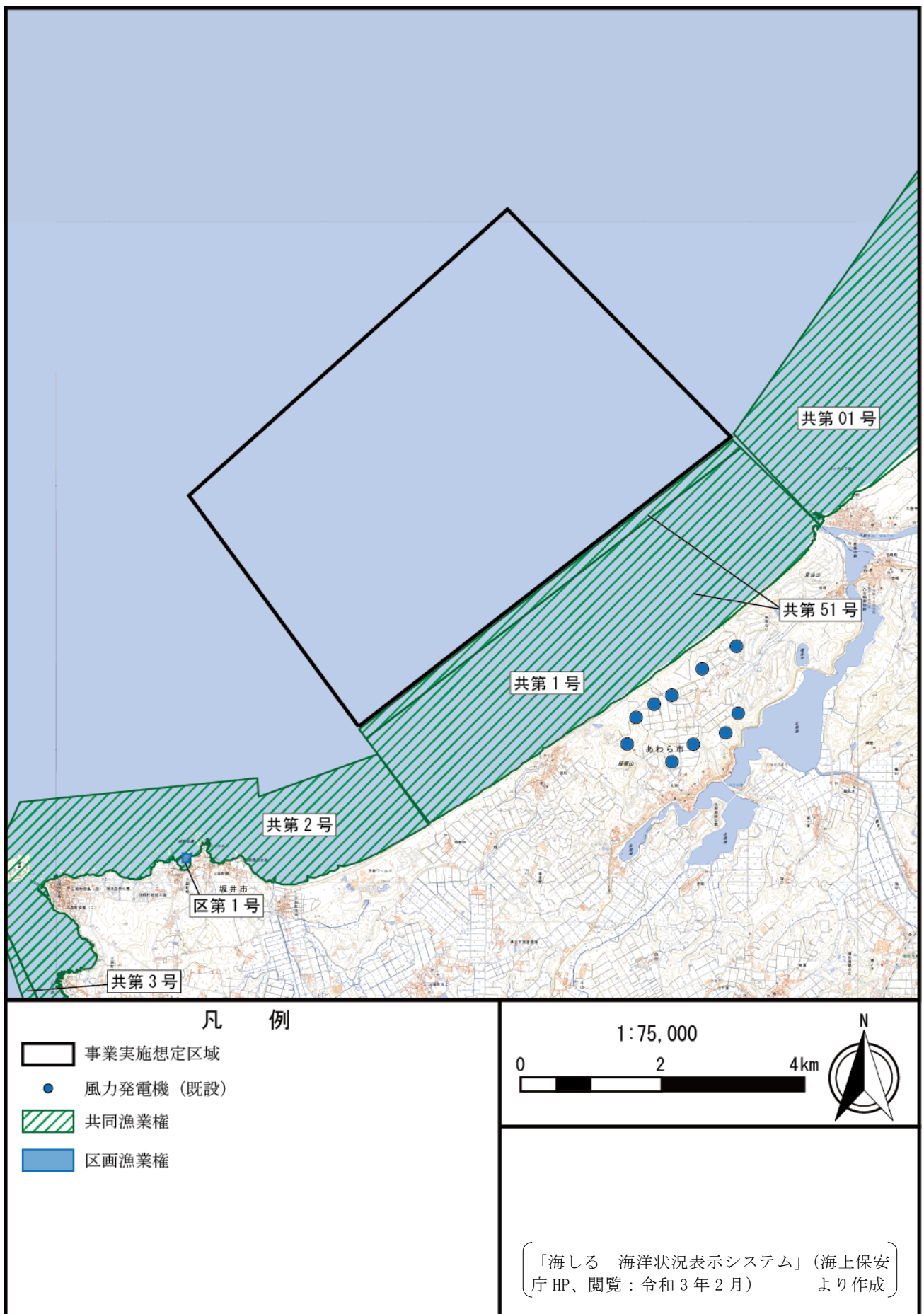


図 3.2-6 海面漁業権の設定状況

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域の周囲における主要な道路等の状況は表 3.2-12 及び図 3.2-7 のとおりであり、一般国道 305 号、主要地方道 7 号（三国東尋坊芦原線）等があげられる。

また、鉄道は JR 北陸本線が敷設されている。

表 3.2-12 事業実施想定区域の周囲における主要な道路

番号	路線名	交通量観測区間		交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点側	終点側		
①	一般国道 305 号	福井金津線	細呂木停車場北潟線	2,134	2,466
②		細呂木停車場北潟線	福井加賀線	3,676	4,742
③	主要地方道 5 号 (福井加賀線)	福井加賀線	一般国道 305 号	—	—
④	主要地方道 7 号 (三国東尋坊芦原線)	三国停車場線	一般国道 305 号	2,806	3,592
⑤	主要地方道 29 号 (福井金津線)	芦原丸岡線	福井加賀線	2,845	3,642
⑥		福井加賀線	一般国道 305 号	<u>3,292</u>	<u>4,214</u>
⑦	一般県道 117 号 (塩屋港線)	—	一般国道 305 号	<u>651</u>	<u>859</u>
⑧	一般県道 120 号 (細呂木停車場北潟線)	水口牛ノ谷線	福井金津線	1,337	1,618
⑨		福井金津線	一般国道 305 号	<u>1,183</u>	<u>1,443</u>
⑩	一般県道 152 号 (波松芦原線)	—	一般国道 305 号	1,302	1,575
⑪	一般県道 153 号 (水口牛の谷線)	芦原温泉停車場線	牛ノ谷停車場線	2,992	3,800
⑫	一般県道 166 号 (北潟平山線)	一般国道 305 号	波松芦原線	<u>706</u>	<u>861</u>
⑬		波松芦原線	三国東尋坊芦原線	512	640
⑭	一般県道 296 号 (三木塩屋線)	一般国道 305 号	上木中町線	<u>2,680</u>	<u>3,350</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-7 中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字下線は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字下線は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

5. 「—」は出典に記載のないことを示す。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」(国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕

#### 2. 海上交通の状況

##### (1) 入港船舶状況

事業実施想定区域及びその周囲には、図 3.2-5 のとおり、地方港湾である福井港及び塩屋港がある。入港船舶等の状況は、表 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-13 入港船舶等の状況（令和元年）

県	港湾	入港船舶		海上出入貨物	
		隻数(隻)	総トン数(t)	移出(t)	移入(t)
福井県	福井港	2,207	1,636,126	22,706	1,294,213
石川県	塩屋港	2,459	19,293	—	71

〔「令和元年 港湾調査(年報)」(国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕



## (2) 定期航路の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、定期航路は設定されていない。なお、事業実施想定区域及びその周囲の沖合に敦賀港から新潟港及び苫小牧東港へのフェリー航路がある。

また、図 3.2-7 のとおり、観光遊覧船が運行している。

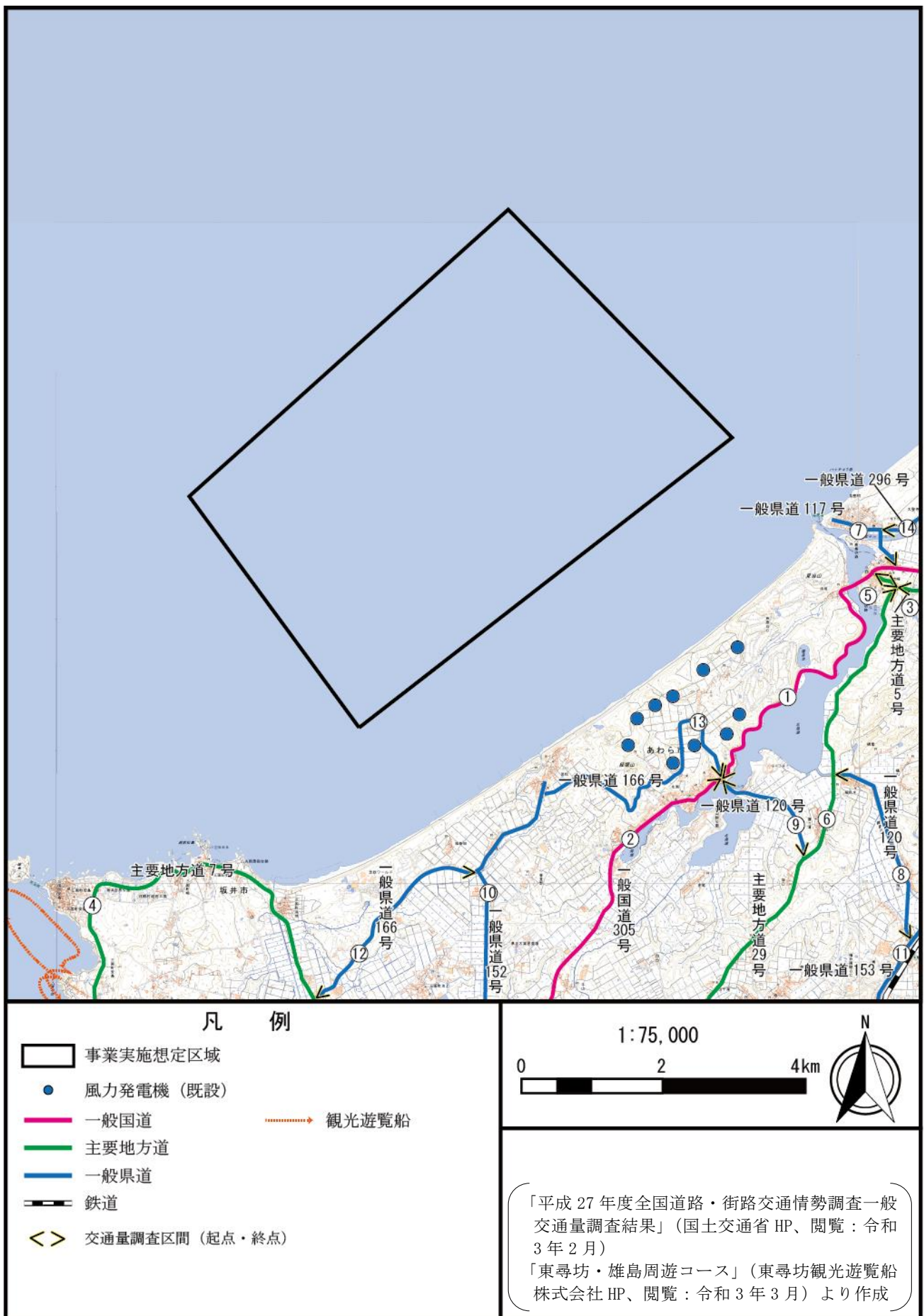


図 3.2-7 主要な道路及び航路の状況

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設があげられる。事業実施想定区域の周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-14 及び図 3.2-8 のとおりである。事業実施想定区域の最寄りの配慮が特に必要な施設はみくにの森クリニックで距離は約 3.0km である。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-8 のとおりであり、事業実施想定区域から加賀市塩屋地区の最寄りの住宅等までの距離は約 1.8km、あわら市波松地区の最寄りの住宅等までの距離は約 1.9km である。

表 3.2-14 配慮が特に必要な施設

区分	番号	施設名	所在地
小学校	1	北潟小学校	あわら市北潟 35-11
	2	細呂木小学校	あわら市滝 63-8
	3	雄島小学校	坂井市三国町陣ヶ岡 16-3
医療機関	4	あわら病院	あわら市北潟 238-1
	5	西野医院	坂井市三国町安島 27-31
	6	みくにの森クリニック	坂井市三国町梶 49-18
認定こども園	7	北潟こども園	あわら市北潟 36-17-2
	8	細呂木こども園	あわら市滝 63-25
	9	雄島こども園	坂井市三国町陣ヶ岡 16-13-3
福祉施設	10	細川接骨院デイサービスセンター	あわら市滝 7-21
	11	特別養護老人ホーム芦原メロン苑	あわら市井江葭 50-18
	12	デイサービスセンターあじさい園	坂井市三国町梶 49-18
	13	デイサービスセンターいこい・ほほえみ	坂井市三国町梶 49-18
	14	特別養護老人ホーム白楽荘	坂井市三国町梶 49-18
	15	特別養護老人ホーム白楽荘みくに湊	坂井市三国町梶 49-18
	16	介護老人保健施設東尋坊ひまわりの丘	坂井市三国町陣ヶ岡 16-13-18

「あわら市小学校・中学校一覧」(あわら市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
「幼稚園(幼保園)・小学校中学校一覧」(坂井市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
「地域医療情報ネットふくい」(福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
「認定こども園一覧(令和 2 年度)」(あわら市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
「市内の保育施設(令和 2 年 4 月 1 日現在)」(坂井市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
「介護事務所・生活関連情報検索」(厚生労働省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成

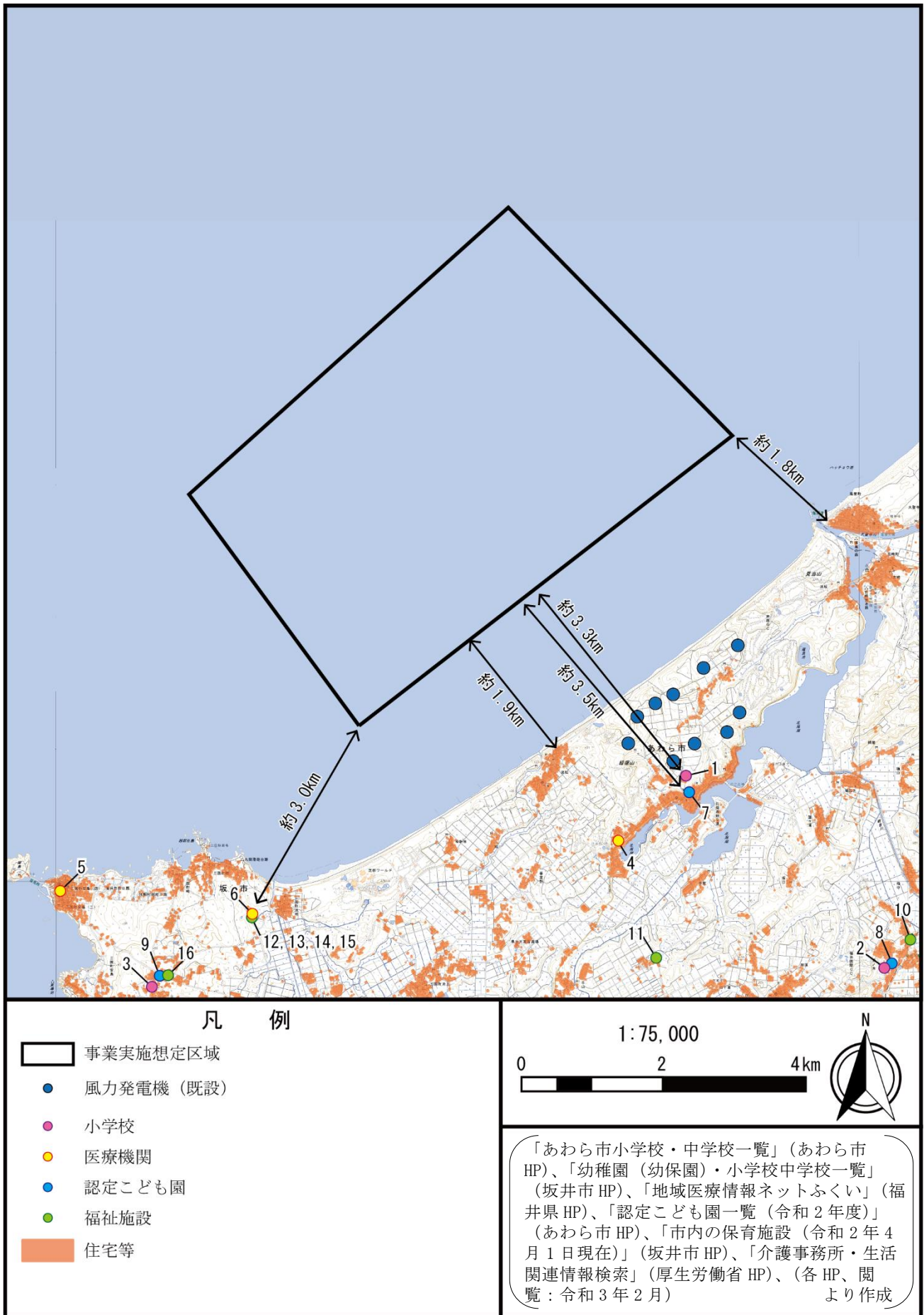


図 3.2-8 配慮が特に必要な施設及び住宅等の配置の概況

### 3.2.6 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

あわら市、坂井市、福井市、福井県、加賀市及び石川県における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-15 のとおりである。

平成 30 年度におけるごみ総排出量は、あわら市で 12,847t、坂井市で 30,619t、福井市で 97,343t、加賀市で 26,792t となっている。

表 3.2-15 一般廃棄物の処理状況（平成 30 年度）

区 分		あわら市	坂井市	福井市	福井県	加賀市	石川県
ごみ総 排出量	計画収集量 (t)	9,072	25,447	79,215	217,350	21,593	334,451
	直接搬入量 (t)	1,064	2,330	6,837	41,948	4,775	50,761
	集団回収量 (t)	2,711	2,842	11,291	28,348	424	8,417
	合計 (t)	12,847	30,619	97,343	287,646	26,792	393,629
ごみ処 理量	直接焼却量 (t)	8,682	23,651	69,940	208,525	19,138	227,399
	直接最終処分量 (t)	0	0	0	914	666	11,398
	焼却以外の 中間処理量 (t)	1,247	3,174	15,355	43,630	6,564	127,624
	直接資源化量 (t)	207	821	757	5,616	0	19,271
	合計 (t)	10,136	27,646	86,052	258,685	26,368	385,692
中間処理後再生利用量 (t)		387	856	5,388	19,527	2,847	31,366
リサイクル率 (%)		25.7	14.8	17.9	18.6	12.2	15.0
最終処分量 (t)		1,565	4,281	8,135	28,544	2,429	45,188

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔平成 30 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月) より作成

#### 2. 産業廃棄物の状況

福井県及び石川県における産業廃棄物の処理状況は表 3.2-16 のとおりである。

また、事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲における、中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-17、分布状況は図 3.2-9 のとおりであり、中間処理施設が 210 か所、最終処分場が 5 か所分布している。

表 3.2-16 産業廃棄物の処理状況

(単位：千 t)

県	調査年度	排出量				
			再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量
福井県	平成 25 年	2,895	1,308	1,523	63	1
石川県	平成 30 年	3,171	1,766	1,325	81	0

〔福井県産業廃棄物実態調査報告書（平成 25 年度）〕(福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)

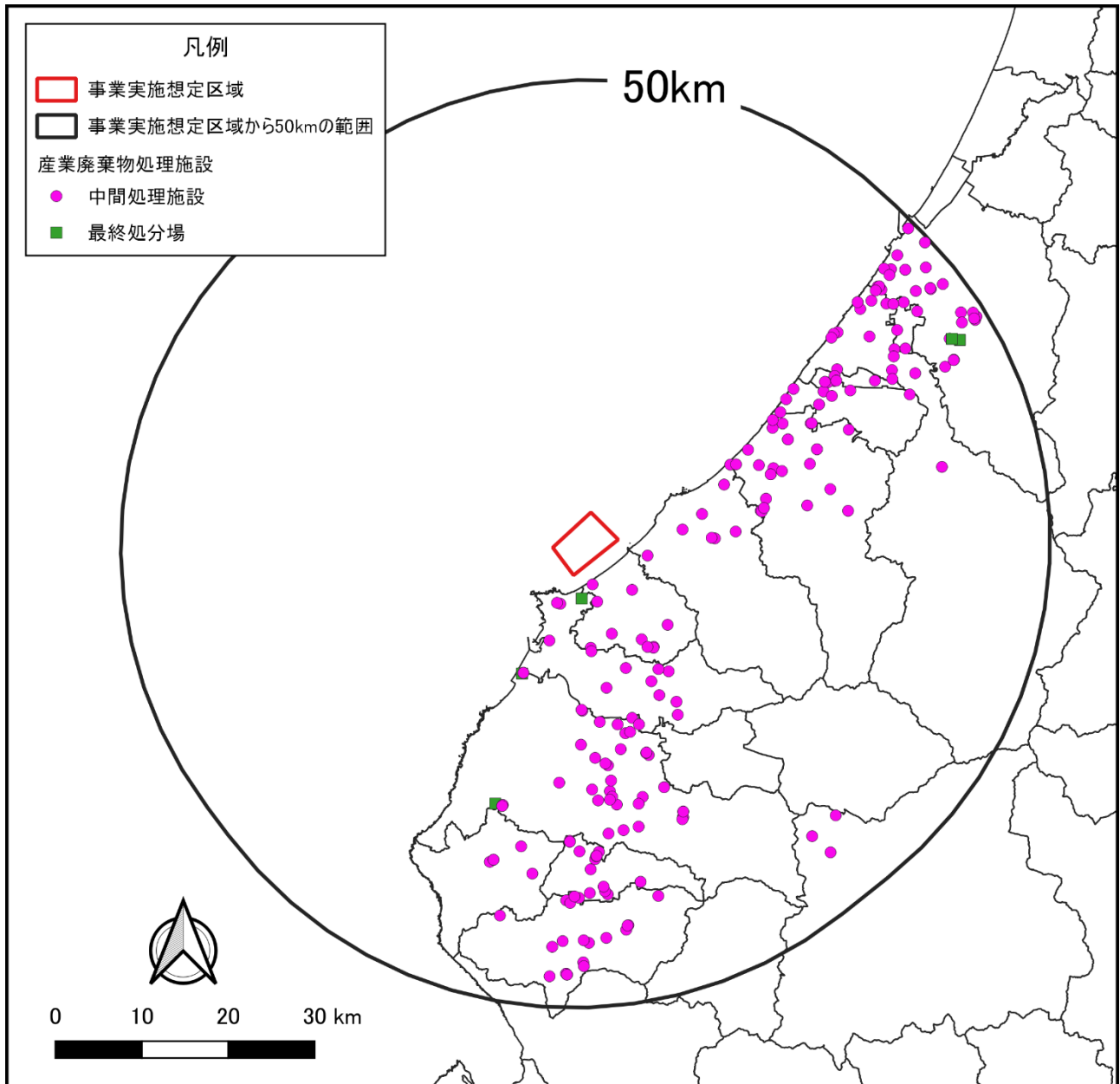
〔令和元年度 石川県産業廃棄物排出量実態調査報告書（平成 30 年度実績）〕(石川県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)

より作成

表 3.2-17 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町	中間処理施設	最終処分場
福井県	福井市	40	2
	大野市	3	0
	鯖江市	16	0
	あわら市	12	0
	越前市	21	0
	坂井市	11	1
	越前町	5	0
石川県	金沢市	31	2
	小松市	23	0
	加賀市	10	0
	白山市	19	0
	能美市	11	0
	野々市市	2	0
	川北町	6	0
合計		210	5

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和3年2月）より作成〕

図 3.2-9 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

### 3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき、表3.2-18(1)のとおり全国一律に定められている。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表3.2-18(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-18(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。	
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。	
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）	
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）	
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成	

表3.2-18(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。	
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成	



## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき、表3.2-19のとおり定められている。

事業実施想定区域の周囲における環境基準の種類の指定状況は図3.2-10のとおりである。

表3.2-19(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域である。

類型 A：指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域である。

類型 B：住居地域、準住居地域である。

類型 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

〔騒音に係る環境基準について〕（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

表3.2-19(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

〔騒音に係る環境基準について〕（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

表3.2-19(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

〔騒音に係る環境基準について〕（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

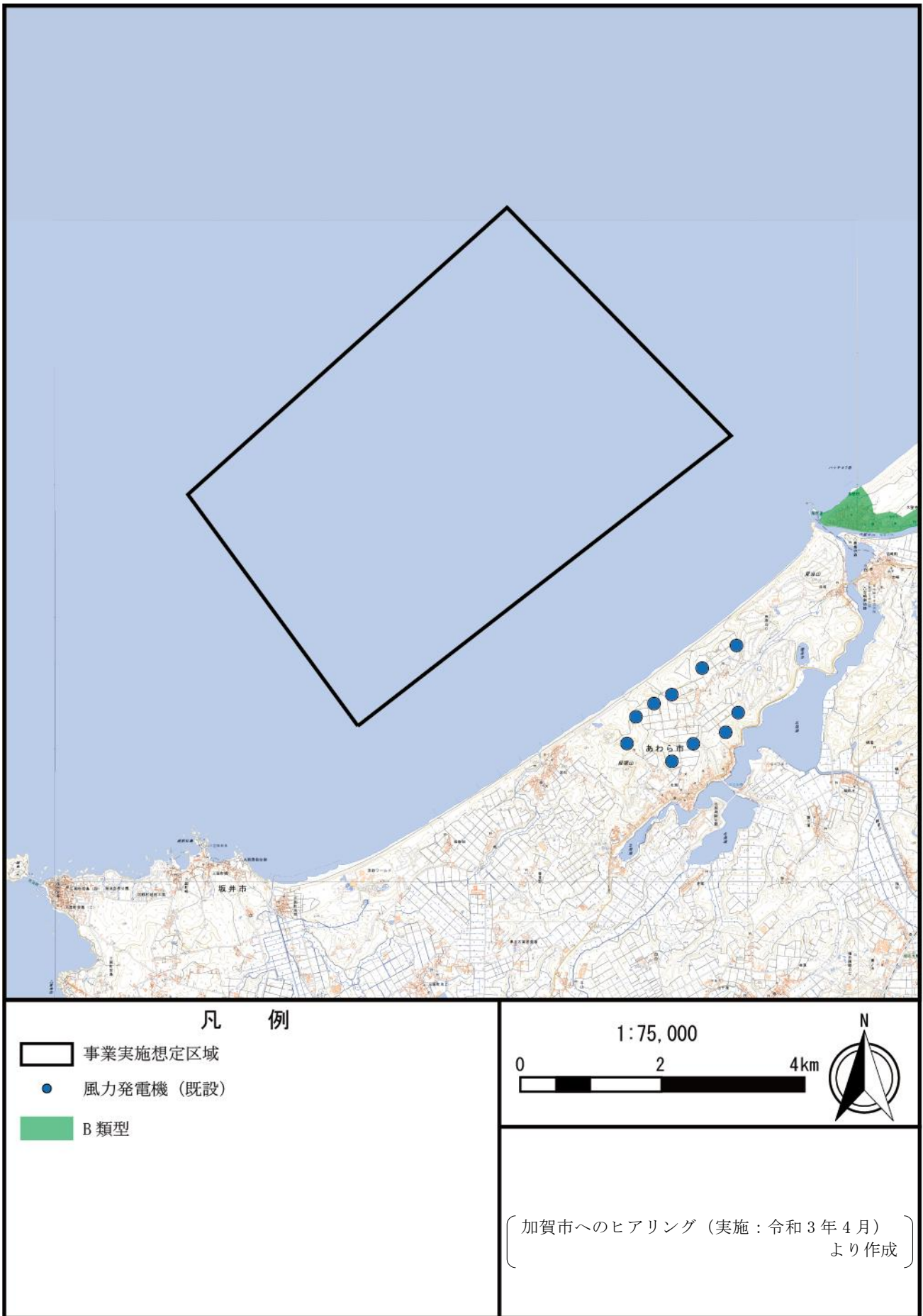


図 3.2-10 騒音に係る環境基準の地域の類型指定の状況

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき定められている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-20のとおり、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-21～表3.2-23のとおり基準値が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、図3.2-11のとおりであり、大聖寺川が「河川B類型」、北潟湖が「湖沼B類型」、越前加賀海岸地先海域及び加賀沿岸海域が「海域A類型」となっている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-24のとおりすべての地下水について定められている。

表3.2-20 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成]

表 3.2-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成]

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、年間平均値とする。						
2. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成]

表 3.2-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1・2・3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-22(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-22(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されない こと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考  
1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) より作成]

表 3.2-23(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) より作成]

表 3.2-23(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) より作成]



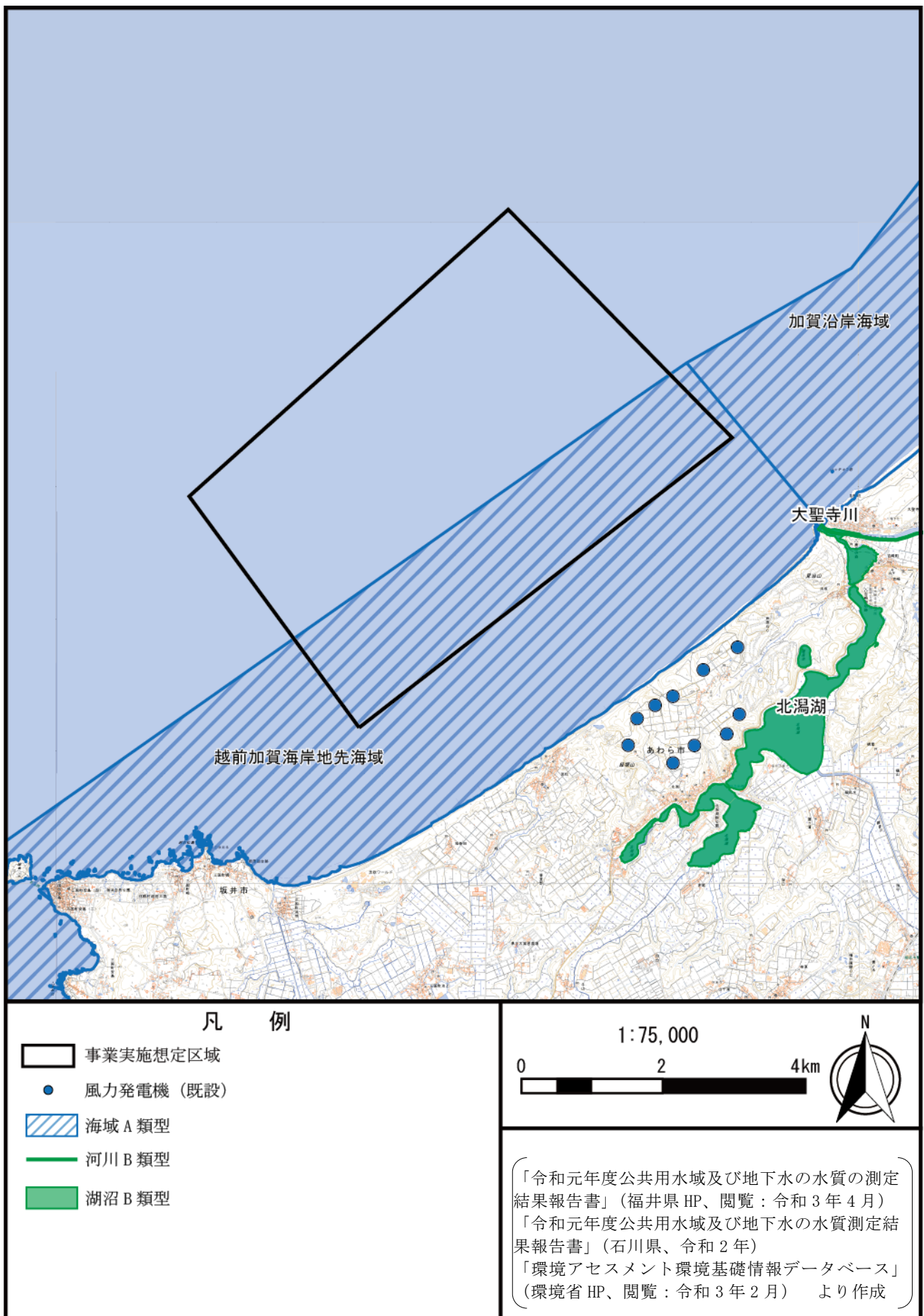


図 3.2-11 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況

表 3.2-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和2年3月30日)

より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき、表3.2-25のとおり全国一律に定められている。

表3.2-25 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日）

より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、表 3.2-26 のとおり定められている。

表 3.2-26 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
<p>1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。</p>	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日）に基づき、地域ごとに排出基準（K 値）が定められている。あわら市及び坂井市は 7.0、加賀市は 17.5 となっている。

なお、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。

福井県では、「福井県公害防止条例」（平成 8 年福井県条例第 4 号）、坂井市では、「坂井市環境保全条例」（平成 18 年坂井市条例第 76 号）、加賀市では「加賀市生活環境保全条例」（平成 17 年加賀市条例第 143 号）が定められ、特定工場等において発生する騒音の規制基準について規制基準が設けられている。

騒音に関する規制基準及び要請限度は、表 3.2-27～表 3.2-31 のとおりである。事業実施想定区域の周囲における騒音規制区域は図 3.2-12 のとおりである。

表 3.2-27 あわら市の公害防止条例における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分	時間区分	朝	昼間	夕	夜間
		(6:00～8:00)	(8:00～19:00)	(19:00～22:00)	(22:00～6:00)
第 1 種区域	都市計画法に基づく第 1 種低層住居専用地域。	45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	都市計画法に基づく第 1 種中高層住居専用地域。	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	都市計画法に基づく工業地域。	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考：第 2 種区域、第 3 種区域、および第 4 種区域内に所在する学校、こども園、病院等、図書館、並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表で定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。					

〔あわら市内規制地域について〕（あわら市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成

表 3.2-28 坂井市の条例における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分	時間区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号。以下本表において「法」という。)第8条第1項第1号に定める第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域	45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	法第8条第1項第1号に定める第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	法第8条第1項第1号に定める近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	法第8条第1項第1号に定める工業地域の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の区域	合併前の三国町における上記以外の市長が指定した区域	50 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	55 デシベル
備考					
<p>1. 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校・保育所・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>2. 騒音の測定場所は、騒音を発生する特定工場の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以外の任意の地点において測定するものとする。</p> <p>3. 騒音規制法又は福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。</p>					

〔「規制基準の一覧」(坂井市HP、閲覧：令和3年2月)より作成〕

表 3.2-29 加賀市の条例における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分	時間区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	おおむね第一種低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	おおむね第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	おおむね近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	おおむね工業地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の区域	その他の区域(加賀市生活環境保全条例指定区域)(第1種区域~第4種区域として指定されている区域以外の区域)	70 デシベル	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

〔「工場・事業場の騒音にかかる届出」(加賀市HP、閲覧：令和3年2月)より作成〕

表 3.2-30 特定建設作業の騒音の規制に関する基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		その他の休日
備考					
第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で学校、保育所、病院・患者を収容する施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型こども園等の敷地の周囲おおむね 80m までの区域					
第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区分のうち、第1号区域を除く区域					
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)					
「令和 2 年度版環境白書 (資料編)」(福井県、令和 3 年)					
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域の指定」(平成 8 年石川県告示第 134 号)					
より作成					

表 3.2-31 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間区分	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)

「令和 2 年度版環境白書 (資料編)」(福井県、令和 3 年)

「騒音規制法第 17 条 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」(平成 24 年石川県告示第 108 号)

より作成

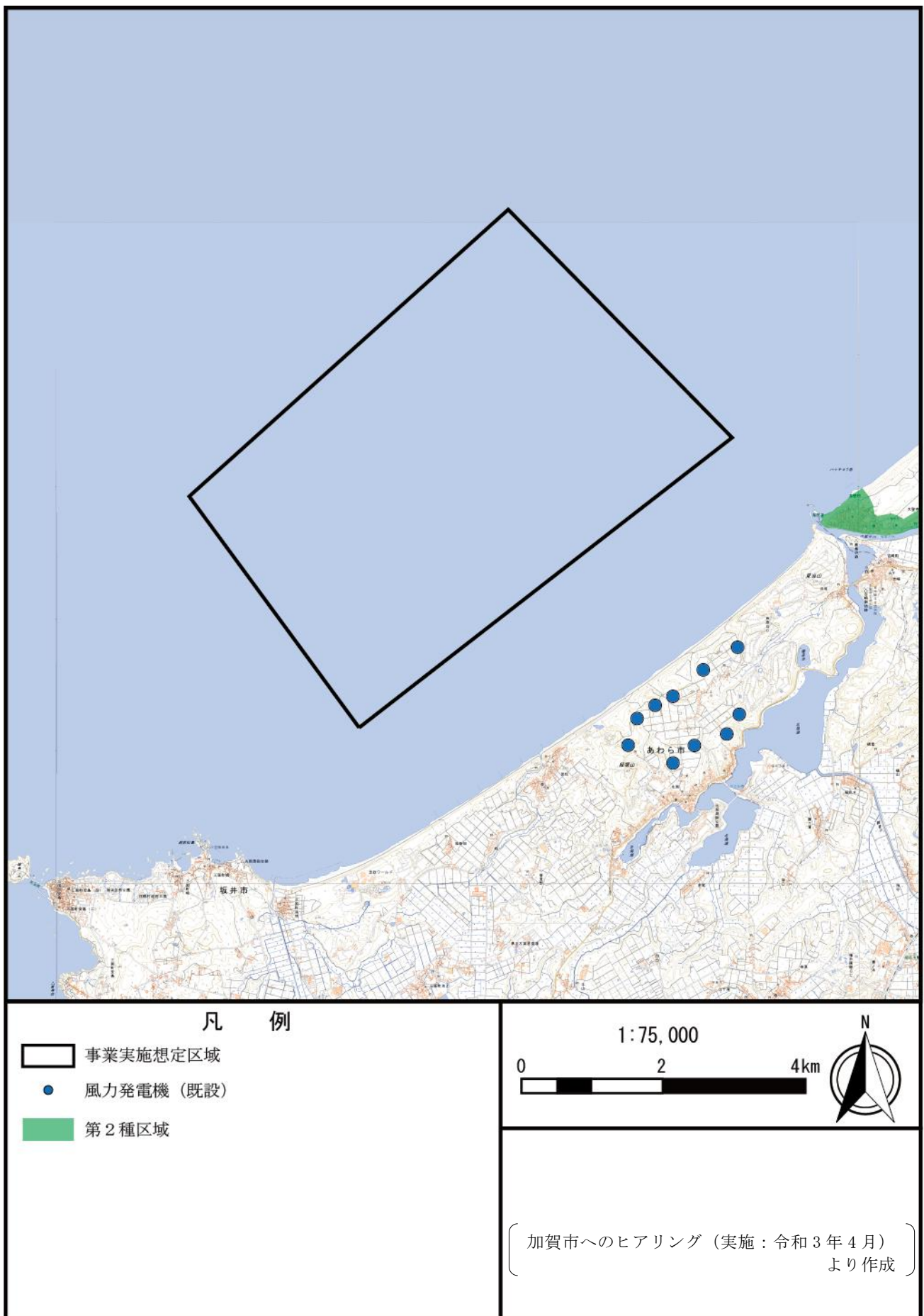


図 3.2-12 騒音規制法に係る騒音規制区域



### ③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それらの規制基準及び要請限度は、表 3.2-32～表 3.2-34 のとおりである。事業実施想定区域の周囲における振動規制区域は図 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-32(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準 (あわら市)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	都市計画法に基づく第 1 種低層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域。	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。	65 デシベル	60 デシベル

備考：区域内に所在する学校、こども園、病院等、図書館、並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表で定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

〔「あわら市内規制地域について」(あわら市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕

表 3.2-32(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準 (坂井市)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	都市計画法に基づく第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル

〔「騒音規制法・振動規制法に関する届出について」(坂井市 HP、縦覧：令和 3 年 2 月)より作成〕

表 3.2-32(3) 特定工場等において発生する振動の規制基準 (加賀市)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	おおむね第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	おおむね近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル
その他の区域	加賀市生活環境保全条例指定区域、第 1 種区域～第 2 種区域として指定されている区域以外の区域	70 デシベル	65 デシベル

備考：学校・保育所・病院・患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

〔「工場・事業場の振動にかかる届出」(加賀市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)より作成〕

表 3.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
第1号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		

備考  
 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区ならびに第4種区域で学校、保育所、病院・患者を収容する施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m 以内の区域  
 第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日)  
 「令和 2 年度版環境白書(資料編)」(福井県、令和 3 年)  
 「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定により知事が指定する区域」(平成 8 年石川県告示第 138 号)  
 より作成

表 3.2-34 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日)  
 「令和 2 年度版環境白書(資料編)」(福井県、令和 3 年)  
 「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 の規定により知事が定める区域及び時間」  
 (平成 8 年石川県告示第 139 号)  
 より作成

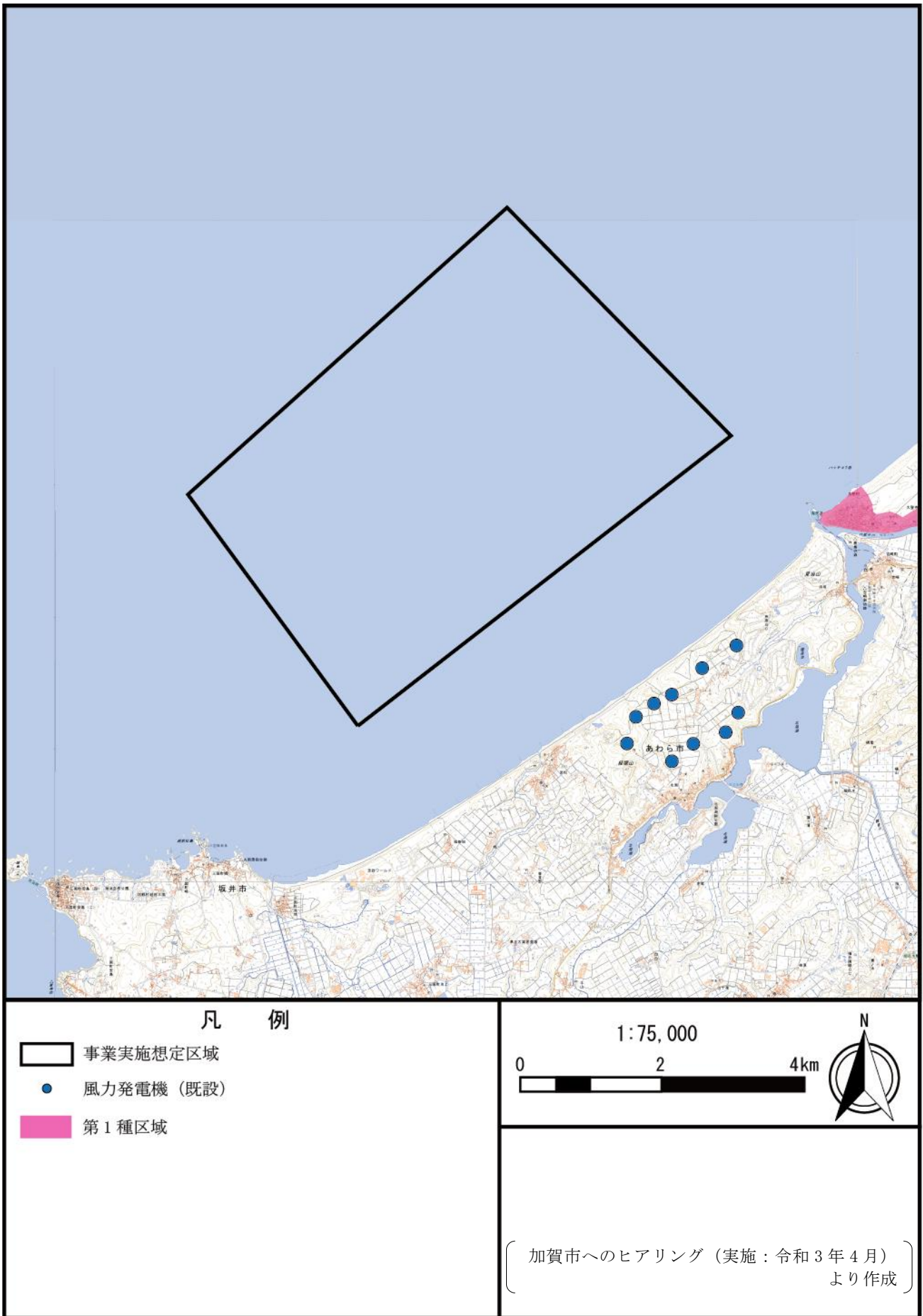


図 3.2-13 振動規制法に係る振動規制区域

#### ④ 水質汚濁

工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づき、全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が表 3.2-35 のとおり定められている。

福井県においては「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年福井県条例第 32 号)、石川県においては「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(平成 16 年石川県条例第 16 号)により、上乘せ排水基準が設定されている。事業実施想定区域及びその周囲では、表 3.2-36 のとおり、「越前加賀海岸地先海域」、「加賀沿岸水域」、「北潟湖水域」及び「大聖寺川水域」において上乘せ排水基準が定められている。

表 3.2-35(1) 水質汚濁に係る一律排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L
シアン化合物	1mg CN/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg B/L 海 域 230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg F/L 海 域 15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日)より作成〕

表 3.2-35(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼）、「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

表 3.2-36(1) 越前加賀海岸地先海域に係る上乘せ排水基準

項目	特定事業場の種類	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
生物化学的 酸素要求量	1 食料品製造業に係る特定事業場	80 (日間平均 60)	120 (日間平均 100)
	2 浄水施設、中央卸売市場の施設または試験研究機関等の施設を設置する特定事業場	60 (日間平均 50)	120 (日間平均 90)
	3 旅館業に係る特定事業場	80 (日間平均 60)	
	4 尿尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均 30	
	5 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均 20	
	6 一から五までの特定事業場以外の特定事業場	40 (日間平均 30)	50 (日間平均 40)
化学的酸素 要求量	1 食料品製造業に係る特定事業場	80 (日間平均 60)	120 (日間平均 100)
	2 浄水施設、中央卸売市場の施設または試験研究機関等の施設を設置する特定事業場	60 (日間平均 50)	120 (日間平均 90)
	3 旅館業に係る特定事業場	80 (日間平均 60)	
	4 尿尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均 30	
	5 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均 20	
	6 一から五までの特定事業場以外の特定事業場	40 (日間平均 30)	50 (日間平均 40)
浮遊物質 量	1 食料品製造業に係る特定事業場	110 (日間平均 90)	150 (日間平均 120)
	2 旅館業に係る特定事業場	120 (日間平均 100)	
	3 非金属鉱業および鉱物・土石粉碎等処理業に係る特定事業場	150 (日間平均 120)	
	4 尿尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均 70	
	5 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均 70	
	6 一から五までの特定事業場以外の特定事業場	90 (日間平均 70)	120 (日間平均 100)

〔「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年福井県条例第 32 号)より作成〕

表 3.2-36(2) 北潟湖水域に係る上乘せ排水基準

項目	特定事業場の種類	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
生物化学的 酸素要求量	1 旅館業に係る特定事業場	30 (日間平均 20)	
	2 尿尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均 30	
	3 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均 20	
	4 一から三までの特定事業場以外の特定事業場	30 (日間平均 20)	40 (日間平均 30)
化学的酸素 要求量	1 旅館業に係る特定事業場	30 (日間平均 20)	
	2 尿尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均 30	
	3 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均 20	
	4 一から三までの特定事業場以外の特定事業場	30 (日間平均 20)	40 (日間平均 30)
浮遊物質 量	1 旅館業に係る特定事業場	40 (日間平均 30)	
	2 尿尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均 70	
	3 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均 70	
	4 一から三までの特定事業場以外の特定事業場	40 (日間平均 30)	50 (日間平均 40)

〔「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年福井県条例第 32 号)より作成〕

表 3.2-36(3) 石川県における上乘せ排水

区域 (水域適用年月日)	工場又は事業場	許容限度					
		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的 酸素要 求量(mg/L)		浮遊物質 量(mg/L)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
大聖寺川水域 (昭和 48 年 7 月 6 日) 大聖寺川本川及びこれ に流入する公共用水域	食料品製造業	80	120			100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40			70	90
	下水道終末処理施設	20	30			70	90
	その他のもの	60	80			80	120
加賀沿岸水域 (昭和 51 年 7 月 6 日) 加賀市から白山市ま での間の陸岸の地先海 域及びこれに流入す る公共用水	畜産業	80	120	80	120	100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	60	80	60	80	80	120
北潟湖 (昭和 51 年 7 月 6 日) 北潟湖及びこれに流 入する公共用水域	全部	20	30	20	30	70	110

〔「水質汚濁防止（排水規制・構造基準等）のしおり」（石川県、令和 3 年）より作成〕

⑤ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑥ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 福井県環境基本計画

福井県では、「福井県環境基本条例」（平成7年福井県条例第5号）における「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つの基本理念の実現を目指すため、平成7年3月に「福井県環境基本計画」が制定された。平成9年3月に最初の計画を策定し、その後の社会・経済等の情勢の変化を受け、平成15年1月、平成20年11月、平成25年11月に見直しを行った。「ふるさとの美しい環境を守り育て福井の活力につなげる」を基本目標とし、計画期間は平成30年度から平成34年度までの5年間となっている。分野別施策は表3.2-37のとおりである。

表 3.2-37 福井県環境基本計画の分野別施策

分野別施策	
自然と共生する社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然とふれあう活動の推進</li> <li>・里山里海湖の保全・再生と活用</li> <li>・生物多様性の保全</li> </ul>
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和策の推進</li> <li>・適応策の推進</li> <li>・県の事務・事業における温室効果ガス排出削減</li> </ul>
循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの促進</li> <li>・不適正な処理の防止</li> </ul>
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水・大気環境の保全</li> <li>・化学物質対策の推進</li> <li>・放射性物質の監視等</li> </ul>
環境について自ら考え行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における環境教育の促進</li> <li>・地域や家庭における環境教育や環境活動の促進</li> </ul>
各分野に共通する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した事業活動の推進</li> <li>・環境情報の収集・提供</li> </ul>

〔「福井県環境基本計画」（福井県、平成30年）より作成〕

#### ② あわら市環境基本計画

あわら市では、「あわら市環境基本条例」（平成17年あわら市条例第3号）に基づき、「あわら市環境基本計画」（あわら市、平成19年）が策定された。環境保全の方向性を示すとともに、市民・事業者・市（行政）の役割やそれぞれが守るルール（配慮事項）などを明らかにしている。計画期間は平成38年度までの20年とし、平成28年に改定されている。環境像、目標及び具体的な施策は表3.2-38のとおりである。

表 3.2-38 あわら市環境基本計画の目標と施策

環境像	目標	具体的施策
豊かな自然の中に産業と文化が生きづつまち あわら	人づくり（環境啓発・環境教育）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境教育活動に対する情報提供・支援</li> <li>2 地域・学校での環境教育の取組普及</li> </ol>
	持続可能な循環型社会を構築する	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域資源の利活用計画を策定する</li> <li>2 ごみの減量化と資源化の向上</li> </ol>
	環境の価値を産業活動に反映する	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域資源（地域のお宝）の発掘と活用</li> <li>2 森林資源などを活用した産業を推進する</li> </ol>
	自然環境・生物多様性・文化・歴史資源を守る	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不法投棄の件数を減らす</li> <li>2 自然環境の保全</li> <li>3 文化・歴史資源の保全</li> </ol>

〔「あわら市環境基本計画 改定版」（あわら市、平成28年）より作成〕



### ③ 坂井市環境基本計画

坂井市では、「坂井市環境基本条例」（平成 18 年坂井市条例第 75 号）に基づき、「坂井市環境基本計画」（坂井市、平成 21 年）が策定された。市民、事業者、市（行政）が連携した取り組みが必要とし、坂井市の環境づくりに取り組んでいくための方向性を定めることを目的としている。目指すべき環境像を「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」としており、行動方針及び行動目標の体系は表 3.2-39 のとおりである。

表 3.2-39 坂井市環境基本計画の行動方針及び行動目標

行動方針		行動目標
1	良好な生活環境の創出	①きれいな水と空気を確保する ②健康で安全な生活を確保する ③やすらぎのある環境を守る ④快適で環境に優しい住環境を創出する
2	豊かな自然と歴史資源の保全・育成	⑤水と緑に育まれた自然生態系を守る ⑥自然がおりなす美しい景観を育む ⑦水辺とのふれあいを推進する ⑧自然に培われた歴史と文化を後世に残す
3	循環型社会の形成	⑨もの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる ⑩資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する
4	環境にやさしい人づくり	⑪自然の大切さに気付き、興味を持ち、そして守っていくために行動する
5	地球環境の保全	⑫地球温暖化を防止するために行動する ⑬地球温暖化による影響に対して適応策をとる

〔「坂井市環境基本計画 改定版」（坂井市、平成 26 年）より作成〕

### ④ 石川県環境総合計画

石川県では、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成 16 年石川県条例第 16 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画として、「石川県環境総合計画」（石川県、令和 2 年）が改訂された。計画期間は令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間としている。計画の取組みの柱及びテーマは表 3.2-40 のとおりである。

表 3.2-40 石川県環境総合計画の取組み及びテーマ

取組みの柱		テーマ
1	地球環境の保全	1 地球温暖化防止 2 気候変動の影響への適応
2	循環型社会の形成	1 廃棄物等の排出抑制 2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収 3 適正な処分 4 不適正処理の防止
3	自然と人との共生	1 地域の特性に応じた自然環境と生物多様性の保全 2 種の保存の推進 3 野生鳥獣の保護管理の推進 4 自然とのふれあいの推進
4	生活環境の保全	1 流域全体として捉えた水環境の保全 2 大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係 3 環境美化、修景、景観形成 4 開発行為に係る環境配慮
5	質の高い環境の形成に資する産業活動の推進	1 環境に配慮した事業活動の推進 2 環境ビジネスの推進 3 農業・農村における多面的機能の維持・発揮
6	環境を通じた人づくり・地域づくり	1 環境教育・環境学習の推進 2 地域資源を活用した持続可能な地域づくり 3 環境研究、国際環境協力の推進

〔「石川県環境総合計画」(石川県、令和2年)より作成〕

⑤ 第2次加賀市総合計画

加賀市では、市の発展と飛躍のため、計画的にまちづくりを推進していく指針となるものとして、「第2次加賀市総合計画【基本構想】」(加賀市、平成28年)が策定された。計画期間を平成29年度から平成38年度までとし、加賀市が目指すべきまちづくりの「基本理念」や目標人口などを設定する「将来人口」、加賀市のビジョンを示す「将来都市像(テーマ)」、都市の構造を設定する「将来都市構造」、市の施策を体系づける「施策の大綱」などで構成されている。将来都市像(テーマ)及び基本方針は表3.2-41のとおりである。

表 3.2-41 第2次加賀市総合計画の将来都市像及び基本方針

将来都市像(テーマ)	基本方針
自然・歴史・伝統が息づく 住んでいたい 来てみたいまち ～地域の強みを活かし、ともに進める人・まちづくり～	1 安心の子育てと地域に根ざした教育による笑顔あふれるまちづくり
	2 観光と歴史、文化の振興による賑わいのあるまちづくり
	3 ものづくりと雇用創出で、活力と勢いのあるまちづくり
	4 いつまでも元気で健やかに暮らし続けられるまちづくり
	5 みんなが手をとり、いきいきと安心して暮らせるまちづくり
	6 豊かな自然を守り育てる、美しく快適なまちづくり
	7 将来を見据えた、効率的な行財政で支えるまちづくり

〔「第2次加賀市総合計画【基本構想】」(加賀市、平成28年)より作成〕

⑥ 北潟湖自然再生協議会

北潟湖自然再生協議会は、自然再生推進法に基づいて設置する協議会で、2018年(平成30年)11月24日に設立された。再生課題を「湖及び周辺地域の環境の保全と再生」としており、北潟湖の美しい環境を取り戻し、本来もつすばらしい自然を再生させ、さらに地域資源を再発見することにより、北潟湖及びその周辺地域において、自然と共生する豊かな地域づくりを目指すことを目標としている。

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-42 及び図 3.2-14 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に「越前加賀海岸国定公園」の指定がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

海域公園地区：熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-42 自然公園の概要

名称	指定年月日 (最終変更)	面積 (ha)	関係自治体
越前加賀海岸国定公園	昭和 43 年 5 月 1 日 (平成 24 年 3 月 27 日)	20,596	福井県：福井市、あわら市、坂井市、 越前町、南越前町、敦賀市 石川県：加賀市

「福井の自然公園」（福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）  
「自然公園」（石川県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月）より作成

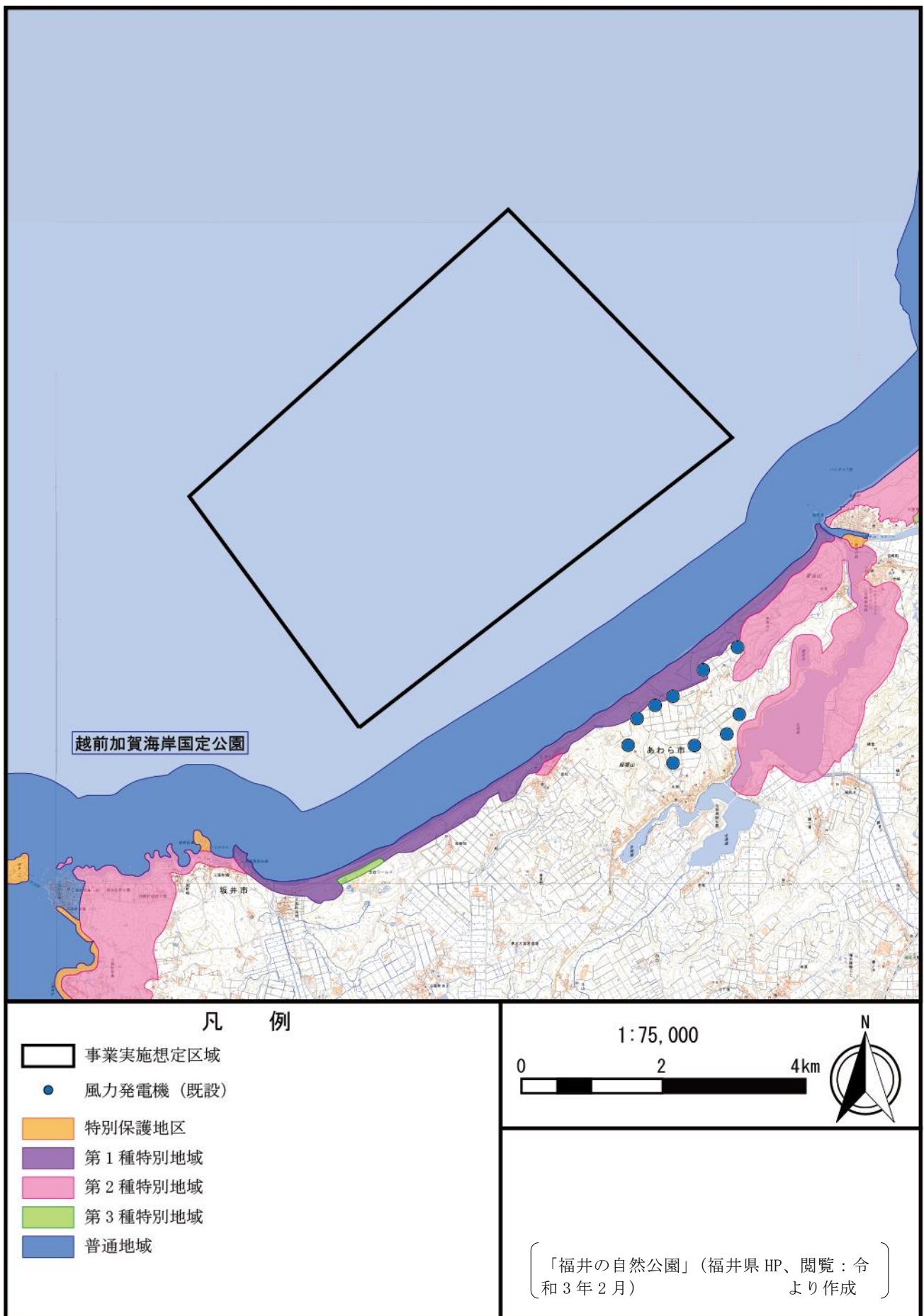


図 3.2-14 自然公園の状況

## ② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）、「福井県自然環境保全条例」（昭和 48 年福井県条例第 1 号）及び「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成 16 年石川県条例第 16 号）に基づく自然環境保全地域、緑地環境保全地域等はない。

## ③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく文化遺産及び自然遺産の指定はない。

## ④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

## ⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-43 及び図 3.2-15 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に鳥獣保護区がある。

表 3.2-43 鳥獣保護区の指定状況

名称	区分	面積 (ha)	うち特別保護地区面積 (ha)	期限
東尋坊	身近な鳥獣生息地	400	—	令和 11 年 10 月 31 日
北潟	集団渡来地	263	—	令和 22 年 10 月 31 日
大聖寺	集団渡来地	1,439	—	令和 5 年 10 月 31 日

注：「—」は特別保護地区の指定がないことを示す。

「令和 2 年度福井県鳥獣保護区等位置図」（福井県、令和 2 年）  
福井県安全環境部 自然環境課へのヒアリング（実施：令和 3 年 3 月）  
「令和 2 年度石川県鳥獣保護区等位置図」（石川県、令和 2 年）  
「鳥獣保護区の存続期間の更新」（平成 15 年石川県告示第 624 号）より作成

## ⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく生息地等保護区はない。なお、事業実施区域及びその周囲には、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成 16 年条例第 16 号）に基づく野生動植物保護地区はない。

## ⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域は、事業実施想定区域から約 5.5km 離れた位置に片野鴨池があるが、事業実施想定区域及びその周囲に区域はない。

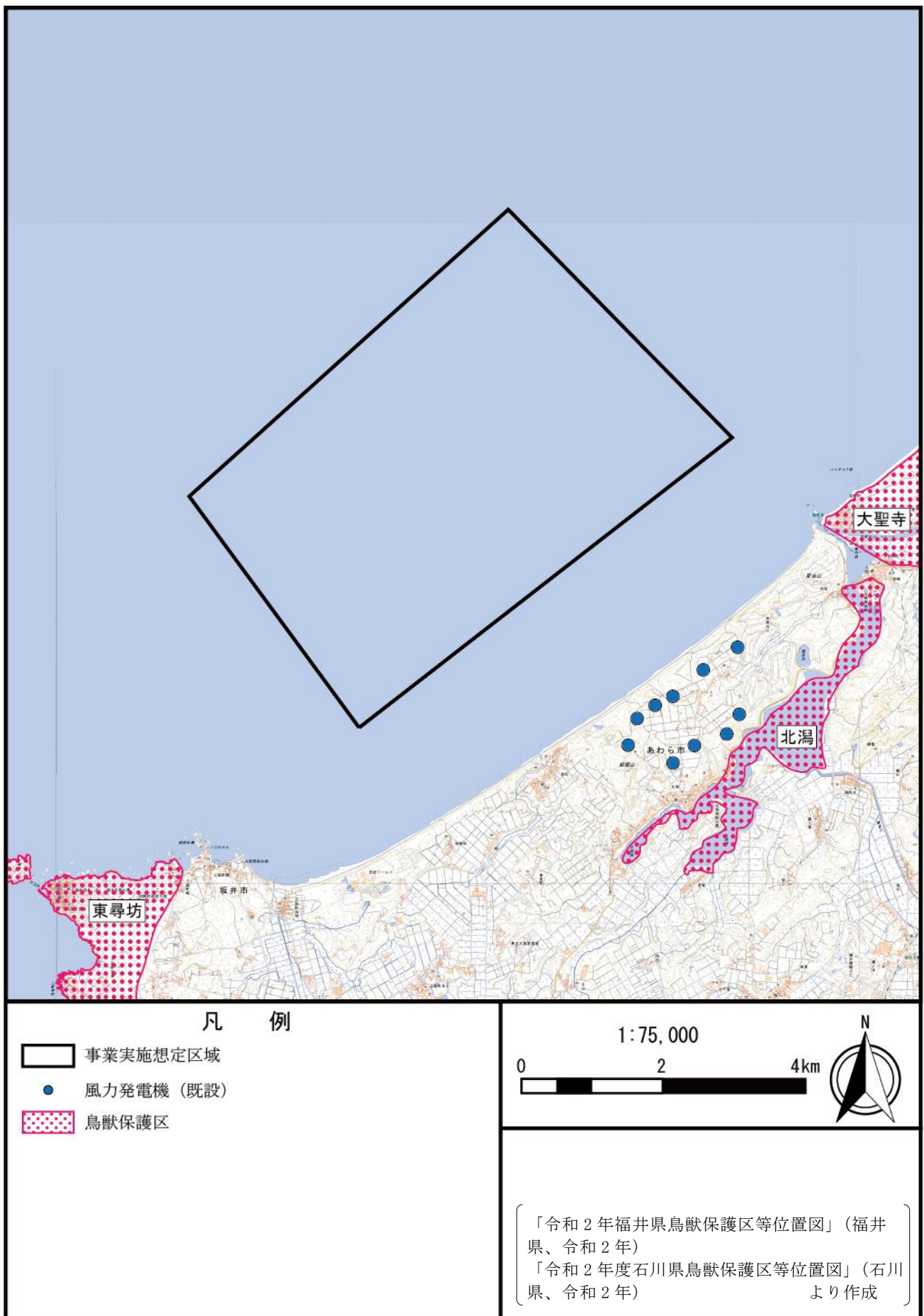


図 3.2-15 鳥獣保護区の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域の周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日) 等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は、表 3.2-44 及び図 3.2-16 のとおりである。

表 3.2-44 史跡・名勝・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
国	史跡	吉崎御坊跡	あわら市吉崎 2 字西御山 148 番 2 号他
		丸岡藩砲台跡	坂井市三国町梶
	名勝・天然記念物	東尋坊	坂井市三国町宿、米ヶ脇、安島、陣ヶ岡、崎、梶、浜地
	天然記念物	鹿島の森	加賀市塩屋町
あわら市	史跡	柿原窯跡	あわら市山十楽 48 字 3 番 1 号他
		細呂木関所跡	あわら市細呂木 26 字 6 番 1 号
		旧北陸道	あわら市細呂木 58 字 12 番地先から 57 字 3 番地先
		細呂木製鉄遺跡	あわら市指中 59 字 (古ヶ須) 64-2
	天然記念物	イチョウ	あわら市北潟 42 字 12 番 2 号 (安楽寺境内)
		社叢林	あわら市赤尾 11 字 22 番 (白山神社境内)
	吉崎のキンメイチク群	あわら市吉崎 45 字 59 番他	

注：地域を定めないものを除く。

「福井の文化財」(福井県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
 「あわら市の文化財」(あわら市郷土歴史資料館 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
 「坂井市指定文化財」(坂井市 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
 「石川の文化財」(石川県 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
 「指定文化財紹介」(加賀市教育委員会 HP、閲覧：令和 3 年 2 月)  
 より作成



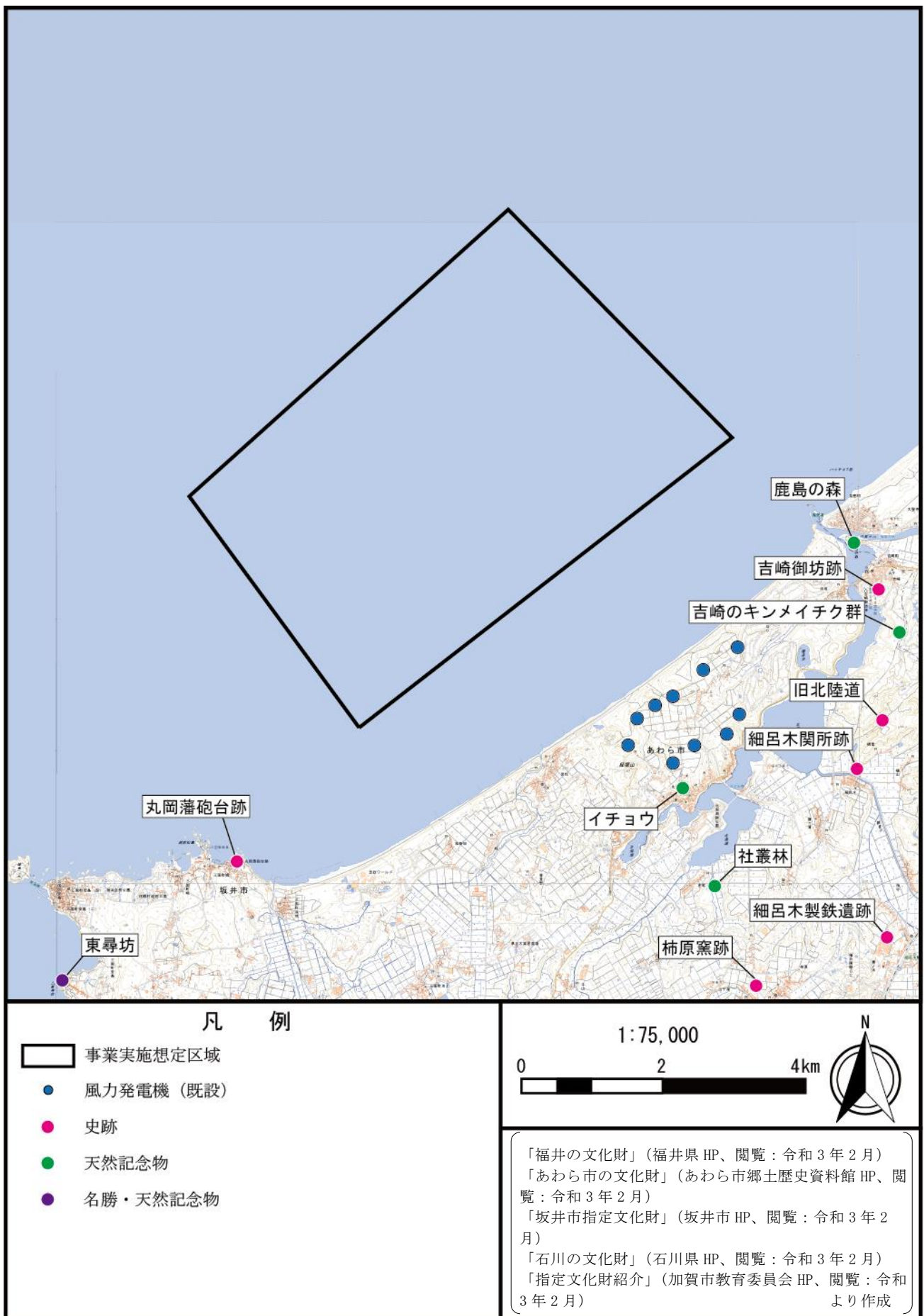


図 3.2-16 史跡・名勝・天然記念物の状況

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲における「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）に基づく「あわら市景観計画【変更】」（あわら市、令和 3 年）、「坂井市景観計画」（坂井市、平成 20 年）、「福井市景観計画（第 5 回変更）」（福井市、平成 31 年）、「いしかわ景観総合計画」（石川県、平成 20 年）及び「加賀市景観計画」（加賀市、平成 23 年）により指定された景観計画区域等は、図 3.2-17 のとおりである。

事業実施想定区域周囲の海域には、「いしかわ景観総合計画」及び「加賀市景観計画」により指定された「景観形成地域（海）」が存在する。

#### ② 風致地区

事業実施想定区域の周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）により指定された風致地区はない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

事業実施想定区域の周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-18 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に保安林がある。

#### ② 海岸法に基づく海岸保全区域

事業実施想定区域の周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく海岸保全区域は、図 3.2-19 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に海岸保全区域がある。

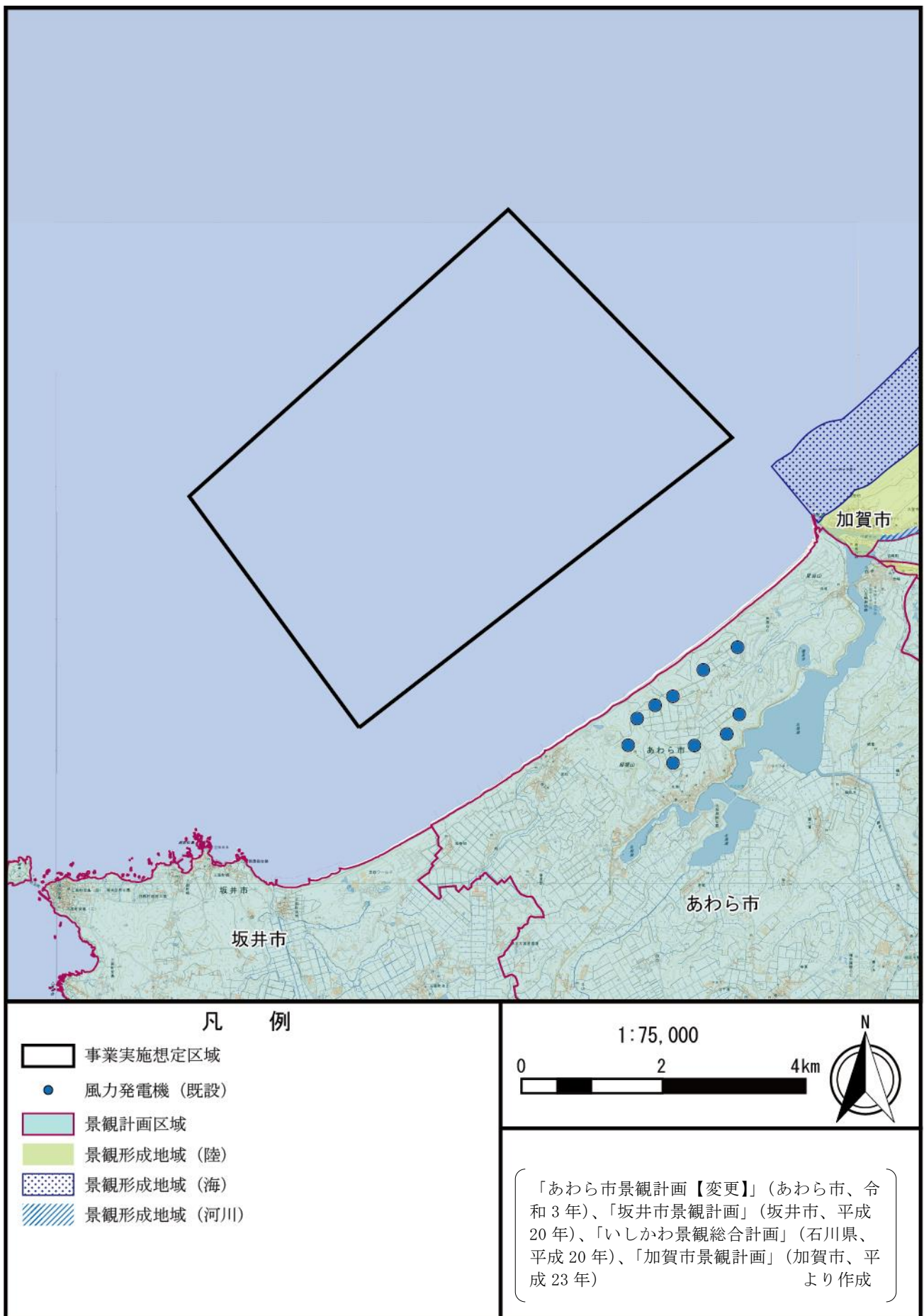


図 3.2-17 景観計画区域の指定状況

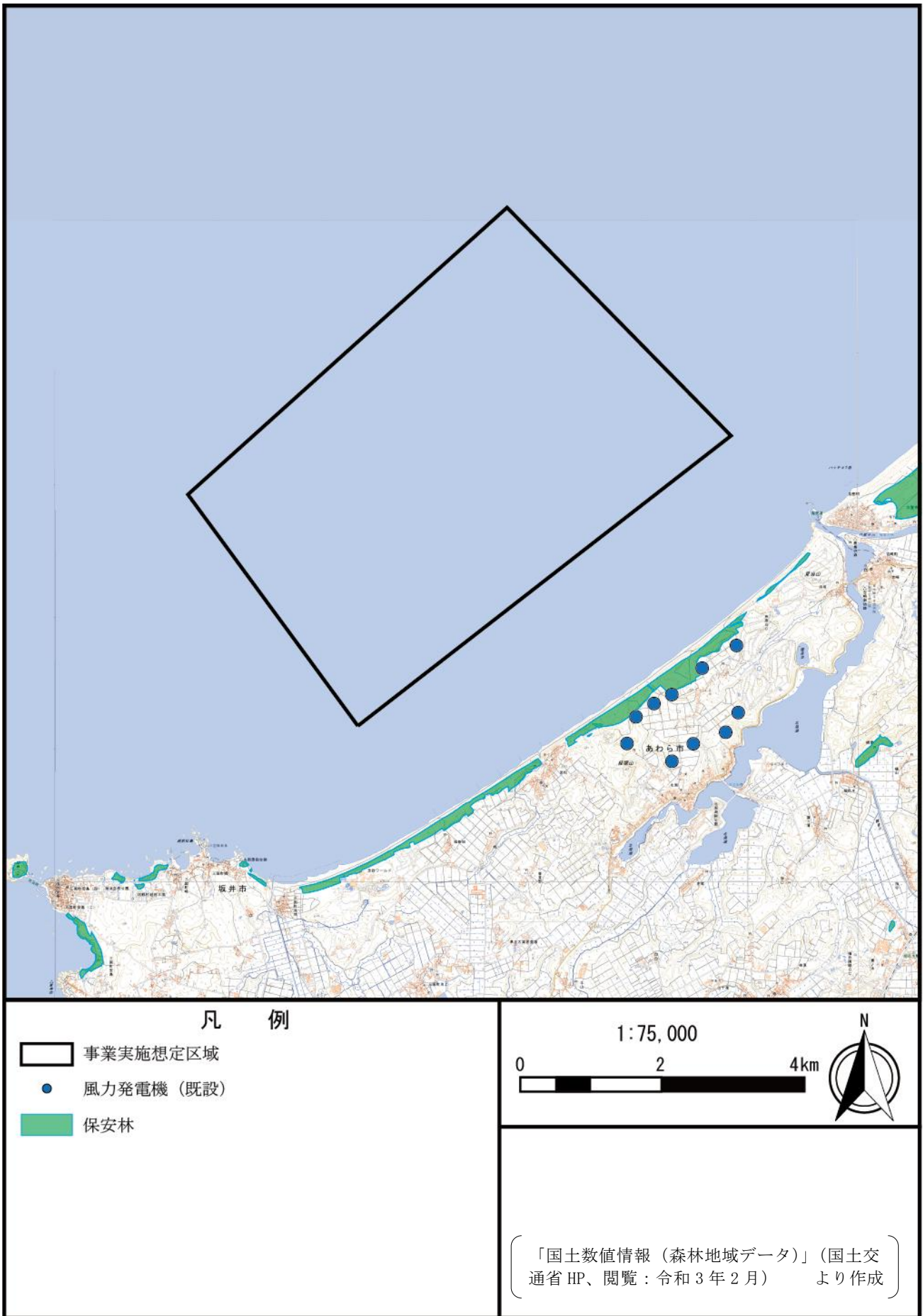


図 3.2-18 保安林の指定状況

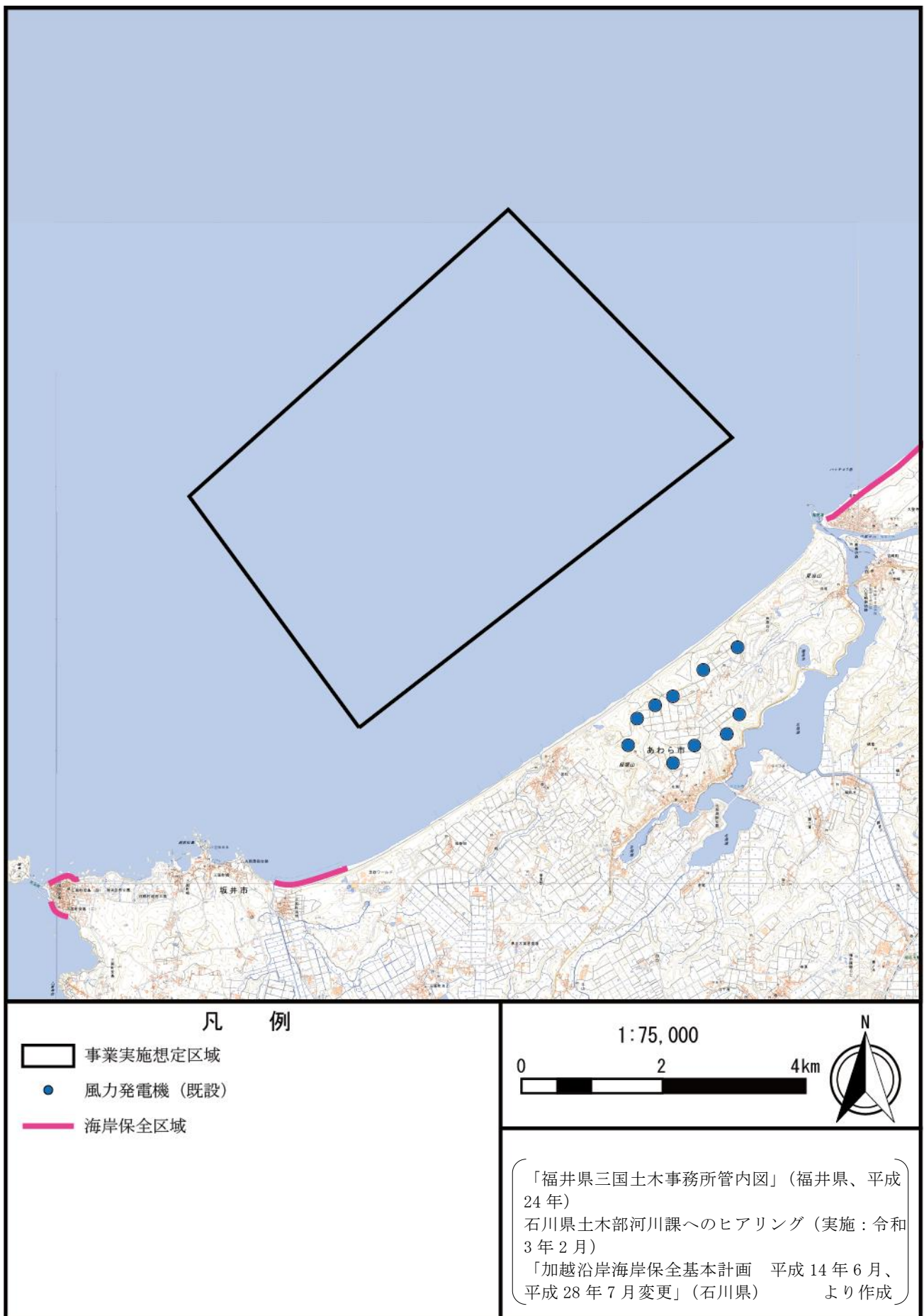


図 3.2-19 海岸保全区域の状況

### 3.2.8 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-45 のとおりである。

表 3.2-45(1) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			あわら市	坂井市	加賀市	事業実施想定区域及びその周囲	事業実施想定区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○	×
		農業地域	○	○	○	○	×
		森林地域	○	○	○	○	×
		自然公園地域	○	○	○	○	×
		自然保全地域	×	×	○	×	×
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	×	×
		水域類型指定	○	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	×	×
	振動規制法	規制地域	○	○	○	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×
		国定公園	○	○	○	○	×
	福井県立自然公園条例	×	×	—	×	×	
	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	県立自然公園	—	—	○	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×
	福井県自然環境保全条例	×	×	—	×	×	
	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	県自然環境保全地域	—	—	○	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×
	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	希少野生動植物保護地区	—	—	×	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	○	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	×
		景観エリア	—	—	○	○	×
	いしかわ景観総合計画	景観形成重要エリア(陸)	—	—	○	○	×
		景観形成重要エリア(海)	—	—	○	○	×
		特別エリア	—	—	○	×	×
		景観計画区域	—	—	○	○	×
	加賀市景観計画	景観形成地域(陸)	—	—	○	○	×
		景観形成地域(海)	—	—	○	○	×
景観形成地域(河川)		—	—	○	○	×	
都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×	

表 3.2-45(2) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			あわら市	坂井市	加賀市	事業実施想定区域及びその周囲	事業実施想定区域
国土 防災	森林法	保安林	○	○	○	○	×
	海岸法	海岸保全区域	×	○	○	○	×

注：○；指定あり、×；指定なし、－；該当なし